

令和8年2月
令和8年3月

指宿市議会会議録

第1回臨時会
第1回定例会

指宿市議会会議録目次

令和8年第1回市議会臨時会

会期日程	1
------	---

2月12日

議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定による出席者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
議席の指定	6
副議長の選挙	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
常任委員の選任	8
議会運営委員の選任	9
広報特別委員会の設置及び特別委員の選任	9
指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙	10
指宿南九州消防組合議会議員の選挙	11
市長挨拶	12
議案第1号及び議案第2号一括上程	13
提案理由説明	13
議案第1号及び議案第2号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	15
議案第3号上程	17
提案理由説明	18
議案第3号（質疑，委員会付託省略，表決）	18
議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件	18
閉議及び閉会	19

令和8年第1回市議会定例会

会期日程	20
2月20日	
議事日程	22
本日の会議に付した事件	23
出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条の規定による出席者	24
職務のため出席した事務局職員	24
開会及び開議	25
会議録署名議員の指名	25
会期の決定	25
議案第4号～議案第33号一括上程	25
提案理由説明	25
議案第34号及び議案第35号一括上程	47
提案理由説明	47
議案第34号及び議案第35号（質疑，委員会付託省略，表決）	48
散会	49
2月25日	
議事日程	50
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定による出席者	51
職務のため出席した事務局職員	52
開議	53
会議録署名議員の指名	53
議案第4号～議案第11号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	53
議案第12号～議案第33号（質疑，委員会付託）	54
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	61
散会	63

3月13日

議事日程	64
本日の会議に付した事件	64
出席議員	64
欠席議員	64
地方自治法第121条の規定による出席者	64
職務のため出席した事務局職員	65
開 議	66
会議録署名議員の指名	66
一般質問	67
東 伸 行 議員	67
1. 令和8年度施政方針について	
2. 山川港の環境整備について	
3. 補給基地の誘致について	
大 村 清 文 議員	77
1. 利永区の地域活性化について	
2. ケアラーへの支援について	
3. フレイル予防について	
4. 教育行政について	
5. 地元企業の育成について	
小荒田 大 樹 議員	90
1. 公共施設の修繕について	
2. 少子化対策について	
3. 子育て支援について	
松 下 知 恵 議員	96
1. 稼げる町（観光振興）について	
延 会	109

3月16日

議事日程	110
本日の会議に付した事件	110
出席議員	110
欠席議員	110
地方自治法第121条の規定による出席者	110
職務のため出席した事務局職員	111

開 議	112
会議録署名議員の指名	112
一般質問	112
東 勝 義 議員	112
1. かいもん荘跡地について	
2. 指宿中央通りについて	
3. 観光地指宿について	
4. 街灯（安全灯，防犯灯，街路灯）について	
西 森 三 義 議員	127
1. 農業振興について	
2. 学校跡地の活用について	
3. たまたま箱温泉の余剰熱水の活用について	
新川床 金 春 議員	140
1. 冠水及び浸水対策について	
議案第36号～議案第38号一括上程	154
提案理由説明	154
議案第36号～議案第38号（質疑，委員会付託）	156
散 会	157

3月26日

議事日程	158
本日の会議に付した事件	159
出席議員	159
欠席議員	159
地方自治法第121条の規定による出席者	159
職務のため出席した事務局職員	160
開 議	161
会議録署名議員の指名	161
議案第13号，議案第14号，議案第16号，議案第17号，議案第19号，議案第20号，議案第36号（委員長報告，質疑，討論，表決）	161
議案第18号（委員長報告）	165
議案第18号（修正案説明）	166
議案第18号（質疑，討論，表決）	166
議案第12号，議案第15号，議案第21号～議案第24号（委員長報告，質疑，討論，表決）	174

議案第25号（委員長報告，質疑，討論，表決）	176
議案第26号（委員長報告，質疑，討論，表決）	178
議案第37号（委員長報告，質疑，討論，表決）	191
議案第27号～議案第29号（委員長報告，質疑，討論，表決）	193
議案第38号（委員長報告，質疑，討論，表決）	195
議案第30号～議案第33号（委員長報告，質疑，討論，表決）	196
議案第39号及び議案第40号一括上程	198
提案理由説明	198
議案第39号及び議案第40号（質疑，委員会付託省略，表決）	199
選挙管理委員及び補充員の選挙	200
閉会中の継続調査について	201
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果	201
議長挨拶	202
市長挨拶	202
閉議及び閉会	203

第 1 回 臨 時 会

令和 8 年 2 月 議 会

令和8年第1回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 1日間（2月12日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
2月12日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮議席の指定 ・ 議長の選挙 ・ 議席の指定 ・ 副議長の選挙 ・ 会期の決定 ・ 常任委員の選任 ・ 議会運営委員の選任 ・ 広報特別委員会の設置及び広報特別委員の選任 ・ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙 ・ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙 ・ 議案第1号及び議案第2号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議案第3号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 表決) ・ 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

第 1 回 臨 時 会

令和8年2月12日

(第1日)

第1回指宿市議会臨時会会議録

令和8年2月12日 午前10時00分 開議

~~~~~

## 1. 議事日程

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 会議録署名議員の指名
- 日程第6 会期の決定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 広報特別委員会の設置及び広報特別委員の選任
- 日程第10 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第11 指宿南九州消防組合議会議員の選挙
- 日程第12 議案第1号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第2号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第14 議案第3号 監査委員の選任について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

---

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

## 1. 出席議員

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員 | 平 峰 嘉 代 | 2 番 議 員  | 上 蘭 哲 司 |
| 3 番 議 員 | 竹 山 徹   | 4 番 議 員  | 下林山 晴 美 |
| 5 番 議 員 | 小荒田 大 樹 | 6 番 議 員  | 大 村 清 文 |
| 7 番 議 員 | 松 下 知 恵 | 8 番 議 員  | 前 原 五 男 |
| 9 番 議 員 | 東 勝 義   | 10 番 議 員 | 新宮領 實   |

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 11 番 議 員 | 恒 吉 太 吾 | 12 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 13 番 議 員 | 西 森 三 義 | 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 15 番 議 員 | 新川床 金 春 | 16 番 議 員 | 下川床 泉   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長       | 黒 永 英 樹 |
| 教 育 長   | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長     | 渡 部 徹 也 |
| 市民福祉部長  | 富 永 敏 尚 | 農水商工観光部長    | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長 | 窪 田 幸一郎 | 教 育 部 長     | 湯ノ口 繁 生 |
| 総 務 課 長 | 濱 上 和 也 | 人 事 秘 書 課 長 | 木 下 英 城 |
| 企画政策課長  | 東 忠 孝   | 財 政 課 長     | 上 村 圭一郎 |
| 水 道 課 長 | 安 留 和 信 |             |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 池 水 拓 也 | 主幹兼調査管理係長 | 下 川 裕 一 |
| 主幹兼議事係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 徳 留 洋 美 |

○**議会事務局長（池水拓也）** 一般選挙後の最初の議会では、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、前原五男議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。前原議員は、議長席に御移動願います。

〔前原議員、議長席に移動〕

○**臨時議長（前原五男）** ただいま御紹介いただきました前原五男でございます。議長選挙が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、何とぞよろしく申し上げます。

#### △ 開会及び開議

午前10時00分

○**臨時議長（前原五男）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和8年第1回指宿市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

#### △ 仮議席の指定

○**臨時議長（前原五男）** まず、日程第1、仮議席の指定をいたします。仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

#### △ 議長の選挙

○**臨時議長（前原五男）** 次は、日程第2、議長の選挙を行います。お諮りいたします。議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（前原五男）** 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙は投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○**臨時議長（前原五男）** ただいまの出席議員は、16人であります。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○**臨時議長（前原五男）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○**臨時議長（前原五男）** 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○**臨時議長（前原五男）** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

なお、白票は無効票として取り扱います。

職員が仮議席の番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（前原五男） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（前原五男） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

○臨時議長（前原五男） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に平峰嘉代議員、上菌哲司議員、竹山徹議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（前原五男） 選挙結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票であります。

有効投票中、下川床泉議員10票、新川床金春議員6票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、下川床泉議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました下川床議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

下川床議員、議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○議長（下川床泉） 一言、議長当選承諾及び就任の御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖の身ながら私が議員の皆様方の御推挙によりまして、市議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄であり、またその責任の重大さに身の引き締まる思いで、衷心から感謝感激をいたしております。ここに皆様方の御推挙を受けましたからには、皆様方の温かい御支援と御鞭撻によりまして、市政の発展と市民福祉の向上に誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。また、円滑な議会運営のために公平無私、不偏不党の基本の下に、分かりやすい議会、開かれた議会を念頭に努力を傾注いたしてまいりたいと、固く

覚悟しておる次第でございます。何とぞ先輩、同僚議員並びに執行部当局は申すに及ばず、報道機関関係者各位におかれましても倍旧の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議長当選承諾と就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

**○臨時議長（前原五男）** 以上を持ちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。どうもありがとうございました。

それでは、新議長の下川床泉議員、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

[下川床泉議員、議長席に着席]

休憩 午前10時18分  
再開 午前10時24分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議席の指定

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、議長において指定いたします。

議席は、ただいま御着席の議席といたします。

#### △ 副議長の選挙

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

副議長の選挙は、投票をもって行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

**○議長（下川床泉）** ただいまの出席議員は、16人であります。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

**○議長（下川床泉）** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（下川床泉）** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

**○議長（下川床泉）** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

なお、白票は無効票として取り扱います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票願います。

[投票]

**○議長（下川床泉）** 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開場]

**○議長（下川床泉）** これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に下林山晴美議員、小荒田大樹議員、大村清文議員を指名いたします。

開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

**○議長（下川床泉）** 選挙結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票16票、無効投票0票であります。

有効投票中、新宮領實議員7票、福永徳郎議員9票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、福永徳郎議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました福永徳郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

福永徳郎議員、副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

**○副議長（福永徳郎）** 一言、お礼の御挨拶申し上げます。議員の皆様方の御推挙によりまして、副議長の要職に就くことになりましたことは、身に余る光栄と存じ、感激しておりますと同時に、職務の重大さを痛感するものであります。幸いにして人間性と物事を正しく見極める能力とともに、卓越された議長の下、同僚議員各位の絶大なる御指導と御鞭撻を賜りま

して、副議長という職責に向かって全知全能を傾注していきたいと思えます。誠に簡単でございますが、副議長当選承諾及び就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

(拍手)

#### △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） 次は、日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、松下知恵議員及び前原五男議員を指名いたします。

#### △ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前11時16分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 常任委員の選任

○議長（下川床泉） 次は、日程第7、常任委員の選任を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務厚生委員に、平峰嘉代議員、上菌哲司議員、下林山晴美議員、前原五男議員、恒吉太吾議員、西森三義議員、福永徳郎議員、新川床金春議員を、産業文教委員に竹山徹議員、小荒田大樹議員、大村清文議員、松下知恵議員、東勝義議員、新宮領實議員、東伸行議員、下川床泉議員をそれぞれ指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午後1時08分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

総務厚生委員長に前原五男議員，副委員長に上菌哲司議員，産業文教委員長に松下知恵議員，副委員長に東勝義議員がそれぞれ互選されました。

#### △ 議会運営委員の選任

○議長（下川床泉） 次は，日程第8，議会運営委員の選任を議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては，委員会条例第8条第1項の規定により，議長において，上菌哲司議員，竹山徹議員，小荒田大樹議員，松下知恵議員，前原五男議員，東勝義議員，以上6人を議会運営委員会の委員に指名いたします。

#### △ 広報特別委員会の設置及び広報特別委員の選任

○議長（下川床泉） 次は，日程第9，広報特別委員会の設置及び広報特別委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては，議会だよりの発行及び議会活動状況の広報に関し，必要と認められる事項の調査研究を行うため，6人の委員をもって構成する広報特別委員会を設置することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，6人の委員をもって構成する広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました広報特別委員会は，会議規則第44条第1項の規定により，調査期限を令和10年2月11日までといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって，広報特別委員会の調査期限を，令和10年2月11日までとすることに決定いたしました。

ただいま設置されました広報特別委員会の委員の選任につきましては，委員会条例第8条第1項の規定により，議長において，上菌哲司議員，竹山徹議員，下林山晴美議員，小荒田大樹議員，東勝義議員，西森三義議員，以上6人を広報特別委員会の委員に指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

議会運営委員長に東勝義議員，副委員長に小荒田大樹議員がそれぞれ互選されました。

次に、広報特別委員会の正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

広報特別委員長に西森三義議員，副委員長に下林山晴美議員がそれぞれ互選されました。

#### △ 指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（下川床泉） 次は、日程第10、指宿広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿広域市町村圏組合議会議員に、竹山徹議員，下林山晴美議員，小荒田大樹議員，大村清文議員，東伸行議員，福永徳郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました6人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました竹山徹議員，下林山晴美議員，小荒田大樹議員，大村清文議員，東伸行議員，福永徳郎議員が指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま指宿広域市町村圏組合議会議員に当選されました竹山徹議員，下林山晴美議員，小荒田大樹議員，大村清文議員，東伸行議員，福永徳郎議員が議場におられますので、本席

から当選の告知をいたします。

### △ 指宿南九州消防組合議会議員の選挙

○議長（下川床泉） 次は、日程第11、指宿南九州消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

指宿南九州消防組合議会議員に、平峰嘉代議員、上菌哲司議員、松下知恵議員、下川床泉議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました平峰嘉代議員、上菌哲司議員、松下知恵議員、下川床泉議員が指宿南九州消防組合議会議員に当選されました。

ただいま指宿南九州消防組合議会議員に当選されました平峰嘉代議員、上菌哲司議員、松下知恵議員、下川床泉議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、市長より発言の申出がありますので、発言を許可いたします。

## △ 市長挨拶

○市長（打越明司） まず、冒頭に当たりまして御報告を申し上げたいと思います。2月8日から9日にかけて、鹿児島県を襲った寒気や積雪の影響により、収穫の最盛期を迎えていた豆類などに、農業被害が確認をされております。この場をお借りいたしまして、被害に遭われました農家の皆様方に、まず心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

本市が生産日本一を誇るスナップえんどうやソラマメをはじめ、実えんどう、バレイショなどに被害が見込まれており、現在、被害状況の確認を行っている最中であります。今後、関係機関と連携しながら早期の情報、把握に努めるとともに、被害額や支援方法がまとまり次第、議員の皆様方にも御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

さて、令和8年第1回指宿市議会臨時会の開会に当たり、御挨拶を申し上げる機会をいただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

はじめに、議員各位の皆様方におかれましては、去る1月25日が投開票日となりました指宿市議会議員選挙におきまして、2名定数減となる中、厳しい選挙戦が行われました。その結果、6名の新しく議席を得られた皆様を含む16名の議員の皆様が、市民の付託を担ってめでたく当選をされました。ここに改めて深く敬意を表し、心からお祝いを申し上げたいと思ひます。

また、先ほど選出されました正副議長、正副委員長の皆様方には、その職責に応じて持てる力を存分に発揮され、御活躍されますことを心から御期待を申し上げます。

私も先の市長選挙におきまして、引き続き指宿市政を担わせていただくことになりました。今、改めてその責任の重さをかみしめるとともに、市民から1期目4年間の活動に対し、更に頑張りなさいと叱咤激励をいただいたものだと思ひ受け止め、指宿をもっと前に進めていくためのエネルギーに変えて、与えられた4年間を全力で駆け抜けていく覚悟でございます。

さて、本市は今年、新市誕生20周年という大きな節目を迎えております。例えて言えば、二十歳を迎えた若者が正に新たな一步を踏み出す、その最初の年に当たります。1期目4年間の取組を基に、このまちで生まれて良かった、このまちに住んでいて本当に良かった、そう実感できるまちづくりに向けて、なお一層の努力を重ねる決意を込めた第一步を、力強く踏み出してまいりたいと思ひます。そして、本市の将来を楽しみにしてくれる市民を1人でも多く増やしながら、一方で指宿を応援したいと思ったださる指宿ファンづくりに大いに取組みながら、10年後はもっと稼げるまちに、20年後はトップクラスの住みたいまち、住み続けたいまち、30年後には誰もが一度は訪れたいまち指宿に育っていくように、全身全霊で2期目の市政運営に取り組む所存であります。そのための政策や具体的な進め方につきましては、次の定例会議での施政方針に譲りたいと思ひます。

指宿をもっと前に、この思いは議員の皆様も同じであると思っております。まず、現場に立つこと、多くの方々の声をよく聴くこと、その上でこのまちの将来をしっかりと見据えて、未来につながる政策を見つけ出す、議員の皆様と議論を交わしながら、ワンチームで将来が楽しみになるまち指宿を目指してまいりたいと考えております。どうぞ議員各位におかれましては、今後の市政運営に対しまして格段の御理解と御協力を賜りたく、心からお願いを申し上げ、2期目の市長就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### △ 議案第1号及び議案第2号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第12、議案第1号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、及び、日程第13、議案第2号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今次、第1回指宿市議会臨時会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件が2件、人事に関する案件1件の計3件であります。

まず、議案第1号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

この補正予算は、国の補正予算による物価高対応子育て応援手当支給事業に係る子育て世帯への給付金1億579万8千円であります。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、市民の生活を支援し、消費の下支えと地域経済の活性化を図るために、全市民に商品券を配布するための補助金等2億398万3千円あります。

急を要しましたことから、令和8年1月9日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第2号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

この補正予算は、1月19日に内閣総理大臣が衆議院解散を表明し、2月8日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙費2,166万5千円あります。

急を要しましたことから、令和8年1月20日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもので

あります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（渡部徹也）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第1号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

今回の補正予算につきましては、国の補正予算による物価高対応子育て応援手当支給事業及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係るものであります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億978万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を303億2,220万円にしたものであります。

第2条で繰越明許費の補正をしたものであります。内容につきましては、7ページの第2表繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の追加をしたものであります。

それでは説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5物価高対応子育て応援手当支給事業費1億579万8千円の補正につきましては、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を応援するため、0歳から18歳までの子供に1人当たり2万円を給付する、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る扶助費等を計上したものであります。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費2億398万3千円の補正につきましては、物価高の影響を受けている市民の生活を支援し、消費の下支え及び地域経済の活性化を図るため、全市民に5,000円分の商品券を配布する指宿市誕生20周年記念商品券配布事業に係る補助金等を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款15国庫支出金3億978万1千円の補正につきましては、説明欄にお示しの国庫補助金であります。

次は、提出議案の3ページを御覧ください。

議案第2号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,166万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を303億4,386万5千円にしたものであります。

それでは説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款2総務費，項4選挙費，目4衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費2,166万5千円の補正につきましては，去る2月8日に執り行われた，衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を計上したものであります。

次に，歳入について御説明いたしますので，12ページを御覧ください。

款16県支出金2,165万6千円の補正につきましては，説明欄にお示しの選挙及び国民審査の執行に係る選挙費委託金であります。

款21諸収入9千円の補正につきましては，説明欄にお示しの雇用保険料被保険者負担金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時44分  
再開 午後 3時05分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き，会議を開きます。

#### △ 議案第1号及び議案第2号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

**○議長（下川床泉）** これより，議案第1号及び議案第2号の2議案について，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

**○15番議員（新川床金春）** 議案第1号，令和7年度指宿市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて，質疑させていただきます。

国は物価高騰対策重点支援地域創生臨時交付金としてこの金額を支給しています。指宿市誕生20周年記念商品券配布事業に係る補助金等に国の予算を充ててはいますが，県内外の自治体では，この事業に対してプレミアムを付けて市民に配布していますが，指宿としてはプレミアムを付けるというような検討はなされなかったのか。

**○市長（打越明司）** 今回の事業費の部分は，この重点支援の一番の目的である物価高に対する生活者支援という意味で，市民全員に無条件で届く商品券配布を行う予定であります。さらに，子供たち1人2万円，これを組み合わせて，関係者には全て届く形を取っておりまして，今議員のほうから質問があったプレミアム等々を行う産業を支援する，あるいは地域経済を支援する，あるいは事業者を支援する，様々な分野での支援策については，新しい議員の皆様を含めて審議をいただくということで，次の議会で考えているところであります。是非ひとつ，今回の場合はできるだけ早く支援をしようということで，大体，専決をしてから，実際に届くまでの間には，どうしても1か月半から2か月ぐらい掛かりますので，お正月明けにはすぐに専決をして，直ちにその準備に入って，間もなく市民の方々にはそれが届くということで，市民の皆さんは，おおむねこの3月から4月というのは，非常に出費の多い時期で

すので、そういったときを是非支援しようということで専決をさせていただいたというものであります。ちなみに、これまで国のほうでいただいている交付金の今回はまだ一部ということで、判断させていただいておりまして、残りの部分については、次回に皆さんにお願いしようということで留保しているというふうにお考えいただければと思いますので、是非御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

**○15番議員（新川床金春）** 今市長から説明をいただきましたけれども、全国ではですね、プレミアム券を追加して配布をしております。そして今、市長の答弁ではですよ、今後ということで、また配布するというのをすればですよ、その事務事業が掛かるわけですよ、大変な事務事業だと思います。なぜ一緒にできなかったのか。そして、全国が分からなかったら県内の自治体で、そのプレミアムを付けて、もう支給した自治体がどれだけあるのか、それは先ほど通告のときに言っておりますので、答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

**○市長（打越明司）** ほかの自治体はですね、臨時会を招集をして、その判断をしていますが、御案内のとおり、指宿においては1月に入ってから臨時会を招集するという状況がなかなかタイミング的には難しいという判断をさせていただきました。そこで、一番急ぐ分野についての専決をさせていただきましたということであります。ほかのところについては、ほぼ全額を一緒にお願いしているところも幾つかあると思いますが、その内容については、担当部長から答えさせたいと思います。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** ただいま市長からありましたとおり、県内それから県外等の状況ですが、まだ検討中というところもございます。県内ではですね、私どもの調べによりますと、このような給付型というところを検討をしている自治体、得ている情報の中でいうと4市ほどございます。先ほどプレミアムのお話ございましたが、そういったこと等も含め、デジタルの商品券等ですね、こういったものを検討しているところも、ほかにも複数ございまして、おおむね大体こういったことの検討であります。市長が申し上げたとおり、生活者支援ということを大優先に、今回、先に専決をさせていただいたということは、御理解いただきたいというふうに思っております。

**○15番議員（新川床金春）** 今いろいろ説明を受けましたけれども、実際ですね、国の思いは、物価高騰による対応重点支援地域創生事業だったんです。だけど指宿市制誕生20周年というのに名前が変わっているもんですから、これって市民は市制20周年のための事業もあるのかなと、期待すると思いますよ。やっぱりそのときにですね、やっぱり今後、次の定例会で出てくるかもしれませんが、本当に20周年に向けた何かを、今後検討しているのかどうか。やっぱり20周年という言葉がここにありますので、そのことについて質疑します。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 今年がちょうど市制20周年ということでございまして、実は、今回のその給付型の商品券、全戸配布、これが一番最初になります、ほかのですね、

例えば、市が今後行う事業等で、こういった市制20周年を市民の方々にしっかりと分かっていただくというような、インパクトのあるような事業については、こういった冠を付けさせていただきながら取組をするということで考えておりまして、現段階で今後こういうことをやりますよというのは、また当初予算の審議等でもですね、いろいろと出てこようかと思いますが、またその辺で御説明をさせていただければというふうに思っております。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号及び議案第2号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号及び議案第2号の2議案を、一括して採決いたします。

2議案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の2議案は、承認することに決定いたしました。

### △ 議案第3号上程

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第14、議案第3号、監査委員の選任について、を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、西森三義議員の除斥を求めます。

〔西森三義議員退席〕

**○議長（下川床泉）** 提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（打越明司） それでは、御説明を申し上げます。

提出議案の5ページを御覧ください。

議案第3号、監査委員の選任について、であります。

本案は、議員のうちから選任された委員であります西田義哲氏の任期が、令和8年2月11日で満了となったため、次期委員に西森三義氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日につきましては、お示しのとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

### △ 議案第3号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、同意することに決定いたしました。

西森三義議員の除斥を解除いたします。

〔西森三義議員着席〕

### △ 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び 広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（下川床泉） 次は、日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び広報特別委員会

の閉会中の継続調査の件，を議題といたします。

議会運営委員長から，会議規則第111条の規定により，お手元に配布いたしました申出書のとおり，委員会の委員の任期中，閉会中の継続審査の申出があります。また，広報特別委員長から，会議規則第111条の規定により，お手元に配布いたしました申出書のとおり，委員会の委員の任期中，閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び広報特別委員長からの申出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 御異議なしと認めます。

よって，議会運営委員長及び広報特別委員長からの申出のとおり，委員の任期中，閉会中の継続審査及び閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

#### △ 閉議及び閉会

**○議長（下川床泉）** 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ，あわせて，令和8年第1回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 3時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

臨時議長 前原五男

議長 下川床泉

議員 松下知恵

議員 前原五男

# 第 1 回 定 例 会

令和 8 年 3 月 議 会

令和8年第1回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 35日間（2月20日～3月26日）

2. 会期日程

| 月 日   | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                |
|-------|---|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月20日 | 金 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第4号～議案第33号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第34号及び議案第35号一括上程<br/>（議案説明，質疑，委員会付託省略，表決）</li> </ul>          |
| 21日   | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                          |
| 22日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 23日   | 月 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 24日   | 火 | 〃   | 一般質問・議案質疑及び一部討論の通告限（正午）                                                                                                                                  |
| 25日   | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第4号～議案第11号<br/>（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第12号～議案第33号（質疑，委員会付託）</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙</li> </ul> |
| 26日   | 木 | 休 会 | 総務厚生委員会（10時開会）                                                                                                                                           |
| 27日   | 金 | 〃   | 総務厚生委員会（10時開会）                                                                                                                                           |
| 28日   | 土 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 3月1日  | 日 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 2日    | 月 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 3日    | 火 | 〃   | 総務厚生委員会（10時開会）                                                                                                                                           |
| 4日    | 水 | 〃   | 産業文教委員会（10時開会）                                                                                                                                           |
| 5日    | 木 | 〃   | 産業文教委員会（10時開会）                                                                                                                                           |
| 6日    | 金 | 〃   | 産業文教委員会（10時開会）                                                                                                                                           |
| 7日    | 土 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 8日    | 日 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 9日    | 月 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 10日   | 火 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 11日   | 水 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 12日   | 木 | 〃   |                                                                                                                                                          |
| 13日   | 金 | 本会議 | ・一般質問                                                                                                                                                    |
| 14日   | 土 | 休 会 |                                                                                                                                                          |
| 15日   | 日 | 〃   |                                                                                                                                                          |

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16日 | 月 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般質問</li> <li>・ 議案第36号～議案第38号一括上程<br/>(議案説明, 質疑, 委員会付託)</li> </ul> 総務厚生委員会<br>産業文教委員会                                                                                                                                                    |
| 17日 | 火 | 休 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 18日 | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 19日 | 木 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 20日 | 金 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 21日 | 土 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 22日 | 日 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 23日 | 月 | 〃   | 委員長に対する質疑・討論の通告限 (正午)                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 24日 | 火 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 25日 | 水 | 〃   |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 26日 | 木 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第12号～議案第33号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第36号～議案第38号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 議案第39号及び議案第40号一括上程<br/>(議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 表決)</li> <li>・ 選挙管理委員及び補充員の選挙</li> <li>・ 閉会中の継続調査について</li> <li>・ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果</li> </ul> |

# 第 1 回 定 例 会

令和8年2月20日

(第1日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和8年2月20日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第4号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第4 議案第5号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第5 議案第6号 令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第7号 令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第8号 令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第9号 令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第10号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第11号 令和7年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第12号 権利の放棄について
- 日程第12 議案第13号 第三次指宿市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第13 議案第14号 指宿市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第14 議案第15号 土地改良事業計画の一部変更について
- 日程第15 議案第16号 指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第17号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第18号 指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 日程第18 議案第19号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第20号 指宿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第20 議案第21号 指宿市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第21 議案第22号 指宿市営住宅管理条例及び指宿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第22 議案第23号 指宿市新小田奨学資金基金条例の廃止について
- 日程第23 議案第24号 指宿市新小田奨学資金条例の廃止について
- 日程第24 議案第25号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第25 議案第26号 令和8年度指宿市一般会計予算について
- 日程第26 議案第27号 令和8年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第28号 令和8年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第29号 令和8年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第30号 令和8年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第31号 令和8年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第31 議案第32号 令和8年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第32 議案第33号 令和8年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第33 議案第34号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第34 議案第35号 教育委員会委員の任命について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員 平 峰 嘉 代	2 番 議 員 上 蘭 哲 司
3 番 議 員 竹 山 徹	4 番 議 員 下 林 山 晴 美
5 番 議 員 小 荒 田 大 樹	6 番 議 員 大 村 清 文
7 番 議 員 松 下 知 恵	8 番 議 員 前 原 五 男
9 番 議 員 東 勝 義	10 番 議 員 新 宮 領 實
11 番 議 員 恒 吉 太 吾	12 番 議 員 東 伸 行
13 番 議 員 西 森 三 義	14 番 議 員 福 永 徳 郎
15 番 議 員 新 川 床 金 春	16 番 議 員 下 川 床 泉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民福祉部長	富 永 敏 尚	農水商工観光部長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	窪 田 幸一郎	教 育 部 長	湯ノ口 繁 生
総 務 課 長	濱 上 和 也	人 事 秘 書 課 長	木 下 英 城
企画政策課長	東 忠 孝	財 政 課 長	上 村 圭一郎
水 道 課 長	安 留 和 信		

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議 事 係 主 査	徳 留 洋 美

△ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和8年第1回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東勝義議員及び新宮領實議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの35日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月26日までの35日間といたします。

△ 議案第4号～議案第33号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第3、議案第4号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、から、日程第32、議案第33号、令和8年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの30議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） おはようございます。提案理由の説明の前に、先の定例会以降に実施しました主な行事等について、報告させていただきます。

まず、12月22日に、災害時の医療救護活動に関する協定を指宿医師会、指宿市歯科医師会、指宿市薬剤師会、山川病院、開聞クリニックと締結いたしました。この協定は、本市で災害が起きたとき、避難所への医師派遣や医薬品の手配、歯の治療や口腔ケアなど、迅速な医療救護体制の構築と対応を目的としています。近年、激甚化している自然災害への備えとして、様々なケースを想定し、防災・減災への取組に努めてまいります。

次に、12月25日、鹿児島大学農学部との教育研究連携に関する協定を締結いたしました。

この協定は、それぞれが有する資源、人材などを活用し、大学生が本市をフィールドとしたインターンシップを行うほか、学生の柔軟な発想を取り入れた様々な活動を展開し、地域の農業振興や人材育成に取り組むことを目的としています。農業分野における様々な課題解決に向け、教育と研究の力を地域現場に結び付け、本市の基幹産業である農業の更なる推進に取り組んでまいります。

次に、春の訪れを告げるいぶすき菜の花マラソン大会を1月11日に、また、いぶすき菜の花マーチを2月7日から8日にかけて開催をいたしました。両大会ともひょうや雪が降る厳しい気象条件となりましたが、マラソンには国内外から約1万人、マーチには2日間で延べ4千人の方々に御参加いただきました。参加された皆様には池田湖や開聞岳、鰻池などの絶景や沿道の温かなおもてなしの中、菜の花が咲き誇るコースを楽しんでいただけたものと感じております。厳しい寒さの中、大会運営を支えてくださったボランティアやスタッフ、そして熱い声援を送ってくださった市民の皆様に、改めて感謝申し上げます。

次に、大学や社会人、プロも参加する野球の交流戦、薩摩おいどんリーグが2月21日から3月8日までの16日間、県内で開催されることに伴い、1月22日に記者発表を行いました。今年で4年目となるこの大会は、年々参加チームや開催球場が増加しており、昨年この大会に参加したチームから8名のプロ野球ドラフト指名選手が誕生するなど、プロのスカウトも注目の大会となっております。また、3月からはワールドベースボールクラシック、いわゆるWBCも開催されるなど、日本だけでなく世界の野球熱が高まっているところです。本市における薩摩おいどんリーグの試合は、新川床マリン球場において社会人、大学との対戦が明後日2月22日と23日に開催予定で、観戦は無料となっております。国内トップレベルの試合を是非間近で多くの方に御覧いただきたいと思っております。

次に、2月13日には、大型クルーズ船バイキングエデンが山川漁港に寄港いたしました。昨年4月に予定していたクルーズ船の山川漁港への初寄港が、天候不良による高波の影響で断念せざるを得なかった経緯もあり、今回、初寄港が実現したものです。当日は、地元住民や関係団体による盛大な歓迎を受け、上陸した乗客の皆様には、本市を拠点とした観光スポットの周遊や体験プログラムを楽しんでいただきました。4月には大型クルーズ船ミツイオーシャンフジによる山川漁港への初寄港も予定されており、今後もクルーズ船の寄港を契機とした地域経済の活性化と本市の魅力発信に取り組んでまいりたいと思っております。

1月以降、プロアマのサッカーチーム、野球部、陸上部など、6チームのキャンプやスポーツ合宿が本市で実施され、今後も2チームの合宿が予定されております。今後も大会や合宿など、更なる誘致を積極的に行い、各施設のますますの利用促進に努めてまいります。

また、2月1日から今月末まで、本市のホテルや旅館などへの宿泊客を対象とした宿泊と買い物に使えるデジタルクーポンが受け取れる、指宿砂むし温泉と旬の味覚満喫旅割キャンペーンを実施しているところであります。あわせて、2月限定の砂楽での湯けむりライトアッ

ブや桜鯛，ソラマメなどを用いた指宿旬のグルメ祭も3月31日まで開催中です。是非多くの方に足を運んでいただき，旬の素材や砂むし温泉，豊かな観光資源を存分に楽しんでいただきたいと思います。市といたしましては，市民が取り組んでいる様々なイベントについて，関係する皆さんが一緒になって盛り上げ，多くの方々に楽しんでいただくことで，まちを元気づけていくことができると考えておりますので，これからも皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは，令和8年第1回市議会定例会の開会に際し，令和8年度予算及び諸案件の御審議をお願いするに当たりまして，市政運営についての所信の一端と，施策の概要を申し述べたいと存じます。

このたび，指宿市の6代目の市長として再選させていただき，その責務の重さを改めて実感をしているところであります。

1期目につきましては，新型コロナウイルスが収束し始めた時期に就任し，少しずつですが，ようやく経済や人の流れが動き始めようとする頃でありました。しかし，町の明かりは，今にも消えそうになっていて，コロナ禍で失われた地域の人材や資金，時間というものは，この町の産業や経済はもちろん，様々な分野の仕事に深い傷跡を残しておりました。人々は家にこもり，交流を諦め，地域の活動は停滞をしていました。そのため，何よりも，まずは，町の活気を取り戻し，町の勢いをつくって，できるだけ早く産業や経済を正常化させること，人々が交流や地域活動を再開してゆくこと。このことを念頭に置いて，市政をスタートさせました。

一方で，人口減少が日本中で進んでゆく中，ひとを制する者こそが地域間競争に生き残り，産業や企業間の戦いにも勝ち残れると言い続けてまいりました。その思いから，ひとを施策の中心に据えて，市政全般に取り組んでまいりました。

2期目を迎えるに当たりまして，それらを更に前進させていくために，引き続き，ひとを見つける，育てる，支援するということを施策の中心に据えます。その上でこの町の将来につながっていくもの，未来への投資という視点を大切にして，子供たちや，若い世代，女性，あらゆる分野の後継者になっていただける方々への支援に重点的に取り組み，持続可能な指宿をつくってゆく所存であります。

本市が10年後も，20年後も持続可能な自治体であるために，市民の皆様をはじめ，本市を訪れる全ての方々が好きになるまちであり，共に将来が楽しみになるまちを目指してまいります。そして，その勢いを未来につないでいけるように，市民，各種団体，市議会の皆様，そして，市役所職員とともに，2期目の市政運営に全力を注いでまいりる覚悟でございます。

それでは，各分野における施策のこれまでの取組状況，そして今後の方向性を申し上げます。

まず，この4月から学校給食の無償化をスタートさせます。これまでも，給食費において

は自治体によって保護者の負担差があるべきではなく、国がしっかり取り組むべしと様々な場で申し上げてまいりました。また、県市長会などを通じて要望を続けてまいりました。その結果、与党間で小学校の給食費については無償化が合意され、予算が計上される運びとなりました。

一方で、市としては物価高騰が進んでも、これ以上、保護者の負担を増やさないとの方針の下、毎年、事業費の見直しで財源を確保して、給食費の一部補助を拡大してまいりました。国の方針と、本市のこれまでの取組を踏まえ、令和8年度の当初から、小中学校給食費無償を始めることを決断をしたところであります。

次に、市長就任時から取り組んでまいりました、市役所の課制への移行についてであります。人口減少に伴い、市役所においてもコンパクトでスピーディーに動ける組織づくりを進め、住民サービスに支障が出ることがないようにしなければなりません。これまで、組織再編を進め、また、議会答弁を部長から課長に切り替えるなど、課長を中心とした体制づくりを4年がかりで準備してまいりました。令和8年度は、課制移行への最終年度と捉えております。令和9年度当初のスムーズな開始に向けて、しっかりと準備を進めてまいります。

さて、まちづくりの分野では、国の指宿港海岸整備が令和9年度までに完了する予定であります。その進捗に併せて、指宿港海岸周辺において、市民の皆様の憩いの場や、観光の新たな魅力づくりを目的として、海岸背後地に緑地帯整備を進めております。令和7年度には一部供用を開始し、令和8年度は、試験的ではありますが、海水浴場を開設し、にぎわいのある海岸づくりに取り組んでまいります。

また、令和7年度には、指宿港海岸が、砂むし会館砂楽を拠点として、指宿6商店街や2つの道の駅などを含む、みなとオアシスイブすきとして国土交通省に登録されました。令和8年度は、6商店街の一つである指宿中央通りの道路整備に着手するなど、指宿駅から海岸に向かうウォーターフロントエリアを一体的に整備をし、にぎわうまちなかを目指してまいります。

生活環境の分野では、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現を目指して、令和8年3月策定の第三次指宿市環境基本計画に基づき、市民の皆様、事業者、市役所の協働の下、資源リサイクルの推進と、更なるごみの減量化に取り組んでまいります。また、地球温暖化対策として、2050年までに市内における温室効果ガスの排出量を実質ゼロにできるように、市全体で排出抑制と吸収量の拡大に向けた取組を実行してまいります。

子育て支援・医療の分野では、令和7年度に子育て支援の総合的窓口としてこども課を新設して、ワンストップ化を図るとともに、こども課内にこども家庭センターを設置し、安心して子どもを産み育てる支援・相談体制を強化してまいりました。

さらに、より充実した子育て支援の一環として、ふるさと納税のクラウドファンディングで財源を確保し、ヘルシーランド温泉保養館の一角に、天候に関わらず利用できる屋内施設

まめっこランドを開設しました。現在、多くの子育てファミリーや保育所、幼稚園などに御利用いただいているところであります。

令和8年度は、子供を持つ市内の方々からの声を聴いて、国の森林環境譲与税や県の子育て支援事業などをうまく活用しながら、こんにちは赤ちゃん〜ようこそ指宿へ〜というメッセージ事業をスタートし、指宿で産んでくれたことへの感謝と赤ちゃんへの歓迎の気持ちを届けてまいりたいと思います。

また、こども誰でも通園制度の導入や産科支援の継続など、妊娠・出産・子育ての各ステージに応じた支援体制の充実を図りながら、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを進めてまいります。

また、福祉の分野では、令和8年度に障害者相談支援の中核的な役割を担う指宿市障害者基幹相談支援センターを設立し、障害者やその家庭からの相談に応じ、地域生活を支えるための支援体制を強化してまいります。

防災・減災の分野では、令和7年度に医師会をはじめとする医療関係機関と災害時における医療救護活動に関する協定書を締結いたしました。本市で災害が起きた際に市民の命を守り、迅速に医療の提供ができる体制を整えることができました。

また、災害時に速やかな避難に役立てられるよう、災害救援マップというアプリを導入し、避難所の開設状況や混雑状況、道路の通行止めの情報をスマートフォンなどで確認できる仕組みも整えたところであります。令和8年度も引き続き、安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

農業の分野では、物価高騰により新たな施設整備への投資が困難となっている若手の担い手農家への支援として、令和7年度に、高齢により卒農し使われなくなった農地や施設、機材などの情報を若手の担い手農家に提供し、所有者とのマッチングを行う農業用資産情報バンク制度をスタートいたしました。

さらに、令和8年度は、新規就農者の新たな支援拠点として、一定期間就農支援を受けられるチャレンジファームを山川農業センター内に開設する準備を進め、担い手農家の育成に力を入れてまいります。

また、令和7年12月に鹿児島大学農学部と、双方の資源や人材を活用する連携協定を締結いたしました。令和8年度は、この連携を深化させ、大学生が本市をフィールドとしたインターンシップを行うほか、未来へつなぐ棚田遺産に選定されている新永吉、尾下の振興や、鳥獣被害対策など、学生の柔軟な発想を取り入れた様々な活動を展開し、地域の農業振興や人材育成に取り組んでまいります。そして、地域の担い手となる若者を巻き込んだまちづくりを進め、新しい農業の担い手が県内でも一番たくさん育ててゆく町を目指してまいります。

事業者支援の分野では、指宿市外からの観光など様々な分野での消費を促し、域内経済の

循環を促進させていくため、令和7年度に市民や経済団体などから先進的なアイデアや成果が上がる取組を募集し、グルメ祭りなど5件を採択して、多くの挑戦を支援してまいりました。引き続き、市民からアイデアを募りながら、地域経済の拡大、更には、投資の促進が雇用の拡大へつながるように尽力してまいります。

さらに、令和8年度は、中小企業、小規模企業が地域社会に果たす役割の重要性を踏まえ、中小企業、小規模企業の振興に関する基本理念や基本方針などを定めた中小企業・小規模企業振興基本条例を制定し、持続可能な地域経済の確立を目指してまいります。

また、人口減少、高齢化社会の進行に伴い、どの業界においても人手不足が深刻な問題となっており、市役所職員の副業制度の実現に向けた取組が待ったなしであります。令和8年度においては、まずは市役所で実行することにより、市内で一人二役を担えるような取組の良き先例となり、市内の事業所などにも普及してくれればと考えております。できるだけ早く導入に向けた調査研究を進め、市役所が先頭を切って取り組むことで、課題解決につなげてまいります。

公共交通の分野においても、民間バスやタクシーなどの運転手不足や高齢化は深刻で、できるだけ早く、手を打たなければ、近い将来、運行が成り立たなくなる日が確実に訪れます。このような現状を踏まえ、運転手の確保に向けた助成制度を導入するとともに、年度末までに公共交通体系の見直しを行い、鉄道やバス、タクシーを組み合わせながら、市民の皆様と観光で訪れた方々の両方に対応できるような、新たな交通システムの仕組みづくりを進めてまいります。

道の駅いぶすきにつきましては、民間の資金や経営ノウハウを生かしてリニューアルをし、従来の道の駅の役割を更に充実させてまいります。そこで、現在、P a r k - P F I制度を活用して、民間活力により整備・運営を行う事業者の公募を行っており、令和8年度中に事業者を選定する予定であります。多くの特産品を販売し、情報発信の拠点としての機能も強化して、今までよりも人を集められる施設になるよう、着実に整備を進めてまいります。

観光の分野では、指宿砂むし温泉が、温泉総選挙2025、湯治ウェルネス部門において、2年連続で1位を獲得いたしました。また、官民一体となって継続的にイベントを実施するとともに、温泉地全体で質の高いおもてなしを行っている点が評価され、審査員特別賞も受賞したところであります。さらに、この2月1日から、緊急支援事業として旅割キャンペーンを実施するなど、誘客への取組も加速をさせてまいりました。しかしながら、海外から訪れる外国人観光客については、北部九州では福岡空港や熊本空港を軸に回復が進む一方で、鹿児島県においては鹿児島空港での国際線の復便が遅れ、東アジアを中心に減少し、特に台湾が令和元年比で49.2%、香港が68.6%も減少しております。本市の外国人宿泊実績を見ると、台湾と香港からの入り込みが全体の49.5%を占めております。こうした現状を踏まえ

て、令和8年度には、台湾と香港を中心に東アジアへのプロモーションの積極的な展開や、県市長会や県とも連携をして、新しい航空路線の開設など、訪日客の増加に挑戦する年にしたいと思っています。

ハード面におきましては、令和7年度にヘルシーランド温泉保養館とたまたま箱温泉をリニューアルオープンし、山川砂むし温泉砂湯里と合わせた3施設がそろって営業を再開することができました。令和8年度は、この3施設を起爆剤として、来訪者の周遊を促し、市内での滞在時間を延ばすことで、地域経済への波及効果を高めてまいります。

かいもん山麓ふれあい公園につきましては、施設の老朽化が進み、利用者の減少にも拍車がかかっています。開聞地域のにぎわい創出と地域の活性化、雇用の創出を目指して、令和8年度は、財務や運営面の現状分析を行い、民間活力を含む再整備と持続可能な運営体制について市の方向性の策定を目指しております。

唐船峡そうめん流しにつきましては、市民の皆様はもちろん、地域経済、地域活性化のための重要な拠点であります。令和8年度は、将来を見据えた施設の整備計画を策定をし、関係機関の協力をいただきながら、魅力ある施設づくりを進めてまいります。

観光産業は、宿泊業や旅行業、飲食業など裾野が広く、指宿の発展を支える地域経済にとって重要な産業の一つであります。観光産業の持続的な発展を図るためには、これまでの取組に加えて、更なる施策を展開し、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出していく必要があります。今後、導入を予定している宿泊税を財源に、積極的に選ばれる観光地づくりに官民一体で取り組んでまいります。

スポーツの分野では、企業や学校と連携し、栄養面に配慮した食事をアスリートに提供する取組が高い評価をいただき、令和7年度にスポーツ庁のスポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰において特別賞を受賞いたしました。この取組を継続し、スポーツと食を通じて、交流人口の拡大と地域活性化を図ってまいります。

教育分野では、これからの指宿にとって、将来を担う子供たちにふるさとへのすばらしさを五感で体験してもらうことが大切です。この町の様々な特産品や、町の土台となる産業、他の町と比べてとても指宿らしいものなど、指宿の最高の宝を知らないまま学校を卒業していくことがないように、令和8年度から、小中学校において開聞岳登山や鰻地区のスメ体験、砂むし温泉体験などのふるさと体感学習を実施し、この町で育った子供たちが指宿のことを自信を持って自慢できるような教育に力を入れてまいります。

中学校の再編に関しまして、西指宿中学校・北指宿中学校学校統合基本計画に基づき、令和9年4月1日の両校の統合に向けて、北指宿中学校の校舎などの改修工事を進め、教育環境の充実に努めてまいります。

ひとに関わる分野につきましては、指宿を支えてくれる人を少しでも増やすため、移住・定住の更なる促進に向けて、令和5年度に地域創造係を設置し、Iターンに加え、Uターン

もターゲットにした支援を積極的に展開をし、あわせて、空き家の有効活用につながる施策についても実施してまいりました。令和7年度についても、本市へ移住を考えている方に対し、きめ細やかに対応をしてきた結果、本市の事業を活用し移住した方の人数は、この4年間で、確実に増え続けており、令和8年度も引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

さらに、今後の人口減少対策として、移住した定住人口ではなく、観光客のような交流人口でもない、副業や兼業、イベントへの参加やボランティア、二地域居住といった、本市と多様な形で継続的に関わりを持つ方々、すなわち関係人口の獲得が、地域課題の解決や活性化、移住・定住を促進するきっかけとなってまいります。国の地方創生2.0基本構想においても関係人口の創出と可視化がうたわれているところでもあります。そのような中、令和8年度においては、本市が抱える諸課題と関係人口を掛け合わせるような取組を展開をし、新たな経済循環の仕組みづくりを進めてまいります。

財政再建については、1期目と同様、重要な施策と捉えております。収入の範囲内で支出を抑える、借金はこれ以上増やさないという2つの基本原則をしっかりと守りながら、市政を運営していかねばなりません。令和8年度も引き続き、事務事業の見直しや、市役所内の意識改革を徹底するとともに、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の強化を中心とした歳入確保に努めてまいります。新しい事業に挑戦するときには、それに見合う財源づくりを行うことを基本とし、着実に財政再建を進めてまいります。

市長という仕事を農業に例えますと、次のリーダーに交代するときまでに、できるだけ指宿の将来に備えて田畑を耕し、多くの種をまきながら、出てきた芽を育ててゆく仕事であります。次の世代に、また、将来にわたって、その芽から花を咲かせ、その実を収穫できることが、一番大切なことだと考えております。その想いを胸に、令和8年度におきましても、市政の諸課題に真正面から向き合い、職員一丸となって、真摯に、かつ大胆に、各分野の施策に力を注いでまいります。

そして、コンパクトですぐに動ける市役所、強固な財政基盤と安定した運営を確立し、10年後はもっと稼げるまちに、20年後は一番住みやすいまちに、そして、誰もが訪れてみたいまちに30年がかりで育てていく。そのような大きな夢に向かって、まずはこの一年間、力一杯取り組んでまいり所存であります。

それでは、ここからは、令和8年度の主要施策について、御説明を申し上げたいと思います。

まず、市民福祉についてであります。持続可能な地域社会を築いていくためには、自助・共助・公助の重要性を認識し、市民全体で支え合う仕組みが必要であります。そのため、引き続き、自主的・主体的な地域づくりの取組に対する支援や自治会加入促進に力を入れるとともに、地域におけるデジタル利用の推進を図り、デジタルボランティアを利用したスマートフォン講習会などの充実に取り組んでまいります。また、多様な生き方や価値観を認め合

い、一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、今年1月に男女共同参画推進条例を制定をいたしました。これに基づいて、人権や男女共同参画に関する啓発活動を更に推進するとともに、自治体間におけるパートナーシップ宣誓制度の連携協定を進めながら、誰もが人権を尊重され、多様性を認め合うまちの実現を目指し、今後も理解促進と支援に取り組んでまいります。

市民の健康と福祉につきましては、市民相互で支え合う地域福祉を推進をし、市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、生活習慣病や寝たきり予防に引き続いて取り組んでまいりたいと思います。

高齢者の福祉につきましては、支援が必要な高齢者に迅速かつ適切に対応するため、地域や民生委員等との連携を強化し、地域包括支援センターの機能向上に努めてまいります。このことにより、各種介護予防事業を実施する中で、高齢者と地域等との交流を促し、引きこもり予防や高齢者を地域で見守る体制を充実させ、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう推進してまいります。

また、高齢者の在宅生活を支援する各種事業を実施するほか、シルバー人材センターや社会福祉協議会等とも連携し、高齢者の社会参加と生きがいづくりや健康づくりの推進など、高齢者福祉の充実に努めるとともに、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定をし、国の基本方針に基づき、中長期的な視点を踏まえた効果的な高齢者福祉・介護施策を推進してまいります。

障害者等の福祉につきましては、障害福祉計画等に基づき、障害福祉サービスの積極的な推進と障害児に対する支援体制の充実を図り、障害者等が自らの意志により地域で自立した生活を送れる社会づくりに努めてまいります。

また、認知症高齢者や障害者の財産及び権利を保護するため、第2期成年後見制度利用促進基本計画に基いて、中核機関による相談や制度の利用促進を図り、安心して暮らせるよう支援をしてまいります。

児童や母子等の福祉につきましては、先に述べました、親の就労状況を問わず生後6か月から3歳未満の乳幼児が保育所等を利用できるこども誰でも通園制度を開始をし、保護者の不安や孤立感解消につなげてまいります。

あわせて、赤ちゃんの誕生を祝福する、こんにちは赤ちゃん、ようこそ指宿へ、の事業を実施してまいります。また、屋内施設まめっこランドの利用促進、虐待や貧困等の困難を抱える子供とその家庭への包括的な支援に努めてまいります。

保健、医療につきましては、第二次健康増進計画に基づき、自主的な健康づくりを支える健幸のまちづくりを基本方針に、医師会や歯科医師会、薬剤師会をはじめ、各関係機関との連携を密にしながら、乳幼児健診・予防接種・各種がん検診等を実施をし、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進してまいります。

予防接種においては、妊婦を対象としたRSウイルスワクチンの定期接種を令和8年4月から開始し、RSウイルス感染症による新生児や乳幼児の重症化予防に努めてまいります。

また、子どもを産み育てやすい地域づくりの推進に向け、産科医の確保、産後ケア等を継続するとともに、特に妊娠期から2歳児くらいまでの子育て期家庭への支援については、子ども家庭センターいぶここを中心に、注力してまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、鹿児島県国民健康保険運営方針に基いて、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、県全体で安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、将来的な保険料水準の統一に向けた取組を進めてまいります。

また、国保財政の健全化を図るため、第3期指宿市データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率向上対策の実施及び生活改善指導や疾病の重症化予防など、きめ細かな保健事業に取り組むとともに、医療費の適正化に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、引き続き円滑な業務運営に努めてまいります。

介護保険特別会計につきましては、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や認知症の早期支援体制、在宅における医療と介護の連携体制の構築等を一体的に推進してまいります。

地域環境の保全対策につきましては、第三次環境基本計画に基づき、河川・海域の水質状況の監視のほか、各種公害に迅速に対応し、原因の把握・指導及び未然防止の啓発を行うとともに、関係機関と連携し、公害防止に努めてまいります。

また、鰻池の水質改善対策につきましては、水質改善装置の運転を継続するとともに、定期的な水質検査を実施をし、水質保全に努めてまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水域の保全のため、公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の普及を図ってまいります。

水道事業給水区域外である尾下地区及び畠久保地区の飲料水供給施設につきましては、安全で安心できる飲料水の供給に努めてまいりたいと思います。

廃棄物処理につきましては、第二次指宿市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行い、新たな資源ごみ品目として衣類を追加し、更なるごみ減量化に取り組んでまいります。また、自治会や学校への出前講座や施設見学の実施により資源ごみリサイクルの意識啓発を図るとともに、指宿市環境衛生協力会と連携した市民の生活環境の改善向上に努めてまいります。

廃棄物処理施設につきましては、南九州市及び指宿広域市町村圏組合と連携をし、各施設の適正な運営管理を推進するとともに、将来のごみ処理・処分方法を検討し、持続可能で経

済的な廃棄物処理の実現を目指してまいります。

次に、産業振興についてであります。

農業につきましては、農業の担い手不足が進行する中、農業の持続的発展を推進するため、新規就農者支援や担い手農家の育成支援、女性農業者の活躍促進に取り組んでいくほか、人材派遣を活用した労働力確保、事業承継に向けた支援等の各種事業に取り組んでまいります。

また、今後の地域農業の在り方を示す地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化に努めてまいります。

また、中山間地域の機能維持・保全の促進、つなぐ棚田遺産である新永吉や尾下の棚田を核にした指定棚田地域振興協議会と連携しながら、関係人口を増やすための環境づくりなどを推進してまいります。

農業生産振興につきましては、スマート農業を推進し、農作業の省力化、コスト低減による農業生産性向上や経営改善を図るほか、特殊病虫害の侵入防止、有害鳥獣による被害防止・軽減対策に取り組んでまいりたいと思います。

また、被害リスクが拡大している自然災害や各種家畜伝染病対策、耕畜連携による自給飼料の確保、地域資源の活用による環境負荷低減化等に取り組んでまいります。

農業基盤整備につきましては、農地・農道の整備や維持保全に努めるとともに、畑かん施設の更新事業、農村地域防災・減災事業に取り組むなど、国や県、土地改良団体などと連携した事業推進を図っていくほか、農業事業者や地域住民の皆様と協働による農村・農地の環境整備活動や施設の長寿命化に向けた活動支援に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、森林整備の促進や効率化を図っていくため、林道の適切な維持管理に努めていくとともに、松くい虫被害対策や松林再生に取り組んでいくほか、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の推進、地元木材を活用した施設整備や森林環境教育に取り組んでまいります。

水産振興につきましては、本市の基幹産業であるかつおぶし製造業の原料確保のため、海外まき網船の誘致に向けた施策を実施するとともに、補助事業を活用した漁業共同利用施設の整備を支援してまいります。

また、水産基盤整備につきましては、県の漁港整備長期計画に基づき、県と連携しながら漁港の維持管理に努めてまいります。

商工業につきましては、新規創業や事業承継、工場の新設・増設等への支援について、関係機関や団体等と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、指宿駅前をはじめとする商店街の活性化を図っていくため、商工会議所や商工会、通り会や女性創作活動家・フリーランスの皆さんと連携していくことで、商店街の魅力を高

め、エリア全体に観光客や地元客が訪れるような取組を推進をしまいたいと思います。

そのほか、喫緊の課題である人手不足の解消のため、地元企業の雇用確保に向けた新規就業希望者マッチング事業を実施をしまいたいと思います。

地域公共交通につきましては、令和8年9月末をもってイッシーバスを廃止することから、市民の生活路線や観光客の移動手段を維持していくため、持続可能な公共交通システムを構築をしまいたいと思います。また、バス・タクシーの乗務員確保に向けた新たな事業に取り組んでまいたいと思います。

特産品振興につきましては、特産品の国内外への販路開拓・拡大を支援するため、都市部での大型商談会の出展事業、南薩広域で取り組む海外への輸出事業、市内の生産・製造者及び販売者のマッチング事業等を展開をしまいたいと思います。また、道の駅いぶすき彩花菜館及び道の駅山川港活お海道では、指定管理者と連携を図りながら、本市の新鮮な農産物や魚介類、かつおぶしなどの加工品等の宣伝、販売に努めてまいたいと思います。

ふるさと納税につきましては、寄附額19億円を来年度の目標額とし、国の制度改革の動向を見極めながら戦略立案を十分に重ね、また、本市及び返礼品のPR戦略を強化することで、寄附額の増加を図ってまいたいと思います。

観光振興につきましては、指宿市観光ビジョンの目標達成のため、指宿市観光・経済戦略会議を中心とした各種施策・事業を推進していくとともに、国の地域未来交付金を活用し、客観的データに基づいた分析を行いながら、インバウンド向けの商品造成、海外エージェントとの連携による新たな市場の開拓、地域の魅力を伝えることのできる質の高い観光ガイドの確保・育成を行い、潜在価値の向上を図ることで域内循環額と観光消費額の増加につなげてまいたいと思います。

また、砂むし会館砂楽をはじめ、市内の各観光拠点施設においては、本市の恵まれた温泉資源や自然環境などを最大限に生かしながら、更に魅力を高めていくことで、地域に新たな人の流れとにぎわいを呼び込み、活力ある地域づくりを進めてまいたいと思います。

スポーツ振興につきましては、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しむことができるよう、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流の促進に努め、市民一人1スポーツの実現を目指してまいたいと思います。あわせて、スポーツ団体や指導者の育成に努め、スポーツ実践人口の拡大と競技力の向上を図ってまいたいと思います。

また、スポーツコミッションいぶすきと連携し、スポーツ大会やキャンプ・合宿などを通じた交流・関係人口の拡大を図り、指宿の知名度向上と地域・経済の活性化等を推進してまいたいと思います。

スポーツ施設につきましては、ネーミングライツ事業等による財源確保に努めるとともに、指宿市公共施設等総合管理計画に基づく施設の集約化等を推進し、老朽化した施設の改修整備等を行ってまいたいと思います。

また、関係団体と連携し、市民をはじめとする、利用される方々が利用しやすい環境整備に努めてまいります。

次に、土木行政についてであります。

社会基盤整備における公共事業につきましては、国の施策や地域の実情を踏まえ、道路、河川、上下水道、温泉供給施設などの整備や維持管理を総合的に進め、安全・安心で快適に暮らせる生活環境の確保に努めてまいります。あわせて、緑地などの整備を進め、市民にとって住みやすく、訪れる方にも本市の魅力を感じていただけるまちづくりを推進してまいります。

幹線道路につきましては、国の事業であります国道226号北十町地区の歩道整備と交差点改良、県の事業であります指宿鹿児島インター線池田工区道路改良事業の整備が進められています。

昨年3月には、南薩4市を結ぶ薩摩半島横断道路の早期着工に向け、南九州市で薩摩半島横断道路整備促進決起大会が開催され、今後も3市と協力し、県の構想路線に指定されている薩摩半島横断道路の整備路線への格上げに向けて、運動を進めてまいります。

生活道路の整備につきましては、新規路線として、弥次ヶ湯通り線、落坂線、入野仙田線などの事業に着手してまいります。また、継続路線として、玉利宮線、湊前下里線、松ヶ迫線、川尻利永線などの改良舗装工事を実施してまいります。さらに、橋梁補修工事につきましても継続して実施し、交通の安全性向上を図ってまいります。

都市計画事業につきましては、土地区画整理事業に併せて、二月田駅周辺の整備を進め、危険踏切の解消や国道へのアクセス改善を図るため、新たな踏切整備などを行い、住みやすく魅力あふれるまちづくりを進めてまいります。

公営住宅事業につきましては、敷領団地2号棟の新築工事に着手し、市営住宅の整備・改善を計画的に推進しながら、良好な居住環境づくりを図ってまいります。

また、市営住宅の維持管理に努め、快適な居住環境の中で暮らせるよう適正に管理してまいります。

住宅・建築物安全化促進事業につきましては、危険空家などの解体撤去を支援し、市民の日常生活における安全・安心の確保及び良好な生活環境の保全を図ってまいります。

水道事業につきましては、水道管の新設及び、基幹管路である池田水源地池田配水池系送水管や配水管の更新、水源地や配水池の設備更新を実施し、水質管理の徹底を含めた水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては、令和3年度から実施している浄水苑の更新などを計画的に進めてまいります。

次に、教育行政についてであります。

本市では、指宿市教育大綱と第2期指宿市教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地

域・企業等との積極的な連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

学校教育につきましては、児童生徒の学力向上を図り、資質・能力を伸ばしていく観点から、学習者が主体となる授業改善を推進してまいります。そのために、小中学校の教員が授業の在り方や子供の学んでいる様子について語り合う授業研究会を実施するとともに、ICT環境を整え、1人1台端末及びデジタル教科書などを適切に活用できるようにすることで、急激に変化をし、将来の予測が難しい社会の変化に対応し、社会で自立していくことができる教育の推進に取り組んでまいります。

生徒指導上の課題につきましては、学校における生徒指導体制の確立や教職員の生徒指導力の向上に努めるとともに、子供たちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心などの育成に努めてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーを学校、家庭、地域に派遣をし、関係機関とも情報をより一層共有することで、様々な課題の解決を図ってまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、体育・保健体育の授業を中核として、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の育成を図ります。

中学校の部活動につきましては、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツや文化芸術活動のための環境整備を進めるとともに、地域の人材を部活動指導員として任用し、部活動に対する指導体制を充実させることにより、部活動の専門性と持続性の向上と教師の長時間勤務の緩和の双方の実現に向けて取り組んでまいります。

学校給食につきましては、指宿旬野菜の日を設けるなど、地産地消を推進するほか、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、将来的な児童生徒数の減少を見据えた施設設備等の改修を進めてまいります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握に努め、除去食や代替食を提供してまいります。

指宿商業高等学校につきましては、専門高校と、ビジネスに関する専門的知識や技術を習熟させ、就職だけでなく上級学校進学等の幅広い選択肢がとれる3学科体制により魅力ある学校づくりを進めて、入学志望者の増加を図ります。

また、全国初の高校による株式会社指商や指商デパートなど特色ある教育活動を通して、企業や地域社会等でリーダーとして貢献できる人材の育成に努めるとともに、ICP活動いぶすき茶いっぺプロジェクト活動を継続させ、おもてなしの心を発信してまいります。

さらに、全国商業高等学校協会主催簿記実務検定試験や、日本商工会議所主催簿記検定試験1級などの上級資格取得に向けて、生徒の適性、能力、個性に応じた教育を進め、的確な進路を実現できるように引き続き推進してまいります。

社会教育につきましては、市民一人ひとりが生涯にわたって、自ら意欲を持って学び楽し

み、その成果を豊かな地域づくりに反映されるよう、生涯学習講座などの各種講座の充実を図ってまいります。

また、まちづくりを主体的に担う人材育成の観点から、各社会教育関係団体の再興・活性化や指導・助言に取り組んでまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年育成推進員をはじめとした指導者の育成や活躍の場づくりを行うとともに、学校応援活動や放課後子ども教室など、地域と学校が相互に連携・協働して行う地域学校協働活動事業を推進してまいります。

家庭教育につきましては、家庭教育支援員や子育てサポーターの養成・活用を図るとともに、家庭教育講座等支援事業を推進し、学校や幼稚園・保育園・こども園、その他関係機関等と連携した家庭教育及び子育て支援の充実に努めてまいります。

読書活動の推進につきましては、指宿市子ども読書活動推進計画に基づき、子供が生涯にわたって読書を楽しめるよう、市立図書館や学校図書館を活用しながら、学校・家庭・地域における読書の習慣化と環境づくりに努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、文化祭やいぶすきシルバー美術展などへの支援を通して、市民による文化芸術の発表と鑑賞の機会を設けてまいります。

また、令和8年度から指定管理者制度を導入する指宿市民会館では、指定管理者と連携を図り、市民が本格的に文化芸術と触れあうことのできる機会の充実などに努めてまいります。

地域文化の継承・発展につきましては、市郷土芸能保存会などと連携をし、市民がやりがいをもって、各地域の郷土芸能や伝統行事の保存継承活動に取り組めるよう研修や発表の機会を設け、人材育成に努めてまいります。

文化財の保護と活用につきましては、国指定史跡の指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所をはじめとする、地域に所在する指定文化財等の保護と活用に努めるとともに、地域をあげた持続可能な文化財保護の体制づくりに取り組み、郷土愛と誇りの醸成を図るため、指宿市文化財保存活用地域計画に基づいた文化財の保護と活用に取り組んでまいります。

また、南九州を代表する埋葬遺跡であり、成川式土器の標識遺跡としても有名な成川遺跡が、新たな国指定史跡に指定されることを目指し、調査研究を行ってまいります。

時遊館COCOはしむれでは、令和8年に開館30周年を迎えることから、これを記念して平成及び令和に行われた発掘調査の成果を公開する特別企画展イブスキディスカバリー平成・令和の大発見やシンポジウム、学芸員講座、体験学習などの開催を通して、新たな学びの機会の提供に努めてまいります。

次に、令和8年度の当初予算の大綱について申し上げます。

令和8年度の当初予算は、将来が楽しみになるまちを目指すために、真に必要な施策が何なのか、そのことを十分に吟味しながら予算編成に取り組んだところであります。

また、経営改善計画の基本目標をしっかりと踏まえた上で、持続可能な行財政基盤の構築にも取り組み、引き続き事業を実施する中において、もっと効率的なやり方はないか、創意工夫できる点はないかなど、職員一丸となって常にそのことを意識しながら、可能な限り最小のコストで最大の効果をあげることができるよう努めてまいりたいと思います。

令和8年度の当初予算は、一般会計299億5,400万円、国民健康保険特別会計64億7,072万円、後期高齢者医療特別会計10億3,428万7千円、介護保険特別会計59億8,870万6千円、唐船峡そうめん流し事業特別会計2億9,926万1千円、水道事業会計収益的収入6億8,411万5千円、収益的支出6億6,327万3千円、資本的収入3億613万4千円、資本的支出5億2,762万7千円、公共下水道事業会計収益的収入8億1,888万円、収益的支出8億395万6千円、資本的収入3億8,794万3千円、資本的支出5億8,167万1千円、温泉供給事業会計収益的収入3,931万3千円、収益的支出3,229万6千円、資本的支出1,460万8千円を計上いたしました。

なお、一般会計及び特別会計等における主要な施策につきましては、委員会参考資料にお示しのとおりであります。

以上、令和8年度の施政方針について、基本的な姿勢と予算について申し述べてまいりました。

冒頭でも申し述べましたが、私は、4年前に市長に就任して以来、まずは、コロナ禍で元気を失ったこの町に、とにかく活気を取り戻そう、盛り上げていこうという思いで、菜の花マラソンの再開をはじめ、夏祭りや各種行事等においても、できるだけ多くの方に参加をしてもらい、指宿を盛り上げ、元気づけるために、先頭に立って奔走してまいりました。

また、市民の声を聴くことについても心掛け、できるだけ現場に足を運び、語る会などを開催をし、多くの方々と意見交換をしてまいりました。そして、市長自ら、指宿市のトップセールスマンとして、農業や漁業、観光あるいは指宿市のあらゆる事情を官公庁の方々にもできるだけ訴えて、指宿市への支援を求め、また、指宿市を積極的に宣伝をし、売り込んでまいりました。

一方で、地域を豊かにするために、地元の多くの方々が仕事に挑戦できるように、域内でもお金がどんどん循環するよう、様々な挑戦を続けてまいりました。稼げるまちをつくる、そして最も大事な持続可能なまち、住みやすいまちであり続けられるように、また、次の時代に備えていくこと。これらは私自身、一番心掛けてきたところでもあります。これからの4年間は、この基本的な姿勢を変えることなく指宿をもっと前にという思いで政策を進め、更に未来への投資という視点を鮮明にし、引き続きひとを施策の中心に据えてまいります。女性や若者に、挑戦する機会をどんどん増やしながら、挑戦する人たちを支援していきたい。そして、将来を担う子どもたちには、この故郷・指宿を五感で体感してもらい、心にも体にも指宿の宝を刻み込んでもらうような取組について、力を注いでいきたい、そう思っております。

折しも、今年は丙午の年です。新しい挑戦を始めるのに最適の年です。楽しい、豊かな、みんなが住み続けたいくなる指宿であってほしいという願いを持ちながら、未来に備えた投資をしっかりとやっていく。そんな目標を持って、市役所一丸、ワンチームとなって挑戦していく所存であります。

今後とも、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の積極的な市政への御参加とたくさんの御意見を賜りますようお願い申し上げまして、令和8年度施政方針と予算の大綱の説明とさせていただきます。

続きまして、提出議案の提案理由について、御説明をいたします。

今次、第1回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算に関する案件が9件、権利の放棄に関する案件が1件、総合振興計画基本構想の策定に関する案件が1件、過疎地域持続的発展計画の策定に関する案件が1件、土地改良事業計画の変更に関する案件が1件、条例に関する案件が9件、当初予算に関する案件が8件、人事に関する案件2件の計32件であります。

このうち、議案第4号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、から議案第33号、令和8年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの30議案につきまして、関係部長に説明をさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第4号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、であります。

別冊の指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9億5,180万円を減額し、歳入歳出予算の総額を293億9,206万5千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、10ページから11ページの第2表繰越明許費補正でお示しの各事業について、繰越明許費の追加及び変更をするものであります。

第3条で債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、11ページの第3表債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の期間及び限度額の変更をするものであります。

第4条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、11ページから13ペー

ジの第4表地方債補正でお示しのとおり、事業債の追加と、各起債事業費の確定等に伴い限度額を変更するものであります。この補正の主な内容は、令和7年度の事業費の確定や支出見込みに対する予算の整理等を行うものであります。

なお、この補正の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業等に係る予算の整理に伴う人件費の減額であります。なお、各目の人件費につきましては、56ページからの給与費明細書を御参照くださるようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

また、一般会計、各特別会計等の補正予算については、別冊の令和7年度指宿市各会計3月補正予算の概要を配布させていただいておりますので、御参照くださるようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

次は、提出議案の11ページを御覧ください。

議案第13号、第三次指宿市総合振興計画基本構想の策定について、であります。

本案は、令和8年4月1日から令和18年3月31日までを新たな計画期間とする、第三次指宿市総合振興計画の基本構想を策定するため、指宿市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

基本構想の主な内容について御説明申し上げますので、13ページを御覧ください。

第三次指宿市総合振興計画の基本構想につきましては、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像や将来目標、これを実現するための基本的なビジョンや施策の方向性を示すものであります。令和7年度が現計画の最終年度となることから、令和8年4月1日を始期とする新たな計画の基本構想を策定しようとするものであります。

基本構想につきましては、基本理念を一人ひとりが生き生きと、明るい未来を育むとし、将来都市像として、みんなが好きになる将来が楽しみになるまちを掲げております。

基本目標につきましては、社会基盤として住みやすさ・利便性に優れた快適なまち、生活環境・協働として共生・協働の心で人と自然が調和したまち、産業・経済として豊かな地域資源を生かして魅力を高めるまち、保健医療福祉としてすべての人が健やかに生き生きと暮らせるまち、教育文化として郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人材を育むまち、行財政として持続可能な地域を目指し経営改善を進めるまちの6つの柱で構成いたしました。

なお、本計画においては、2065年における本市の人口を1万9,500人以上で維持することを目標としております。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第14号、指宿市過疎地域持続的発展計画の策定について、であります。

本案は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までを新たな計画期間とする指宿市過疎地域持続的発展計画を策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本市は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により過疎地域に指定されていることから、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、指宿市過疎地域持続的発展計画を策定しております。

令和7年度が現計画の最終年度となることから、令和8年4月1日を始期とする新たな計画を策定しようとするものであります。

計画の内容につきましては、別冊の指宿市過疎地域持続的発展計画案にお示しのとおりでございます。

なお、策定に当たっては、県と協議を行い、議会の議決を経て、国へ計画を提出することとなっております。

次は、提出議案の17ページを御覧ください。

議案第16号、指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会に職員を派遣することができるようにするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、18ページを御覧ください。

公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が運営している、鹿児島県自治研修センターの職員として専ら従事させるため、市職員を派遣できるよう、第2条第1項において、職員を派遣することができる公益的法人等に、当該団体を追加しようとするものであります。

なお、附則において、施行日は公布の日としているところであります。

次は、提出議案の19ページを御覧ください。

議案第17号、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、他の地方公共団体等に派遣されている職員の通勤手当の上限額を改定するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、20ページを御覧ください。

改正の主な内容は、他の地方公共団体等に派遣されている職員の通勤手当の上限額を1万5千円から3万2,300円に改定するものであります。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日としているところであります。

次は、提出議案の21ページを御覧ください。

議案第18号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、であります。

本案は、ふるさと応援基金の処分について、第三次指宿市総合振興計画に掲げる基本目標に関する事業に要する費用に充てるものとするため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、22ページを御覧ください。

改正の主な内容は、第6条の基金の処分につきまして、現行では第二次指宿市総合振興計

画の将来都市像を基にした事業としておりますが、令和7年度末で計画期間が終了することから、本定例会で提案させていただいております第三次指宿市総合振興計画に掲げる基本目標を基にした事業に要する費用に充てるよう改正するものであります。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日としているところであります。

次は、提出議案の38ページを御覧ください。

議案第25号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、であります。

別冊の令和7年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億9,281万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を299億8,488万3千円にしようとするものであります。

第2条で繰越明許費の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表繰越明許費補正でお示しの事業について、繰越明許費の追加をするものであります。

第3条で地方債の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表地方債補正でお示しの事業債の限度額を変更しようとするものであります。

今回の補正予算につきましては、主に国の補正予算による地域未来交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係るものであります。

なお、補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要19ページから20ページに記載しておりますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛をさせていただきます。

次は、提出議案の39ページを御覧ください。

議案第26号、令和8年度指宿市一般会計予算について、から、46ページの議案第33号、令和8年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの8議案につきましては、別冊の令和8年第1回指宿市議会定例会委員会参考資料をお手元に配布させていただいておりますので、御参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民福祉部長（富永敏尚） それでは、命によりまして、市民福祉部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の23ページを御覧ください。

議案第19号、指宿市国民健康保険税条例の一部改正について、であります。

本案は、国民健康保険特別会計の安定的な財政運営及び健全化並びに受益者負担の適正化を図るため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、標準保険料率を参考に、国民健康保険税率等につきましては、所得割額の率を全体で0.1%の増、均等割額を全体で1,600円の増、平等割額を全体で700円の増とするところであります。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日としているところであります。

次は、提出議案の26ページを御覧ください。

議案第20号、指宿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、であります。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、乳児等通園支援事業を令和8年度から開始することから、この条例を制定しようとするものであります。

条例の内容について御説明申し上げますので、27ページを御覧ください。

条例の主な内容は、令和8年度から乳児等通園支援事業が事業開始となることに伴い、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定に基づき定める本市の基準につきまして、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に定める基準の例によることとするものでございます。

なお、附則におきまして、施行日は令和8年4月1日としているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） それでは、命によりまして、農水商工観光部所管の議案について、御説明申し上げます。

提出議案の9ページを御覧ください。

議案第12号、権利の放棄について、であります。

本案は、旧指宿市及び旧山川町が取得した鉱業権について、今後、採掘事業に着手する計画がないことから、同権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

鉱業権の内容を別冊の提出議案の概要の3ページから7ページにまとめてありますので、併せて御覧ください。

市が現在、所有する鉱業権につきましては、法定鉱物である耐火粘土いわゆるカオリンが4件、6,143アール、そして、砂鉱いわゆる砂鉄が2件、1万4,317アールであります。

放棄の理由として、市はこれまで鉱業法に基づく事業着手の延期及び事業の休止の認可を受けてきたところでありますが、市として、今後、事業に着手する計画はなく、事業着手の延期及び事業の休止を申請する相当な事由がないことから、同権利を放棄しようとするものであります。

次は、提出議案の16ページを御覧ください。

議案第15号、土地改良事業計画の一部変更について、であります。

本案は、南薩畑地かんがい施設の更新事業である国営かんがい排水事業を令和10年度から実施予定であることに伴い、土地改良事業計画を現況に合わせて変更するため、土地改良法

第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、基幹水利施設南部地区として、旧山川町、旧開聞町でそれぞれ策定していた計画書を指宿市として1つにまとめ、大字名や畑かん受益地の面積、用水系統図などを現況に合わせて変更するものであります。

続きまして、提出議案の28ページを御覧ください。

議案第21号、指宿市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、であります。

本案は、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念、基本方針を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

条例の内容を御説明申し上げますので、29ページを御覧ください。

制定の趣旨としましては、中小企業・小規模企業が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念、基本方針その他基本的な事項を定め、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とするものであります。

条例の主な内容は、お示しのとおりであります。中小企業・小規模企業の振興に関し基本理念、基本方針、市の責務等を定めるものであります。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日としているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（窪田幸一郎） それでは、命によりまして、建設部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の32ページを御覧ください。

議案第22号、指宿市営住宅管理条例及び指宿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について、であります。

本案は、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の適正かつ合理的な管理を図るため、単身者の入居に関し、例外的な取扱いを可能とするため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について、御説明申し上げますので、33ページを御覧ください。

まず、第1条の指宿市営住宅管理条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、入居者の資格を定める規定において、単身者が入居できる住宅の規格は床面積60㎡以下と規定しているところ、例外的な取扱いを可能とするため、ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない、とする規定を、新たに追加するものであります。

次に、第2条の指宿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について、であります。

改正の主な内容は、入居者の資格を定める規定において、上位法との整合を図るため、単身者の入居要件に関し地域の実情を勘案して入居させることが適当であると認められるものであること、とする規定に改めようとするものであります。

なお、附則において、施行日は令和8年4月1日としているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育部長（湯ノ口繁生） それでは、命によりまして、教育部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の34ページを御覧ください。

議案第23号、指宿市新小田奨学資金基金条例の廃止について、及び36ページの議案第24号、指宿市新小田奨学資金条例の廃止について、の2議案であります。

この2議案は、寄附金をもって基金を設置し、高校生向けの奨学資金給付費の財源として運用してきてまいりましたが、令和8年度以降の新規給付を継続するための基金残高が不足することから、これらの条例を廃止しようとするものであります。

また、附則において、施行日を規定しているところであります。

なお、本条例は廃止いたしますが、給付型奨学資金である指宿市今村光雄奨学資金において、令和7年度から同等の内容を追加して給付する体制を確保しているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） ただいま議題となっております議案第4号から議案第33号までの30議案に対する質疑等は、2月25日に行います。

△ 議案第34号及び議案第35号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第33、議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦について、及び、日程第34、議案第35号、教育委員会委員の任命について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） それでは、御説明申し上げます。

議案第34号、人権擁護委員候補者の推薦について、であります。

本案は、開聞地域の現委員であります白澤愛子氏が、本年6月30日をもって任期満了とな

りますことから、引き続いて同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。

なお、同氏は、中学校教員として38年間勤務し、子供たちの学力向上や健全育成に努めて来られました。また、令和5年7月から人権擁護委員として委嘱を受け、熱心に活動されておりますことから、当該委員として適任者であると思っております。

次は、提出議案の48ページを御覧ください。

議案第35号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員であります別府竜人氏が、令和8年2月22日をもって4年間の任期満了を迎えることから、新任の委員として、藤岡義尚氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日は、お示しのとおりであります。

同氏は、これまで指宿高等学校のPTA会長や副会長を歴任されており、現在も副会長として、PTA活動に積極的に取り組まれております。また、学校法人藤花学園では、園児の健全育成に長年携わるなど、教育振興に大きく貢献されていることから、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞ御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第34号及び議案第35号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号及び議案第35号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号及び議案第35号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたし

ました。

これより、採決いたします。

まず、議案第34号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、同意することに決定いたしました。

△ 散 会

○議長(下川床泉) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 東 勝 義

議 員 新宮領 實

第 1 回 定 例 会

令和 8 年 2 月 25 日

(第 2 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和8年2月25日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第3 議案第5号 令和7年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第4 議案第6号 令和7年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第5 議案第7号 令和7年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第6 議案第8号 令和7年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第7 議案第9号 令和7年度指宿市水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第10号 令和7年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第5号）について
- 日程第9 議案第11号 令和7年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第12号 権利の放棄について
- 日程第11 議案第13号 第三次指宿市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第12 議案第14号 指宿市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第13 議案第15号 土地改良事業計画の一部変更について
- 日程第14 議案第16号 指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第17号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第18号 指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第19号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第20号 指宿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第21号 指宿市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

- 日程第20 議案第22号 指宿市営住宅管理条例及び指宿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第21 議案第23号 指宿市新小田奨学資金基金条例の廃止について
- 日程第22 議案第24号 指宿市新小田奨学資金条例の廃止について
- 日程第23 議案第25号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第24 議案第26号 令和8年度指宿市一般会計予算について
- 日程第25 議案第27号 令和8年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第28号 令和8年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第29号 令和8年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第30号 令和8年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第31号 令和8年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第30 議案第32号 令和8年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第31 議案第33号 令和8年度指宿市温泉供給事業会計予算について
- 日程第32 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 番 議 員 平 峰 嘉 代  | 2 番 議 員 上 菌 哲 司  |
| 3 番 議 員 竹 山 徹    | 4 番 議 員 下林山 晴 美  |
| 5 番 議 員 小荒田 大 樹  | 6 番 議 員 大 村 清 文  |
| 7 番 議 員 松 下 知 恵  | 8 番 議 員 前 原 五 男  |
| 9 番 議 員 東 勝 義    | 10 番 議 員 新宮領 實   |
| 11 番 議 員 恒 吉 太 吾 | 12 番 議 員 東 伸 行   |
| 13 番 議 員 西 森 三 義 | 14 番 議 員 福 永 徳 郎 |
| 15 番 議 員 新川床 金 春 | 16 番 議 員 下川床 泉   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長 打 越 明 司                      副 市 長 黒 永 英 樹

|            |         |          |         |
|------------|---------|----------|---------|
| 教 育 長      | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長  | 渡 部 徹 也 |
| 市民福祉部長     | 富 永 敏 尚 | 農水商工観光部長 | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長    | 窪 田 幸一郎 | 教 育 部 長  | 湯ノ口 繁 生 |
| 総 務 課 長    | 濱 上 和 也 | 人事秘書課長   | 木 下 英 城 |
| 企画政策課長     | 東 忠 孝   | 商工水産課長   | 宮 地 主 税 |
| 学校給食センター所長 | 久保園 眞 弘 | 水 道 課 長  | 安 留 和 信 |
| 財 政 課 主 幹  | 平 畑 卓 哉 |          |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 池 水 拓 也 | 主幹兼調査管理係長 | 下 川 裕 一 |
| 主幹兼議事係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 徳 留 洋 美 |

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において恒吉太吾議員及び東伸行議員を指名いたします。

△ 議案第4号～議案第11号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第4号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第13号）について、から、日程第9、議案第11号、令和7年度指宿市温泉供給事業会計補正予算（第1号）について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第4号から議案第11号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありますので、討論を終結いたします。

これより、議案第4号から議案第11号までの8議案を一括して採決いたします。

8議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第11号までの8議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第12号～議案第33号（質疑、委員会付託）

○議長（下川床泉） 次は、日程第10、議案第12号、権利の放棄について、から、日程第31、議案第33号、令和8年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの22議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○15番議員（新川床金春） 議案第18号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、伺います。市長は、施政方針の中で、ふるさと応援基金条例第6条第1項にある本市の目指す将来都市像を実現するという文言を削り、各号をまちづくりの分野別に整理する改革を提案されております。しかし、本市が直面している最大の課題は、人口減少、とりわけ少子化の進行であります。将来都市像を語る前に、その町を担う人、特に子供や若い世代が減り続ける現実に、まず正面から向き合う必要があると考えます。そこで、伺います。今回の条例改正に当たり、市長は少子化対策を市政全体の中でどのように位置付け、捉えているのか、基本的な認識を伺います。

議案第26号、令和8年度指宿市一般会計予算について、伺います。子育て支援と未来への投資ということについて伺います。施政方針において、市長は、この町の将来につながっていくもの、未来への投資という視点を大切に、子どもたちや若い世代、女性、そしてあらゆる分野の後継者となる方々への支援に重点的に取り組むと述べております。その考え方自体は理解できるものの、現時点ではその内容が抽象的であり、市民や議会にとって具体的にどのような事業を想定しているのか見えにくい状況があります。そこで伺います。今回、市が未来への投資と位置付けている施策について、現時点で想定している具体的な事業内容を分野ごとにお示しくください。

次に、学校給食の無償化について。小中学校の学校給食について、令和8年4月から無償化がスタートするという大変喜ばしいことと思っております。一方で、令和7年12月の第4回定例会において、学校給食の無償化は財源面を考えると難しいとの答弁がなされております。国の政策として小学校の学校給食は無償化されるという認識は、既に国民の間で広く共有されているところであります。そこで、伺います。小学校の学校給食無償化に対して、国から本市に対し、年間幾らの財政支援が見込まれているのか、その具体的な金額をお示しくください。

次に、道の駅いぶすきについて。本市では、山川ヘルシー温泉保養館において、事前にコンサルと十分協議した上で改修工事を実施したのにも関わらず、その後、安全面が不十分

との理由から、5,000万円を超える追加の改修を要した事例があります。このことは、市民から見れば、なぜ設計段階で安全性を十分にできなかったのか、専門家を入れて結果として二重の負担になったのではないかという疑問や不信感につながりかねない事例があったと考えております。まず、市として、この山川ヘルシーランド温泉保養館の事例をどのように捉え、そして、今後する、道の駅いぶすきの改修にどのような取組をしていくのか、お伺いします。

次に、財政再建について、起債残高の推移について、市長は、財政再建に当たって、収入の範囲で支出を抑えること、借金はこれ以上増やさないこと、この2つの基本原則として市政運営に当たると明記されております。しかし、委員会参考資料、令和8年度当初予算概要資料8ページに一般会計の当初予算の推移が載っております。起債残高は、6年度末が303億、令和7年度末で311億、令和8年度末で310億を超える見込みとなっております。依然として300億を超える高水準が推移しています。そこで、まず伺います。市として、現在のように起債残高が300億を超えている現状を財政再建が進んでいる状況と説明できるのか、市長の認識を伺います。

次に、公債費を超えない起債の取扱いについて、財政再建を進めるために借金である起債残高を着実に減らしていくことが不可欠であると考えております。そこで、伺います。市は、起債残高を公債費の範囲に抑えるため問題はないと説明されてますが、公債費を超えない範囲で起債を繰り返した場合、起債残高は実質的に減らず、将来世代の負担は固定化するという認識をお持ちでしょうか。

次に、地域公共交通について、市民生活に対する影響と今後の支援について、イッシーバスの廃止について伺います。今回、イッシーバスを廃止すると方針が出されましたが、まず、事業者から市に対して、いつ、どのような内容の報告があったのか、その時期と経緯について明らかにしてください。また、その報告を受け、市として市民に対してどの時点でどのような方法で周知を行ったのか、広報紙、ホームページ、説明会などを含め具体的な説明を求めます。観光産業に及ぼす影響として、観光産業は指宿の基幹産業となっております。コロナ禍の市内観光の現状、影響をどのように評価してるのか、改めて具体的なデータをお示しいただきたいと思いますが、これは話の中で言ってませんでした、もし持っておけばと思います。観光関連事業者の雇用や売上の影響として市はどのように分析しているのか。

次に、代替交通の取扱いについて、イッシーバスの廃止は、高齢者や車を持たない市民にとって、通院、買い物、通学など、日常生活に直結する移動手段を失うことになり、市民生活への影響は極めて大きいと考えます。そこで伺います。イッシーバス廃止後において、市民生活を守り、併せて観光客の二次交通を確保するため、市はどのような代替案の仕組みを想定してるのか、まず基本的な考えをお示しください。

**○総務部長（渡部徹也）** 子ども子育てに関する基本的な考えをとということでございました。今

議会で御提案をさせていただいております、第三次指宿市総合振興計画、この中におきまして基本目標を6つ立てております。そのうちの一つで、すべての人が健やかに生き生きと暮らせるまち、という目標を立て、その基本計画として、子育てしやすい体制、それから支援の充実ということで、子どもを安心して産める支援体制の整備、子育ての悩みや不安を解消する支援の充実、地域全体で子どもたちを育む環境の整備、という明確な目標を挙げております。これを、まず目標におきまして、施政方針で市長が述べました種々施策について、各ステージに応じた支援を充実して取り組んでまいりたいと、そのように基本的には考えております。それから、未来への投資の各分野ごとにとということでしたけども、一例を申し上げますと、今回、農政のほうでチャレンジファームということで、新しく農業にチャレンジしようという方々に農地を提供し、一定期間、学んでいただくという御提案も差し上げているところです。そういったところも含めて、頑張る人々を応援する策、そういったものを打ち出してまいりたいと、そのように思っております。

**○学校給食センター所長（久保園眞弘）** 学校給食の無償化につきまして、国が小学校の給食費を無償化に進める動きがあると、国から幾ら入るかという御質問でございました。国からの小学校学校給食費の補助金予算が成立をしますと、小学校5,200円の約1,620人で計算をしまして積算しますと、約9,260万円となっております。

**○財政課主幹（平畑卓哉）** 今回、学校給食費無償化事業の財源としまして、ふるさと応援基金から繰り入れております。

**○企画政策課長（東忠孝）** 道の駅いぶすきの整備について、でございます。令和8年度指宿市一般会計当初予算において、道の駅いぶすき整備、管理運営に伴う事業者選定委員会の開催に係る経費を計上しているところであります。また、関連して、観音崎公園の整備に係る債務負担行為を設定していますが、これに関連する予算は令和8年度当初予算には計上しておりません。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 地域公共交通について、ということで、今回、令和8年度の一般会計予算におきまして、諸々のこの対策というような形で予算計上しておりますのは、イッシーバスと乗り合いタクシーの事業費について、地域公共交通活性化協議会の負担金、それと路線バスの回数券に使用された部分の鹿児島交通への支払い等々を予算計上しているところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** 2回目の質疑に入ります。議案第18号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、住みやすさ・利便性に優れた快適なまちづくりに関する事業、そして、共生・協働の心で人と自然が調和したまちづくりに関する企業、3番目に、豊かな地域資源を生かして魅力を高めるまちづくりに関する事業、すべての人が健やかに生き生きと暮らせるまちづくりに関する事業、郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人材を育むまちづくりに関する事業、持続可能な地域を目指し経営改善を進めるまちづくりに関する事業とありま

すが、ほかの全国の自治体では、子ども子育てと言って、それを特化したような、少子化のために、少子高齢化のために特化してるんですけど、この中では、先ほど説明受けましたけど、これまで、令和7年12月まで学校給食の問題をやってできなかったんですが、この中で一番になるんですか、どうなのか、そこについてお願いします。実際ですね、指宿の先ほども言いました優先事項は少子化対策なんですよ。それに対する思いがこの条例改正にないんです。そのところをですね、市長の思いをいただければと思います。

**○議長（下川床泉）** 今の質疑のところ、一番というのはどういう意味なのかがちょっと分からないような感じがありますけども。

**○15番議員（新川床金春）** 一番というのは、少子化対策が指宿のまちづくりに対して一番大事じゃないかということ、その一番ですね。そして、議案第26号、令和8年度指宿市一般会計予算について、未来への投資ということでの農業が言われたんですけど、たくさんあると思うんですよ。皆さんがこれとこれをついているいろいろ提案があって、いろんな市民の方が指宿に行ってみたいというような地域づくりをしようと思うんですけど、農業以外にありましたら答弁を求めます。すみません、質疑します。

そして、次に、学校給食の無償化について、先ほど九千数百万と言いましたが、昨日の聞き取りの中では1億3,000万と私は説明を受けましたが、その違いは何があるのか。実際、私のメモにはそういうふう書いてありますけど、1億3,000万と9,670万の違いについてお願いいたします。

次に、財政再建について。実際、指宿の標準財政規模でいきますと、300億は大きいと思います。あるところで、200億が標準かなと言われる方がいました。200億にするためにどのような対策をとっていくのか、何年後にそれを実現するのか、お伺いします。

イッシーバスは廃止になりますが、先ほどの答弁では鹿児島交通がということですが、鹿児島交通の定期路線を使っていくのかなと思いますけど、実際、定期路線が走らないところの市民に対してはどのような対応をしていくのか。今の乗り合いタクシーだと、一方向で朝昼晩しか動きません。住民の方がタクシーには乗れないんですよ。そういう時はどのような対応をするのか。そして、その事業費は、今のイッシーバス運行と乗り合いタクシーにした場合の事業費は幾ら違うのか。あと、観光の人たちがイッシーバスがなくなった時に大変困ると思います。観光地指宿に来てタクシー代を払わないといけないと思った時に大変だと思いますので、それに対してどのような支援策を講じていくのか、2回目の質疑を終わります。

**○総務部長（渡部徹也）** 今回の子ども子育て応援の部分が条例に含まれていないという御指摘でございますが、先ほどもお答えしましたように、今回は、今議会でも提案をさせていただいております、第三次指宿市総合振興計画、この基本目標に合わせようということで整理をさせていただきました。先ほども答弁しましたように、子育てしやすい体制の支援充実とい

うことで、以下また細かく基本計画の中で定めておりますので、そういったところを今後、指宿を応援したいと思ったださる皆さんにも届くようにですね、ホームページ上で紹介をしたり、あるいは言葉だけで難しい部分があれば指宿は子育てに力を入れてるんだということが分かるような写真を使ったりだとか、様々な工夫を凝らしてやってまいりたいと思っております。本市は、もちろん子育てもそうですけども、いろんな課題、いろんなやらなければいけないことを掲げておりますので、それを市民の皆様と一緒に、あるいは各関係の団体の方々の意見を取り入れながら作り上げたものがこの総合振興計画であります。ですので、私どもとしましては、ここに掲げた基本目標、いずれも全て同等に大事なものであるということで捉えておまして、全ての分野について全力を尽くしてまいりたいと、そのように考えております。あと、未来への投資の部分については、農業分野以外であればということとして、今市長も施政方針の中で、若者や女性にできるだけチャンスを与えて頑張る人たちを支援してまいりたいというお話がございました。それも人への投資ということになるかと思えます。そういった部分で、農業あるいはそれ以外の分野についてもですね、政策の中で力を入れて進めてまいりたいと、そのように考えております。

**○学校給食センター所長（久保園真弘）** 議員からの質問で1億3,000万と9,000万の差額と言われましたが、1億3,000万は令和8年度予算で1億5,000万、それが小学校、中学校合わせた補助金の額という形で1億5,000万と申し上げたつもりでございます。それと、9,300万、先ほど説明しました9,260万については小学校の分ですので、その差額というのはございませんで、9,300万円という議員がおっしゃる部分は国からいただく補助金だと、小学校の補助金ということで御理解いただければと思います。

**○財政課主幹（平畑卓哉）** 財政再建の起債残高の部分について、2回目の御質疑をいただいております。議員のほうで、市の起債残高200億円ぐらいがというお話が先ほど出ましたが、市としましては、一般的には標準財政規模の2倍ぐらいですので、本市で例えますと約240億から270億ぐらいの間、毎年標準財政規模の数字は変わってきますので、変動はありますが、大体それぐらいが理想ではあるのかなというふうに考えております。そこを目指していきたいと考えてはおりますが、今現在、確かに300億を超える起債残高がございますが、起債の残高につきましては、経営改善計画に掲げる借金はこれ以上増やさないという基本原則に則り、これからも予算編成、起債の借入れ等を行って起債残高の減少に努めてまいりたいと考えております。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 先ほどの地域公共交通についてということの質疑の中で、市としましては、昨年10月に新たな公共交通体系の基本骨格というものを指宿市地域公共交通活性化協議会のほうで審議した結果について、市のホームページでも公開しておりますが、あくまでもその生活路線維持というような意味合いで、今回当初予算のほうでは、その対応策について予算計上しているというふうに御理解いただきたいと思えます。

**○15番議員（新川床金春）** 議案第18号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正についてですが、以前私が聞いた時に、この条例になければ使いにくいということを聞いたんですよ。第三次振興計画にあっても、条例の中にうたわれてないと使えないという答弁をもらってるんですよ。実際、条例の中で解釈ができるのかなと心配するんですけど、やっぱり条例の中でしっかりと、ほかの市町村と同じように、1番目に子ども子育て応援事業に関するものを使うというのが、私は子育てをしている若者世帯に安心を与えるのかなと。実際、近隣の市では待遇がいいので移動する方が多いということも聞きます。やっぱり人口の奪い合いはおかしいと思いますけど、やっぱり特典があるということで、人の流れが変わっていくということがいろんなところで言われてますけど、実際、指宿に人を呼び、若い世帯が子育てをしたいと思えるような市にするためにはですね。この条例の中で1番目にそういうのを全国の市町村と同じように真似たさいとは言えませんが、実際、喫緊の課題となっているものに対しては、条例の中にうたい込む必要があるんじゃないかなと思っていますので、そこについてお伺いします。あとですね、学校給食は、私は、今センター長が言いました、予算書を見て1,500万というのは分かってたんですよ。だけど、1億5,000万ということで、昨日の打ち合わせの前に見てるんですよ。だけど、1億3,000万と言われたので、私は録音してますよ、会話を。だから、その違いがどういうことなのかなと思って、答弁をもらった時にびっくりしましたが、実際、私のうがった考えかもしれませんが、学校給食の物価高騰を今後考えて、今の給食費よりも多く国が手当てし、それをすることで1億3,000万と思ったんですけど、そしたら、1億5,000万に対して市の持ち出しは中学校で2,000, 3,000万しかないのかなと思ったんですけど、本当に、やり取りをしながらですよ、数字が違うってのはどういうことなのかなと。ただ、私が思ってるのは、学校給食費が無償化になることはすごくいいんだけど、子供たちの、子育ての人たちを考えた時に、恒久財源としてふるさと納税を充てがってですね、しっかりと手当てできるような体制が欲しいなと。だから、その子育て、先ほどのふるさと応援基金の条例と一緒にですね、実際はそれはリンクして、子ども子育ての人たちが指宿にどんどん来ていただくような取組をしてほしい。だから、学校給食もそこに充てがうことはできないのかなと思って今回議案質疑させていただいたんですけど。

**○議長（下川床泉）** 中学校の給食費については今回の議案には出てないので質問になってしまいますので、質疑の方で。

**○15番議員（新川床金春）** ごめんなさい。そしたら、1億3,000万ということで、私は昨日聞いて、お互いに録音してたと思うんですけど、あの時の言葉っていうのはどういうことなのか。だから、実際はそこをこの場で言うことはないと思いますけど、実際、しっかりと対応していただきたいと思います。

あとですね、財政改革は、私があるところで昨年11月に聞いたのがですね、指宿の標準財政規模は240億ぐらいだけど、200億を目指すというような声も聞いたので、やっぱり300億

を超えてるこの金額をですね、どうするかというのは財政課の手腕にかかるとは思いますけど、どのようなことを今後取り組んでいくのか、無駄な事業をしっかりと見直すとか、そういうことについてお伺いします。

**○議長（下川床泉）** 今の公債費の推移のところの、どのように取り組んでいくのかという質問になってしまうので。質疑をお願いします。

**○15番議員（新川床金春）** すみません、どのように考えているのかということをお願いします。すみません、実際ですね、財政改革をしないといけないんですけど、この数字を見たときに市民がびっくりすると思いますよ。300億続いていると。306億ぐらいまでいったのがまた増えてるって、この状況をですね、私は心配するので、そのことについてお願いします。

あと、地域公共交通についてですが、いろいろ答弁もらいましたけど、実際、市民には周知を徹底してるんですか。いろんな方が知らなかったんですけど、令和8年の9月には廃止されるんですよ。知らない方がいるということがどうなのかということに私は心配しますけど、どのようなことを今までやってきたのか、もう1回お願いします。

**○総務部長（渡部徹也）** ふるさと応援基金の使い方、子育て等に使えるのかと、書いてないと使えないんじゃないかという御質疑でしたけども、これまでの条例の中でも、子ども子育て支援に活用させていただいておりまして、一番多く使っております。今回、条例改正しますけども、先ほど申しあげましたように、すべての人々が健やかに生き生きと暮らせるまちづくり、この中にしっかり基本計画の中で、子ども子育てを応援していきますってことをうたっておりますので、今後もここにしっかりと充当していくことができます。

**○財政課主幹（平畑卓哉）** 起債残高の推移についての御質疑ございました。委員会参考資料の8ページに掲載しております。起債残高、確かに令和7年度の起債残高見込み額が311億2,555万4千円と、令和6年度と比較しますと増えておりますが、令和6年度は決算の額になっております。令和7年度の見込額につきましては、令和6年度から令和7年度に繰り越している起債予定額約8億円と令和7年度の予算での起債額を合わせておりますので、311億2,500万程度となっているところで、決算ベースで見ますと約303億700万程度になる見込みであり、令和6年度からと比較しますと約4,800万円ほど、令和7年度の決算見込みで考えますと減る予定でありまして、今後とも、そのように経営改善計画に掲げる借金をこれ以上増やさないと、償還元金の範囲内での起債借入れというのを遵守して、起債残高の減少に努めてまいりたいと考えております。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 市民への周知という御質疑でした。先ほど答弁いたしましたのが、新たな公共交通体系の基本骨格、昨年10月に作成をしております。この中で、10月1日、本年運行開始ということでお示ししておりますが、これを、基本骨格を議論する中でも、本市の市の職員が乗込み調査をしたり、それから現地の方々にお話を聞いた上でこの骨格になっております。議員御指摘のとおりですね、今年が移行期間ということでは

ので、具体的な内容等が決まり次第、速やかに皆さん方にはお知らせすることになろうかというふうに考えております。

**○市長（打越明司）** 若干踏み込んで話をさせていただきますが、議案質疑にひよっとしたら入らない少し答えになるかもしれませんが、給食費の問題で大変心配をしているようですので、私のほうからお答えさせていただきます。今年の当初予算1億5,460万円の計上については、これは全て市費で負担をしている金額として計上させていただきました。なぜならば、国の予算については、いまだ成立が見通せていない状況でありますので、もし国のほうでそれが見送られるようなことがあった場合には、市費で負担をしてこれはやるという思いも込めてですね、計上をさせていただいております。その中で、今年はですね、予定として、小学生は1人5,200円。1か月ですね、5,200円です。中学生は5,800円というふうに計算をしております。この分について、もし、国のほうで予算が成立をした場合には、直ちにその財源の組替えを行うという予定にしているところであります。その部分が9,260万円相当ということになりますので、残りの部分が6,200万円余り。この6,200万円余りは、市費で支えるということになりますが、その市で支える部分については、今、議論になっている、ふるさと応援基金、これを活用させていただくということでもありますので、一つ御理解いただきたいと思えます。

**○議長（下川床泉）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（下川床泉）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議第12号から議案第24号まで、及び議案第27号から議案第33号までの20議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第25及び議案第26号の2議案については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。いずれも休会中に審査を終了されますようお願いをいたします。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第32、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。広域連合議会議員につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約第7条第2項第2号の規定により、市議会議員から6人を選出することとなっておりますが、現在2人の欠員が生じております。令和7年12月25日に告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、候補者の届出数が選出すべき議員の2人を超

えたことから、同規約第8条第2項及び第9条第3項の規定により選挙を行います。この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票数のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

**○議長(下川床泉)** ただいまの出席議員は、16人であります。

候補者名簿を配布いたします。

[候補者名簿配布]

**○議長(下川床泉)** 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

**○議長(下川床泉)** 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(下川床泉)** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

**○議長(下川床泉)** 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効票として取り扱います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に記載の上、順番に投票願います。

[投票]

○議長（下川床泉） 投票漏れはありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開場〕

○議長（下川床泉） これより、開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に西森三義議員、新川床金春議員、平峰  
嘉代議員を指名いたします。  
開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（下川床泉） 選挙結果を報告いたします。  
投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち、有効投票16票、無効投票0票であります。  
有効投票中、重久昌樹議員13票、松元正明議員3票。  
以上のおおりであります。

### △ 散 会

○議長（下川床泉） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

散会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 恒 吉 太 吾

議 員 東 伸 行

# 第 1 回 定 例 会

令和8年3月13日

(第3日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和8年3月13日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	平 峰 嘉 代	2 番 議 員	上 菌 哲 司
3 番 議 員	竹 山 徹	4 番 議 員	下林山 晴 美
5 番 議 員	小荒田 大 樹	6 番 議 員	大 村 清 文
7 番 議 員	松 下 知 恵	8 番 議 員	前 原 五 男
9 番 議 員	東 勝 義	10 番 議 員	新宮領 實
11 番 議 員	恒 吉 太 吾	12 番 議 員	東 伸 行
13 番 議 員	西 森 三 義	14 番 議 員	福 永 徳 郎
15 番 議 員	新川床 金 春	16 番 議 員	下川床 泉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民福祉部長	富 永 敏 尚	農水商工観光部長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	窪 田 幸一郎	教 育 部 長	湯ノ口 繁 生
総 務 課 長	濱 上 和 也	企 画 政 策 課 長	東 忠 孝
危機管理課長	打 越 貴 人	財 政 課 長	上 村 圭一郎
長寿支援課長	上川床 聡	地 域 福 祉 課 長	磯 道 奈津子

こども課長	上西園 眞紀子	商工水産課長	宮 地 主 税
観光課長	山 下 浩 二	スポーツ振興課長	竹 山 修 一
建築課長	村 永 健 二	生涯学習課長	上 園 浩 司
学校給食センター所長	久保園 眞 弘	指宿商業高校事務長	横 村 敬一郎
山川支所長	岩 林 茂 樹		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局 長	池 水 拓 也	主幹兼調査管理係長	下 川 裕 一
主幹兼議事係長	川 畑 裕 二	議事係主査	徳 留 洋 美

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

ここで、市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○市長（打越明司） まずはじめに、今回の本市ふるさと納税返礼品に関する一連の報道等を受け、これまで本市を応援いただき、御寄附をいただいている寄附者の皆様方に対し、御心配と御迷惑をお掛けしておりますこと、この場を借りて、心から深くお詫びを申し上げたいと思います。また、他の皆様につきましても、本市のふるさと納税の関係者、牛肉に関わっている畜産事業者の皆様をはじめ、市民の皆様に関しましても、御心配をお掛けしてしまっていることに対して、深くお詫びを申し上げたいと思います。今回の件は、本市の事業者で、ふるさと納税返礼品取扱事業者でもある有限会社水迫畜産が、令和5年年初から令和6年1月までの間に、自ら加工する牛肉製品について、牛の牛種、原産地及び個体識別番号の不適正表示があり、今週3月10日に農林水産省から、表示の是正措置、再発防止策の実施を指示、勧告する行政指導を受けたということでございます。今回の件に関しましては、本市のふるさと納税返礼品はもちろんのこと、鹿児島県の食に関わるそのものの信頼を根本から揺るがす大きな問題であると認識しているところであります。現時点での本市の対応についてであります。今回の事案が発覚した直後、有限会社水迫畜産の全ての返礼品の受付を直ちに停止をし、今後、配送予定であった同社の返礼品についても、配送を、現在、見合わせさせているところであります。また、一昨日、11日には、当該対象期間に同社の商品を返礼品としてお送りしたと思われる寄附者の皆様方に対し、直ちにお詫びと御報告を、メール又は郵便でお送りするとともに、鹿児島市内にある水迫畜産の事業所に出向き、経緯の聞き取りと加工状況の視察を行い、詳細な調査を進めているところであります。その上で、不適正表示とされた本市の返礼品を受けられております寄附者の皆様方に対しましては、今後の調査結果を基に、真摯に対応させていただきたいと考えております。なお、昨日は有限会社水迫畜産の代表者が本市を訪れ、今回の件に関し、謝罪と今後の対応について説明があったところであります。市といたしましては、このような事態が二度と起こらないように、当該事業者のみならず、全ての返礼品取扱事業者に対し、徹底した対策を講じるよう要請をし、寄附者の皆様の信頼を回復できるよう努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、上菌哲司議員及び竹山徹議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は日程第2，一般質問を行います。質問の通告がありますので，順次，発言を許可いたします。

まず，東伸行議員。

○12番議員（東伸行） おはようございます。今，市長から，冒頭から大きな問題が提示されてきて，ちょっと出鼻をくじかれた感じでやりにくいかなという思いをしておりますが，それはそれとして，私の一般質問に対しても，きちっとした回答をいただきたいと思うところでもあります。12番，東伸行です。よろしくお願いいたします。

まずもって，この3月で退職される職員の皆様には，旧市町時代より長きにわたり地域住民のために御尽力いただいたことに対して，心より感謝申し上げます。御苦勞様でした。皆様，合併当時の年齢を考えますと，部課長の下で担当者として苦勞なされたことが多々あったらと思うところでもあります。今後はお体に十分留意され，のんびりと余生を送るということもあると思いますが，まだまだ十分に働ける年齢であります。今までの経験を生かし，今後，就かれるであろうその場その場で，もうひと働きしていただければと思います。

それでは，通告に従いまして質問いたします。

まず1問目に，令和8年度施政方針についてであります。先般，定例会開会時の施政方針で，市長が述べられた最後の結びに，これからの4年間，指宿をもっと前にと，未来への投資という言葉がキーワードとしてありましたが，具体的にどのようなことを考えているのかお聞きします。

次に，2問目の山川港の環境整備についてであります。この件は何度も私が一般質問してきた，多目的岸壁の整備についてであります。主要課題であります。今後，市としてどのように関わっていくのか，そのお考えを聞きたいと思っております。

次に，3問目の補給基地の誘致についてであります。日本の安全保障環境を進める上でも，鹿児島から沖縄に至る海域は重要な位置を占める。そのためにも，本土最南端であるこの指宿，山川の地に，防衛・防災上の施設，海上自衛官の一時寄港，あるいは補給基地的な施設を誘致したいとの思いで，私，個人的には10年ほど前から調査研究していたものであります。このことにより，山川港整備の促進及び指宿市へのアクセス，すなわち国道226号線の整備の促進，JR指宿枕崎線の活性化等の進展も図られるとの思いがあります。この件は，1問目の案件と関連するところもあると思われ。これからの指宿の将来，未来がかかっているとも言えます。具体的には，これから始まる案件であります。今回はこの件に関して，市長として，どのような姿勢をとっていかれるか，その基本姿勢をお聞きしたいということで質問いたしました。

これで1回目の質問を終わります。

2回目以降は質問席からいたします。よろしくお願いいたします。

○市長（打越明司） 東伸行議員から、私の施政方針の演説に対する御質問をいただきました。

施政方針の結びにあります、指宿をもっと前に、あるいは未来への投資というのは、これからの指宿を築き上げるに当たっての、私の市長としての政治姿勢を述べさせていただいたものであります。指宿をもっと前にとという言葉の思いを申し上げますと、1期4年間の間に様々な分野で目標を持って進めてきた、そういう取組を更に前進させていきたいという思いと決意であります。未来への投資ということにつきましては、市で実施する事業がこの町の将来にできるだけつながっていくように、将来に本当につながっていくものかどうか、そういったことをしっかりと判断をしていくという姿勢を述べさせていただいたものであります。限られた財源の中で、どちらかを選択しなければならぬときには、その大きな判断基準の一つとして、未来への投資につながるのかどうかということが根幹にあります。また、とりわけ子供たちや若い世代、女性、あらゆる分野の後継者になっていただける、そんな方々への支援は、未来への投資につながる可能性が高い分野だというふうに考えているところでもあります。残余の質問につきましては、担当のほうから答弁させていただきます。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） 山川港の環境整備についてということで、多目的岸壁の整備についてのお尋ねでございます。山川漁港は、カツオが多く水揚げされる全国屈指の漁港であり、本市の基幹産業であるかつおぶし製造業とともに発展してまいりました。そういったことから、市としましては、山川漁港を重要な港と位置付け、管理者である鹿児島県と連携の上、これまでも県が実施する施設整備、機能保全事業などに対し、地元の負担を行ってきたところがございます。山川漁港の整備につきましてですが、鹿児島県が策定する漁港漁場整備長期計画に基づき実施されるものでありまして、山川町漁業協同組合への意見を参考に整備が進められております。また、現在、山川港整備促進協議会が令和6年に設立され、多目的岸壁整備を含めた山川漁港周辺地域の活性化、発展のために活動が行われております。

市といたしましては、今後も鹿児島県の整備計画に基づき実施される施設整備、機能保全等に対し、地元として必要な負担をしておりますとともに、あわせて、山川港整備促進協議会活動により、市全域で、御指摘のある多目的岸壁整備の機運が醸成されていくことを、引き続き見守ってまいりたいと考えております。

○危機管理課長（打越貴人） 自衛隊補給基地の誘致につきましては、様々な分野に影響する、実に数多くの研究課題があるのではないかと感じておりますので、現時点において、市として何か一定の考え方などは持ち合わせている状況にはないところでございます。

○12番議員（東伸行） 2回目以降の質問に入ります。

1問目、その他、2問目、3問目の回答をいただきましたけれども、今までの継続としか思えないような発言にしか私には聞こえません。何か新しいことをやろうということで、指宿をもっと前に、未来への投資ということを市長が述べられたのかなという期待を込めてこの

質問をしたわけですが、何ら変わりはないのかなというような思いがしております。今までやらなかったことをやっていくということも、大きなことではないのかなというように思って、この質問をしたわけですが、どうでしょうか。この点について、何か答弁があればおっしゃっていただきたいと思います。

○企画政策課長（東忠孝） これまでの目標としての取組の姿勢ということで申し上げをさせていただきます。一つ目は、町を盛り上げること。二つ目は、声を集めること。三つ目は、指宿を売り込むこと。四つ目は、町が稼げること。五つ目は、次の時代に備えること、という目標をこれまで掲げて、実際やってきたところでございます。これらの目標を基盤に置きながら、次の施策についても、これらをもっと前に進められるようにというところでございます。

○12番議員（東伸行） 同じような答弁でありますね。再度、お聞きします。未来への投資ということは、どういうことを投資というふうに考えて、こういう言葉を出されたのか、そういうところをお聞かせいただきたいと思います。

○企画政策課長（東忠孝） 先ほどの市長の答弁と重なりますけれども、市で実施する事業が、この町の将来につながっていくかどうかというところ。今後、その予算等を付けるに当たっても、そういう判断基準、どちらかしなければならない、そういったときに、どの事業がいいのかというようなところを判断するに当たって、その事業が未来につながって、未来の指宿につながるものかどうかという判断となるものがございますので、そういったところをですね、市の職員も含めてですね、考えながら、施策も考えていきたいというふうに思っております。

○12番議員（東伸行） 今の答弁を聞いていても、このようにですね、市長の施政方針という中に文章化もして、市長もちゃんとこの言葉を出して、発表されているということに関しての意味がなかなか伝わってこないというような思いがします。こういう言葉を使うのであれば、それなりのことがあっての話だろうと私は非常に期待したのですが、これからいろいろ吟味するというような言い方になると、何でも通じるなという思いがするところがあります。未来への投資というのはですね、今、指宿市の現状を、市としてどのように捉えていらっしゃるのか、私はその辺のところをかなり議論をした上で、この未来への投資、指宿をもっと前という言葉が出てきたのかなと非常に期待するところが多かったわけです。市民の皆様の間にはですね、指宿はこのままでいいのかということも、必ず言葉として出てきます。人口は減っていく。いろいろな産業は衰退していく。その中でですね、今後、どうやっていくのか。本当、この言葉が皆さんに非常に期待を込めた感想であったらうなというふうに思うところがあります。それは、今の答弁ではですね、なかなか皆さんは納得をされないのかなという思いがしているところがあります。もう、何回聞いても同じことでしょうかからやめますが。

この1問目のことが、私は2問目、3問目にも関連しているという思いで、今回の一般質問を出したわけでございますので、3問目までいってから、またいろいろな意味を通して、答弁をお願いしたいと思います。2問目の多目的岸壁の整備の件ですが、先ほどの答弁を聞いていると、市としてはあくまでも後方支援ということに何ら変わりはないとのように聞こえました。港のことに關しては、県の管轄であり、市としては口を出せないという基本姿勢のように聞こえます。県の管轄であるということなど、百も承知です。私も長年、このことに取り組んでまいりましたので、県にも何回も行きました。しかし、地元の市が動かなければ、県も動きません。このところ、クルーズ船の入港が続き、今後も増えることも予想されます。大型客船から小舟に乗り換えて、上陸する方法を今、取っているわけです。現時点では、そういう方法しか取れないわけであります。やはり、超大型客船は別としても、今回、入港しているような2、3万tクラスのクルーズ船は接岸できる岸壁が必要であるという思いを持って、何年も前から、この多目的岸壁の整備をお願いしているわけであります。そうすることによって、観光指宿を生かせることになるとは思われますが、もっと積極的に推進する考えはないか。これが正しく、指宿をもっと前に、未来への投資ではないかと考えます。再度になりますが、答弁願います。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） ただいま、議員の方からも、将来に向けた投資の分野として、この港をとというようなことでございます。御指摘のとおり、クルーズ船の寄港であるとかいうのが、最近、皆さんの目の前で実際に来ていただいているという実態がございます。そういった中で、私どもの考え方として、先ほど答弁いたしました、議員もそこに所属をされていらっしゃるんですが、山川港整備促進協議会、こちらのほうの中で、私どももそこに参画をしながら、ここの方々というの、多方面にわたる方々で構成されております。そういったところで、今後、そういった議論が進んでいくということだと思っておりますので、そういった意味で、先ほど引き続き見守ってまいりたいというのは、私どももその中で、いろいろと御意見を聴きながら、という意味合いでございますので、どうか御理解いただきたいと思えます。

○12番議員（東伸行） 何回聞いても同じ答弁にしか私には聞こえませんが、その協議会の中でも私は言ったことがあると思いますが、やはり市の姿勢、言い換えれば市長の姿勢というのが非常に問われる案件がいっぱいございます。いろんな意味で、はっきりと答えられないという部分もあるんだろうと思えますが、やはり市が中心になってやっていると、それに民間の方々が最大限の協力をしながら進んでいっているということがなければ、こういう大きな事業はなかなかやっていけないと。多目的岸壁、やり方もいろいろありますけれども、やはりしっかりとしたそういう客船が着いたりとか、他の漁船なんかもそうです、漁船もこれから、海まき船等も1,000tクラスになると聞いております。そうすると今の岸壁では、せいぜい2隻、着くか着かないかというところであります。そういう船も着けられたり、そ

れから農産物、いろんな産物の搬出口にしていけるという思いで、この協議会の中にも、農協さんとかですね、いろんな産業の長の方々も参加していただいております。そういった意味の中で、みんなが一生懸命やるならと、一緒にやりましょうよというようなスタンスを市がとっている以上はですね、県あるいは国、そういうところになかなかアピールは強いかわからないのではないかと、そういうふうを考えているところでもあります。その辺のところはもう何回も言ってきましたので、同じ答えになるだろうなという思いはありますけれども。市長、その辺のところをもう一回、こう考えると、自分としても、どうだという思いは変わりませんか。

○市長（打越明司） 私の基本的な町づくりのスタンスというのは、指宿というステージの中で、頑張らなくちゃいけないのは、それぞれの事業者、あるいは団体、主人公は市民だというふうを考えております。そういう中で、皆さんの思い、こうしていきたいという思いを一生懸命、我々と共に実現していこうと、後押しをしていく。市でなければできないこともたくさんありますので、そういったことに関してはやっぴいこうというふうに思っています。現在、この山川港を活用した様々な活動については、できることは、指宿市もいろんな形で協力をさせていただいておりますし、関係団体とはいろんな意見交換をさせていただいております。この岸壁の整備については、先ほどから話題になっております、推進の協議会があるわけですから、その協議会には、それを活用して、どんな形で、これから港を中心にしながらやっぴいこうかという、そこを活用する方々が、様々な産業の代表が集まって、現在、議論しているということでもありますから、そういう方々の思い、そういう方々が望む方向というのを前提にしながら、大事にしながら、市でできることをバックアップしていかなければならないと。それが市役所の役割だというふうに私は思っているところでもあります。

○12番議員（東伸行） 分かりました。最終的に、また、トータルしていろいろお聞きしたいと思うことがありますので、次に3問目の、先ほどの答弁について、再度、お聞きしたいと思います。今回の私の一般質問は、このことがメインであります。いろんな、これから市の事業、もちろん、今、私が挙げている港の事業についても、それから、いろんな他の市の事業についても、これからのインフラ整備についても、耐用年数が全て、いろんなことが来ております。そのためにも、いろんな意味で資金というものが必要になってくると、お金が必要になってくるという状況の中で、それほどのものを生み出すものが他にあればですね、ここで言うだけでいただければと思います。そしたら、私の質問は全部引っ込めます。私が出してきたのは、とにかく、この地域の利点を生かせばですね、今、最大限大きく動く、いろんなことが大きく動く案件としては一番のことじゃないかな。こういう、自衛隊等の補給基地、それを造ることによって、事業も増えますし、人も増えますし、それから、冒頭で申し上げましたように、国道226号線の整備もかなり進みます。それはもう、国の方々が明言しております。そういった中で、今後の支援、取組、先ほど、市長に私は確認したつも

りでしたが、本人ではなくて、課長の方から答弁がありましたけれども、今のところはそういうことは考えていないというような答弁でありましたけれども、果たしてそういうことでもいいのかなという思いがしております。市長に再度、答えていただくのも何なのですが、今回の質問の最大の目的はですね、まず、市長がこの自衛隊等のこういう国の機関のですね、誘致を進めるということに関して、どういうお考えなのか。いや、私はそういうことはもう絶対しない。いろんな問題があるだろうけれども、うまくそれが解決して、最終的にできるのであれば、是非、やっていきたいという思いなのか。そういうところをですね、今日は聞くのが最終的な目標として、今日、この場に立っております。今後の市政のですね、ことがいろんな意味で変わってくる案件ではあるので、そうそう思いつきで話をできるような問題ではないことも重々承知しておりますけれども、そういうことに関してですね、市長がどういうふうな考えを持っているのか。これはいろんな政治的な問題があったりとか、イデオロギーの問題があったりとか、いろんな状況を加味して非常に難しい問題ではありますけれども、そういうことができるのであればやっていきたいという思いなのか。いや、絶対、それはもう私の政治信条上、そういうことはやれないと。自分の代ではそういうことはやれないということであるならば、そのように申し上げていただきたい。もちろん、それは我々も、とりあえず、今、数十人で始めておりますけれども、それで何ら変わるわけではないですが、そのことによって、これからのやり方の方向性が変わってくるということもあります。市長、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか、お答え願います。

○総務部長（渡部徹也） 御質問の案件について、冒頭、議員の方からも日本の安全保障という言葉が出たかと記憶をしております。今、議員の方から様々、御説明がありましたように、いろんな側面があるということも、市としても承知をしております。ただ、このことの根本、本質につきましては、やはり国の専管事項である国防・安全保障といった面、これ、非常に大きいのかなというふうに、今、受け止めているところです。その上で、いろんな角度からよく考えないといけない。本当に多くの分野に及ぶテーマがあるというふうに思いますので、そうしたことを考慮しますと、今、この時点、この段階においてですね、市として何か申し上げる状況にはないというふうに、今、受け止めているところです。

○12番議員（東伸行） 予想していたとおりの答で、私は市長と申し上げたのですが、市長のいつもの言葉で職員の言葉は私の言葉だということで聞いてくれということですので、今のは部長でしたけれども、市長のお考えだということで聞いておきたいと思います。今ですね、いろんな状況の中で、指宿市のいろんな産業の方々、観光を含め、農業を含めですね、いろんな、それから、建設業の方々、それから、いろんな水産業、商工の方々、いろんな、全市民の方々の思いがですね、とにかくこのまま指宿は衰退していくんじゃないのかという思いを非常にされております。市長はですね、いろんな意味で、これから盛り上げていくというようなことを、先ほども申し上げられましたし、施政方針等でもそういうことも申し上

げられましたけれども、それをやりながらでもですね、人口は減っていく、農家の就農者も減っていく。いろんな意味でですね、この指宿市がですね、衰退していく。合併当時5万人近くあった人口がですね、今、もう20年経ちましたけれども、3万5,700ぐらいですかね、先月の統計でですね、もう2万台はすぐもう目の前に見えております。すると、そんな50年100年先じゃなくても、数十年先には、ひょっとすると1万台ということもあり得るかもしれません。旧山川町がですね、一番人口があった時1万8,000ぐらいいました。それにだんだん近付いていっている、そういう状況です。それはもう全国的な傾向だから、お前が何を言おうとそういうふうな状況にはなっていくんだということも、そのとおりかもしれません。ただですね、何らかの手を打っていかないと、どんどん衰退していくことはですね、目に見えています。私もですね、この10年来ですね、先ほど申し上げましたように、そういう港の整備ですとか、それから、いろんなインフラのことも考えた上で、最終的にですね、こういう国の機関、自衛隊とか海上保安庁とかですね、そういうところの基地に、何とかこの海に面したいところですので、防衛省にも何回も行きました。位置的には一番いいところだよ。それはまあいろいろ調査していくといろんな問題があるだろうけれども、位置的には一番いいところですよ、ということも聞きました。今、種子島とかですね、あの辺でいろいろやっていて、いろいろ問題が起きてますけれども、あの辺のところはですね、ごった返しています。それはもういろんな問題があって、こういうのはなかったほうが良かったという意見もありますけれども、大まかな人たちがですね、大いにそれで潤っているのが事実であります。やはり、だから、先ほどちょっと申し上げましたように、そういうことより、こういうことをやれば、それに匹敵するぐらいのことが、この指宿市はできるんだよということが出されてですね、そして、指宿をもっと前に、未来への投資っていうのを、それで言ったんだ俺は、ということであるならですね、すぐ私は引っ込めますと、先ほど言いましたけれども、なかなかですね、そういうのは出てこないんだろうな。こういう施設を持ってくるといふことになれば、それはいろんな問題があります。いろんな反対運動もこれから起きてくると思います。それはもう当然です。国防に関することに関してはですね、いろんな方々がいらっしやいますので、いろいろ出てくることはもう百も承知の上で言っているんですが、私も10年来ですね、いろんなところに行って、いろんな関係者の方々の話を聞いてもですね、やはりいろんな混乱があったけれども、今としては、うちとしてはこれが良かったと思っっているというふうに言われます。佐世保にも何回も言ってきました。佐世保の議員の方々ともいろんな話もしてきました。だからですね、本当にですね、市長は、あの施政方針のですね、1ページとかその辺の中にですね、非常にすごい決意を述べたような文章が入っていますよ。覚えていますか、市長。分かっていますか。自分で書きましたか。そうですか。本当にですね、すごい意気込みだなという思いの中でですね、それで指宿をもっと前に、未来への投資ということをしてですね、これからの4年間やっていくって、最後に結びに市長が言っ

たということに、私は非常に、何て言いますかね、何をされていかれるつもりなんだろうかと、非常に期待をしました。でも、予想もしておりましたけれども、なかなかそういう具体的なことは、今のところ、聞けなかったのが現実であります。やはりですね、今後のですね、指宿市の、今、いろんな業界の、特に若い人たちに話を聴くとですね、我々は、もうその2代目とか3代目の方々で、今40代とか、そういう方々です。そういう方々がですね、我々の代までは、何とか維持するけれども、あと10年後、20年後にはもううちの会社もないと思いますというようなことを言われる方が、各業界の方々、みんな、そう言われる方がかなり多いです。全然、そういう展望が見えないので、そういうものができてくれば、もっと頑張れば何とかなるかなと。うちの商売も事業も、それに関連してですね、伸びていくんじゃないのかなという思いが持てないと。今の状況を何とか維持しながらやっていきたいと。皆さん、そういう状況ですと。特に建設業の方々もですね、去年ですか、水害があったときに、市からも要請があつて、いろんな処理にですね、出ていかれて、市からもまた、要請があつたけども、もうそのとき、一班が出たらですね、全然人がいない。機材はあるんだけど人がいない。以前は十何人いた会社がですね、今、下手すると2、3人。30人、40人いた会社がもうせいぜい、いても10人というふうになっている。それはただそれを維持していかなきゃいけないから、もうみんな辞めてもらったりして、今、これで保っているんです。これを続けていくのは、あと5年か10年か。5年もてばいい方でしょうというようなことを言われます。そういうことをですね、そういう方々にですね、やはりこう、将来の展望。もう本当、未来への投資、指宿をもっと前にといい、このキーワードはですね、非常にですね、その指宿市の中ですね、いろんな、農業も含めて水産業、そういう建設業、それから、観光業、ホテルも含めてですね、そういう方々が、本当に夢を持てる状況をどうやって出していけるかというところをですね、本当に考えていくべきではないのかなというふうに思います。自分で、一人で長々と喋っておりますけれども、今日はもう自分の考えを皆さんに分かっていただきたいという思いで、今日は、第1回目として、やっております。今後、この問題についてはですね、2回目、3回目、私が任期中の間はですね、いろんな状況の中で、一般質問なりやりながら、皆さんとやっていきたいなというふうに思っているところです。ですから、もう回答としてはですね、同じような回答が出てくるかもしれませんが、最終的にですね、人口減少が本当に進んでいく中でですね、どうやっていくのか。最初、申し上げましたように、施政方針の中に、市長が第1番目にですね、真っ先にコロナやそういうことで街の明かりが今にも消えそうになっていると。それを何とかしていきたいと、文章がありますよね。そのことを、いろんなことを、仕事の、様々な分野の仕事に深い傷跡を残してきたと。それをとにかく取り除いていかなきゃいけないと、そのことを念頭において、私はこれからの市政をスタートさせたいというふうに述べておられます。私は感動しました。本当に一緒にやっていきたいなというふうに思いました。でも今日の答弁を聞いていて、それも薄れて

まいりましたけれども。本当にですね、人口減少がどんどん進んでいきます。私が先ほど申し上げたように、それこそ2万人台、1万人台が見えてきた時点ですね、そうなってくると、特に山川、開聞というところは、もうほぼ人がいなくなると思います。もうこの旧指宿のこの中心地にですね、いろんなのが集約してできればですね、それで十分、人口はやっていきますので、これからの山川とか開聞はですね、もうだんだん人口が減り、建物が減り、いろんな施設が閉鎖され、という状況がですね、本当に進んでいくというふうに思っております。そうしたときにですね、これじゃいかんということを、そのとき思っても、今、日本全体のいろんな流れがですね、もっと早くから分かっていたのに、なんでしなかったんだというのを、我々も含めてそうです。反省事項です。人だけ言うんじゃないで、自分たちも含めてですね、自分も含めて、早く言うべきだったのに、手を付けるべきだったのになというふうに思っているところです。ですからそういう意味ですね、最後で結構です、市長にですね、その辺の思いを、私が今まで、るる、淡々と、何を言っているんだと思いつつ聞いておられたかもしれませんが、その思いを受け止めていただいてですね、今後、どうやっていかれるのか、その辺のところを最後にお聞きして、私はもうそれで、一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（打越明司） 東議員の思いを、るる聞かせていただきました。起爆剤を、東議員は山川港であったり、あるいはこうした自衛隊の基地又は補給基地、こういったものの誘致に求めようというその思いも受け止めさせていただきましたが、人口減少を含めて、町の可能性について、私は実はそんなふうに将来を考えておりません。この指宿市が持っている能力、潜在力というのは、そんな柔なものではないというふうに思っております。全国を歩いてみても、これだけ小さい町の中に日本一をどれだけ持っているんだと、それを営々として地域の方々が作ってきた。日本一のソラマメを作り、日本一のスナックえんどう、豆類を育てていき、そして、日本一の観葉植物を作ってきて、また一方では、指宿にしかない様々な資源がある。こういったものを生かす。そのことについて、我々は、たくさんのチャンスを持っているというふうに思っています。人口が少なくなってきたらいけない。人口が少なくなってきたら、寂れていくという方程式は、僕はもう成り立たないと思います。そうであれば、日本全体は敗北者になってしまうという気持ちでありますので、少なくなる中でも、日本よりも小さな国がたくさんあります。そういう国の中でも、どんなふうにその国の人たちが、地域の人たちが幸せに生きていけるかということを求め続けるのが、我々リーダーの責任だというふうに思います。そういった意味では、1時間以上にわたって施政方針の中で、今年、取り組んでいきたいこと、これから取り組むに当たっての姿勢を述べさせていただいて、その中にはたくさんの指宿の将来に関するキーワードを織り交ぜた思いであります。その一つ一つは、実は小さいですけども、正にジグソーパズルのようにそれを組み上げていくことで、指宿のいろんな分野が活性化をしていく。そして、今、最後に東議員の方からも

ありましたように、人がいないという、仕事をしようにも人がいない、人が足りない。このことについては、もう4年間ずっと、指宿市の最大のテーマは人であると。人を獲得すること、見つけること、育てること、サポートすること、そういうことをずっと言い続けてきて、いろんなところと提携をし、いの一に指宿市がいろんなところと提携をしたものはたくさんあります。厚生労働省の人材を見つけてマッチングしてくれる、そういう場所と、全国で一番最初に議論をし、手を結んだのはこの指宿であります。いろんな意味で、市だけで力が足りないところについては、様々な方々の協力をいただきたいというふうに思いますけれども、是非一つ、議員の皆さま方についても、様々な指宿の可能性について、それをもっと将来に大きくしていく。今、やっておけば10年後は本当に良かった、20年後は良かったと思うようなことをそれぞれ見つけていただいて、指宿市と一緒にあって、それを一生懸命、花が開くように、種を蒔いていく、育てていく。そういうことを地道に積み重ねていきたいというのが、私の市長としての思いであります。今の国防に関わる、国の専管事項とも言える、この分野に関しては、私はまだ、正確な情報を持ち合わせておりません。ですから、今、ここでこれについての答弁を、たられれば、想定の中で申し上げることは、これはいけないことだというふうに思っておりますが、私の最も基本的な政治姿勢として、みんなの声を聴いていくというのが基本的な姿勢でありますので、街の方々の、様々な分野で、このことについても議論が始まっているのであれば、その話はどんどん私も届いていこうし、もし、興味深い将来に向けて、未来の投資につながるかもなと思えば、私自身も勉強しに出かけて行って、調査をし、情報を集めて行って、最終的には皆さんと一緒に判断をしてまいりたい、そのように伺っているところであります。以上です。

○12番議員（東伸行） ありがとうございます。最後に少し前進した答えが聞けたかなという思いがしております。私どもも、今、多分そういう名前になると思っておりますが、指宿市の未来を考える会というのをもうすぐ立ち上げます。山川港の整備促進協議会は、あくまでも岸壁の整備でありますので、こういう国防とか、こういうことに関するものを、いずれは一緒になることもあるかもしれませんが、まずは民間の市民の皆さんの中で、何か会を作ろうということで、今、指宿市の未来を考える会というのを立ち上げる準備をしております。それが立ち上がったら、もちろん執行部の皆さんにもそうですし、議員の皆様にも紹介をして、御案内をして、一緒に協力していただける人がいればですね、一緒にやっていきたいというふうに思っております。また、この件についてはですね、今後、先ほど申し上げましたように、質問の機会があれば、その都度、やっていきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、大村清文議員。

○6番議員（大村清文） 皆さん、こんにちは。先月2月12日で、指宿市議会議員をさせていただいております。大村と申します。本日で、早くも1か月過ぎまして、残りが47か月となりまして、非常に焦っている気持ちがいっぱいでございます。そんな中、3月2日には、指宿商業高等学校の卒業式に出席させていただきました。私には子供が3人いるんですけれども、その子供の3人ともですね、小学校、中学校、高校の入学式、卒業式には、私は出たことが1回もございませんで、今回、指宿商業の卒業式が、私自身の卒業式以来の40年ぶりでございます。卒業生の退場の際にですね、クラス全員が担任の教諭に、お礼を言う場面がございまして、そこですごく感動いたしまして、卒業生の中には我が子はいないんですけれども、本当、こう涙をぐっところえておりました。横を見ましたら、同期のとある議員が、もう目頭を押さえておられて、それを見てまた、もらい泣きをしそうになりました。本当に感動的な卒業式に御案内いただきまして、指宿商業高等学校の教職員の方々には、この場よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。また、指宿商業の生徒さんはじめ、指宿市内の小学校、中学校の全ての卒業生の方々に、今後の御活躍をお祈りいたしたいと思っております。頑張ってもらいたいと思っております。

では、閑話休題、通告に従いまして、5項目につきまして質問をさせていただきます。

一つ目が山川にあります利永区の活性化についてでございます。利永の皆さんとですね、お話しすれば、本当に多くの方々から、利永小学校がなくなって寂しくなった、4月にはですね、保育所もなくなる、このままでは利永がますます寂しくなる、どうにかならないかというようなお声をたくさん頂戴しております。その中で、お隣の鰻区におきましては、うなぎの里再生プロジェクトということで、地域の活性化に取り組まれておりますので、まずはこのうなぎの里再生プロジェクトの導入のきっかけ、それと、プロジェクトの概要につきまして、説明をお願いいたしたいと思っております。

二つ目が、ケアラーへの支援についてでございます。もう近年、マスコミ等々で広く取り上げられております、ケアラーへの支援の問題、これにつきまして、ケアラーという言葉の説明を、まずお願いいたしまして、そのあと、本市におきまして、どのようなケアラーの実態把握をされているのか、お教えいただきたいと思っております。

三つ目が、フレイル予防についてでございます。現在、指宿で実施されているフレイルの予防事業につきまして、主な事業の地区数、参加者数などをお尋ねいたしたいと思っておりますので、フレイルということの説明を冒頭していただいて、この参加者数等を教えてください。よろしくお願いいたします。

四つ目は、教育行政についてでございます。令和8年に開館30周年を迎えます指宿市考古博物館、時遊館COCCOはしむれについて、お尋ねいたしたいと思っております。公益財団法人

日本博物館協会の調査結果によりますと、全国の博物館の収蔵庫はですね、全体の約6割が満杯か、ほぼ満杯の状態という結果がございます。この指宿にありますはしむれの現況について、発掘、出土品等の保管、収蔵スペース、これが十分に確保されているのか否か、お尋ねいたしたいと思えます。

最後、五つ目でございます。地元企業の育成についてでございます。建設、土木関係の地元業者の育成についてお尋ねをいたしたいと思えます。市が実施しております工事の入札を少し見直ししていただいて、地元企業の受注機会が増えることによって、地元企業の育成、ひいては地元雇用の維持、増加につながるのではないかと思いますので、指宿市内の経済が循環化され、指宿市を元気にできるものと思つて質問いたします。現在、実施していらっしゃる入札をより細かく分離、分割発注することについてお尋ねいたしますので、まずは令和6年度の工事種ごとの入札実績を教えいただきたいと思えます。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○市長（打越明司） 大村議員から初めての質問に立っていただいて、いろいろな項目で質問いただきました。その中から私は、うなぎの里再生プロジェクトについて、答弁させていただきたいと思えます。本来のきっかけといえば、私がもう市長になる以前から、鰻の地域についてはすばらしい地域だと、指宿の宝のような地域だという思いもあって、ここは本当に50年後も100年後も残していきたいものだなという強い思いもありまして、それ以外の様々な限界集落を迎えているような地域もありますけれども、その模範的な地域になればなという思いから発足していったというのが、本当に正直なきっかけであります。鰻地区は九州で2番目に大きい鰻池のほりにある集落であり、伝統行事である鰻の地蔵参り、いわゆるウナツメいや、明治時代には西郷隆盛が湯治で訪れた秘湯としての歴史に加え、全国的にも珍しいスメと呼ばれる天然の蒸気かまどが点在する、他の地域にはない特徴的な地域資源が豊かな地区であります。鰻地区は平成20年4月には50世帯、人口94人でしたけれども、その20年後ですが、令和5年4月には32世帯、44人にまで減少しておりました。市内でも他の地区と比べて高齢化や人口減少が進んでおり、担い手となる若い世代が極端に少なく、空き家の数も年々増加している状況でありました。そのため、地域資源が豊かなこの鰻地区を未来に残し、地域全体で持続可能な集落づくりに取り組むことを目的に、鰻地区の代表や地区内の温泉施設などの経営者などが構成員となって、私、自らが座長として、うなぎの里再生プロジェクト協議会を令和5年8月に設置したところであります。プロジェクトでは、協議会を年3回しておりますが、令和5年度は、まずは地域の課題を把握するために、住民との対話集会を開いて、そこからスタートさせていただきました。あわせて、地区内の空き家の状況調査を実施しました。6年度には、空き家所有者へのアンケートを実施したほか、10月からは地域おこし協力隊員を任用して、鰻地区の持続可能な集落づくりに継続して取り組んでいるところであります。

残余の質問につきましては、担当部課長のほうから答えさせていただきます。

○市民福祉部長（富永敏尚） 私のほうからは、ケアラーへの支援ということにつきまして、その実態把握の状況と、それから、フレイル予防の事業につきまして、お答えさせていただきます。まず、ケアラーという言葉なんですけれども、このケアラーといいますのは、高齢や身体上、もしくは精神上の障害などにより援助を必要とする身近な人に対して、無償で介護や日常生活上の世話、それから、その他の必要な支援を提供する方のことを言っております。

次に、ケアラーの実態把握状況についてでございますが、高齢者に関するケアラーにつきましては、指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に係るアンケート調査のときに、主な介護者の状況というのは、実態調査を行っております。その中では、高齢者においては、子が40.8%と最も高い比率となっているところでございます。

それから、次に、障害者に関するケアラーでございます。この障害者ケアラーにつきましては、障害者福祉計画等の策定に係るアンケート調査時に、介助者の状況ということで実態調査を行っております。その中では、障害者においては、配偶者が33.4%。これが最も比率が高うございまして、障害児におきましては、父母、お父さん、お母さんが95.3%となっているところでございます。さらに、ヤングケアラーにつきまして申し上げますと、市内の小学校5年生、6年生、それから中学校、それから、指宿商業高等学校、こういったところの生徒を対象といたしまして、昨年12月からでございますけれども、昨年12月から1月にかけて、アンケート調査を実施するなど、実態把握に努めているところでございます。

続きまして、フレイル予防につきましてでございます。まずこのフレイルという言葉でございますけれども、これは、加齢に伴い筋力や認知機能といった心身の機能が低下して、弱った状態を言っているところでございます。高齢者はフレイル状態を経て、少しずつ身体機能が衰えていき、要介護状態に陥る危険性が高まりやすいことから、日頃から運動、栄養、社会参加、口腔ケア、これを意識しながら生活していくことが望ましいというふうにされているところでございます。現在、本市ではフレイル予防といたしまして、公民館で行われているころばん体操の普及に取り組んでおります。会場ではころばん体操のほか、低栄養予防の講和、それから口腔機能の低下を予防するための口腔体操、こういったものも併せて実施しているところでございます。また、ふれあいデイの会場では、耳と目の異常や変化に気付きを促すためのフレイルチェックなども実施しているところでもございます。ころばん体操の実績を申し上げますと、令和6年度で142地区で実施しておりまして、実人数1,166名が参加されているところでございます。

○教育部長（湯ノ口繁生） 私のほうからは、考古博物館の発掘品の保管について、スペースは足りているのかというお尋ねについてお答えさせていただきます。考古博物館、時遊館COCOCOはしむれでは、文化財保護法第1条及び第3条に基づき、市内にある遺跡の発掘調査で

出土されました土器などは、考古博物館内の収蔵庫と旧山川幼稚園の教室に保管しているところがございます。出土品を保管するスペースにつきましては、収蔵庫にパンケース約5,000箱を置けるスペースがあり、現在3,558箱を保管しているところがございます。また、旧山川幼稚園では教室2部屋を借用いたしまして、1,602箱を保管しております。今後、収蔵スペースが不足することが想定されていることから、市内の公共施設の活用を検討してまいりたいと考えているところがございます。

○財政課長（上村圭一郎） 私のほうからは、令和6年度の工事の種別ごとの件数について答弁させていただきます。令和6年度の工事に係る入札案件につきましては、土木一式工事が48件、建築一式工事が7件、舗装工事が8件、電気工事が6件、管工事が8件、造園工事が2件、とび・土工・コンクリート工事が4件、解体工事が2件、下水道工事が4件、水道工事が11件でございます。

○6番議員（大村清文） うなぎの再生プロジェクトの概要等について、御説明いただきました。ありがとうございます。協議会設置要綱を基に、令和5年の8月に協議会を設置されて、令和6年度には地域おこし協力隊員を任用とのことでした。これまでの約2年半のプロジェクトの成果につきましてお尋ねいたします。

○山川支所長（岩林茂樹） 鰻地区の住民との対話の中で、地域を維持するための活動に人手が足りないことや、地域の伝統行事を続けていくことへの心配など、鰻地区が抱える様々な課題が挙げられました。そのため、鰻地区に対して思いのある方や所縁のある方へ声を掛け、持続的な集落づくりをサポートしていただける方々を探していこうと、うなぎ未来サポーターを募集いたしました。また、毎年多くの方が訪れる伝統行事、ウナツメイの存続が危ぶまれていたことから、関係者や鰻区の役員と話し合いながら、伝統行事を続けていく体制づくりを進めてまいりました。令和7年7月に行われた地区の奉仕作業には、9名のサポーターが住民と一緒に清掃作業を行っていただきました。また、本年1月には伝統行事ウナツメイの運営の手伝いに、13名のサポーターが参加していただきました。現在は24名の方がサポーターとして登録されています。また、持続可能な集落づくりを進めていくためには、地区内の空き家の現状や維持管理の状況、今後の利用についての意向等を把握する必要があったことから、令和6年度に空き家の所有者へアンケートを実施いたしました。令和6年10月からは地域おこし協力隊員を任用し、鰻地区の魅力や隊員の活動内容を知ってもらうために、鰻だよりを毎月発行し、地区内の施設や学校、図書館、山川地域の回覧版で配布しているほか、公式インスタグラムや市公式LINEでも情報発信を行っております。令和7年10月からは、隊員自らが企画した住民参加のミニイベントを毎月開催し、スメ体験など、鰻地区の魅力を体験してもらい、鰻地区に関心を持ってくれる人を増やす取組も行っております。

○6番議員（大村清文） 2年半の取組をされていて、いろいろと成果があるということが分かりました。ありがとうございます。

令和8年度に向けて、その成果を伸ばすなり、関係人口を増やすなり、8年度の取組予定を教えてくださいませんか。令和8年度の当初予算が可決前ですので、予定ということで教えてください。お願いいたします。

○山川支所長（岩林茂樹） 令和8年度も鰻だよりの発行やインスタグラム等で情報発信、毎月のミニイベントを継続して実施し、鰻地区に関心を持ってくれる人を更に増やしていく取組を進めてまいりたいと考えております。また、教育委員会が実施する予定のふるさと体感学習で、中学生がスメ体験を行う計画であることから、地域おこし協力隊員が事前学習のための出前授業の講師や、体験当日のサポートを行う予定です。空き地や空き家の活用については、鰻地区の空き地利用をテーマに研究してこられた方や、空き家利用の提案を持たれた方など、外部の人材とも連携しながら、所有者の方々と、今後の活用について、一歩進んだ話し合いを進めてまいりたいと考えております。今後も鰻地区の情報発信やミニイベント、スメ体験などを通して、鰻地区と継続的に関わりを持ってくださる人を増やし、住民の思いや気持ちに寄り添いながら、将来に向けた持続可能な集落づくりに取り組んでまいります。

○6番議員（大村清文） プロジェクトの概要とか成果などをお伺いいたしまして、本当に素晴らしいプロジェクトだなというのが再認識できたところでございます。最初、申しましたとおり、鰻区と隣接する利永の持続可能な集落づくりのために、このうなぎの里再生プロジェクトの対象地域をですね、お広げいただいて、利永区も組み入れることが可能か否か、お尋ねいたしたいと思います。

○山川支所長（岩林茂樹） うなぎの里再生プロジェクトは、他の地域にはない特徴を持った鰻区ならではの豊かな地域資源を、地域とともに未来へ残していく、持続可能な集落づくりへの取組であります。このようなことから、協議会の委員は、鰻地区に関わりのある方々で構成されており、鰻地区が抱える特有の課題等を共有しながら、その解決に向けて協議を進めているところです。まずは、目指すべき鰻地区の将来、50年後も人が住み続けられるように支えていく継続的な仕組みづくりを進めていくために、時間を掛けてやっていくもの、急いでやらなければならないものをしっかりと議論していかなければならないと考えております。このプロジェクトは、鰻地区に焦点を絞った地域再生の試みとして位置付けており、まずは鰻地区での取組を推進し、このチャレンジで得られた成果をモデルとして、他の地区へも展開していければと考えております。

○6番議員（大村清文） 御答弁のとおりだと思います。このうなぎの里再生プロジェクトで得られた成果を基に、是非、他の地区へも展開していただけたらというふうに素直に思いました。そのために、まずは鰻地区のこのプロジェクトの成果を利永区からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

利永区の地域活性化策の2点目です。旧利永小学校の利活用についてお伺いをいたしたいと思っております。学校そのものはもう閉校しておりますが、建物と土地は残っている状態でござ

います。跡地の利活用につきまして、地域の活性化が図られればというような思いでおります。旧利永小学校と同時期に閉校いたしました旧山川小学校、旧徳光小学校の跡地の利活用の現況につきまして、お教えいただきたいと思っております。今後は、また、西指宿中学校も跡地の利活用が出てくるのかなというふうに思っておりますので、市民の方にも広く知っていただきたいという意味で質問させていただきます。お願いいたします。

○財政課長（上村圭一郎） まず、旧山川小学校につきましては、農産物、畜産物、水産物の加工工場として無償で貸付を行っております。旧徳光小学校につきましては、クラフトビール醸造所やレストランとして、また、IT普及の活動拠点やサテライトオフィス貸出事業として、それぞれ事業者が無償で貸付を行っております。

○6番議員（大村清文） ありがとうございます。次にですね、旧利永小学校の令和7年度の利活用状況について教えてください。お願いいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 令和7年度の利活用状況につきましては、利永区や利永区に関する団体などが、子ども会活動やレクリエーション大会、利永のメンドン祭りなどの地域活動において4件の利用があり、そのほかの利用としまして、4件の利用がございました。

○6番議員（大村清文） 1年間を通して、なかなか利用されていない状況というのが伝わりました。ありがとうございます。

次にですね、旧利永小学校の跡地の利活用につきまして、どのような周知、広報手段を用いて広く問いかけていらっしゃるのか。また、その応募、それから問合せの状況について、お尋ねいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 周知、広報につきましては、広報紙や市のホームページ、市の公式LINEによって行っております。問合せ状況としましては、令和5年度の公募終了後に問合せがありました。令和7年8月に2度目の公募を行い、二つの事業者が現地を見学されましたが、どちらも応募は辞退されました。令和7年12月に3度目の公募を行いましたが、申込みはございませんでした。

○6番議員（大村清文） 3度目が公募なしということで、非常に残念でならないんですけども。

あとですね、指宿市学校跡地利用活用等基本方針の中に、その活用策が見つからない場合には、その施設の解体、撤去等につきましても記載がありますので、その解体、撤去について御説明をお願いしたいと思っております。

○財政課長（上村圭一郎） 解体、撤去につきましてですけども、これまでの結果を踏まえまして、無償貸付以外の方法なども検討しまして、周知の方法についても、工夫してまいりたいと考えております。応募がない場合は、再度、行政での利活用も含めまして、あらゆる選択肢を検討してまいりたいと、現在のところ、考えております。

○6番議員（大村清文） すぐすぐには解体されないというようなことが分かりました。ありが

とうございました。

利活用未定の旧利永小学校ですけれども、文部科学省が、今現在、取り組まれております、未来につなごう、みんなの廃校プロジェクトの活用用途の募集一覧に掲載することができないのか、お尋ねをいたしたいと思います。40都道府県、全ての都道府県がこのプロジェクトの中で、活用の用途の募集をしております。その中で、鹿児島県も幾つかの自治体が掲載をされているんですけれども、本市が今のところございませんので、お尋ねをいたしたいと思います。お願いいたします。

○財政課長（上村圭一郎） 議員御提案の件につきましても、周知、広報の手段として有効であると思いますので、掲載に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○6番議員（大村清文） ありがとうございます。しっかり取り組んでいただけたらと思います。

同じくです、この未来につなごう、みんなの廃校プロジェクト。これにはですね、廃校の活用の成功事例と申しましょうか、こういった事例を掲載されているんですけれども、この成功事例を基にですね、指宿市から企業、団体等へ誘致、アプローチができないのか、していただけないのかお尋ねいたします。

○財政課長（上村圭一郎） これまでの結果を踏まえまして、例えば各郷土会などを通したアプローチや、無償貸付以外の方法なども検討してまいりたいと考えております。

○6番議員（大村清文） 是非、積極的なアプローチをお願いいたします。

この件につきまして、最後になりますけれども、市長、鰻区、尾下区、そして、利永区、位置関係はもう十二分にお分かりのことと思います。鰻区は、今申し上げましたとおり、プロジェクトがございます。尾下区は、施政方針、令和8年度の市政方針と予算の大綱、こちらで棚田の関係で取り組んでいくということで、しっかり明文化されております。この二つの区に挟まれたというか、隣接している利永区がですね、今現在、エアポケット状態だと、私、思って、このような質問をさせていただきました。是非、利永区に関しましてもですね、取り組んでいただきたいと思います。また、市長、この第三次指宿市総合振興計画の案、こちらですね、13ページに、こちらは、すいません、公園の緑地の整備というところなんですけれども、イベントの開催が可能な広場の整備という文言が書かれています。公園の整備よりも、旧利永小学校、こちらに手を入れていただいて、イベントが開催できるような感じでできればと思いますので、質問でございませぬ、意見ですので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、二つ目、ケアラーへの支援についてでございます。先ほどの答弁で、高齢者に関するケアラー、障害者に関するケアラー、ヤングケアラーということで、ケアラーの種類ごとに実態把握に努めていただいているということで、安心いたしました。ありがとうございます。実態を把握できなければ、支援そのものがないと思いますの

で、今後もしっかりと実体把握にお努めいただきたいと思います。また、実体把握ができることによって、災害時の個別支援計画にも反映できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次にですね、ケアラーの種類ごとに、相談窓口とか、具体的施策、取組を教えてくださいませんか。よろしくお願ひいたします。

○地域福祉課長（磯道奈津子） 高齢者等を介護するケアラーからの相談は、地域包括支援センターが窓口となり、個別事案に応じて必要な支援の助言や対応を行っており、令和6年度に寄せられた相談件数は624件となっております。

次に、障害者に関するケアラーへの支援としましては、地域福祉課窓口での相談支援に加え、障害者やその家族からのサービス利用についての相談や不安の解消などの一般的な相談について、市内の4相談支援事業所に相談支援事業として委託しており、令和6年度に寄せられた相談のうち、ケアラーからの相談件数は200件となっております。

ヤングケアラーにつきましては、現時点において相談実績はございませんが、こども課の家庭相談員を中心に相談体制を整えており、学校やスクールソーシャルワーカーなどの関係機関と連携し、家庭訪問による見守りのほか、介護・障害福祉サービスや家事・育児支援事業の案内など、子供の負担軽減につながるよう努めております。

○6番議員（大村清文） ケアラーの支援につきまして、国では厚生労働省、こども家庭庁、経済産業省、文部科学省など、省庁をまたいで支援をしているところですがけれども、今の御答弁のとおり、指宿市におきましても、地域包括支援センター、地域福祉課、こども課などが連携して取り組まれているということで、安心をいたしました。孤独・孤立対策官民連携プラットフォームというのもございますので、これにも参加していただいて、今後もケアラーへの支援体制を充実していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次はですね、ケアラー支援のための条例制定について、お尋ねいたします。県内での制定状況をお教えてください。県、市町村。実際、ケアラー支援条例を制定しているところがあるのか、否か、お願ひいたします。

○地域福祉課長（磯道奈津子） ケアラー支援のための条例制定については、現在、県内の各自治体において、ケアラー支援に特化した条例は制定されていない状況であると認識しております。

○6番議員（大村清文） ですよ。私も探しましたんですけども、県内では、今のところないような状態でございます。ケアラーの支援条例については、ケアラーを社会から孤立させない、同じように地域からも孤立させない。そして、ケアラー自身が安心して生活できるよう、また、ケアラーを社会全体で支えられるよう、条例の制定が全国的な流れ、求められていると思いますけれども、本市、指宿市でこのケアラー支援条例を制定するお考えがあるのかお尋ねいたします。

○地域福祉課長（磯道奈津子） ケアラー支援については重要なことであると考えており、関係課において、現在も様々な施策を通じて支援を行っております。現時点では、ケアラー支援に特化した条例の制定を予定してはおりませんが、既存の制度や施策を活用しつつ、ニーズに応じた支援を充実させていきたいと考えております。今後もケアラーの方々が安心して生活できるよう、引き続き支援してまいります。

○6番議員（大村清文） 条例制定は今のところ予定なしということで少し寂しいんですけども、また、最後は、すいません、市長。先ほどと同じなんですけれども、令和8年度、施政方針と予算の大綱。私の見落としでなければ、このすごく重要な、指宿市にとって重要な冊子、この中にケアラーという文言が、市長、ございません。またですね、先ほど話しましたけれども、第三次指宿市総合振興計画の案、こちらに関しましては、1ページだけなんですよ、市長。こちらはまだ見直しがあると思います。先ほど東議員の答弁で、市長、自ら作成されたということでしたので、令和9年度版には、是非、ケアラー支援を書き込んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして3番目ですね。フレイル予防についてでございます。先ほど、実施回数等々をお尋ねいたしまして、ころばん体操の実績、令和6年度で142地区、述べ人数ではなくて実人数ということで、1,166人ということで、すごい実績だと、本当に思いました。フレイル期の方々に対して、しっかりと予防ができればですね、寝込まないように、介護のお世話にならないよう、もっともっと参加者数を増やしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは2番目でございます。ヒアリングフレイル予防のための、聴こえ8030運動についてお尋ねいたします。ここにいらっしゃる皆さん、誰しもが歯に関する8020運動というのは、もう聞いたことがあると思います。80歳になっても、自分の歯を20本保とうという運動で、広く市民にも浸透している運動だと思っております。ですけれども、残念ながら、聴こえ8030運動は全くと言っていいほど浸透してございません。80歳で30デシベルの聴力を保つという目標の聴こえ8030運動、これを市で取り組んでいただきたいというふうに思っております。80歳で30デシベルの聴力を保つことができれば、高齢でも会話や音楽が楽しむことができ、豊かなシニアライフを過ごすことができるというふうに思っております。聞こえづらくなりますとですね、外出を、まず、しなくなると聞いておりますし、それが閉じこもりがちになるということで、この聴こえの衰えそのものはですね、30歳過ぎからも始まるそうなので、若い方々にもですね、是非、周知していただければと思います。市のLINEなどを活用して、市民へ、広く周知が図れないのかお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○長寿支援課長（上川床聡） まず、ヒアリングフレイルでございますが、ヒアリングフレイルというのは聴覚機能が低下することによって生じるコミュニケーションの問題や、生活の質

の低下などを含めた身体の衰えの一つでございます。聴力が低下いたしますと、会話が消極的になったり、活動範囲が狭まったりすることで、コミュニケーションが図られず、認知機能の低下やうつ状態のリスクが高まりやすいことから、日本耳鼻咽喉科統計部外科学会が推進する80歳で30デシベル、この30デシベルというのはささやくぐらいの音量と言われておりますが、この30デシベルの聴力を保つ聴こえ8030運動、これの周知も必要であろうというふうには感じているところでございます。本市では、ふれあいデイ会場におきまして、リーフレットを見ながらフレイルチェックを実施することでですね、高齢者の一人ひとりの気付き、早期の気付きというものを促すように取り組んでいるところでございます。聴こえ8030運動についてのお話がございましたが、こちらにつきましては、市の公式LINEなどで機会をとらまえて、周知の方を図ってまいりたいというふうに考えております。

○6番議員（大村清文） ありがとうございます。是非、周知を図っていただきたいと思いません。

3番目の質問、最後になります、質問の最後ですけれども、市長。1個目、二つ目、三つ目とも、最後に市長と私、お問いかけをしまして、私の大好きだった、今回、勇退されましたけれども、市議員のちょっと真似っぽい感じがしますけれども、すみません、市長。このフレイル予防、これがしっかりできれば、市長、何回も市長と言ってすみません、医療費、介護費が確実にこの支出を抑制できます。是非、取り組んでいただきたいと思えます。事前の取材でですね、担当課の方からこのようなパンフレットをいただきまして、本当に一生懸命、フレイル予防に関しまして、取り組んでいるというのが十二分に伝わっております。市長、あとはマンパワーだけです。繰り返します。医療費、介護費の抑制につながる予防になりますので、是非、一杯マンパワーを注入してください。よろしく願いいたします。

それでは、5番目の地元企業の育成についてお尋ねをいたします。先ほど6年度の入札実績を御説明いただきました。ありがとうございます。実際、この入札を分離、分割できないかということで、一つの例示なんですけれども、設計額がですね、1,000万円で、道路工事400mがあったといたしまして、仮に500万円ずつ、200mずつというふうな感じで、一つの案件を二つの案件に分けることができないか、可能か否か、お尋ねいたしたいと思えます。

○財政課長（上村圭一郎） 地元経済の活性化のため、工事の性質などを勘案しまして、可能な限り、分割発注は実施しております。分割発注につきましては、経費が著しく増加せず、合理的な理由で分割可能な場合において実施をしているところでございます。これまでも可能な限り分割発注を行っておりますが、発注時期の調整を行うことによる発注の平準化を図り、地元企業の育成や受注機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

○6番議員（大村清文） ありがとうございます。もう一つ、具体例の中で質問させていただきたいと思えます。建築関係の入札ですけれども、内装、外装などを分離して発注できないかということでお尋ねをいたしたいと思えます。先ほどが金額の分割、今回は分離発注で

ざいまして、具体的に言いましたら、学校の体育館、校舎とか市営住宅、あと市立の諸々の施設等の改修工事などでですね、塗装工事を建物改修から分離して発注することができないのか、お尋ねいたしたいと思います。業者の方々からの御意見を賜ったときにもですね、この塗装の関係、塗装工事はもう分離ができるのではなかろうかというような御意見も頂戴しておりますので、よろしく、御答弁方よろしくお願ひいたします。

○建築課長（村永建二） 公共建築工事につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に分離して発注しております。その中でも、建築工事は複数の専門工事が多岐にわたって関連することから、業者間の調整や効率的な進捗管理が重要となり、また、品質確保の観点からも、工事全体を一元的に管理する必要があるため、建築一式工事として発注しているところでございます。しかしながら、専門工事の分離発注につきましては、市内業者の育成振興や受注機会の確保につながる観点からも重要であると認識しておりますので、発注する工事の特性や現場条件等を踏まえ、分離発注を検討した上で、工事発注に努めてまいります。

○6番議員（大村清文） 前向きな御答弁と捉えました。ありがとうございます。関係部署の業務がちよっと増えるかもしれませんが、よろしく御対応方、お願ひいたします。またですね、上位クラスの業者さんから不満が出ないように、工事発注の調整方も併せてお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

次でございます。教育行政につきましては、先ほどCOCOはしむれにおきまして、発掘品、出土品の保管場所が足りないというような答弁でございました。施設の確保というのは、どうしても教育長部局だけではなかなか手が回らないことが予想されますので、市長部局とも、是非、連携を図ってというふうにお願ひしたいと思っておりますけれども、これに関しまして、市長部局サイドの答弁をお願ひいたします。

○総務課長（濱上和也） 教育委員会から発掘品の保管場所の確保について、御相談等があった場合は、一緒に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○6番議員（大村清文） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

次にですね、考古博物館の中におきまして、今度は展示スペースについてお伺ひいたします。展示スペースが現状、十分足りているのか否か、お尋ねいたします。

○生涯学習課長（上園浩司） 時遊館COCOはしむれには、常設展示室のほかに企画展等の会場として使用している特別展示室があり、展示スペースは十分に足りているものと考えております。また、令和8年4月に開館30周年を迎えることから、これまでに展示していなかった収蔵品を活用した企画展を、令和8年度に開催する予定です。この企画展では、特別展示室を使用して、現在、発掘調査中の尾長谷迫遺跡など、平成から令和にかけて行われた発掘調査によって、明らかとなった指宿市の新たな古代史像について紹介いたします。

○6番議員（大村清文） 展示スペースに関しましては、足りているということで安心いたしました。また、展示スペース、展示を主にされるでありましょう、学芸員の方々ですね、九

州考古学会特別賞ということで、お二方、受賞されておまして、すごく喜ばしく、また、誇りに思っているところがございます。開館30周年に当たります、また、本当に良い取組をしていただきますようお願いいたします。3月12日の南日本新聞にもですね、今、課長が御答弁されました尾長谷迫遺跡、こちらが15日には現地説明会も見学会もあるということで、新聞に載っておりましたので、また、課長、そちらの方も宣伝していただければと思います。ありがとうございました。

次にですね、考古博物館の観覧料の二重価格についてお尋ねいたしたいと思っておりますけれども、このはしむれの観覧者に関しまして、外国人の数を把握しているのか、まず教えてください。

○生涯学習課長（上藺浩司） 時遊館COCCOはしむれでは、来館された外国人の観覧者数につきましては、把握しておりませんが、外国人の観覧者は増加傾向にあり、英語、韓国語、中国本土で使われる簡体中文、台湾で使われる繁体中文の4か国語に対応した外国語パンフレットや、スマートフォンの翻訳アプリを活用して対応しております。

○6番議員（大村清文） ありがとうございました。来館されるインバウンドの方々へは十分な対応がされているということで安心をいたしました。先立ってですね、文化庁が国立の博物館、美術館の入園料に関しまして、その二重価格の導入を検討せよというようなことが新聞紙上で出ておまして、はしむれに関しましては、インバウンド対策ではないんですけれども、自主財源の確保ということで、この二重価格の導入ができないかなというふうに思ったところがございます。海外ではですね、エジプトのピラミッド、それとインドのタージマハールといったところでも、やはり観光施設で二重価格を設定しておりますし、フランスのルーブル美術館でももう既に導入がされておるところでございます。二重価格につきましては、はしむれよりも、指宿の施設で申しましたら、砂むし会館砂楽の方で検討とか導入がされるのかなというふうに個人的には思っておまして、そのところは農水商工観光部長さんの置き土産として、観光課とか砂楽さんに対して御指示なりが、もうされているのかなというふうに推察するところがございます。二重価格につきましては以上でございます。

次がですね、指宿商業の定員確保についてお尋ねをさせていただきます。過去におきまして、先輩議員がですね、指宿商業高校の県への移管、設置者の変更ということで質問をした際に、教育長の御答弁といたしましては、県への移管は考えていないということでしたけれども、そのときはまだ定員を満たしておりました。今とは事情が違うというふうに認識しております。定員割れをしている現状、この中で県への移管というのは全く考えていないんだというような御答弁をいただくとありがたいです。よろしく願いいたします。

○教育長（田之上典昭） まずは先ほど大村議員から、指宿商業高等学校の卒業式の様子について触れていただき、また、生徒への激励の言葉までいただきました。ありがとうございました。県への移管についての御質問ですけれども、現時点におきましても県への移管は考えて

いないところでございます。

○6番議員（大村清文） 力強い御答弁，教育長，ありがとうございました。それでは自信をもって，元気をもって次の質問に移りたいと思います。

私立の高校の授業料の無償化等々が，もう昨年度，6年度から言われておりますけれども，これに関しまして，やっぱり指宿商業として当然，生徒の確保については手を打っていることと思います。7年度の新たに実施した定員確保の取組について教えてください。お願いいたします。

○指宿商業高校事務長（横村敬一郎） 令和7年度における定員確保の新たな取組といたしまして，毎年実施しておりますオープンスクールについて，保護者の皆様が参加しやすい環境づくりを目的に，開催時間を見直し，夕方の時間帯にも実施をいたしました。また，部活動体験につきましても，より参加しやすい環境を整えるため，土曜日だけでなく日曜日にも開催したところです。さらに，学校の魅力を効果的に発信するため，ブログやSNSを活用し，学校行事のPRや日々の活動報告をリアルタイムで積極的に発信しております。今年度は，新たに指商デパートのインスタグラムを開設し，情報発信の幅を広げることで，学校の魅力をより広く周知し，定員確保に向けた取組を強化しているところでございます。

○6番議員（大村清文） ありがとうございました。いろいろと取り組んでいる現状が分かりました。

次にですね，これも定員確保の関係なんですけれども，学科の再編ということについてお尋ねいたします。指宿商業は三つのコースがございましてけれども，会計マネジメント科について，これにつきましてですね，非常に数字が思わしくないような認識をしております。定員確保のために，その学科の再編ということについては，どのように捉えているかお尋ねいたします。

○教育部長（湯ノ口繁生） 会計マネジメント科におきましては，再編後，定数に達していない状況が続いているところでございます。同学科につきましては，上級資格の取得を目指すとともに，大学，短期大学，専門学校への進学や，経理事務職，税務関係職，公務員などへの進路実現を視野に入れた専門性の高い学科であり，地域産業を支える人材育成という重要な役割を担っていると感じているところでございます。こうしたことから，現時点におきまして，学科の見直しは考えていないところではございますが，今後の志願状況や社会情勢の変化等を注視していきたいと考えているところでございます。

○6番議員（大村清文） ありがとうございました。会計マネジメント科コースは，指宿商業の強みであるという認識をさせていただきました。ありがとうございました。

次にですね，鹿児島県中小企業家同友会というところが，県内の高校とタッグを組みまして，教育型インターンシップというのを実施して，高校生の生徒さんの刺激になっている学校がございまして。これに対して，取組を実施できないのか，お尋ねいたします。

○指宿商業高校事務長（横村敬一郎） 指宿商業高等学校では、地元企業での職場体験や、市が主催するいぶすき魅力発見！J o b ツアー、地元企業ガイダンスに参加しております。しかし、学生と企業の社員が共に学び、共に育ちあうことを目的とした、教育型インターンシップについては、取り組んでいないところです。今後は、既存の職場体験にどのように取り込めるのか。取り組む場合の課題や方法等について、研究してまいりたいと考えております。

○6番議員（大村清文） 答弁、ありがとうございました。すいません、事前通告に届かずに、残念ながら残り時間のカウントダウンを、もう目で追っております。残り47か月間、精一杯頑張っ、市民の皆さん、それと、執行部の皆さんとともに、一緒に指宿市を輝かせてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、小荒田大樹議員。

○5番議員（小荒田大樹） みなさん、こんにちは。小荒田大樹です。まずはじめに、今回、市議会議員という役割を任せていただいて、本当にありがとうございます。たくさんの方たちのおかげで、ここに立っていることを誇りに思います。ありがとうございます。僕自身、開聞出身でありますので、やはり開聞のことが気になったり、目が行きがちなところはありますが、指宿全体を見れる目を持って活動をしていきますので、御指導のほど、よろしくお願い致します。足を使って動いていきたいと思ひます。そして、今回のこの一般質問に関してなんですが、昨日、僕自身、どういふ、僕にとって意味があるのかなと考えていました。そこで出てきたのが、この指宿市を株式会社と考えたときに、まず明司市長が社長さんだといふところから、ここにいる大先輩方、市役所の方々がいろんな役を持っています、じゃあ僕は何だろかと考えたら、やはり若手の営業マンだといふことを感じました。足を使って、皆さんの声を聴いて回っていく。そして、ここにその声を届ける。その気持ちを常に忘れずに活動していきたいと思ひています。その決意表明として、この1回目の一般質問をさせていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、一般質問の方に入らせていただきたいと思ひます。

まずはじめに、公共施設の修繕についてです。開聞総合体育館サブアリーナ観客席の補修工事についてです。これまでも一般質問において2回ほど質問されていると思ひますが、移動観覧席の実績を改めてお聞かせください。

次に、開聞運動場のナイター設備の補修工事についてです。開聞運動場の利用実績等をお聞かせいただきたいと思ひます。

そして次に、少子化対策についてです。これまでの取組についてお伺ひします。その中

で、市の出産祝い金についてお聞かせください。指宿市が独自で実施している出産祝い金というものはあるのでしょうか。

そして次に、子育て支援についてお聞かせください。これまでの取組についてです。子育て支援のイメージとして、保育料の無償化の取組に限定し、指宿市の現状をお聞かせください。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○市長（打越明司） 小荒田議員から初めての一般質問に立っての質問をいただきました。その中で私のほうからは、子育て支援について答弁をさせていただきます。本市では、令和元年10月から国の制度に基づきながら、保育料の無償化に取り組んできております。無償化の対象は、3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子供たちと、住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子供たちになります。無償化の開始時期は、保育園等の利用については、3歳児クラスに進級する4月1日、幼稚園等の利用については、満3歳の誕生日の前日からということになります。また、国の多子世帯負担軽減措置についても同様に適用しており、多子世帯については、第2子は半額、第3子からは無料といったような負担軽減措置を取っているところであります。ちなみに、指宿市では、対象になる、6歳になる手前の子供たちが865人いる中で、具体的にもう既に無償化、あるいは軽減措置を受けている子供たちは723人、率にすると83%の園児たちは、何らかの支援を受けているということになります。その結果、全体では83%でありますので、経済的支援を必要とする世帯の負担軽減が着実に進んでいっているというふうと考えております。また、こうした子育て支援のみならず、特に出産直後や乳児期の母子を支える子育て支援についても実施しております。具体的には産後の母子の心身を一緒にケアする産後ケア事業、あるいはこの4月から開始されることになっていますが、生後6か月から、親の就労要件に関わらず、保育園を利用できる子ども誰でも通園制度が始まります。加えて、地域での預かり合いを支えるファミリーサポートセンター事業や子育て支援センターを拠点とした交流、育児相談、赤ちゃん教室などの開催を通じて、専門職が保護者の不安に寄り添い、孤立を防ぐためにきめ細やかなサポート体制を構築しているところであります。支援をしようとする御家庭へ、きめ細やかな最適なサポートが届くよう、子育て支援を推進していきたいと考えております。

ほかの質問につきましては、担当のほうからお答えさせていただきます。

○市民福祉部長（富永敏尚） 少子化対策の出産祝い金に関してでございます。本市が独自で出産祝い金を支給するというようなことにつきましては、実施はしていないところでございます。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 開聞総合体育館サブアリーナの移動観覧席の利用実績について答弁させていただきます。開聞総合体育館サブアリーナの移動観覧席の直近3か年の利用実績は、令和4年度が7件、令和5年度が12件、令和6年度が9件となっております。

次に、開聞運動場の利用実績について答弁させていただきます。開聞地域においては、球技などができるグラウンドや運動場は、開聞総合体育館近くの開聞総合グラウンドと開聞小学校に隣接する開聞運動場がございます。今回、議員御指摘の開聞小学校に隣接する開聞運動場の直近3か年の利用実績は、令和4年度の件数が245件、利用人数が9,007人。令和5年度の件数が263件、利用人数が11,533人。令和6年度の件数が247件、利用人数が9,090人となっているところであります。

○5番議員（小荒田大樹） 御回答ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、今、ありました開聞総合体育館サブアリーナの件です。今、直近3か年の件数が7件、12件、9件とありましたが、この使用とといいますか、どのような内容で利用されているのかというのをお聞かせください。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 直近3か年の利用内容といたしましては、市内各団体の総会、郷土芸能発表会、地域文化祭、ピアノ教室、個人演説会などであります。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。今、いろいろな内容がありましたが、開聞地域の中心的な場所であるということは間違いはないかなと思います。昔で言えば開聞には改善センターとか、やはり大きな施設が他にもあったのですが、老朽化が進むことによって、やはり開聞地域の中心的な場所は総合体育館であると、僕ら開聞の人間も思っている次第でございます。その中で、今後、修繕を行う予定はあるのかどうかお聞かせください。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） 開聞総合体育館は、おっしゃるとおり開聞の地域の中心の核となる施設だというふうに私どもも認識しております。私ども、こういった体育施設になるのですが、年次的な計画を立てながら施設の改修等を行っているところであります。その中でも緊急性、安全性、機能性など、様々な項目において、優先順位を決めて、その都度対応しているところでございますが、御指摘の移動観覧席なんですけど、今回、皆様方に御審議いただく令和8年度の新年度当初予算において、御提案させていただいております。今議会で承認いただいた際には、新年度早々にですね、修繕に取り掛かるようにと考えております。よろしく願いいたします。

○5番議員（小荒田大樹） 御回答ありがとうございます。やはり開聞の人たちは、総合体育館の現状、ここで開聞の活性とといいますか、そういったところを図るといいますか、そういった面があります。なので、是非、修繕の方をよろしく願います。

それでは続きまして、先ほどの開聞運動場の2回目の質問をさせていただきます。先ほど直近3か年の利用実績をお聞きしました中で、令和4年は245件、令和5年が263件、令和6年が247件と、結構な数の利用実績があると思うんですけども、この団体等、利用されている団体等はどういった団体なのか、お聞かせください。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 開聞運動場の主な利用は、小学生のソフトボールやサッカー

のほか、地域の方々のグラウンド・ゴルフであります。また、そのほか、開聞小学校の体育の授業や持久走大会などでも利用されているところでもあります。なお、ナイターの使用については、主にソフトボールとサッカーで使用されているようであります。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。今、利用等をお聞きした中で、やはり小学校の行事だったり、そもそもスポーツ少年団、さらに年を取られている方たちがグラウンド・ゴルフ、幅広い方たちが使っているというところで、指宿全体を通して、とても必要な場所だということを改めて痛感しました。

その中で質問3回目なんですけれども、ナイター設備についてです。以前と比べて、現場にやはり足を運べば点灯しない照明などがあつたり、年々暗さを感じているというところが正直なところですよ。特に先ほどありましたとおり、ナイター設備、ここに関してソフトボール、サッカーというチームが、子供たちが活動している中で、一番避けたいのは怪我だと思っています。そういう観点から、今後、修繕を行う予定があるのかどうか、そこをお聞かせください。

○スポーツ振興課長（竹山修一） 開聞運動場のナイター照明については、過去にもスポーツ少年団関係者からの要望があり、修繕を行った際、その後の運用について協議を行ったところでもあります。その際、市としては、体育施設として、近くの開聞総合グラウンドにナイター設備があることから、夜間利用については開聞総合グラウンドの使用を推奨していく方針を、開聞運動場の主な利用者である少年団の代表者等に説明をしているところでもあります。そのような経緯もあることから、今後、開聞運動場のナイター照明の修繕は行わないこととしているところでもあります。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。開聞運動場のナイター設備にあつては、今後、修繕を行わずに、夜間利用については、開聞総合グラウンドの使用を推奨していることは理解いたしました。ただ、昨日もやはり運動場に足を運んで、ナイター設備の下、練習している生徒の方たちの姿を見たときに、与えられた環境の中で、必死になって夢を追いかけられている子供たちがたくさんいらっしゃいました。そんな中、サッカー部に関しては、今月末にある九州大会に出場するなど、輝かしい実績等もあげておられます。なので、正直なところを言うと、やはり何とか環境を変えてあげたいというのが本音ではありますが、今後、チームの保護者の皆様、指導者の方々と前向きな検討を僕自身もしていきたいと思いつつ、市役所の方々には、できれば総合体育館のナイター設備を、これからも維持管理していただくことを、是非、よろしく願いしたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。先ほど、少子化のことについてお聞きしました。市の出産祝い金について実施をしていないという御回答をいただきましたが、県内19市での現在の実施状況が分かればお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○こども課長（上西園眞紀子） 県内19市の出産祝い金の実施状況につきましては、現在、6市

が現金による支給、9市が商品券による支給を行っております。

○5番議員（小荒田大樹） 今、県内19市での実施等をお聞きしましたが、その中でも実施している市の支給要件等はどうなっているのか、そこをお伺いさせてください。

○こども課長（上西園真紀子） 支給要件や金額、支給方法は各市により様々であり、例えば、支給要件では、出生前に保護者が1年以上居住していることを条件とする例や、1歳未満で転入した子供を対象とする例などがあります。また、金額についても、1万2千円から10万円と幅があり、それぞれの市が独自の基準を設けて実施している状況であります。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。今、それぞれの市で独自に実施していることが出てきましたが、指宿市として何か取り組んでいることや、これから実施しようとしていること、そういったことを知りたいと思います。それがまず一つです。市民の声として、少子化対策について、お金の話が本当に多かったと感じています。指宿市が新規に取り組もうとしている事業の情報を、今回、知れたので、議会の発言の場で周知していきたいと、僕自身、思います。市は前向きに考えて実施しようとしていることですね。ここについてお聞かせください。

○こども課長（上西園真紀子） 本市におきましては、令和8年度から子供の誕生を心から祝福し、歓迎する思いを届けるメッセージ事業として、新たな取組を開始する予定です。事業名は、こんにちは赤ちゃん。ようこそ指宿へとしております。事業内容としましては、令和8年4月1日以降の本市出生児をはじめ、本市で生まれ育った方が里帰り出産された場合、そして、移住された1歳未満のお子様を対象としております。生まれてきてくれてありがとう。産んでくれてありがとう。ようこそいぶすきへという想いを込めて記念品をお渡しいたします。記念品は、指宿らしさが伝わる、指宿オリジナルのおむつポーチなどの実用品と、森林環境譲与税を活用して制作した鹿児島県産材の積木をセットにし、本市の温もりと木の温もりをお届けしたいと考えております。このほか、市は従来から市内の1歳未満の子供に絵本をプレゼントするブックスタート事業にも取り組んでいるところです。また、先ほどの市長の答弁の繰り返しになりますけれども、市の方ではファミリーサポートセンター事業。そして、子育て支援センターを拠点とした、保護者とお子さんたちとの交流。そして悩みを抱えるお母様たちのための育児教室、赤ちゃん教室。いろいろな子育て支援と呼ばれる事業を、実際、実施しております。ただ、その事業をですね、私たちの方も、もっともっと市民の皆さんにしっかりと、こんな事業があるんですということをお伝えしながらですね、周知も図り、指宿市の子育て支援の対策というものを、今後もしっかり進めていきたいと思っております。

○5番議員（小荒田大樹） 今、様々な取組を聞かせてもらった中で、とても素晴らしい内容だなと思いました。その中で、やはり周知していくというところに関して、今、本当に世の中の、僕ら世代の人間は、スマートフォン一つであらゆる自治体の町の活動を知れる状況にあ

ります。なので、もっともっとアピールをしていかなければ、地元の方たちが、地元愛よりももしかするとほかのいいところ、そこを知った上で移住してしまうというような形も少し聞きましたので、できればどんどん発信の方にも力を入れていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次に子育て支援について、また、質問をさせていただきます。先ほどいただきましたが、県内の状況を知りたいというところで、県内19市の保育料完全無償化の状況について教えてください。よろしくをお願いします。

○こども課長（上西園眞紀子） 県内19市における保育料の完全無償化の実施状況につきましては、現在、五つの市が、0歳児から2歳児までの無償化を実施しております。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。今のお答えをいただいた上で、指宿市は今後、保育料の完全無償化に取り組んでいくつもりがあるのかどうか、そこを教えてくださいたいと思います。よろしくをお願いします。

○こども課長（上西園眞紀子） 現在の対応としましては、国の制度に基づき、住民税非課税世帯の無償化や、多子世帯に対する第2子半額、第3子以降無料といった負担軽減など、所得状況や世帯構成に応じた支援を着実に実施しているところでございます。更なる対象拡大につきましては、将来にわたる行政サービスの持続可能性を見極めるとともに、市が担うべき諸施策全体の中での優先順位を総合的に勘案しながら、慎重に判断していきたいと考えております。

○5番議員（小荒田大樹） ありがとうございます。今、保育料の完全無償化など、こういったところを聞かせていただいた理由としましては、僕もやはり子育て世代ということで、3人の子供がいます。同世代の方たちと話をしたところでも、その金銭面のことだったりとか、これだけ世の中がインフレを起こしている中で、どうしてもお金の面だったり、そういったところでなかなか前向きになれないというところも、子育てに対してですね、あるというお声やはり多かったと思っています。なので、本当に市をあげて、子育てのことに力を入れていただければ、もっともっと人口が増える方向につながっていくと思いますので、是非、力を入れていただきたいなと思います。

今、初めての一般質問をさせていただきましたが、いろんな思いを持って、今回、取り組ませていただきました。ただ、こういった質問をさせてもらっている中で、ちょっと本当、この時間で感じたんですけども、やはり僕がこうしてほしい、ああしてほしいという、その前に、市民の声、そしてここにいらっしゃる市役所の方たちの声を、まず僕が聴いて回らないといけないなというのを率直に感じました。なので、これから、僕はまだ47か月あるということなので、その中でしっかり話を聴ける議員となっていきたいと思っていますので、皆様の御経験や知識を借りながら、一緒に指宿をより良くしていけたらなと思います。今後ともよろしくをお願いします。ありがとうございました。これで、一般質問を以上とさせていただきます。

たきます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 2時02分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

○7番議員（松下知恵） 皆さん、こんにちは。7番、幸福実現党、松下知恵です。先の1月25日に行われました市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の御信任を賜り、再びこの議場に立たせていただくことになりました。心より感謝申し上げます。ありがとうございます。市民の皆様からいただいた期待と責任の重さをしっかりと胸に刻み、これからの4年間、市民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、指宿市の発展のため、市民の皆様の良い未来のために全力で働いてまいります。

それでは通告に従い、一般質問を行います。

市長はこれまで、稼げるまちづくりを市政の重要な理念として掲げてこられました。人口減少が進む地方において、地域経済を活性化させ、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域の産業を育て、地域が自ら稼ぐ力を高めていくことが必要であり、この理念は極めて大事であると私も考えております。その中でも、本市にとって観光は大きな柱の一つであります。砂むし温泉をはじめとする本市の貴重な観光資源をどのように生かし、どのように観光客を呼び込み、そして、滞在していただくのか、その観光政策の在り方は本市の将来にとって大きな意味を持つものであります。そこで今回は、市長が掲げる、稼げるまちの実現に向けて、本市の観光政策の位置付けについて改めて確認するとともに、現在、取り組まれている観光振興事業の成果や課題、滞在型観光客を増やすための取組、更には宿泊税の導入について、順次、お伺いしてまいります。

まず、市長が掲げる、稼げるまちにおける観光政策の位置付けについて、稼げるまちの実現に向けて優先すべき施策についてお伺いいたします。

○市長（打越明司） 松下議員から稼げるまちについての御質問をいただきました。指宿市は、二つの大きな柱で稼げるまちだというふうに、常日頃から考えております。一つは、農業や水産業、あるいは製造業、加工業といった、地元で付加価値を生み出して、外に向かって大いに売り出し、稼いでいく分野。そして、もう一つは、松下議員が本日提案します、お客をたくさん迎えて、指宿の中で大いに稼いでいく、そういう分野。この二つの分野が、指宿の二つの大きなポケットになるというふうに思っています。その中でも観光業に関して申し上げますと、今年度で3年目を迎えております指宿市観光ビジョンでは、様々な情勢に柔軟に対応しつつ、産業間の連携を促進し、本市が有する観光資源を生かした持続可能な観光地づくりを進めることで、観光消費額を令和元年度と比較して20%増加させる目標を掲げていると

ころであり、この達成のために様々な施策を展開しているところであります。まず、どの産業でも共通した課題ではありますが、やはり人を見つける、育てる、支援することを施策の中心に据え、市内観光事業者の皆様、とりわけ人材の確保について、市としても可能な限りの支援を実施しているところであります。観光分野においては、本市の特産品や食材などを生かして、各産業と連携した新たな魅力創出への取組や、キラーコンテンツとも言える中心的な素材である砂むし温泉を軸にした周辺一帯の面的な整備、観光資源を生かした体験の商品、コンテンツや既存素材の更なる磨き上げなどに取り組んでまいります。そして、これらの魅力を広く情報発信することによって、指宿ファンを増やし、将来的な移住・定住も含め、域内の消費活動の促進による経済波及効果へとつなげることで、稼げる観光地を目指していきたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいま、市長から観光ビジョンに基づき、人材育成や体験コンテンツの充実、情報発信の強化など、様々な取組を進めていくとの御答弁をいただきました。ありがとうございました。

そこで次に、その取組が実際にどのような成果に結び付いているのかという点についてお伺いいたします。観光振興事業の成果検証について、観光振興事業の成果についてお伺いいたします。観光振興事業には多くの予算が投入されておりますが、費用対効果をチェックする体制は整えられているのかお聞かせください。

○農水商工観光部長（鴨崎一郎） 議員から、観光振興事業に関する費用対効果ということで御質問をいただきました。観光施策は天候や景気、社会情勢、更には近隣自治体の動向など、市独自の努力だけではコントロールしきれない外部要因に大きく左右される性質を持っております。そのため、個別の事業がどれほど直接的に消費額や宿泊者数の増加に寄与したかを数値化することは非常に難しい点もございます。しかしながら、稼げるまちを実現するためには、限られた財源をいかに効率的に投入するかが肝要でありまして、指標の立て方の難しさも踏まえた上で、客観的な視点による評価体制を構築しなければというふうに考えております。そうした中、観光振興に関する事業につきましては、指宿市観光・経済戦略会議において、定期的に事業を行ってありまして、現場を熟知する関係団体とともに、単なる数値の確認だけに留まらず、事業評価や各団体の現状を踏まえて、次なる事業の方向性や改善点について、点検を行いながら協議を行っているというような状況でございます。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいま、観光振興事業については、指宿市観光・経済戦略会議において、評価や改善の協議を行っているとの御答弁をいただきました。しかし、行政の事業においては、どの事業がどれだけ成果を上げたのかを具体的に把握することが重要であると考えます。そこで伺いいたします。ただいま、令和6年度の観光振興事業として、食や体験を生かした取組や情報発信の強化など、具体的な事業内容と成果について御答弁をいただきました。こうした事業の成果については、行政内部だけではな

く、市民や事業者の皆様にも分かりやすく示していくことが重要であると考えます。そこで、次に、事業評価の結果や観光に関する統計データ等は、どのように公表されているのでしょうか、お伺いいたします。

○観光課長（山下浩二） 国の交付金を活用した事業については、指宿市総合振興計画審議会において、毎年、外部評価者の方から評価を受けて、その結果を市の公式ホームページで公表しております。また、国の交付金事業を含むその他の観光関連事業につきましては、指宿市観光・経済戦略会議において報告を行い、事業評価結果、委員からの御意見を踏まえ、翌年度事業の方向性や事業の内容の精査を図っているところでございます。宿泊者数、日帰り観光客数等の統計データについては、毎年、指宿市の観光統計を発行しており、こちらも市の公式ホームページにおいて公表を行っております。

○7番議員（松下知恵） ただいま、事業評価の結果や観光統計については、市のホームページなどで公表しているとの御答弁をいただきました。観光振興事業においては、成果を把握し公表することと同時に、期待した成果が得られなかった事業については、適切に見直ししていくことも重要であると考えます。そこで伺いいたします。期待した成果が得られなかった事業の見直しについて、公表されているデータや評価結果から、事業の見直しや縮小、廃止した事業があるのか。また、そうした見直しをする仕組みがあるのか、お聞かせください。

○観光課長（山下浩二） 国の交付金を活用した事業は、3年間の全体計画に基づきつつも、毎年度の事業申請時に前年度の評価を反映させる仕組みとなっております。その他の事業においても、毎年、事業評価を実施しており、例えば県外で実施するキャンペーン事業の一部を廃止したほか、広域連携による誘致事業負担金についても、事業内容を精査し、年度ごとに負担金の見直しを行っております。一方で、令和8年度の新たな事業として、鹿児島市、熊本市、人吉市の4市で連携し、熊本空港から入国する訪日外国人旅行者をターゲットとした誘客施策を計画するなど、スクラップアンドビルドによる事業展開に努めているところでございます。

○7番議員（松下知恵） ただいま、事業評価を踏まえながら、観光振興事業の見直しを行っているとの御答弁をいただきました。一方で、観光政策の成果は、最終的には観光客数や宿泊者数の動向として現れてくるものであると考えております。そこで、滞在型観光客を増やす政策について伺いいたします。まず、滞在型観光の現状について。市の最近の宿泊者数の状況等について。滞在型観光客とは長期の滞在ではなく、宿泊を伴う観光客との認識で構わないので、数値的なものをお伺いいたします。

○観光課長（山下浩二） 宿泊を伴う観光客数は、コロナ禍前の令和元年の61万4千人に対して、令和6年は45万1千人と8割に満たない数値となっており、回復が遅れている状況となっております。また、令和5年の47万9千人と比較しても、2万8千人ほど減少している状況でございます。一方で、日帰り客数は、令和元年の309万6千人に対して、令和6年は290万9千人

と9割以上まで回復をしておりましたが、令和5年の297万7千人と比較すると、6万8千人程度減少しているところです。訪日外国人宿泊者数については、令和元年の74,282人に対して、令和6年は2万9,964人となっており、4割程度の回復状況となっておりますが、令和5年の2万2,465人と比較すると、7,500人ほど増加しております。令和7年の宿泊者数や日帰り客数については、未確定ではありますが、前年度と比較して減少することが予想されております。

○7番議員（松下知恵） ただいま、本市の観光客数の現状について、御説明をいただきました。特に宿泊客数が減少している点は、本市の観光政策を考える上で、大変重要なポイントであると感じております。そこでお伺いいたします。宿泊客が減少していますが、その要因を市はどのように考えているのか、お聞かせください。

○観光課長（山下浩二） 令和6年が前年と比較して、宿泊、日帰りともに減少した要因としては、令和5年中に鹿児島県が実施した、今こそ鹿児島の旅などの旅行需要喚起策が終了したことが一因として挙げられます。令和7年については、新燃岳の噴火、トカラ列島での群発地震の影響など、突発的な要因による宿泊控えが影響したこと。また、近隣自治体において、価格優位性の高いビジネスホテルの新設が相次いでおり、その結果、宿泊需要が分散し、宿泊を伴わず日帰りで訪れる観光客の比率が以前よりも増加していると考えられます。訪日外国人宿泊者数については、国内旅行者に比べ少しずつ増加をしておりましたが、鹿児島空港での香港や上海の定期便の欠航や国際線の復便の遅れが現在も続いており、こうした状況が長引けば、更に影響が出るものと考えております。

○7番議員（松下知恵） 観光の形態が日帰りへと変化している現状がありますが、本市の観光振興を考える上では、いかに滞在時間を延ばし宿泊につなげていくかが重要であると考えます。そこで、滞在型観光客を増やす具体策についてお伺いいたします。鹿児島市まで1時間程度で行ける交通事情もありますが、旅行者は目的があれば宿泊をするはずで、滞在型観光を増やすための取組についてお伺いいたします。

○観光課長（山下浩二） 現在、市では民間事業者が主体となって、未来協議会 in 商店街朝市やいぶすきバルなどが定期的で開催されており、市民をはじめ多くの観光客で賑わっているところでございます。また、昨年リニューアルオープンしたヘルシーランド露天風呂たまたま箱温泉では、いぶすき観光デザインと連携し、観光庁の補助事業を活用して、営業開始前に貸切利用が可能なサービスの実証事業を実施しております。令和8年度についても、宿泊者を増やす取組として、地域資源を生かした宿泊付き体験事業の開発や、地域資源の魅力や歴史を正しく伝えて旅行者の満足度を高めるために重要な観光ガイドの育成等を計画しているところでございます。日帰りではなく宿泊していただくためには、こうした早朝や夜に楽しんでいただけるようなイベントや、体験事業等が必要であることから、引き続き民間事業者や体験事業者と連携しながら、事業の定着化と新たなにぎわい創出への取組を図ってまいりたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） ただいま、宿泊者を増やす取組として、体験型事業や観光イベントなどについて御説明をいただきました。滞在型観光を進める上では、こうした取組に加え、スポーツ大会や合宿などの誘致も宿泊需要の創出につながる重要な取組であると考えます。そこで、市民からグラウンド・ゴルフ大会の誘致を希望する声がありました。指宿は、環境もいいので大会を誘致したらどうかと考えますが、どうでしょうか。お伺いいたします。

○観光課長（山下浩二） 本市は、スポーツ施設や宿泊施設などが充実しており、議員が提案されているスポーツ大会や合宿の誘致については、親和性が高いと考えております。現在、具体的な大会誘致の動きには至っておりませんが、今後の誘致推進に向けては、まず受け皿となる環境整備が必要であると考えております。スポーツコミッションいぶすきや宿泊事業者の皆様と連携し、ニーズ調整や関係者の意見を伺いながら、スポーツ大会等の誘致について、検討してまいりたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。スポーツ大会の誘致は、宿泊需要を生み出す有効な取組の一つであると考えます。一方で、近年は観光の形態も多様化しており、仕事をしながら滞在するワーケーションなど、新しい滞在型観光の形も注目されています。

そこで次に、ワーケーションの誘致について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○観光課長（山下浩二） このワーケーションについては、通常の観光旅行と比べ、長期滞在になりやすい傾向があり、長期的に滞在することで、旅行者と地域との関係性も深いものになると考えております。一方で、ワーケーションの前提となるテレワークについては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により導入する企業が増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後は、リモートワークを縮小し、出社を前提とした働き方に回帰している企業も増えつつあるというようなことを報道等で承知しております。こうした状況をより注視し、宿泊事業者の意向等も踏まえた上で、今後の本市におけるワーケーションの誘致について、必要性、優先度を見極めてまいりたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。観光の形態が多様化する中で、本市の観光を更に発展させていくためには、どの層の旅行者をターゲットにするのかという視点も重要であると考えます。特に、近年は旅行先の選択において、女性の影響力が大きいと言われております。そこで、女性旅行者を意識した観光戦略について、お伺いいたします。女性をターゲットにした取組を行う考えはないのか、お伺いします。

○観光課長（山下浩二） 御指摘のとおり、女性は旅行への関心が高く、情報収集に利用されるインスタグラム利用率も、男性に比べて女性の方が利用率が高い傾向にあることが分かっております。こうした情報を踏まえ、市でこれまでも女性のフォロワーが多いインフルエンサーを招聘し、本市の魅力を女性視点に立って発信していただく取組なども実施しているところでございます。そのほか、本年2月には、旅割キャンペーンの実施に合わせて、砂むし会

館砂楽において、菜の花で装飾した写真映えのする撮影コーナーの設置や、波打ち際から昇る湯煙をライトアップする演出を実施していただきました。また、いぶすき菜の花マーチでは、女性をターゲットにしたスイーツコースも新たに設定したところでございます。今後も、女性旅行者の獲得に向け、旅前、旅中、旅後のそれぞれで女性視点に立った施策を戦略的に展開していきたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、本市を代表する観光資源の一つである、砂むし温泉は、女性にも人気の高い観光資源であると考えます。砂むし会館砂楽の女性の利用率、宿泊連動率を把握しているのか、お聞かせください。

○観光課長（山下浩二） 砂むし会館砂楽の女性利用率の実数については、把握できておりませんが、令和5年度に実施したスマートフォン等のGPS位置情報サービスを活用した動態調査では、砂楽周辺エリアの女性の来訪者数の割合は48.8%となっております。また、宿泊連動率についても、実数については把握できておりませんが、市内に宿泊された多くの方に利用されていると考えております。

○7番議員（松下知恵） ただいま、砂むし会館砂楽の女性利用の状況について、御説明をいただきました。砂むし温泉は本市を代表する観光資源であり、女性への健康や美容への関心の高まりを踏まえると、更に女性に魅力を感じていただけるコンテンツとして発信していく可能性があると感じております。美容や健康に関心の高い女性の獲得に向けて、砂むしデトックス体験などと売り出すことは考えられないのでしょうか、お伺いいたします。

○観光課長（山下浩二） 砂むし温泉については、これまで検証されているデトックス効果に加え、令和6年度には、筑波大学や鹿屋体育大学と連携して、健康に関する効果検証試験を実施しております。その結果、砂むし温泉はサウナや温浴と比べて息苦しさが起こりにくく、ほかの入浴方法と比較して湿疹等のリスクが低い、安全な入浴法であることが示されております。こうした検証結果も含め、市民はもちろん、観光やスポーツ合宿で訪れていただくきっかけになる情報として、健康やウェルネスをキーワードに、広報周知の手法も工夫するなど、若い女性を含む来訪者の増加につなげたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） 親戚の学生の子が砂むし体験をして、すごく感動しておりました。若い女性に刺さるように、デトックススパなどのネーミングにしたらどうかと言っておりました。そこで女性誘客に向けて、私の思いや提案を行いたいと思います。観光の意思決定の多くは、実は女性が担っていると言われております。旅行先を決めるのも、宿を選ぶのも、SNSで情報を発信するのも、女性の影響力は非常に大きいものがあります。しかし一方で、観光政策を設計する場において、女性の視点が十分に反映されているとは言い難いのではないのでしょうか。特に、本市の大きな観光資源である砂むし温泉のリブランディングや滞在型観光の推進を考える上でも、女性利用者の推進を考える上でも、女性利用者の視点を政策形成段階から取り入れることは大変重要だと考えます。そこで私は、女性利用者の視点を生かし

た女性観光戦略チームを設置し、女性に選ばれる観光地づくりを進めていく仕組みを構築してはどうかと考えます。モニターをお願いします。女性がつくる観光政策、女性に選ばれる観光地へ。いぶすき観光の鍵、キーマンは女性です。しかし、観光設計の中心は未だに男性中心。だからこそ、女性の視点を政策に。今は旅行の意思決定の約7割が女性です。さらにSNS発信、女子旅市場、美容、癒し旅行など、女性が観光トレンドをつくり、気に入るとリピーターになる、つまり女性に選ばれる観光地は伸びる。しかし、政策設計に女性の視点が少ない。それでは、女性が来ない理由は何でしょうか。女性の旅行では安心、快適、共感が重視されます。しかし、指宿市の観光は夜時間の楽しみが少ない。写真映えする空間が少ない。女性目線の情報発信が少ない。女子旅向けの滞在モデルが少ない。結果、日帰り観光になりやすい。だからこそ、女性の視点で観光を再設計する必要があります。そこで、女性観光戦略チームの設置を提案いたします。市主導で女性利用者視点の政策チームをつくってはいかがでしょうか。例えばメンバーは、若年女性、子育て世代、働く女性、観光業女性、市外女性視点、少人数の実務型チームです。そして、女性視点で観光を再結成。チームの役割として、砂むし温泉体験改善。女性向け滞在モデル。夜時間コンテンツ。SNS発信戦略。つまり女性に選ばれる観光づくり。その期待される成果として、女性向け滞在モデル、夜時間改善、施設改善提案、発信戦略、試行期間は半年から1年間。そして、成果を政策化します。女性の声を政策へ、女性の声を聴く政策ではなく、女性と共につくる政策へ。それが女性に選ばれる観光地への第一歩ではないかと考えます。最後に一つ、女性に選ばれる砂むし温泉へ、を提案させていただきます。砂むし温泉を天然デトックススパとして発信。美容、デトックス、リラクゼーション、女性に響く言葉でリブランディング。具体政策として、1.女性向け砂むし温泉体験、美容プラン、女子旅プランなど。2.夜時間コンテンツ、夜カフェ、ナイト散歩、ライトアップなど。3. SNS発信、女性視点PR、インフルエンサー活用などです。モニターありがとうございました。最後に申し上げます。私は、ことさらに女性を特別扱いすべきだとは考えておりません。社会には男性の良さがあり、女性には女性ならではの視点があります。それぞれの力を生かしながら支え合うことで、社会はより良くなっていくのだと考えています。先日の国際女性デーにおいて、高市首相は、女性の活躍で日本は成長すると述べられておりました。私もその考えに大いに共感するところであります。本市においても、女性の視点を含めた多様な視点を生かしながら、観光や地域産業の発展につなげていくことが重要ではないでしょうか。その一つとして、本日申し上げました女性観光戦略の提案を、是非、前向きに御検討いただくことをお願い申し上げまして、次の質問に入ります。

近年、全国の観光地では、観光客の増加に伴い、いわゆる観光公害と呼ばれる問題が指摘されるようになってきました。そこで次に、本市における観光公害の実態についてお伺いいたします。発生件数、発生地域、発生時期、並びに財政負担についてお伺いいたします。宿

泊税について調べているときに、三大都市圏においては、神社への落書き、ごみ、騒音の問題、騒音問題の対策の財源として、宿泊税を導入しているケースがありました。指宿市においては、そのような観光公害はないと思っておりますが、実態はどうなっているのかお伺いいたします。

○観光課長（山下浩二） 観光公害に該当するケースについては、現在、大きな苦情や報告等はないことから、都市部の事例に該当するような観光公害は発生していないと認識しております。また、観光公害に該当するような財政負担も生じていないところでございます。しかしながら、今後、国をはじめとして、訪日外国人旅行者を地方へ分散させる流れが加速すると予想されるため、訪日外国人旅行者の誘客と併せて、オーバーツーリズムの状況についても注視してまいりたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。本市においては、現時点で大きな観光公害は発生していないとの御答弁をいただきました。観光振興を進めていく上では、地域への影響にも十分配慮しながら、持続可能な観光を目指していくことが重要であると考えます。一方で、現在、本市では宿泊税の導入についても議論が進められているところであります。そこで、宿泊税導入についてお伺いいたします。宿泊税導入が宿泊需要や民間収益に与える影響の分析についてお伺いいたします。2月24日に開催された宿泊事業者向けの説明会に参加いたしました。反対する方から導入による影響を心配する声がありました。宿泊税導入が宿泊施設の経営に与える影響について、どのように分析しているのか、お伺いいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 宿泊税に関しましては、指宿市魅力ある観光地づくりの財源検討委員会での議論、宿泊事業者の皆様との意見交換など、2年以上の長きにわたりまして議論、分析をいたしました。それらを踏まえまして、答弁の方をさせていただきます。宿泊税の導入に反対だという事業者の方々が、宿泊税を導入すれば、宿泊客が減少するという懸念を言われております。この点について、先行自治体の状況をお話しいたします。まず、令和5年、千葉大学が平成29年に導入した大阪府の宿泊税に着目して調査・分析した結果、宿泊税の導入が宿泊客数に影響を与えなかったことが明らかになったと論文で発表しています。令和6年には、長野県の観光振興財源検討部会が、先行事例によると、コロナなどの特殊な状況変化を除き、宿泊税導入後に宿泊客が減少した事例は見られまないとパブリックコメントに対して回答しています。また、令和7年7月には、長崎県が長崎市、福岡市、大阪府について、宿泊税導入前後の延べ宿泊客数を比較したが、コロナ禍を除き、減少している自治体はないとしています。このことを裏付けるものとして、先行自治体の京都市、金沢市、倶知安町、福岡市、北九州市、長崎市の観光統計や自治体への聞き取りなどを基に、本市独自で分析した結果についてお知らせしますと、宿泊客数はどの自治体も増加しておりました。次に、平成31年4月1日に宿泊税を導入した金沢市が、3年後の令和4年に実施した宿泊者へのアンケート調査についてお示ししますと、96%の方が宿泊税があると事前に知っていたとして

も、金沢市に宿泊したと回答しています。さらに、内閣府や国土交通省などが認定した観光カリスマで、国内外の宿泊税にも精通され、鹿児島市をはじめ、全国各地の宿泊税検討委員会の委員も務められている有識者の方からは、宿泊税を導入したことで、宿泊客が減少した例はないと断言されております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。宿泊税については様々な議論があるところですが、宿泊事業者の経営への影響については、特に重要な点であると考えます。そこで伺います。宿泊税導入により倒産や廃業に至った事例があるのか、お聞かせください。

○企画政策課長（東忠孝） 宿泊税の導入が原因で、倒産や廃業したという事例は承知しておりません。また、複数の有識者にも尋ねましたが、そのようなことは聞いたことがないとのことでした。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。宿泊事業者への影響を考える上では、マイナスの側面だけではなく、経営面での変化や新たな投資の動きについても把握することが重要だと考えます。そこで、宿泊税導入後に経営改善できた事例や、開業したような事例はあるのか、お伺いいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 観光地としての魅力が高まり、観光客数が増えれば、地域経済の循環が生み出され、投資も加速していくと考えております。なお、福岡市や長崎市、金沢市などの先行自治体では、宿泊施設の数が増加しているようでございます。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。観光振興という観点から考えますと、宿泊税を導入しなくても、観光振興に成功している自治体の事例についても検証することが重要であると考えます。そこで伺いいたします。宿泊税を導入しなくても観光振興に成功した事例はないのか、お伺いいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 宿泊税の導入の有無に関わらず、成功事例というのは多々あるかと思えます。本市の観光産業は、宿泊業をはじめ、旅行業、飲食業など、裾野が広く、指宿の地域経済にとって重要な産業の一つであります。観光産業の持続的な発展を図るためには、観光振興施策を積極的に展開し、交流人口の拡大と地域経済の好循環を生み出すことが求められます。一方、令和2年の本市の人口は39,011人で、第2期人口ビジョンで予測した39,158人を下回っております。人口減少は今後も続くと予測されている中、観光振興により交流人口を拡大し、地域の活力やにぎわいを維持することが非常に重要であります。市では、選んでもらえる、再び訪れたい観光地指宿の実現を目指して、より魅力を高めていくための財源として、宿泊税の導入を検討しております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。では次に、宿泊税の活用と観光振興効果について伺いいたします。仮に宿泊税を導入するのであれば、その使途や効果が明確であることが重要です。そこで、宿泊税導入に際し、観光振興効果について、KPIなどの具体的な指標はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○観光課長（山下浩二） 観光産業の持続的な発展を目指すためには、これまでの取組に加え、宿泊税という安定した自主財源を確保し、更なる施策を展開し、積極的に選ばれる観光地づくりに、官民一体で取り組んでいかなければなりません。宿泊税の導入は、令和5年3月に策定した、指宿市観光ビジョンの最終目標、KGIで、令和9年までに観光消費額を令和元年比で20%増加させるという目標達成の一助になるものと考えております。さらに、目標達成のその先にある持続的な成長を牽引するための基盤に、この宿泊税を活用し、戦略的かつ効果的な施策を展開してまいりたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。税を活用した施策を進める上では、その使途が適切であるか、また効果が出ているのかを検証する仕組みも重要であると考えます。そこで伺います。宿泊税の使途や観光振興効果について検証していく仕組みはあるのか、お聞かせください。

○観光課長（山下浩二） 宿泊税の使途につきましては、令和6年度に実施した魅力ある観光地づくりの財源検討に関するアンケート集計結果等を踏まえ、指宿市観光ビジョンの目的達成に資する事業で、指宿市観光・経済戦略会議で決定され、かつ予算化された事業に充当することとしております。なお、事業の選定等については、指宿市観光・経済戦略会議の中に新たに、仮称ではありますが、宿泊税使途及び事業検証部会を組織し、事業の選定等を行っていく予定です。設置予定の部会のメンバーとしては、既存の構成員に新たに有識者並びに宿泊事業者等の代表者を加え、宿泊事業者の皆様の見解もより反映できるような仕組みを構築してまいりたいと考えております。また、効果検証についても、当部会で行い、どのような事業にどれくらい宿泊税を活用したかなどについても、定期的に公表していく予定としております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。最後に、宿泊税導入の是非についての質問に入ります。観光振興という観点から考えますと、まずは観光客を増やすための投資的な施策を進め、その成果を見ながら財源を考えるという考え方もあるのではないかと思います。そこで伺います。観光振興のために恒常的な税を先に設けることについて、市としてどのように考えているのかお聞かせください。

○企画政策課長（東忠孝） 宿泊税導入の是非を考えるときに、その本質は今だけではなく、5年後、10年後、20年後の将来にわたる指宿の観光を、今後、どう、より魅力的にしていくか、このことに尽きます。納税者は宿泊されるお客様です。お客様からお預かりした税を財源に、もっと魅力的な観光地指宿を作り上げ、指宿を訪れる方々、泊まってくださる方々を増やしていきたい。宿泊事業者の皆様とともに、観光地指宿の未来を見据えて取り組んでまいりたい。そのためにどうか御協力をいただけないでしょうかという御提案を、宿泊事業者の皆様をお願いしているところでございます。使い道に関しても、決して一般財源化することはございません。観光振興に特化した財源として、市だけではなく宿泊事業者の方も含

め、広く観光等に携わる方々と一緒になって決めてまいりたいと、これまでも説明を申し上げております。税込規模に違いはありますが、他の自治体への事例を紹介しますと、令和2年に宿泊税を導入した北九州市では、導入前は市内の宿泊施設などから、観光客数の減少を招くのではないかと懸念の声が上がりました。しかし、約4億円の税込が見込まれ、市はその収入を観光の魅力アップや受入環境整備に活用され、新三大夜景に選ばれた北九州市の夜景を更に引き立てたり、4か国語の案内板を設置したりするなど、取組が行われました。結果的に観光客数の増加につながっております。長崎市では約3億7,000万円の税込が見込まれ、従来の観光財源に宿泊税が加わることにより、観光産業を支える人材の育成や、路面電車におけるタッチ決済機器導入など受入体制への充実が図られ、観光地の競争力強化につながっています。宿泊税導入につきましては、2月現在で総務省の同意を得た54自治体のうち19自治体が導入済みであります。また、全国の数多くの自治体で検討が進められている状況です。宿泊税導入により財源を確保した観光地と、そうでない観光地とでは、今後、大きな差が生まれる可能性があります。どうか観光のまちの将来を考え、官民一緒になって、将来につながる魅力的な観光地づくりに御理解をいただきたいと思っております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。観光振興のための財源確保という考え方は理解できるではありますが、一方で、新たな税負担を求める前に、行政としての財政努力や既存施策の見直しも重要な視点であると考えます。そこでお伺いいたします。宿泊税は地方交付税の算入に影響しないと認識しておりますが、市はこれまで事務事業の見直し、組織再編、職員の意識改革を徹底するなど、財政改革を進めてきたと思っております。使い道も決まらないまま、交付税に影響しない財源が新たに加われば、財政再建の取組が止まってしまうのではないかと思います。いかがでしょうか、お伺いいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 市では、令和5年度に策定した経営改善計画に基づき、収入の範囲内で支出を抑える、借金はこれ以上増やさないという二つの基本原則をしっかりと守って、事務事業の見直しや市役所内の組織再編と意識改革を進めてまいりました。強固な財政基盤と安定した運営の確立に向け、宿泊税導入に関わらず、引き続きこれらの取組を徹底してまいります。新しい事業に挑戦するときには、それに見合う財源づくりを行うことを基本とし、着実に財政再建を進めてまいります。なお、宿泊税につきましては、地方交付税の計算において、標準的な税込に含まれないため、宿泊税による税込が増えても、国からの地方交付税は減額されません。この新たな財源を、指宿市観光ビジョンに沿った事業に活用することで、持続可能な観光地づくりを進めてまいりたいと考えております。

○7番議員（松下知恵） 宿泊税については、財源の確保という側面に加え、課税の公平性という観点からも議論が必要であると考えます。そこでお伺いいたします。2月24日の説明会では、観光客も道路や水道を使うとの説明でしたが、それらは日帰り観光客も同様に利用するのではないのでしょうか。宿泊客のみ課税する制度を公共サービス利用の公平負担として説明

することは整合しているのでしょうか、お伺いいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 観光行動に着目してみますと、指宿市内に入ってくる入域や交通機関利用、駐車場利用、飲食店利用、土産品の購入などに対する課税につきましては、課税客体を捕捉することが困難であります。一方、宿泊行為につきましては、課税客体を把握できること。また、少なくとも1日以上本市に滞在し、観光も含めた様々な行政サービスを、日帰りのお客様以上に享受される面があること。また、日帰りのお客様より観光消費額が高く、担税力があると考えられること。これらを踏まえ、検討委員会において検討した結果、観光振興のための財源として、宿泊税が適当であるとの答申が出されたものと受け止めております。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。市が宿泊税を導入する目的は、観光公害対策ではなく、観光振興の財源確保であると、るる説明していただきました。しかし、観光振興を進めるのであれば、まずは観光客を増やすための施策を優先すべきではないかと考えます。宿泊税を導入する前に、観光客を増やす施策を優先すべきではないか、市の見解をお伺いいたします。

○観光課長（山下浩二） 本市における宿泊税導入の主たる目的は、宿泊税という安定した自主財源を確保することで、本市の観光ポテンシャルを最大限に引き出し、観光消費額の拡大を実現することにあります。現在、本市の宿泊客数はコロナ禍前の水準に戻っておらず、今、正に観光振興施策を加速させる重要な局面でございます。しかし、これまでの一般財源や国の交付金だけでは、中・長期的な戦略に基づいた観光振興施策を展開していくことは困難であります。宿泊税という受益と負担の明確な財源を早期に導入し、財源を戦略的に投入することで観光地の魅力を高め、結果として宿泊客を増やし、地域経済の活性化が図られ、本市が掲げる、稼げるまちへとつながるものと考えております。

○7番議員（松下知恵） 市長が掲げる、稼げるまちという理念について、私は心から賛同しておりますし、その実現に向けて、共に取り組んでいきたいと考えております。稼げるまちとは、行政が支える町ではなく、地域の産業が力強く成長し、その結果として税収が生まれていく町であると私は理解しております。だからこそ、今回の宿泊税導入については、今、本市が進むべき方向性として適切なのか、疑問を感じております。観光業界が十分に潤い、自らの力で収益を生み、その結果として税収が増えていく、その、段階に至ってから議論されるべきものであり、まずは来てくださる方から新たな負担を求めるのではなく、観光業そのものの成長を後押しすることが先ではないでしょうか。稼げるまちを目指すのであれば、先に課税する税収を求めるのではなく、まずは産業が稼げる環境を整えることが順序ではないかと考えます。市長の掲げる理念と今回の宿泊税導入は、本市の成長の順序として整合しているのか、最後に市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（打越明司） 今の議論を大変感謝を持って、興味深く拝聴させていただきました。そも

そも観光地の魅力や品質，クオリティを高めるためには，市と民間の事業者の役割分担がとても大事だというふうに思っています。あくまでも，競い合い，生き残れるための努力，そして，工夫をするのは民間事業者であります。その民間事業者が，様々に挑戦していくことができる環境を整えていくことが，私たち自治体の役割であろうというふうに思います。指宿の持つ魅力や潜在力を，私は高く評価をしています。大切なことは，その優れた優位性を十分に理解した上で，その素材を生かして商売に結び付けていく，つまり稼ぎ出していくことが，観光業に携わる方々の大きな役割になります。自治体の役割は，魅力を持った様々な資源を適切に管理し，必要な施設を整え，よりその輝きを磨き上げ，内外に発信をし，集客の一助とするところであります。現在，指宿市の観光業は，かつての状況と比較して厳しい経済環境に直面しており，とりわけ宿泊業の皆様の苦戦状況は，その宿泊客数の推移が示すとおりであります。私は市長になりたいと思った大きな理由の一つは，大きな課題があったり，困っているものを放っておけないという私の性格にあると思います。コロナからの回復が日本中で進みつつある中で，この指宿が，とりわけこの分野だけが取り残されているのならば，なおさらのことを放っておくわけにはいかない，そういう思いであります。守りではなく，積極的に観光振興を目的とした宿泊税を導入して，その財源をこれまでより安定的なものにして確保して，直面する課題，そしてまた，中・長期的な課題の解決に向けて，自治体でなければできない分野でしっかりと役割を果たしていく，将来への種を撒いておきたい，そういう思いであります。その上で，宿泊業のみならず，飲食業や土産物販売者，観光施設事業者など，民間事業者の方々が，来訪者や宿泊者を増やし収入を獲得することに果敢に挑戦をして，投資を行い，時代を先取りできるアイデアや工夫を凝らしていただけることを大いに期待をしているところであります。

○7番議員（松下知恵） 市長，御答弁ありがとうございます。私は改めて，本市が目指すべき方向は，負担に依存する町ではなく，産業の力によって自律的に成長していく町であると考えております。英国のサッチャー元首相は，政府が社会を豊かにするのではなく，社会が自ら豊かになることを助ける存在であると述べられました。その背景にあるのは，税負担はできる限り軽く，行政はできる限りスリムであるべきという，いわゆる小さな政府の思想です。地方自治体において，その理想をすぐに実現することは容易ではありません。しかし，だからこそ，新たな負担を求めることには慎重であるべきではないでしょうか。稼げるまちを目指すのであれば，まずは観光業が力強く成長し，その結果として税収が生まれる姿を目指すことが本来の順序であると考えます。その観点からも，宿泊税導入については，今一度，慎重な検討をお願いしたいと思います。

最後に，私は前回，総務水道委員会でありました。そのときに委員長をさせていただきました。その最後にですね，宿泊税の反対陳情をずっと審議してまいりました。そのときに，何度も何度も執行部の担当課に足を運んで，いろいろとお話をさせていただきました。でも

何度も何度も行っても、課長さんが、残暑が本当に厳しい中、何度も行っても、その反対している事業者の方に一生懸命、理解していただくように足を運んでいる姿に、大変感動いたしました。最後に、その執行部の担当課の方に敬意を表して、今日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

△ 延 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は、16日に行いたいと思えます。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 上 菌 哲 司

議 員 竹 山 徹

第 1 回 定 例 会

令和 8 年 3 月 16 日

(第 4 日)

第1回指宿市議会定例会会議録

令和8年3月16日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第36号 指宿市立利永保育所条例の廃止について
- 日程第4 議案第37号 令和8年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第38号 令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 1 番 議 員  | 平 峰 嘉 代 | 2 番 議 員  | 上 菌 哲 司 |
| 3 番 議 員  | 竹 山 徹   | 4 番 議 員  | 下林山 晴 美 |
| 5 番 議 員  | 小荒田 大 樹 | 6 番 議 員  | 大 村 清 文 |
| 7 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 8 番 議 員  | 前 原 五 男 |
| 9 番 議 員  | 東 勝 義   | 10 番 議 員 | 新宮領 實   |
| 11 番 議 員 | 恒 吉 太 吾 | 12 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 13 番 議 員 | 西 森 三 義 | 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 |
| 15 番 議 員 | 新川床 金 春 | 16 番 議 員 | 下川床 泉   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長    | 黒 永 英 樹 |
| 教 育 長   | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長  | 渡 部 徹 也 |
| 市民福祉部長  | 富 永 敏 尚 | 農水商工観光部長 | 鴨 崎 一 郎 |
| 建 設 部 長 | 窪 田 幸一郎 | 教 育 部 長  | 湯ノ口 繁 生 |

|         |         |               |         |
|---------|---------|---------------|---------|
| 企画政策課長  | 東 忠 孝   | 健康・協働のまちづくり課長 | 嶺 元 和 仁 |
| 危機管理課長  | 打 越 貴 人 | 財 政 課 長       | 上 村 圭一郎 |
| 長寿支援課長  | 上川床 聡   | 商工水産課長        | 宮 地 主 税 |
| 観 光 課 長 | 山 下 浩 二 | 観光施設管理課長      | 園 田 浩一郎 |
| 農 政 課 長 | 前 菌 洋 一 | 耕地林務課長        | 村 元 重 夫 |
| 土 木 課 長 | 東 恵 一   | 教育総務課長        | 水 流 弘 樹 |
| 水 道 課 長 | 安 留 和 信 | 山川支所市民福祉課長    | 大 山 好 美 |
| 総務課主幹   | 松 本 安 史 |               |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 池 水 拓 也 | 主幹兼調査管理係長 | 下 川 裕 一 |
| 主幹兼議事係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 徳 留 洋 美 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、下林山晴美議員及び小荒田大樹議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、一般質問を行います。

13日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、東勝義議員。

○9番議員（東勝義） おはようございます。議員番号9番、東勝義です。まずは、本年3月をもって退職されます市役所職員の皆様に対し、入庁以来長きにわたり、指宿市発展のために御尽力されました御功勞に対し、敬意を表し、心から感謝を申し上げます。これからも本市の発展のために御指導、御協力くださいますようお願い申し上げます。また、我々市議会も若さあふれる6名の議員の方々が加わり、平均年齢がだいぶ下がった16名の体制でスタートしております。非常に楽しみにしておりますので、6名の皆様方、我々3期目もまだまだ新人議員の仲間うちですので、どうぞよろしく願いいたします。また、ありがたいことに私も3期目として選んでいただき、心新たに、小さなことからコツコツとをモットーに本市発展のために尽力してまいりますので、御指導、御鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは通告に従い、四つの項目について一般質問をさせていただきます。

質問項目の中の指宿中央通りについてと、観光地指宿について、街灯についての3項目に関しては、私が某ホテルの夜間警備の仕事をさせていただいていることから、お願い事や要望、さらには、指宿市を訪れた観光客の皆様方、旅行会社の添乗員として何回も指宿に宿泊されている方々の生の疑問や要望などが含まれておりますので、お答えをよろしくお願い申し上げます。

まずは、かいもん荘跡地について、であります。昨年、指宿広域市町村圏組合議会において、かいもん荘跡地に残された汚泥リサイクルセンターの処理水を海へ放出する埋設管の撤去作業の工事計画が示され、いよいよ岩崎産業株式会社の計画している令和8年7月完成予定のヴィラ棟建設が始まると思っておりましたが、その撤去作業が中断していると聞き及んでおります。本市のみならず、川尻地区民の方々が心待ちにしているヴィラ棟建設でありま

す。中断しているという排水管撤去工事の状況について、御説明をお願い申し上げます。

次に、指宿中央通りについて、であります。市長の施政方針の中でも力強く訴えていたようですので、企画及び計画についてお尋ねいたします。まずは、道路整備について。アーケード撤去後、指宿中央通りについて、どのような整備を予定しているのか、詳しい計画内容をお聞かせください。

次に、観光地指宿について、であります。ホテルを利用される数社の旅行会社の行程に、必ず長崎鼻と池田湖が入っております。そこで、長崎鼻の環境整備についてお尋ねいたします。公共トイレの清掃作業内容について、どのような状況なのか、お聞かせください。

次に、街灯について、であります。宿泊された観光客のお客様や添乗員の方々が、指宿は温泉をメインにした観光地なのに、夜の街散歩を楽しみにしているにも関わらず、街灯が少ないし、壊れた街灯などがあり、全体的に暗く、怖く感じるとの指摘があります。さらに、主要道路や通学路などにも街灯が少なく、暗くて、安全性にも欠けると感じております。そこで、まずは、指宿駅から市役所までの整備状況についてお聞かせください。

以上で1回目の質問といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

**○市長（打越明司）** 東議員から御質問いただきました。小さなことからコツコツということをもットーに、とありましたが、それは正しく私も全く同感でありまして、私もそういう思いで取り組んでまいりたいと思います。

四つの質問の中で、指宿中央通りの道路整備について、お尋ねがありました。このことについて、お答えしたいと思います。まず、今回の指宿中央通りの道路整備については、指宿駅から指宿港海岸までの区間を対象に、歩いて楽しめるまち、最近はウォーカブルなまちというようではありますが、をコンセプトとし、指宿中央通りのにぎわいづくりを目的として、国の交付金を活用しながら実施していく計画であります。この計画の背景にありますのは、今、あの通りが非常に賑やかになっておりますけれども、それ以前に地域の通り会の方々の間で、これからの将来の絵について、徹底的に意見交換をさせていただきました。そして、街の皆さんが、あの駅前から海岸まで続く、正に指宿の顔とも言っているような地域に、どういう思いで将来に臨んでいくのかという決意と覚悟をしっかりと確認をさせていただいて、自ら借り入れをしてでも、これをやっていきたいということでありました。当時、鹿児島県市町村振興協会がしております市町村振興助成金という制度がありますが、これに令和6年から補助を受けるためのプロポーザル、これは審査があるわけですが、そこに中央通り会の方々が手を挙げて、自ら将来についての希望、思いを語る。そして、建築専門の方とか、いろいろな審査員がいるわけですが、そういう方々のいろんな厳しい質問を得ながら、この作業が決定をした。この活動に対して、その決意を見、指宿市もその皆さんと一緒に、指宿市が果たさなければならない事業をやっというこことであります。ちなみに、自らの負担金をです、自分たちでも稼いで返していかななくちゃいけない。

銀行から借入れをして、自分たちの負担金もあるので、そういったものについては、現在、進めております朝市がありますが、ああいう朝市に参加をしている方々の参加料とかを財源にしなが、今、返済をしながら取り組んでいる。この朝市は、昨日もありましたけれども、この申請をしてプロポーザルで受験をした月、これが令和6年の4月でしたけれども、ここで第1回目の朝市を開催をして、ちょうど昨日で24回。丸2年間、挑戦を続けているということでもあります。当初、あの朝市についても、20店舗くらいの参加でスタートをしていたわけですが、昨日、私も一緒に参加しましたが、おおむね50店舗くらいが参加をするようになってきておまして、人通りも非常に賑やかに増えてきているということでもあります。また、伺うところでは、今、朝市ですけれども、今度は夜をテーマにした、夜にあの通りで必ず何かをやっているというような活動をしていこうというようなことも計画をしているのでありまして、この民間の活動に対して、我々と一緒にやっていくということがとても良いのではないかと考えているところでもあります。そこで、単なる老朽化対策に留まらないように、歩いて巡り、立ち寄り、できるだけ滞在できる環境を整えていこうというふうを考えているところでもあります。また、今、申し上げた、指宿中央通り未来協議会という組織をつくっていただいておりますが、ここと連携をして、今後の利活用を見据えながら、通りのにぎわいづくりを進めてまいりたいというふうと考えているところでもあります。

ほかの質問につきましては、担当課のほうからお答えします。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 長崎鼻の環境整備、トイレの清掃についてという御質問でございます。長崎鼻は本市の重要な観光拠点であり、適切な環境維持が不可欠であると考えております。御指摘の長崎鼻清掃やトイレ清掃につきましては、指宿地区美化協議会が主体となり、管理を行っております。この指宿地区美化協議会とは、指宿市長を会長とし、環境省国立公園管理官や観光協会専務理事などの委員で構成される組織でありまして、市及び環境省負担金をもとに、霧島錦江湾国立公園区域内である長崎鼻をはじめ、魚見岳周辺や池田湖周辺、開聞岳周辺の美化清掃、環境整備などを行っております。なお、長崎鼻のトイレ清掃ですが、これにつきましては、専門業者へ委託をし、週に6日ほど、午前中に実施することで衛生的な環境の確保に努めております。なお、天候によりですね、トイレの内部が暗く感じるというような御指摘もありますが、これにつきましては、観光客等の皆様にも快適に御利用いただけるよう、引き続き、細やかな配慮と維持管理に努めてまいりたいと思っております。

**○観光課長（山下浩二）** かいもん荘跡地の排水管の撤去工事の状況について、答弁させていただきます。かいもん荘跡地に埋設されている排水管は、指宿広域市町村圏組合が運営する汚泥リサイクルセンターの処理水を海へ放流するために使用されていたもので、現在は使用されていない残置放流管となっております。平成30年に、市と岩崎産業株式会社との土地売買契約締結を受け、令和元年5月に指宿広域市町村圏組合において撤去工事が実施されました

が、約15mを残したところで、隣接する住宅のブロック塀を損壊する危険性があったため、工事を中断しました。残りの部分については、宿泊施設等の建設工事に着手した際に、撤去工事を実施する計画であったものです。そのような中、令和7年5月12日に、同社よりヴィラ棟建設の報道発表があったことから、指宿広域市町村圏組合において、当年12月より残っている放流管撤去工事を再開したところでございます。工事は、隣接する住宅のブロック塀が損壊しないよう対策を取った上で撤去工事を実施したものの、残り4mの時点で、想定よりも住宅側に放流管が埋設されていることが確認されたところです。現状においてブロック塀を損壊せずに撤去することは困難であると判断し、同社との協議を経て、今後、同社が実施する宿泊施設等の整備や関連工事の状況を見ながら、残された放流管の撤去工事を再度検討する計画であると伺っております。

**○危機管理課長（打越貴人）** 指宿駅から市役所までの街灯整備についての御質問をいただいております。指宿駅から市役所まで約1.9kmありまして、その間、街灯は52基あります。平均で約40mの間隔で設置されているようです。

**○9番議員（東勝義）** それでは、1番から4番になりますが、4番の街灯から、2回目の質問をさせていただきます。というのは、街灯については、私は防犯灯を、できれば市の管轄として防犯灯を付けていただきたいという願いをしたところなんです。防犯灯と安全灯、街路灯、いろいろ呼び名がありますが、それについて、なかなか難しいということが起きましたので、健幸・協働のまちづくり課から各公民館長の名前を拝見し、公民館長とちょっと話を何回かさせていただきました。それについて、ここで議論をするよりも、また、公民館長の方々とお話をし、今後の対応を進めていきたいと思っておりますので、そこからの質問をさせていただきます。今、指宿駅から市役所までの大きな通りで、過去、何回か交通事故があったという地元の方々からの御指摘があり、ちょっと暗いところがあると。52基もあるかなと思うんですが、ファミリーマートから旧まつや通りの街灯が非常に少なく、また小さい。私も夜間ちょっと接客の方々を送ったりするものですから、その関係で通るんですが、非常に暗くて、また、横断歩道のところはちょっと明るく照らしてほしいんですが、そこもちょっと暗いと。やはり安全面を感じて、また、あそこも一応通学路になっておりますので、できれば防犯灯として認めていただき、付けていただきたいなと思っておりますが、それに対して、防犯灯、外路灯の違いについて、また、防犯灯として認めることができない理由について、ちょっとお聞かせ願えれば助かります。よろしく申し上げます。

**○危機管理課長（打越貴人）** 今、議員の方から、暗くて不安があるという言葉を受けております。その後ですね、現場に出向きまして確認いたしました。確かにファミリーマートから市役所、旧まつやの方まで暗い部分がございます。今後、設置が必要な場所につきましては、地区の館長と協議を行いまして、防犯灯、又は、安全灯が設置できないかですね、検討してまいりたいと思っております。

○**健幸・協働のまちづくり課長（嶺元和仁）** 安全灯につきましては、地域住民からの要望等を踏まえまして、それぞれの自治会等において設置の必要、不要が判断をされているところで。そのため、住民の皆様から御相談等があった内容を、関係する自治会長へおつなぎするなど、必要な連携を図ってまいりたいと考えております。

○**9番議員（東勝義）** ありがとうございます。確かにあそこの湯之里の公民館長と話をさせていただきました。確かに館長も最近暗いという指摘を受けると、住民の方々からも受けるし、また、今、空き家が多くなって、家庭から漏れる電気も少なく、家庭に点いている防犯灯みたいなのところですね、あれが少なくなって暗いと。だから、今からちょっと公民館の役員の方々と話をして、設置をするしない、それもまた、市の補助金を頂きながらやっていきたいということで話をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。これについては第2、第3のところにもあります、魚見保育園とかのところもそうなんです、この防犯灯について、やはりそのすみ分けっていうのかな、防犯灯は通学路であっても、町と町の間の暗いところを防犯灯として付けるという話を聞いたんですが、それも一概に家がたくさんあるからとか、ないのっていうところもあるんですが、その決定というのは、危機管理課がするのか、それとも健幸・協働のまちづくり課でするのか、ちょっとそこをお願いいたします。決定とか、そういう話し合いがあるのかないのか、お願いします。

○**危機管理課長（打越貴人）** 回答の前に、まず安全灯と防犯灯の違いを述べたいと思います。本市で設置している防犯灯は、地区と地区を結ぶ主要な道路で、人家が少なく、夜間、不特定多数の人が通行する場所や防犯上、不安のある場所に設置するものです。設置、維持管理につきましては市で行っております。次に、安全灯につきましては、区や地区で地域内の生活道路に設置するものです。設置につきましては、自治会など団体等において判断するものであり、維持管理に要する費用につきましても、自治会等の負担となっております。なお、安全灯の設置、補修等に係る経費及び電気料につきましては、補助制度により一定の支援を行っているところです。こちらの決定につきましては、市民の方や団体の方から、暗いという意見がございましたら、まずは危機管理課の方で現場に出向き、状況を確認します。そこがまず防犯灯の設置基準であれば、すぐさま防犯灯を設置いたします。周りに人家が多かったり、状況を見て、館長の方に相談をするという流れを行いますので、まずは危機管理課の方で判断をしているところです。

○**9番議員（東勝義）** ありがとうございます。セブンイレブンのところに関しては、一応、公民館長との話がついておりますので、次に行きます。

魚見こども園から魚見小学校までについての整備に関してですが、道路に中央線がなくて危ないという話と、それから、街灯が少なくて暗いという話がありまして、その中央線につきましては、土木課に確かめたところ、一応、道幅が25センチメートル分程足りないということで、中央線は引けないということで回答をいただきました。それはもう道交法ですので

しょうがないと思ひまして。ただ、今、確かめたということであれば、魚見のこども園から魚見小学校の間を確かめたのか、その暗さ、夜の暗さについて、もし課長が見ているのであれば、ちょっと答弁願ひます。

**○危機管理課長（打越貴人）** 魚見こども園から魚見小学校までの現状をですね、夕方、ちょっと暗くなってから確認に行きました。魚見こども園から魚見小までは約800mございます。そのうち街灯は9基あります。うち防犯灯は2基、安全灯は7基設置している状況でございました。実際、魚見こども園の辺りは人家が確かに少ないと思ひます。それから、どんどん集落内に入っていけば、街灯も増えて明るくなっていると感じたところです。

**○9番議員（東勝義）** その中で一応、魚見団地のところに横断歩道があるんですが、横断歩道を照らす街灯がないんですけれども、それについては、やっぱり防犯灯として設置する考へはないのか。一応、それも確かめてもらったでしょうか、願ひします。私が一般質問の取材のときに言っていないんですけれども、あそこが暗くてねえ、横断歩道もあるのに、線がないんですよ。あるのに線がないと言ったらおかしいんですけれども、そこはもう、また、警察の方でしょうけれども、そこに対して、やはり、通行人がいる、いないを確かめないと、ちょっと危ないんじゃないかなと思ひます。それに対して、協議できないのか願ひします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 議員がおっしゃる横断歩道につきましては、すみません、しっかりと、ちょっと確認できておりませんでした。今の状況を考えますと、交通安全の方ではちょっと必要じゃないかなというふうには感じますので、再度、また暗くなってからですね、現場に出向きまして、ちょっと検討したいと思ひます。

**○9番議員（東勝義）** 是非、願ひします。あそこはやはり団地があつて、何十人もの方々が出入りするはずですので、そこを確かめて、一応、検討して、再度、私の方に付けるか付けないか、どうなっているのかという話をしてください。五郎ヶ岡の公民館長とも話をしましたけど、五郎ヶ岡の公民館長に言わせれば、暗いという陳情は上がっていないということでしたので、話にならないなと思つたものですから、あとは危機管理課の方にお願ひしたいと思ひますが、よろしく願ひします。

次です。駅前の海岸通りの防犯灯、安全灯なんですが、砂むし砂楽から指宿港までの海岸通りについて、ある程度、明かりはあります。今、これも海岸整備に合わせて、また、この前も3月14日に点灯式があつたんですが、その間が非常に暗くて、海岸通りってやっぱり気持ちが悪い、暗くて。街灯が壊れている部分があるんですが、そこもまた、多分、通り会の管理だと思うんですが、それについてちょっと確かめたことがありますか、願ひします。

**○危機管理課長（打越貴人）** 砂楽から指宿港までの街灯の整備状況ですが、砂楽から指宿港の入り口まで約1.9kmあります。街灯が26基設置されているようです。

○9番議員（東勝義） 今、ホテルの名前が入った、何とか灯というのかな、宣伝のあれがあるんですが、あれは点いているところはいいんですけど、ただ、今、営業していないところとか、切れているところ、それと、壊れているところがある。あれはお願いというのは通り会にお願いすればいいのか、それとも危機管理課の方から、ちょっと暗いですから、通り会の方に、ちょっと整備してくださいというお願いになるのか、そこのところをお願いします。

○危機管理課長（打越貴人） 各ホテルの名前が入っている街灯につきましては、以前、その通り会で付けている街灯だと思いますので、その周辺の方であったり、私どももですね、通り会の方をお願いすることはできるかと思えます。そこで付けてくださいとか、撤去してくださいというところまで言えないんですが、こういった暗いという要望の声がありますので、再点灯できないか、お願いすることはできると思えます。

○9番議員（東勝義） ありがとうございます。今、宿泊の方々から、朝、散歩したいんだけどもとか、夜、散歩したいんだけども、と言って、懐中電灯を貸してくださいと、ホテルの方に言われて、懐中電灯を貸すことがあって、そのときに、温泉や砂むしが観光地ですごく良いのに、海岸通りがすごく整備されているのに、暗くて歩けなくて怖いと。対向から人が来ると、顔も見えないから、都会から来た方々は、やはり怖いというイメージがあるらしいです。だからそこで、通りにちょっとした間接照明とかいうのが、今からできるんでしょうけれども、それについては、市の方で検討というのはいかないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○建設部長（窪田幸一郎） この区間についても、安全灯の設置は自治会で判断していただくこととなりますが、議員の御承知のとおり、現在、太平次公園から砂楽までは、海岸緑地の整備を進めております。この緑地は照明を設置する予定でありまして、緑地の整備が進めば、一定程度明るくなる見込みでございます。ただし、光の量や点灯時間については、周辺環境への配慮を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○9番議員（東勝義） そのとおりであります。やはり整備を今からするわけですから、今、早急にする必要はないんでしょうけれども、今、なかなか続かない。お客様から言われて、ですよねと。懐中電灯も、大きなものをホテルも用意して、ちょっと照らすようにしたんですが、それと自転車も貸してくださいと言って、散歩したいということでやっています。観光客の方々、今、うちのホテルがなのかわかりませんが、連泊が多くて、次、夜は何を食べたらいいでしょうかとよく聞かれます。そのときに、ここにありますよと言うんだけど、この道が暗くて分からないという話がありまして、だったら連れて行きますと言って、ちょっと案内したりしていますから、今から海岸整備が進むわけですので楽しみにしております。ただ、この防犯灯について、市長、私はですね、市が防犯灯を付けて市が守るというよりも、今からは、各個人が防犯のために各家に明かりを付ける。私もうちの事務所のところが全く防犯灯がなくて、暗くて、私も家に入るときに階段があるものですから、暗くて街

灯を付けたんですが、その街灯一つで、成川の方々からはここが明るくなって良かったと言われております。ただ、それに対して、各公民館の方々と話をするんですが、各家にですよ、自分の家の防犯のために、一個でも付けていただくと。付けていただいた方には、市から幾らかの補助をしますというぐらいのことで、我が町は自分たちで守ると。市が守るんじゃないなくて、私たちだけで、みんなで守っていくという。そういう発想も私は良いんじゃないかなと。防犯カメラについても、都会では防犯カメラを付けたところに補助をやるというて、町を防犯のために、守るためにするという話があります。指宿市もやっぱり空き家も増えてきたし、また、通りも確かに暗くなってきましたが、各家でもいいし、2万円程度だと言います。月々の電気料が300円程度だと言います。月々の電気料は各個人に払っていただいて、あと1基付けるんだったら3分の1でもいいから市が補助をしますと。防犯のために付けてもらえませんかという話でもいいんじゃないかなと私は思っているんですが、私の意見です、これは。付けたいところが付けてもらえれば、それだけ街が明るくなると。街が明るくなると自分の家の防犯のためにもなるということで、そういう検討というのか、そういう考えも私は持っているんですが、市長はその点について、どう思いますか。

**○市長（打越明司）** 私もいろんな会に出て、安全灯であるとか、通り会なんかの街灯の話で、いろんな相談を受けることがあります。一番問題なのは、実は付けるときじゃなくて、その後、長い期間にわたって維持をしていくということが、実は一番大きな話題になるわけでありまして、今の議員の提案については、非常になるほど、もっともだという、思われる点もたくさんございます。我が家でもそうですけれども、感応式の、人が通れば明るくなるという、こういったものを幾つか買って、いろんなところに付けているんですけれども、そういう工夫をされている家もどんどん増えてきていると。これはもう防犯上のものもあってですね、地方のもっと人通りの少ないところでもやっているところもありますので、このような取組に対して、市がどこまで応援できるかというのは、ちょっとこれはまた別の問題かなと思いますけれども、そういう取組は非常に良いことだと思いますし、それを促すような良い方法があれば、市のほうでも検討していきたいというふうに思います。

**○9番議員（東勝義）** 是非、これはお願いしたいと思います。やはり自分たちの町は自分たちを守ると。草刈りにしても何にしてもですけれども、自分たちで守っていく。人口が少なくなっても、別に私は人口が少なくなるのはもう仕方ないと思っております。ただ皆さんが、町が協力し合って、各区でもいいし、校区でもいいし、自分たちの町は自分たちで守るんだと。それと草刈りについても自分たちがするんだという心構えでやっていけば、町はきれいになっていくと思いますので、どうかその点についてもよろしく願いいたします。以上で、街灯については質問を終わります。

かいもん荘跡地についてに入ります。ごめんなさい。また1に戻ります。このかいもん荘跡地については、私がずっと追っかけてきました。なかなか進まないのが腹立たしいんです

が、今回、やっと進んできたなと思った矢先に撤去工事が中断されていることを聞きましたので、工事を再検討するということではありますが、撤去工事の再検討ということですが、指宿広域市町村圏組合が依頼する工事を再検討するということが、その工事が止まっているということでしょうか。お願いします。

**○観光課長（山下浩二）** 指宿広域市町村圏組合がやっていた工事が、一旦、中断したということでございます。

**○9番議員（東勝義）** これは、岩崎産業株式会社が中断してくれと言った、まあ、話し合いでしたと思うんですが、この工事が中断するということが、予算の関係はどうなるんでしょう。予算は中断したら、中断されて予算が執行されない部分があるんでしょうけれども、長くなれば長くなつたで予算執行が増えると思うんですが、それについてはどういう処理を行っているのか、それと、どういう考えをしているのかをお願いします。

**○観光課長（山下浩二）** 指宿広域市町村圏組合の予算でございますので、我々はちょっとそこは把握していないところでございます。

**○9番議員（東勝義）** それを聞いているかということで、私は質問しているところです。指宿広域市町村圏組合から工事が進まないんだけど、どうするのかという話になるのか、そこは議会では答えられないのかな、よろしくをお願いします。

**○観光課長（山下浩二）** 一旦ここで中断というか、岩崎産業が宿泊施設を造る際に、また、工事はやるということで協議をしているということを聞いております。

**○9番議員（東勝義）** すみません、ありがとうございます。撤去できていない排水管が残された状態で、今年7月に完成予定なんだろうが、ヴィラ棟建設に影響はないんでしょうか、お願いします。

**○観光課長（山下浩二）** このヴィラ棟の建設予定地は放流管の埋設場所から離れているため、放流管が建設工事に与える影響はない旨を岩崎産業株式会社と確認しております。

**○9番議員（東勝義）** この放流管があるから建設ができないという言い訳というか、そういうことにはならないということでしょうか。

**○観光課長（山下浩二）** そのように御理解いただいて結構でございます。

**○9番議員（東勝義）** それでは、宿泊施設建設の進捗状況について、であります。昨年12月議会の一般質問以来、ヴィラ棟建設に係る進捗状況について、岩崎産業側からの情報が入っていないか、よろしくをお願いします。

**○観光課長（山下浩二）** 担当者間では、現在も定期的にヴィラ棟建設のスケジュールや進捗状況に関する情報提供を依頼し、連携を図っているところでございます。同社からは引き続き、建築資材等の高騰に伴う設計の見直しを行い、変更後の建築見積内容の精査を行っている段階であり、ヴィラ棟建設の計画や工期スケジュールについては、現在のところ当初の計画から変更はないと伺っているところでございます。

○9番議員（東勝義） 連携を図っているのでしょうかけれども、設計の見直しとか建築資材の見積内容の精査を行っているという、現段階でその意見なんだろうけど、現在3月時点でそういうことを言われても、新聞で発表されました、7月に完成予定のヴィラ棟構建というのは、昨年ですね。そのスケジュールに変更はないと言っているんですが、3月で7月の建成が変更はないというので受け取ってよろしいでしょうか。

○観光課長（山下浩二） 昨年の5月にですね、7月頃に予定ということで話はされておりますので、それ以降については、今のところ工期スケジュールに変更はないと伺っております。

○9番議員（東勝義） 岩崎産業株式会社を信じることにしましょう。

今後の対応について、であります。宿泊施設として指定用途期間が10年であったと思うんですが、期限はいつまでかお知らせください。

○観光課長（山下浩二） 平成30年6月27日に締結した国民宿舎かいもん荘跡地土地売買契約書第12条第2項において、引渡しを受けた日から10年を経過する日までの間は売買物件を指定用途に供さなければならないと定められており、令和10年11月28日までが指定用途期間となります。

○9番議員（東勝義） 指定用途期間と言われても、多分、新人議員の方々は分からないと思うんですが、宿泊施設ということで指定用途が10年であったと思うんですが、令和10年11月28日までのことで、令和8年7月に建設予定だとしてもあと2年しかないんですが、市としては、今後、どのような対応を考えているか。7月に完成したとしてもあと2年間です。その後、10年間の契約期間というのがあるわけですが、その後、市としてはどういう対応をするのか、計画があればお聞かせください。

○観光課長（山下浩二） 国民宿舎かいもん荘跡地土地売買契約書第13条において、やむを得ない事由が発生したときは、当該事由を記載した書面を市に提出し、その承認を得て、指定用途の内容を変更することができるものと定められております。したがって、社会情勢の影響等、やむを得ない事由が発生し、計画に大きな変更が生じる場合、まずは市へ申出を行い、今後の対応等について、岩崎産業株式会社と協議を行うこととなります。市といたしましては、1日も早い契約の履行が地域振興に大きく貢献するものと考えております。引き続き、同社と連携を密にし、早期建設に向けた働き掛けを行ってまいります。

○9番議員（東勝義） 7年前は早期にできると思っていたのですが、なかなか上手くいかないのがこの現状なんですが、市長、宿泊施設ができたとしたら、多分、契約更新でよろしいでしょうけれども、もし宿泊施設が未完成の場合、こんなことを言ったら失礼かもしれませんが、もし未完成の場合は、市長としてはどういう対応をとるのか。まだ、そういう考えになっていないのか、そういう協議をしていないのかは分かりませんが、協議をしていなかったらしてなかったでいいのですが、もし完成されなかった場合、このかいもん荘跡地というのは非常に良い場所であります。開聞岳麓で、開聞岳が展望でき、また東シナ海とかがあ

り、またかいゑい漁協という魚の美味しい漁協があります。すごく良いところであります。そのところに、やはり宿泊施設を、是非、造ってほしいというのは川尻地区の願いであります。もしできなかった場合のことは、ちょっと市長、考えていらっしゃるのでしょうか。

**○市長（打越明司）** この用途指定の期間があと2年と半年ぐらい残されるという状況でありますけれども、今の段階でそれが叶わなかったときのことをということは考えることではないと思います。今、具体的に設計も工事の内容も進んでいるというふうに承知しておりますので、まずはできる限り早期にこれが完成することを願い、また、その出来上がったものが、指宿の地域振興、あるいは川尻の人たちにとってもですね、できるだけ良いものになるように、我々の方からも提案できるものについては働き掛けをしていきたいというふうに思います。

**○9番議員（東勝義）** ありがとうございます。是非、完成していただきたく、岩崎産業の方に頑張ってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

次、指宿中央通りについて入ります。中央通りは確かにアーケードが壊されてから、壊したことは非常に前向きなことだと思います。未来協議会が頑張ってくれたし、また、県の補助金もあったということで、すごく進んだなと思っております。この道路整備について、コンセプトは分かりますが、具体的にどのような内容の整備を予定しているのか、詳しくお答え願えれば助かります。

**○建設部長（窪田幸一郎）** 具体的には、車道と歩道の幅員を全体的に見直し、車道幅を必要最小限に抑えることで、歩道を大きく拡幅します。歩道が広がることで、歩行空間にゆとりが生まれ、通り全体の歩きやすさが向上します。また、歩道拡幅によって生まれる新たなスペースには、通り会が飲食や物販などに活用できるエリアを確保して、ベンチなどの休憩施設を設置します。買い物の合間に一息つける場所や、気軽に飲食を楽しめるちょっとしたスペースが生まれることで、人が自然と集まり、滞在しやすくなる通りへと変わっていくと考えております。あわせて、カラー舗装や足元灯、フラッグポールなどの整備を進め、昼も夜も歩きたくなる雰囲気づくりを進め、通り全体の魅力向上を図ります。また、イベント時には歩行者天国としての運用を視野に入れ、季節ごとの催しや朝市などで歩いて楽しめる街の実現を目指してまいります。

**○9番議員（東勝義）** ということは、道路幅を少し狭くして、歩道を大きくして、この前もスズメ通りで赤ちゃんがワンコインであったんですが、ああいうのができるような空間が生まれる可能性があるということでしょうか。

**○建設部長（窪田幸一郎）** そのとおりでございます。

**○9番議員（東勝義）** そこに、店舗が少ないわけですが、店舗の誘致とか、また、屋台村みたいな、市で、ここに店舗を設置してくださいとか、そういう計画などはないのでしょうか。

○**商工水産課長（宮地主税）** 未来協議会においても、独自にいろいろな計画を考えているようです。例えばチャレンジショップを開設するですとか、あるいは新しい方々が入ってきたときに、どのような支援体制を整えていくのか、話をしているということでございます。市としてもこのような動きがあった場合には、魅力ある店舗づくりという補助金もございまして、経済循環促進事業といったような取組もございまして、そういった部分で市としても、通り会と一緒にあって、そういった方々を支えていきたいと思っております。

○**9番議員（東勝義）** この道路の造り方については、私、非常に楽しみだなと思っております。やはり人間の通りを大きくして、店の前にベンチを置いたりとか、夜でもいいし、昼でもいいし、ちょっと通りを散歩しながら、そこで食事ができると、なんかこうシャレた街づくりになるんじゃないかと思っておりますが、この中央通りについて、どういうスケジュールで整備を進めるのか、お願いします。

○**建設部長（窪田幸一郎）** 事業全体としては、令和7年度から令和11年度までの5年間で整備予定です。現在、実施設計を行っており、令和8年度より工事着手予定です。このうち、アーケードがあった区間につきましては、令和9年度の完成を目指しております。

○**9番議員（東勝義）** もう来年には完成予定ということで、すごく楽しみにしております。是非、設計図みたいな青写真があれば、是非、我々にもお示ししていただき、また、市民の方々にも早めにお示ししていただければ、楽しい事業になるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次です。街路灯についてであります。アーケード撤去後、街路灯も撤去されて、現在、夜間が非常に暗く、怖くて歩けない状態にあると思うんですが、渡瀬通りのようなあの明るい、あまり明るすぎるようなのはちょっと私もどうかなと思うんですが、やはりある程度の光は必要だと思うんですが、この街灯についてお願いします。

○**商工水産課長（宮地主税）** 指宿駅前中央通りのアーケードにつきましては、昨年度から今年度にかけて、中央通り未来協議会が県市町村振興協会の助成金を活用して撤去をしたところであります。その際、アーケードに取り付けられていた照明も合わせて撤去をしたところでございます。ただ、御指摘の通り、照明がなくなったことで夜間が暗いという声がありまして、通り会の方でもこういった話題が出てきております。現在、どのような照明が通りの空間づくりに効果的であるのか、道路整備と合わせて設置できるように、通り会と市と合わせていろいろ研究、協議をしている、そういった状況でございます。

○**9番議員（東勝義）** この街灯についても、やはり令和9年度の道路整備に合わせて、道路がきれいになって、あとは街灯ができるというのではないでしょうから、やはり道路整備に合わせてどういう街灯が付くのか、どういうコンセプトにするのかを、多分、今から話し合っていくと思うんですが、それについてやはり、令和9年度に道路が完成するというので、その街灯についても、その頃に整備できるんじゃないかなという予定で考えてよろし

いでしょうか。

**○商工水産課長（宮地主税）** 現在、通り会が緊急的に数箇所なんですけれども、安全灯を設置してございます。通り会とは定期的に連絡を取っておりまして、夜間照明について、どのような対策が取れていくのか、市としても、今後、意見交換を通じながら、効果的な照明の在り方を検討してまいりたいと思っております。

**○9番議員（東勝義）** ありがとうございます。やはり道路と照明は一体型と思っております。道路がきれいなのに照明が変な照明というか、暗い照明だったらおかしいし、また、道路に合わせて、どういう照明が必要なのか。オレンジ色なのか、それとも昼光色なのかということも、また話し合っ、それについて決定したら、また私、市民の方々に説明をお願いいたします。

次に行きます。指宿港海岸整備事業と関連して、今、私も産業文教委員会にいますが、この前、通りが当たったところの店を買って人間が通る道路を整備したいということがありましたので、この一体型についてどういう計画をしているのか、よろしく願います。

**○建設部長（窪田幸一郎）** 指宿港海岸整備事業を実施している海岸エリアは、市民や観光客が集い、憩い、楽しむことができる拠点として整備が進められております。今後、指宿市のまちづくりにおいて重要な役割を担うエリアであると考えております。指宿中央通りは、指宿駅と指宿港海岸を結ぶ重要な道路であります。そのため、指宿港海岸と指宿中央通りを一体的に整備することで、相乗効果が期待できるものと考えております。

**○9番議員（東勝義）** 指宿駅に降り立った観光客が、バッグを引きながら、悪い道路をガタガタガタいわせながらホテルに向かう姿がありますが、やはりあの通りがきれいになると、また海岸まで一体通りになってくると、すごく歩きやすい街になるんじゃないかと思っておりますので、歩いて宿泊施設に向かう方々のことを考えて、また道路整備もよろしく願います。

中央通りを一体化することで、どのような効果が生まれてくるのでしょうか。海岸も、また、今年8月には海水浴が試験的に行われるということですので、非常に楽しみにしておりますが、この指宿港海岸と指宿中央通りを一体化すると、どのような効果が期待できるのかをよろしく願います。

**○建設部長（窪田幸一郎）** 指宿駅は本市の玄関口であり、指宿港海岸は新たな賑わいの拠点です。この二つを指宿中央通りが結ぶことで、駅に降り立った方が自然な流れで指宿中央通りを歩き、海岸へと向かう動線が形成されます。これにより、観光客の滞在時間の延伸や市街地の回遊促進が期待されます。また、海岸エリアで開催されるイベントなどに訪れた人が、そのまま指宿中央通りにも足を運び、通りへの立ち寄りが増えることで、指宿中央通りの活性化にもつながっていくと考えております。指宿港海岸と指宿中央通りが相互に人を呼び込む関係となることで、指宿港海岸背後エリアのにぎわいが高まる効果が期待できると考えて

おります。

**○9番議員（東勝義）** ありがとうございます。是非、期待して、令和9年又は11年まで、心待ちにしておりますので、よろしくお願いします。

次にいきます。観光地指宿についてであります。トイレ作業については理解いたしました。また、確かに何回も私も行きましたが、私が4、5年前に質問したときよりはきれいになっておりました。ただ、ちょっと風が強かった日もありまして、中の方に枯葉なんかが入ってきております。枯葉が入ってこないように仕切りを付ければ、またちょっと、防犯上悪いかと思うんですが、枯葉についての対策というのは、商工水産課、観光課としてあるんでしょうか。よろしくお願いします。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 現在、そういった枯れ葉対策については、特段、仕切りを付けたりとかいうことはしておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、週6日、清掃しておりますので、その中で対応させていただいているところでございます。

**○9番議員（東勝義）** ありがとうございます。トイレ作業については理解いたしました。また、草刈り状況についてであります。我々、菜の花商工会員の時代に、竜宮神社の清掃作業や草刈り作業など、商工会員時代に何回か参加したことがあります。夏は土手の草が茂り、開聞岳をバックにした写真撮影に影響があるという声がありました。現在、冬です。そういう状況にはないと思います。この前も行ったときに、そんな土手の草は茂っておりませんでした。草刈り状況についてどういう計画でやっているのか、状況をお願いします。管理体制をお願いします。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 長崎鼻の維持管理は、指宿地区美化協議会が主体となり、草刈りは原則年1回で、例年12月頃を目安に実施をしておりますが、令和6年度及び令和7年度は周辺施設と連携し、草が伸びる時期に大規模な伐採と清掃を実施したところでございます。また、市において、毎月現地を確認するほか、地元通り会から随時連絡を受ける体制をとっております。今後も作業の安全に配慮しつつ、市として適切な状況把握に努め、開聞岳を望む重要な景観の維持管理に尽力をまいります。

**○9番議員（東勝義）** ありがとうございます。どこで時間食ったか、あと2分しかないんですね、ごめんなさい。

次に行きます。温泉がつくる景観について、大事なところをしないといけないです。砂むし温泉砂楽の周辺で観光客が歩いて楽しめるような整備計画や、砂むしやたまたま箱温泉、元湯、各ホテルの自慢の露天風呂などに、格安で楽しめるような温泉手形のような、連泊者が続けるような企画や計画などないか。また、これからやろうとしているような構想でもいいが考えられないか、よろしくお願いします。

**○観光課長（山下浩二）** 指宿市観光ビジョンの基本戦略1、また来々となる観光地づくりのアクションプランにおいて、まち歩きしたくなる仕掛けづくりを掲げております。具体的に

は、歩いて楽しめる道路空間の質を上げたり、摺ヶ浜周辺における浴衣が似合う和の雰囲気  
の造成等の事業アイデアが出されているところでもあります。また、市では令和7年3月に都市  
再生整備計画を策定しており、指宿駅周辺地区整備方針の中で、若宮神社から海岸線までの  
道路整備を計画しているところです。整備に当たっては、通り会など関係者の皆様の御意見  
も伺いながら、事業アイデアの具現化に向けて取組を進めたいと考えております。そのほ  
か、砂むし会館砂楽周辺の周遊促進策としては、摺ヶ浜通り会が中心となって通りを明るく  
するために、さつま狂句の灯籠を設置していただきました。また、令和8年2月には、旅割キ  
ャンペーン事業に合わせて、砂むし会館砂楽での湯煙のライトアップや、菜の花を使った写  
真スポットの設置などを行ったところです。今後も、ハード整備と合わせて、周遊や宿泊、  
連泊につながるソフトの取組についても、関係団体の皆様とも連携しながら取り組んでまい  
りたいと考えております。

**○9番議員（東勝義）** この質問を考えたところ、夜行ったんですが、すごくきれいな街並みと  
いうか、周辺がきれいにライトアップされて、きれいだったなと思っております。あれもま  
た整備されてくれば、今から楽しみなところになるんじゃないかなと思っております。

次に行きます。宿泊施設の従業員の方に対するガイド育成についてであります。市内のホ  
テル、旅館、民泊等で市外の観光客の方々が問い合わせたところ、大したことないですよと  
か、行っても何もないですよという答えが返ってくると。がっかりしたという声を多数聞い  
たことがあるのですが、観光客に満足していただけるために、宿泊施設等の従業員への観光  
案内セミナー、こういうところに行ったらどうでしょうかというセミナーを行う考えがない  
か。また、観光協会は実施していないのか、よろしくをお願いします。

**○観光課長（山下浩二）** 市では、令和7年度、いぶすき観光デザインや指宿市観光協会と連携  
し、市内の体験事業者や宿泊事業者を対象とした観光ガイド育成セミナーを実施いたしまし  
た。このセミナーでは、外部講師を招聘し、旅先における観光ガイドの重要性について、実  
践的な現地研修も交えて講習を行っております。また、令和8年度の取組においても、観光  
ガイド認証制度の導入に向けたセミナー等を計画しているところです。御指摘の施設内での  
観光案内に特化した研修については、現在のところ、実施しておりませんが、市が作成して  
いる観光ガイドブックの情報共有や案内材料の提供等を通じ、来訪者の皆さまに満足いた  
だける案内がなされるよう、関係団体とも連携して働き掛けを行ってまいりたいと考えており  
ます。

**○9番議員（東勝義）** 是非、お願いします。砂むしだけではないんでしょうけれども、行った  
方がどこに行けばいいんでしょうかと言われたときに、指宿は何もないですよと言われた  
ら、それは観光客の方々ががっかりいたします。でも、それでも、やはり言われたら、池田  
湖はこうですよと、開聞岳はこういうところがありますよ、あそこの温泉に入ってください  
い、ここに行ってくださいという積極的なお誘いがあれば、観光客も来た甲斐があるんじや

ないかなと思っております。また、私もホテル内でいろんな方々と話をしますが、連泊の方々がよく言われるのは、ここからどこに行けばいいでしょうかと言われて、明日はどこに、今日はここにと言われます。連泊してくれる方は6泊とか4泊とかの人がいます。それで、夜のご飯もどこに行けばいいでしょうか。明日は寿司を食べたい、明後日は焼肉がいいとか。私も知っているところしか紹介できないんですが、そのときに、良かったです、おいしかったですよと言われます。だからそういうことをするガイドというのは必要じゃないかなと思っております。市長、やはりこのガイドというのをつくるために力を入れた方がいいんじゃないかなと。ホテル関係者もですけど、それについて、やっぱり最後に、市長、この指宿市はまだまだ残された力があり、余力がありますから、是非、この指宿市を立ち上げるために、この指宿市海岸整備に合わせて、一言、よろしく申し上げます。

**○市長（打越明司）** この観光関係に携わっている職員の皆さんが、特にそういう質問を受けることになろうと思えますけれども、お話を聞いていますと、もう市民の方々にも聞くケースは多いと思えます。僕が一番大事なのは、市民自らがですね、あまり食べに行ったことがない、自分が体験したことがないという方々は、言うことがないわけですね。だから自らがいろいろと、今、東議員も自分が行ったところを紹介するというお話でしたけれども、私はほぼ全部を体験していますので、メニューは山ほど言えます。ちょっと2、3日前も、ちょうど、今、大学生がたくさん来ていますけれども、大学生が、市長、明日、指宿はどこを回ればいいと思うかとやっぱり質問を受けましたので、いっぱい良いところがあるんだけど、どの分野に興味があるかと、自然に興味があるか、それとも火山に興味があるか、食べ物に興味があるかと聞いて、それを全部話をしてあげると、あと1泊せんといかんですねという話になってくる。だからそれは、やっぱり伝える側がよく知っていて、この街の美味しいもの、この街の見どころ、いろんな分野で分かっていたらいいほど、たくさんの方が紹介できる。大切なのは、その観光客の方々と特に接する方々には、やっぱり勉強する機会というのをつくった方がいいし、場合によっては、多少自腹もしてもらって、食べてもらう、一緒に行ってもらおうという、自ら経験するような研修も必要かなというふうに思えます。街の魅力を伝えるには、街の皆さんがそれぞれのいいガイド役になってくれるのが、一番良いのかなというふうに期待をしているところであります。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

**○13番議員（西森三義）** 皆さん、こんにちは。13番議員、西森三義です。2年数箇月ぶりの質問になります。本当に心臓がドキドキです。いつも質問するときは初心を忘れずの気持ち

で質問いたしておりますので、執行部の皆さん方も前向きな答弁をお願いいたします。

まずは、2月の寒波で多くの農家さんが被害を受けられましたことに対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

それではこれから通告に基づき、順次質問いたします。

まず、農業振興について、であります。2月8日から9日までの寒波による被害状況は、地域ごと、作物ごとに調査をされていると思いますので、どうだったのか、被害金額まで含めてお伺いいたします。

また、寒波による被害が数年ごとに発生していると農家さんから聞いているが、被害防止に向けた対策は検討しているのか、お伺いいたします。

それから、今回のような被害においては、収入保険が対象になると思われるが、農家さんの加入状況はどうか、お伺いいたします。

二つ目は、学校跡地の活用について、であります。2月18日に旧利永小学校を視察に行ってきました。校庭の草は冬場でもあり、また、地区民の話によりますと、2か月ごとに草払いをされていて、グラウンドゴルフもでき、大変ありがたいと言われておりましたが、このような利用でいいのか、疑問に思ったところです。担当部署においては、これまで利活用策を検討されたと思いますが、活用に至っていない原因があるのか、お伺いいたします。

また、現在も市の広報紙やホームページ等で利活用の事業者を公募されていますが、応募状況はどうなっているかお伺いいたします。

それと、令和6年度の維持管理費はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、令和3年3月31日に閉校してから間もなく5年経過しようとしているため、教室等の改修工事も必要と考えられるので、この改修工事と併せて宿泊施設を、ということで公募はできないのか。テレビ報道等では教室を住宅に改造したりと、いろいろな利活用をされているようですので、学校跡地活用での制約がなければ、前向きに取り組む考えはないか、お伺いいたします。

次は、私の母校である西指宿中学校の問題について、であります。私が入学した昭和42年4月6日は、池田中と今和泉中が合併して3年目だったと思いますが、そのときは新しい校舎だけが建っており、体育館などは全然なかったと。そこで、私どもは校庭に椅子を並べられて入学式をしたと記憶しているものの、定かではなく間違った記憶かもしれません。ただ、同級生に話をしたところ、毎日、休み時間には石拾いをしていると。そんな愛着のある西指宿中学校が、あと1年で閉校されることは本当に寂しい限りです。そこでお伺いいたしますが、耐震補強もされている教室を活用し、デイサービス施設として活用できないものかと考えてみたものの、先日の総務厚生委員会の審査において、市内に14施設ある中で、3施設が休止するとの答弁がありましたが、デイサービス施設としての活用は見込めないのか、お伺いいたします。

また、広い校庭とテニスコートの場所に盛り土をすることで農作物を作付けできると考えることから、移住者向けの農業体験施設としての活用はできないか、お伺いいたします。

三つ目は、たまたま箱温泉の余剰熱水の活用について、であります。令和7年11月26日、リニューアルオープンしてから間もなく4か月経過しをしている中で、約90度の熱水が毎分1,000リットル排出し、海に流されている余剰熱水の活用について、検討されたことはなかったのか、お伺いいたします。さらに、この余剰熱水をうまく活用できれば、自主財源の確保にもつながると考えられることから、バイナリー発電としての活用はできないものか、お伺いいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 2年数箇月ぶりの西森議員の質問に、2年数箇月ぶりにお答えしたいと思っております。いろいろなたくさんの質問をいただきましたが、私のほうからは、この2月8日から9日にかけての寒波による被害状況が、既にまとまってまいりましたので、詳しく御報告をさせていただきますと思います。今回の積雪、低温による被害は、地域や地形によって非常に差が大きく、指宿地域では小牧、岩本、新西方、池田など、山川地域では大山、利永などで大きな被害を確認しているところであります。地域別の被害面積と被害額については、概要で申し上げますと、まず指宿地域では、エンドウ類が1億4,000万、ソラマメが2,900万の被害。山川地域ではエンドウ類が2億1,000万、ソラマメが2億2,000万円の被害。開聞地域ではエンドウ類が6,200万円、ソラマメが400万円の被害。市全体ではエンドウ類が4億1,200万円、ソラマメが2億5,500万円の被害であり、そのほか、バレイショや観葉植物、あるいは花や果樹類などを合わせまして、合計で6億7,500万円程度の被害を見込んでいるところであります。

残余の質問については、それぞれの担当のほうから答弁をいたします。

**○農水商工観光部長（鴨崎一郎）** 寒波による被害で、数年ごとに発生しているということで、その対策、支援についてのお尋ねでございます。今回の積雪、低温による農作物被害を受け、市長、それから、私ども関係職員が現地で被害状況を確認するとともに、農家の皆様方からの意見をお伺いしたところです。今回、被害を受けた農家に対する支援ということですが、今後、経営を行う上で資金繰りにお困りの農家も想定されることから、指宿市農業振興促進基金の貸付事業として、貸付対象者を認定新規就農者など、就農して間もない経営体力の弱い農家の皆さんにまで広げながら、少しでも農家の皆さんの負担を軽減できるようにしてまいりたいというふうを考えております。また、金融機関での災害関連資金借入に係る利子助成、被害が大きかったほ場に対して営農再開を行うための支援というものにつきまして、今議会において、本日、このあとですが、提案をさせていただきたいと思っております。なお、国・県の支援につきましてですが、今のところ詳しい情報等が入っておりません。国・県・市、JAいぶすきなど、関係機関及び生産者との間で意見交換が現在も行われておりますので、今後の動きについては、私どもも注視をしてまいりたいと思っております。

す。

**○農政課長（前菌洋一）** 収入保険の加入状況について申し上げたいと思います。本市における収入保険の加入件数につきましては、制度がスタートした令和元年は92件でございましたが、これまでコロナ禍における農産物の価格低下ですとか、あと積雪、低温被害など、自然災害による収量減少もあったことから、制度の理解も進みまして、令和8年2月末時点においては184件となっているところでございます。また、青色申告書における加入率につきましては、令和6年の数字となりますけれども、本市は約33%となっているところでございます。全国の加入率が約28%、県では約26%でございますので、本市では比較的多くの方に加入いただいているものと考えているところでございます。

**○財政課長（上村圭一郎）** 私の方からは、学校跡地の活用についてという御質問をお答えさせていただきます。まず、旧利永小学校の跡地で、グラウンドゴルフなどを利用されていて、他に活用できないかということですが、旧利永小学校につきましては、利永区の皆さんが学校跡地を利活用できるように、閉校体育施設の利用に関する要綱を定めまして、利永区や利永区に関係のある団体が体育館や運動場を無償で使用できることとしております。利永区や関係団体においては、グラウンドゴルフ以外にも、子ども会活動や利永のメンドン祭りなどで利用いただいておりますが、少子高齢化や人口減少が進む中で、利用の機会も減少しているのではないかと推察をしているところでです。

次に、利活用事業者の応募の状況でございますが、最近の情報で申し上げますと、令和7年8月に無償貸付けによる公募を行いました。現地見学は2件ありましたが、どちらも辞退という結果になりました。また、令和7年12月に公募を行いました。申込みはございませんでした。

次に、年間の維持管理費についてという御質問ですが、令和6年度の決算で申し上げますと、水道代や電気料の光熱水費と浄化槽保守点検及び清掃業務や消防用設備の点検業務などの委託料などを合わせまして、約147万円でございます。

次に、宿泊施設としての活用について、ということでございますけれども、宿泊施設として活用することは可能であると考えております。これまで募集を行ったときは、事業提案者の公募に係る諸条件を示しており、条件を備えたものであれば提案は可能であると考えております。御提案をいただければ、提案内容が条件に当てはまるかどうかなどについて審査を行っていくこととなっております。

次に、西指宿中学校の活用についてということで、デイサービス施設としての活用についてという御質問でしたけれども、学校跡地の利活用につきましては、まずは地域による利活用、次に、行政による利活用を検討しまして、それらの利活用が見込めない場合は、民間事業者などによる利活用を呼び掛けてまいります。もし民間事業者などによる利活用となった場合に、議員がおっしゃるような施設での提案があった場合には、提案内容を審査すること

になると考えております。

**○農政課長（前菌洋一）** 西指宿中学校の活用についてということで、移住者向けの農業体験施設として、新規就農者向けの良い受け入れ農場として、市において、活用する計画はないかといったような質問でございますけれども、西指宿中学校跡地の農業体験施設としての活用につきましては、繰り返しとなりますけれども、まずは地域での利活用を検討していただくことになると考えているところでございます。議員から提案をいただきました、新規就農者を受け入れる研修農場につきましては、現在、山川農業センターを支援拠点としまして、一定期間、就農支援を受けることのできるチャレンジファームといったようなものの開設を検討しているところでございます。令和8年度から準備を進めていきたいと考えておりました、既存の農業施設の有効活用によりまして、効率的・効果的な支援を行い、農業の担い手確保や育成に向けた取組を強化していきたいと考えているところでございます。

**○企画政策課長（東忠孝）** たまた箱温泉の余剰熱水の活用について、お答えいたします。令和6年9月20日から令和7年1月31日にかけて、第2泉源を掘削前の300mから360mに延伸し、替掘りをいたしました。10日間の噴気試験において、蒸気量が1時間当たり15 t、熱水量が1分当たり1,000リットルの熱水量を確認しており、潜在能力の高い泉源であると認識しております。しかしながら、活用するに当たっては、これはバイナリー発電についてもそうですが、熱水バイナリー発電を活用するに当たっては、泉源の能力評価や物理化学データの取得、スケール生成予測などの調査を1か月ほどかけて実施する必要があると考えております。

**○農政課長（前菌洋一）** すいません、農業振興につきまして、寒波による被害が数年ごとに発生しているが、対策は検討していないのかといったような御質問でございます。一般的な低温対策としまして、不織布による作物の被覆やカルシウム資材の散布による耐寒性の向上、更に収穫期の低温を避けるための作付時期の分散が挙げられます。また、被害に遭った後の被害莢の除去ですとか、液肥の葉面散布による樹勢回復、更に殺菌剤の散布など、農家の皆様には様々な対策を取っていただいているところでございます。今回のような積雪、低温被害は地域ごとの差が大きいといったようなことで、対策についてもそれぞれの地域で考え方が異なってくると思いますので、今後、地域計画協議の場などの機会を捉えまして、地域に適した対策についての意見を計画に反映させていければというふうに考えているところでございます。ただし、被覆資材による対策につきましては、今回のような強い寒波にはあまり効果が期待できないといったようなことで、また作付時期の分散につきましても、早い時期では、近年見られる秋の高温ですとか台風、遅い時期では病害虫の発生ですとか、あと単価の下落という問題もございまして、こういった災害対策には限界があることも事実でございます。このため、議員も御承知のこととは思いますが、最終的には収入保険の加入が最も効果的な対策になるのではないかと考えているところでございます。

**○13番議員（西森三義）** これから2回目以降の質問に入りますが、まず農業振興についてですが、本当に今回の寒波ではですね、地域によって非常に差があったと。先ほども答弁があったように、私の地区なり、新西方、岩本、大きな被害を受けました。ただ、海岸寄りについてはですね、意外と被害は免れたのかなというふうに感じておりますが、それでも相当本体が損傷を受けたということで、私もちょうど被害があった明くる日には現地を視察しましたが、小牧にいたってはハウス内のスナップも全滅でした。これはもうハウスに植えたらいかなというぐらいに悲しい顔をしておりました。あと、最終の収穫期で、コンテナが30個ほどありましたので、相当数、収穫するんだだろうと推測しますが、全滅ということで、若い農家さんですけど、早く切り上げて、早くオクラを植えようというふうに、もうそっちの方に取り掛かっておりました。そういうことで、いろんなこういう被害があったときにはですね、先ほどまだ国等の支援は決まっていなようなことを言われたのですが、そこ辺りについては何ら情報はないのかお尋ねいたします。

**○農政課長（前藺洋一）** 国と県の支援策でございますけれども、今のところですね、通知等はありません。ですけれども、これまで、国・県・市、農協等ですね、関係機関、更に生産者も交えながら意見交換が行われておりますので、今後、動きの方をですね、注視してまいりたいというふうに考えているところです。

**○13番議員（西森三義）** 被害に遭った農家についてはですね、先ほども答弁いただきましたが、貸付の方も、農協の方もするようでしたけれども、また、市としては利子補給も計画されているようでしたので、是非、ここ辺りについては適切な対応を期待したいと思います。

それと、今回の被害ではですね、ハウス内にソラマメを植えていたところは、ちょっと換気するだけで少しの被害で済んだということで、これについてはいいなというふうに思ったんですが、ハウスを閉め切った状態でも、暖房であればですね、防げると思うんですが、もう大きな暖房を設置すれば、設置料も掛かるし、暖房機も高いですね。だからこの暖房は、簡単な移動式用の暖房もあると思うんですが、そういうふうな暖房機を農家の方に推奨するとか、そういう考えはないかお尋ねいたします。

**○農政課長（前藺洋一）** 農業用の移動式暖房機につきましては、あまり情報がないところですが、業務用の暖房機には、工場の現場やイベントなどで一時的に使用するために移動可能なものが多く、用途に応じて様々な種類の暖房機があるようです。その中でも、業務用のダクト式熱風ヒーターについては、送風ファンで送風ができ、複雑に入り組んだ場所でも効率の良い暖房ができるということで、ハウス用の暖房機と同じ感覚で使用できるのではないかと考えられます。議員御指摘の、移動式暖房機によるハウス加温についても、低温被害対策には有効であると思われませんが、ハウス栽培に加えて暖房となりますと、数年に一度の低温被害の対策としては、費用が掛かりすぎるのではないかと考えるところです。今回、被害が大きかった地域でも、ハウスの中に練炭ですとか、あとストーブを置くことで被害を抑えてい

た農家もいらっしゃいましたので、コスト的にはそういった対策が有効であると考えているところですが。

**○13番議員（西森三義）** 今、課長が言われたように練炭、ストーブ、私の家も昔、嫁さんの方でしたけれども、メロンを作ったりしていましたので、その時にはロウソクを使ったり、練炭をしたりしていたのですが、近頃、うちの地区ではそれを見なかったんですね。だから、これについては、やはり練炭が良いよというのであれば、練炭、あるいはストーブ、使った方がいいんじゃないのというのを、前もって、農家さんの方にも周知すべきだと思うのですが、その辺りの対策はされていないのですか。

**○農政課長（前藺洋一）** 寒害の発生前につきましては、広報車等で呼び掛けを行っているところですが、そういった細かい技術的などところにつきましてはですね、ニューファーマー講座であるとか、部会の集まり等でですね、紹介をしているところですがけれども、今後ともですね、そういった形で紹介していきますよう、努めてまいりたいというふうに考えているところですが。

**○13番議員（西森三義）** それでですね、先日、テレビを見ていたら、ちょうど今、アメリカとイスラエルがイランを攻撃している関係で、燃料にしても、いろんな肥料にしても、資材も高騰が懸念されるということですので、私はこれが高騰すれば、今、被害、この前、寒波被害に遭ったこの被害金の支援も、国はこれをやめて、こっちの燃料の高騰とか資材の方に充てるんじゃないかなと危惧するのですが、どうしても寒波による被害についてはですね、何とか支援をしていただきたいと。その辺りについては、やっぱり農政課の方でも強く、県・国の方には要望していただきたいと、そこ辺りについては、よろしく。期待しておりますので。

それでは、今回、こういう被害があったときにですね、いろいろ農政課の方でも、今でも支援はされておりますよね。そして今度、この前、私ちょっと見たんですが、指宿市農業用資産情報バンク制度を計画されておりますが、こういうバンク制度というのはどのような仕組みなのか。また、農家への周知はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

**○農政課長（前藺洋一）** 本市ではですね、昨年10月から農業用資産情報バンク制度を開始しまして、使われなくなったビニールハウスや農業機械などを登録し、それらを活用したい農家とのマッチングを行うことで、遊休資産の有効活用を促進する取組を進めているところでございます。これまで本市の公式LINEや市内の会談、あと農業委員会へのチラシ配布のほか、生産者部会の総会などを通じまして、周知を図っておりまして、問合せも数件あるところですがけれども、今のところ登録は進んでいないような状況でございます。県ではですね、来年度、ハウス修繕など長寿命化を図る事業が予定されていると伺っておりますので、これらの事業活用と併せまして、今後もですね、様々な機会を捉えながら周知に努めるとともに、市の職員が現地調査を行う際ですとか、あと農業委員等にもですね、協力をいただきたい

がら、ハウスなどの遊休資産に関する情報収集に努めるなど、制度の利用促進に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

**○13番議員（西森三義）** これは以前から私もお願いをしておりましたが、ただですね、私も農家の方にもいろいろお願いするんですが、なかなか個人対個人で取引してしまうものだから、上手くいかないんですよ。個人個人ですれば、金額が違うんですよ。だから、そこ辺りについて調査研究してもらえればありがたいなと思うんですが。やっぱりある一定の価格設定をしないと。そこに問題は生じないのかなというふうに思っておりますので、今後については、その辺りについてもですね、この良い制度を上手く農家の方にも周知徹底して、これが活用できればですね、安い価格でいろんな資材も手に入るということになりますから、そこ辺りについては、是非、お願いをしたいなというふうに思っております。

私は脚立から落ちてですね、入院したことがあるんですよ。そのときにはオクラを作付けできなくて、そしたら、収入保険からお金が出たんですね、思いがけなく。助かったですよ。購買未収金を払える余分なお金まで入っていましたので、収入保険、良いなと思ったんですが、なかなかこう加入者が増加しないんですね。先ほど、農政課長は33%とか、わっぜ自信を持って言ったような気がするんだけど、まだ33%でしょ。やっぱりそこは、60%、70%でって言えばね、自信を持っていいですよ。そこ辺りについては、加入者が増加しないという原因は何なのか、お尋ねいたします。

**○農政課長（前菌洋一）** 本市では、夏作と冬作の2作の栽培体系の農家が多く、一方の作型で被害を受けてももう1作で収益があるというようなことで、収入保険の恩恵を受けられなかったことから加入を辞めたという農家からの声ですとか、あと数年に一度の被害補償に対しまして保険料が高いと感じていたり、保険加入に必要な青色申告が面倒であるといったような声などが聞かれるところでございます。

**○13番議員（西森三義）** 確かに、今、課長が言われたようにですね、我が指宿はオクラがあるんですよ。夏場のオクラで冬場に被害を受けてもそれをカバーできると。でもね、今後、異常気象が発生して、ハウス内のオクラなり、あるいはトンネルのオクラなり、相当な被害を受ける可能性もあるんですね。そこ辺りを考えれば、私は収入保険というのは大事だなと思うんですが、どうですか、農政課長。強力的にこれを推進する考えというのはないんですか。お尋ねいたします。

**○農政課長（前菌洋一）** 議員のおっしゃるとおり、今回のような雪害、冷害だけではなく、近年、台風ですとか集中豪雨、あるいは記録的な猛暑といったような自然災害が年間を通じて発生をしております、農業経営にとって予期せぬ収入減少のリスクが年々高まってきているところです。収入保険は、議員がおっしゃるようになりますね、様々な災害ですとか、本人の病気や怪我、盗難などですね、様々なリスクから農業経営を守る重要な役割を果たしているところです。本市におきましてはですね、令和元年度から5年度までの5年間、保険料の一部

を支援し、加入促進に努めてまいりましたけれども、令和7年度から新たに制度の見直しを行いまして、経営が不安定な認定新規就農者等に対しまして、加入から3年目まで、本人が負担する保険料の半分の補助するなど、農業の担い手へ重点的に支援を行うこととしているところです。また、県につきましてもですね、来年度、収入保険の新規加入者に対しまして、保険料の半分、また、継続加入者に対しましては3分の1の補助を検討しているようでございます。こういったような制度を活用しまして、市と県、両方から支援を受けることができればですね、認定新規就農者や、その後3年以内の認定農家につきましてもですね、加入初年の保険料全額が支援される可能性もございますので、この機会を是非、活用していただければというふうに考えているところでございます。

**○13番議員（西森三義）** ありがたいですね。先日、同僚議員が、私は営業マンとして活動していきたいという発言がありました。私もですね、営業マンになったつもりで、この収入保険についてはですね、農家の方に推進していきたいなど。これは本当に大事なことなんです。だから農政担当においても、ここ辺りは十分認識してもらって、農家の人に、今のようですね、市と県で掛け金が負担軽減されれば、本当にありがたいと思うんですよ。そこ辺りについては十分、周知徹底をしていただきたいと。そして、加入促進を図って、指宿が33%じゃなくて60%になったと言え、他の地区もそれに倣えと言うようになると思いますので、是非、お願いしたいと思います。

それで、収入保険には積立型と掛捨て型があると聞いたんですが、例えば1,000万円の掛け金はそれぞれ幾らになるのかお尋ねいたします。

**○農政課長（前園洋一）** 保険料につきましては、補償額を補填する方式に掛捨て型の保険方式のみを用いるタイプと、保険方式、積立方式を併用するタイプの二つがございます。収入1,000万円の農家が加入初年に支払う保険料につきましては、補償額を最大810万円に設定した場合に、保険方式のみを用いるタイプで年間の額を試算いたしますと、保険料23万円、事務費2万2千円となりまして、合計25万2千円になる見込みでございます。一方、保険方式と積立方式を併用するタイプについても同様の設定で試算いたしますと、保険料10万8千円、事務費2万2千円、更に積立金22万5千円となりまして、合計は35万5千円になる見込みでございます。ただし、この併用タイプの積立金22万5千円につきましては、補填に使用しなければ、翌年に持ち越されることとなります。このように収入保険制度につきましては、農業経営に応じて様々なプランを選択し、負担額を抑えることも可能でございますので、こういった制度も紹介しながら、普及促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○13番議員（西森三義）** 掛け捨てで25万2千円を年額捨てていくよりも、やっぱり積み立てて残る部分。そうすれば、十何万で毎年が済むというふうになっていきますから、もし被害に遭ったときには、この22万を使われるんでしょうけれども、安心とする割には、この積立型の方がいいと思いますので、是非、そこ辺りについては、勧めていってほしいなど。

私の方も、昨日、ちょうど話す機会があって、お前たちは青色申告に入っているかと言うと、入っていると。収入保険はと言うと、入っていないと。ないごて入らんとかと言うと、オクラで儲かってやと、こうです。でも、これがね、いつ何時に何があるか分かん değildirよ、ということをやったら、息子と語ってみらんなどということでしたので、先ほども言いましたように、私どもも、是非、農家の方には勧めていきますので、農政課の方でも、是非、そこ辺りについては対応していただきたい。お願いいたします。

次は、学校跡地の活用について、2回目以降の質問いたします。まず、プールに溜めてある水は、私は防火用であると認識していましたが、ちょっと先日、聞き取りしているときに、あれはプールにひびが入らないように溜めてあるんだということを知りましたけれども、私が見た、利永小のプールにはですね、ゴミが溜まって、これで悪臭はしないのかなと。長年溜めた水で、ゴミ等が溜まった場合には悪臭はしないのかな。その辺りについては何ら地域民からは聞いていませんか。私も行ったときは何も匂いはしていなかったんですけども、そこ辺りについてはどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

**○財政課長（上村圭一郎）** プールに溜めてある水の件でございますけれども、市民等から匂いがするという御意見等は頂いておりません。また、先ほど議員が草刈りに行っているとおっしゃっていただいて、職員の方も草刈りの際に匂いは感じていないというふうに報告を受けております。

**○13番議員（西森三義）** 利永小学校はですね、先日の同僚議員の質問の中でも、子ども会活動で4件、その他で4件、8件ですよ、利用してもらっているのは。これで草刈りを2か月に1回と、地区民の人は言いましたけど、維持費も147万円掛かる。これについては、大変、私は、無駄と言えはおかしいけど、このままでいいのかなというふうに思ったんですが、今までも、令和7年度には2件あったということですが、無償貸与するという条件でも、応募に至らなかったのか、そこら辺についてはどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

**○財政課長（上村圭一郎）** これまで3回、旧利永小学校については募集をしておりますが、その際、無償貸与という条件で募集をかけておりますが、応募者がいないという状況でございます。

**○13番議員（西森三義）** ちょっと市長にお伺いしますが、先ほど同僚議員が防犯灯については補助をしませんかと言われたときに、ちょっといい方法があったら検討するということが言われましたので、私はちょっとこの利永小学校跡地を借りたい事業者が出てきたときに、私が見たときに、多分あそこは改修が必要であろうと思われるのですが、借りたいという事業者が現れて改修工事をしたいといったときに、市の方としてもいくらか補助する、そういう考えはないのか、市長、どうでしょうか。

**○財政課長（上村圭一郎）** 今、議員のおっしゃるような方法も他市であると思います。これまでの結果を踏まえまして、無償貸付以外の方法なども検討してまいりたいというふうに考え

ております。

**○13番議員（西森三義）** 無償貸付はもう言われているんでしょう。私は市の方でも幾らか補助はできないんですかというのを聞いたんですよ。できないのであればできない。検討します。前向きに検討します。それを聞きたいんです。どうなんでしょうか。できれば市長に答えていただきたいな。

**○財政課長（上村圭一郎）** 旧利永小学校につきましては、旧山川小、旧徳光小、同じときに閉校しております。旧山川小、旧利永小学校については、そういった助成とかいうことをしておりませんでした。基本的には旧利永小学校についても、今のところ補助をするというようなことは考えておりませんが、それ以外の方法について、今後、検討してまいりたいと考えております。

**○13番議員（西森三義）** 先日の同僚議員の質問の中でも、撤去という言葉も出ましたが、さすがにトイレ等はですね、どうかな、やっぱり早く取り壊した方がいいんじゃないかなと私も感じました。だから相当数、教室内は入っていませんが、傷みがあるんじゃないかなと思いますので、あのままに放置していたら、応募者があるのかなと危惧するところです。そこ辺りも含めて、147万円をずっと払っていくのか、そこ辺りも考えるときじゃないかなと、そこ辺りも十分前向きに検討してみてください。

それからですね、西指宿中学校は、令和9年3月に閉校されるまでは、当然、生徒さんも学んでいるわけですね。それが、大きな枝が建物にかかっているんですよ。これは防風林のつもりで植えたのか、あるいはこれまでの卒業生の記念樹なのか不明なんですけど、どのように処理されるのかお尋ねをいたします。

**○教育総務課長（水流弘樹）** 本市では、各小中学校に学校事務補助員を配置しており、日常的な環境整備を行うほか、学校施設の草刈りや樹木の剪定、伐採などを行う作業員6名で構成する環境整備チームにおいて、各学校を月1回程度巡回して作業を行っております。校内にある樹木の維持管理につきましては、全学校に対しまして、剪定等要望調査を行い、児童生徒の安全確保や学校施設への影響、近隣住居、畑等への影響等の観点から、各学校において優先順位を付けていただいております。その優先順位に基づき、緊急度の高いものから順次、民間事業者や環境整備チームにおいて、剪定や伐採の作業を行っているところでございます。議員御指摘の西指宿中学校の樹木につきましては、学校施設等への影響も考えられることから、西指宿中学校とも協議し、優先順位を定めた上で対応を検討してまいりたいと考えております。

**○13番議員（西森三義）** 優先順位を付けるまではなく、すぐ枝は撤去しないと、建物が傷んでしまったら相当な被害になりますよ。そこら辺りについては早急に対応していただきたいなというふうに思っております。

また、西指宿中学校はですね、周りを高い土手に囲まれているんですね。先ほどいろいろ

な話がありました。地域住民の意見を聴いてからとかありましたけど、地域住民は高齢なんです。私も草払いに行きましたけど、大変ですよ、あそこの草払いは。怪我をしますよ。あの高い土手をですね、コンクリートで吹き付ける、そういう考えはないのか、お尋ねいたします。

**○教育総務課長（水流弘樹）** 県道沿いの法面につきましては、道路に面した低い部分や正門近くを学校や環境整備チームで定期的に草刈りを行っております。しかしながら、法面全体は急勾配で範囲が広く、環境整備チームでも対応することが困難であることから、年1回除草作業を業務委託しているところでございます。法面の管理につきましては、これまでも労力と費用を掛けて管理していることから、効率的かつ効果的な維持管理の方策を他自治体の事例等も参考にしながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

**○13番議員（西森三義）** ちょっと12時は過ぎましたけれども、後半の時間、ちょっと延ばしてもらおうかな。さすがにあれを全部吹き付けとなれば高額になると思うんですから、私はちょっとですね、環境整備会の方に10年ぐらいシートを張ったら草が生えないと。今、実際、私の地区でもやっているんですよ。もう8年ぐらいになるけれども、全然、竹も生えてこないですね。そういうシートはどれぐらいするかなというふうに調べてみたんですが、2mの幅で25mの長さでほしい15万円ぐらいでしたかね。そうすれば、そういうのも活用できるかなと思うんですが、そこ辺りについては、教育総務課長は環境整備チームには聞いていなかったんですか、どうなんですか。

**○教育総務課長（水流弘樹）** 西指宿中学校の法面は県道沿いだけでも面積が概ね2,500㎡ありまして、急勾配で高さもあるところでございます。そのため、防草シートで被覆した場合に法面の強度が確保されるかという問題点もありますし、また施工費用等もございますので、効果的な維持管理の方策等につきまして、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

**○13番議員（西森三義）** いずれにしてもですね、西指宿中学校は令和9年3月末をもって閉校となるので、このことも、先日、同僚議員が言われていました。未来につなごうみんなの廃校プロジェクトへ登録して、多くの応募事業者が来ることを期待して、次の質問に入りたいと思います。

最後に、たまたま箱温泉の余剰熱水の活用について、2回目以降の質問をいたします。毎分1千リットルの熱水を上手く活用するために、地熱発電の専門事業者さんと連携して、発電事業ができないものかお尋ねをいたします。

**○企画政策課長（東忠孝）** 先ほども答弁いたしました。泉源を活用するに当たりましては、能力評価などの各種調査が必要になってまいります。これらの調査を実施するには、相応の費用を要することから、国などからの支援制度も視野に入れ、検討してまいりたいと思います。

**○13番議員（西森三義）** いろいろ活用するに当たっては、それなりに費用もいるであろう。また、どれぐらいあるのか、そこ辺りも調査しなければいけない。ただですね、以前あそこはモニタリングしていると思うんですよ。その辺りの資料というのは活用できないのかな、そこ辺りはどうなんでしょうか。

**○企画政策課長（東忠孝）** 現在、地熱発電に関しましては買取価格が40円ということで、ここ数年、ずっと変わっていないところです。一方で、そのお金の方は変わらない、支出の部分というのは人件費、あるいは資材高騰などで経費の方が掛かってきておりまして、特に小さな発電、おそらくヘルシーランドの第2泉源の部分で言いますと、小規模の方に分類されるんじゃないかなと思います。そうしますと、非常に発電の環境としては、採算性を見ますと厳しい状況が想定されます。そういったことからですね、スケールが付く、付かないかで維持管理も変わってきますので、そういったところを含めますと、やはり調査というところをしっかりとしないといけないのかなと思っております。

**○13番議員（西森三義）** どっちにしても調査は必要であろうと思いますが、やはり資材が高騰している、そういうところは理解します。ただですね、地熱発電ができない、バイナリー発電もできないとなれば、優秀な職員が市役所にいっぱいいますので、その職員さんですね、前もアイデアをもらいましたよね。もらって何かを刻印をするということもされておりますが、職員に何かいいアイデアはないですかと呼び掛けてみる、そういうことは、検討はされないですか、お尋ねいたします。

**○企画政策課長（東忠孝）** 仮に採算性がないということで、発電事業ができないとなった段階では、次に、やはりその熱水の活用とかになるかと思っておりますので、いろいろ、現在、市の方では活性化起業人とかという制度を活用して、いろんな角度から方策を検討する環境が整っておりますので、市の職員の知見、アイデアなども含めてですね、今後、検討してまいります。

**○13番議員（西森三義）** 私もこの前、ちょうど利永小学校を見に行ったときに、再度、見に行きました。なんか90℃あるみたいですけど、あれがいっぱい出ているんですね。私も市民の方に話をしたら、すっぽんを飼ってみればよかよということもありましたので、ああいう温泉を使って、すっぽんを飼う、私もすっぽんを温泉で良かたろかいと思ったんですが、そういうアイデアもあるんですよ。だからいろんなアイデアを、職員にも呼び掛けて、また、市民にも呼び掛けていいんじゃないですか。あれはもったいないなと思います。是非、そこ辺りはしていただきたいなと期待しております。

結びに、3月末をもって職場を離れる職員や、定年により退職される方々は、長い間、市政発展のために御尽力をいただきましたことに対しまして、感謝申し上げます。今後は健康に十分留意され、これまで得た豊富な知識を地元地域の活性化や市政発展のために御尽力くださいますようお願いいたします。本当に長い間、御苦勞様でした。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時14分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

**○15番議員（新川床金春）** 15番、新川床。皆さん、こんにちは。令和8年度第1回定例会の一般質問の最後の質問をすることになりました。光栄であります。よろしくお願いいたします。今年末をもって退職する職員の皆様におかれましては、長年、指宿市発展のために御尽力いただきまして誠にありがとうございます。退職後は、お体に十分気を付けていただきながら、今後も指宿市発展のために御指導、御弁達のほどよろしくお願いいたします。

今回の一般質問では、令和7年第4回定例会に引き続き、雨水による浸水対策について質問しますので、6名の新人議員の皆さんには、丹波校区の大牟礼、弥次ヶ湯、潟口地区をはじめ、指宿校区の道下、道下上地区でも、道路冠水や住宅の床上・床下浸水で大変困っている方々が多くいることをしっかりと理解していただきたいと思ひまして、今回、質問します。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

冠水及び浸水対策について。（1）農村地域防災減災事業道下上地区について。道下上地区五字文字周辺における冠水被害についてですが、平成24年度から、国・県・市の3者により農村地域防災事業が進められております。私が公文書等を確認したところ、平成24年度の計画段階で、南薩地域振興局から道下上地区の冠水対策は本事業で実施する。一方で、新田川下流域の流下能力不足区間の整備については、市が主体となって対応する必要があると書面に記載されておりました。そこで伺います。平成24年度以降、国・県・市の協議の中で、このような役割分担について、実際に説明や協議がなされたのか。そして、市としての認識はどうだったのか、お伺いします。

②の事業計画案の協議内容、事業費及び効果について。九州農政局、県・市と協議した内容について。農村地域防災減災事業の基本的な枠組みについて、伺います。この事業は平成24年度から国・県・市の3者で連携して進めてきた事業であります。しかし、市民から見ると、どの機関が何を担当してくれるのか、その役割分担が分かりにくいということがあります。そこで伺います。国・県・市はそれぞれどのような役割分担の下、この事業を進めているのか。3者の責任の役割と事業の基本的な枠組みが分かりやすいように説明を求めます。

次に、イ、事業費及び見込まれる効果について。平成24年に策定された農業農村整備トータルプラン道下上地区では、調整池整備案、流域カット、流域変更案、全面改修案の三つの案が出され、検討しています。そこで伺います。それらの三つの検討の結果、現実的な対策

として、調整池案と流域カット案が出され、検討したことになっていますが、まず市の認識について、答弁を求めます。

3番目の二反田川上流の冠水被害状況と整備経過について。二反田川上流では、大雨の度に道路冠水や周辺宅地への浸水が繰り返られております。地域住民から、また冠水するのではないかという不安の声も聞いております。そこで伺います。道下地区の二反田川沿いのガードレールの下に土のう袋が至るところにあります。なぜ土のう袋が市道、河川沿いにあるのか、お伺いします。

4番目の二反田川の汚水排水計画と事業費及び効果について。現在、県営事業で二反田川総合流域防災河川事業が進められております。そこで伺います。この事業は具体的にどのような整備を行う計画なのか。また、総事業費は幾らで事業期間はいつまでの計画なのか。あわせて、この事業が完了すると、道下地区をはじめ、流域において、道路冠水や宅地への雨水流入はどの程度改善されると見込んでいるのか。分かりやすく説明を求めます。

5番目の新田川下流域の流下能力不足改善計画について。新田川下流域は、短時間の雨でも水位が急激に上昇するとの声が地域住民から多く寄せられており、このままでは川が溢れるのではないかという不安の声も上がっています。河川の安全性は、河川断面でどれだけの雨水を安全に流すことができるか、いわゆる流下能力によって判断されるものです。そこで伺います。新田川下流域の河川の流下能力について、市としてどのような認識を持っているのか、お伺いします。

2番目の大牟礼、弥次ヶ湯排水区の浸水対策について。平成8年から令和7年度までの被害状況と整備計画について。大牟礼、弥次ヶ湯地区では長年にわたり、大雨のたびに道路冠水や住宅浸水が繰り返され、地域住民は不安を抱えながら生活しています。こういった被害の、こうした被害の実態を踏まえ、市はこれまでどのような浸水対策や整備計画を検討して取り組んできたのか。これまでの経緯と市の基本的な考えについて、伺います。

次に、平成22年度排水区浸水解析業務委託報告書について。平成22年度には大牟礼・弥次ヶ湯排水区浸水解析業務委託書を作成しています。そこで伺います。この浸水解析業務はどのような浸水被害や地域課題を背景として実施したのか。また、市はどのような目的でこの業務委託を行ったのか。当時の問題意識と調査の目的について、市の見解を求めます。

3番目の令和元年度雨水管理総合計画書について。近年、本市でも集中豪雨や短時間強雨により道路冠水や内水波乱が各地で発生しております。特に令和7年6月8日から9日にかけて発生した線状降水帯では弥次ヶ湯地区をはじめ、市内各地で被害が発生し、市民の不安が改めて浮き彫りになりました。そこで伺います。令和元年度に作成された雨水管理総合計画は、当時、どのような課題を基に策定したのか。本市の浸水対策の基本的な考えを含め、分かりやすく説明を求めます。

令和4年度の費用便益報告書について。令和4年度に作成した大牟礼・弥次ヶ湯区排水区雨

水ポンプ事業費に対する費用便益分析報告書について伺います。この報告書は大牟礼，弥次ヶ湯地区の浸水対策事業として，弥次ヶ湯雨水ポンプ場事業の効果と費用を比較するため，費用便益分析を行ったもので間違いはないか，まず確認をさせていただきます。

5番目の今後の対策として，市はこれまで当該地区で発生した床上，床下浸水の件数，道路冠水の深さや発生状況，災害の発生頻度など，実態をどのように把握しているのか。また，こうして起きた浸水被害が市民に与える影響を市としてどのように認識しているのか。当該地区の浸水問題の実態について，市の明確な認識をお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 新川床議員から，新田川水系の上流部及び下流部，また，二反田川の水系の上流部，そしてまた，下流部の大牟礼，弥次ヶ湯地区について，それぞれ浸水，あるいは冠水，あるいは雨水対策についての御質問が来る行われました。そのうち，私の方では，この道下上地区の農村地域防災減災事業の中で，五字文字交差点の冠水状況についての答弁をさせていただきたいと思えます。この道下上地区の五字文字交差点付近では，土地利用の変化や集中豪雨の頻発化などにより，排水路から雨水が流出し，道路や農地の冠水被害や宅地への浸水被害が発生している状況があるところであります。現在までに把握しているものでは，平成22年，平成24年，平成26年，そして，令和3年，令和6年と，いずれも6月の豪雨時に道路や農地への冠水被害があり，その件数は，冠水被害にして5件，家屋の床下浸水被害を1件，把握しているところであります。

残余の質問については，それぞれ担当のほうから答弁をいたします。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 道下上地区における事業については，平成24年度から本格的に検討が始まり，それ以降，県営事業の導入に向けて検討，協議を重ねているところでございます。その役割分担というお話もありましたけれども，県はこの県営事業として，国庫補助事業を活用して事業をやっていただくと。つまり，県は事業主体でありますけれども，国の方から補助金を55%頂いてやる関係で，指宿市は負担割合が約2割なんですけれども，そういう形で，県の方をお願いをしながらやっていただくというような形になっているところでございます。その検討の協議経緯についてお話をいたしますと，平成25年3月に，県が示した農業農村整備土地改良トータルプランという調査設計業務委託報告書がありますが，これに関する協議を皮切りに，令和4年3月に県がお示した土地改良トータルプラン道下上地区設計業務委託報告書に基づく協議をこれまで継続して行っているところでございます。なお，この令和4年3月に示された報告書において，バイパス水路の設置，既設水路の改修，遊水池の設置という案のほか，湊川へ流す案が示されているところでございます。

**○土木課長（東恵一）** 二反田川周辺についての御質問でございました。まず最初に，ガードレールの下に土のうがなぜ河川沿いにあるのかということなんですけれども，実際，何回か浸水をしている，道路冠水をしている現状がございますので，河川断面の確保と，更にまた，道路の

方に浸水しないような形でのかさ上げという意味での土のうを設置しているというふうに考えられるところでございます。

続きまして、二反田川の総合雨水計画についてですが、二反田川上流の冠水被害状況については、二反田川流域の道下地区や河原橋周辺におきまして、大雨により河川が氾濫し、道路冠水や家屋の床下浸水等が数年に一度の頻度で発生しているところでございます。県に確認いたしましたところ、二反田川総合流域防災河川事業計画では、国道226号二反田川橋より上流側2km区間におきまして、河道拡幅や護岸等が整備される計画であります。事業費は約22億円で、事業期間は令和元年度から着手し、概ね令和20年の計画を目指しているところでございます。整備効果といたしましては、流下能力の確保により、二反田川流域の道下地区などの浸水解消が見込まれているところでございます。

続きまして、新田川の流下能力不足ということにつきましてですが、近年のゲリラ豪雨の増加により、新田川下流域の流下能力不足が一層課題となっている現状でございます。新田川自体が感潮河川であり、潮の満ち引きにより影響がある河川でございます。そこに対しましての流下能力不足につきましては、実際、道路冠水の部分がございますので、そこは道路のかさ上げ等々、検討いたしまして、対応していく予定でございます。

**○水道課長（安留和信）** 大牟礼、弥次ヶ湯排水区の浸水対策についてということで、平成8年からの被害状況との御質問でしたが、記録が残っているものが平成12年の6月25日以降でしたので、それ以降の床上、床下浸水いずれかが発生した回数を、年度ごとに時系列で答弁させていただきたいと思っております。平成12年、19年度がそれぞれ1回。平成20年度が2回。平成21年度、22年度、24年度がそれぞれ1回。平成29年度が2回。平成30年度、令和2年度、3年度、5年度、6年度がそれぞれ1回。令和7年度が2回となっており、この26年間で合計16回発生し、そのうち、床上浸水が発生したのは10回で29戸。床下浸水が371戸となっております。なお、平成29年の新潟口雨水ポンプ場供用開始前は、合計7回のうち、床上浸水が発生したのは6回で20戸。床下浸水が295戸でしたが、供用開始後は、合計9回のうち、床上浸水が発生したのは4回で9戸、床下浸水が76戸となっているところです。このことから、大牟礼地区においては、新潟口雨水ポンプ場が完成した平成29年以降、一定の被害の軽減が図られたものと考えているところですが、しかしながら、家屋の浸水及び道路冠水の完全な解消に至っていないため、今後も計画に沿った対策が必要であると認識しているところです。また、弥次ヶ湯地区においても、計画どおりに整備が進んでいないことから、対策が必要であると考えているところでございます。

続きまして、平成22年の排水区浸水解析業務委託報告書についてでございますが、頻繁に浸水被害が発生している大牟礼地区、弥次ヶ湯地区について、既存施設の能力を把握すること及び浸水解消のための対策施設の立案を目的として作成されたものでございます。この報告書に基づき、新潟口雨水ポンプ場を整備しているところです。

続きまして、令和元年雨水管理総合計画書についてでございますが、この計画は、平成27年の下水道法等の改正により、雨水公共下水道の実施に必要な基本計画に位置付けられたことから、本市では令和元年に策定しているところでございます。この計画は、下水道事業を実施するに当たって、近年の雨の降り方の局地化、集中化、激甚化を社会背景として作成されたものであり、効果的かつ総合的な浸水対策の実施を図ることが目的とされているところでございます。この計画を基に、弥次ヶ湯排水区や大牟礼排水区などの整備を段階的にしようとしたものでございます。

続きまして、令和4年度の費用便益報告書の内容についてですが、弥次ヶ湯第1及び第2雨水ポンプ場を整備する事業に対して、補助事業で実施するために作成をしているところでございます。

最後に、今後の対策等についてですが、これまでもポンプ場の整備や水道の改修、維持管理に努めてきているところですが、やはりほぼ毎年、道路冠水上の被害が発生しているところでは十分認識しているところですので、このような状況を踏まえ、調整池の整備をはじめ、ポンプの増設や水路の改修など、様々な方策を引き続き調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** 2回目の質問に入ります。道下上五字文字周辺における冠水被害なんですけど、新田川下流の流下能力不足は、市が主体となって対応するとなっているんですけど、県の方に出向いて聞いたら、その状況が見えないと。要するに、平成24年から流下能力不足は理解しているのに、なぜされていないのか、そこについて伺います。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 今、議員から御指摘がありましたとおり、令和4年3月に、県が示した土地改良トータルプラン道下上地区設計業務委託報告書では、バイパス水路の設置、既設水路の改修、そして遊水池の設置という案を採用と言いますか、行うとした場合であっても、新田川の下流域に流下能力不足区間が生じることから、その点に関する対策も検討する必要がある旨が記述されており、県はこの点を捉えて、指宿市として、新田川下流域の問題をどう解決しようとしているのかを明確にしてほしいと要請を受けているのは、今の議員の御指摘のとおりでございます。

**○15番議員（新川床金春）** 市は平成24年から令和7年までの13年間に、新田川の流下能力不足の解消に向けて、どのような対策を行ったのか。端的に答えていただきたいと思います。そして、もし具体的な整備が行われていないのであれば、この課題を13年以上も自主的に改善しなかった、なぜしなかったのかを伺います。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 道下上地区のその冠水被害をこれから解決しようということで、25年3月からですね、るる、検討を重ねてきたということが事実でございます。実際に、25年3月に県が示した農業農村整備土地改良トータルプラン道下上地区調査設計業務委託報告書では、第1案として遊水池案、第2案として湊川へ流す案、第3案として新田川の全面改修

案が検討されたところでございます。ただ、その結果、第1案につきましては、維持管理や用地取得の面で問題があること、第2案は流域変更に伴う鹿児島県河川課との協議が必要なこと、事業費の高騰による経済効果の問題があること、第3案は用地取得、海面部の満潮位の問題があり、各案については、関係者と検討協議を重ね、最善な排水対策を講じることが重要であり、かつ、指宿市、受益者、地元住民との合意形成を図っていくという調査結果が出たところでは、それを踏まえまして、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、令和4年3月に改めて県に示していただいた土地改良トータルプラン道下上地区設計業務委託報告書では、二つの案があるという話を先ほどいたしました。そのうち、そのバイパス水路の設置、既設水路の改修、そして遊水池の設置という案を行った場合であっても、新田川の下流域に流下能力不足区間が生じることから、その点に関する対策も検討する必要があると書かれておりまして、県はこの点を捉えて、指宿市として、新田川下流域の問題をどう解決しようとしているのかを明確にしてほしいという命題をいただいたところです。そこで、その令和8年度の事業採択に向けて、令和7年5月にですね、その採択に向けた直前のヒアリングが行われたわけですが、この点について、県ともその採択に向けた最終打合せといたしますか、そういう位置付けだったんですけれども、そこで、やはり新田川下流域の問題というところについて、どう考えているのかということも改めて問われたということで、そこで、我々といましては、その協議結果を踏まえてですね、庁内で技術者、事務員を含めた18名の関係機関協議会というのを3回、実は今年度、開催しているんですけれども、そこで、こういう方向でいこうかということまで来ております。その上で、実際、来年度に向けてですね、来年度は、今、実際に被害が発生しているところ、五字文字交差点とか、あるいは警察署の下とか、実際に被害が発生しているところに関しては、令和8年度には早急に対策を講じたいということと、それから、新田川下流域に関しては、全体構想を策定をして、その上で、どういったことが下流域に対してできるのか、いろんな案があると思うんですけれども、そういったところも、あるいは事業費も含めてですね、検討していこうと思っております。以上でございます。

**○15番議員（新川床金春）** ありがとうございます。モニターをお願いします。私が五字文字交差点と言っているのは、農面道路から道下地区に降りてきたところなんですけれども、この赤で囲ったところが水害に遭っているというところでございます。私が聞いているのはですね、下流域は耕地林務課じゃなくて土木課が担当課なんです。土木課の方で何をしているのかと聞いているので、答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 新田川の流域不足につきましては、確かに我々も把握しているところではございまして、先ほども耕地林務課長が説明いたしましたように、関係課が集まりまして、る検討をしているところでございます。新田川全体の総合治水対策といたしまして、流域の解析や対策案の検討を、今、やろうとしているところでございます。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。次に事業計画案の協議内容、事業費及び効果についてですが、九州農政局、県・市と協議した内容について、ただいま答弁いただきましたが、基本的には国・県がやっていただけるということで、よろしいですか。

○耕地林務課長（村元重夫） 確かに県営事業ということで、県に実施していただくということにはなりますけれども、あくまでもやはりその地元の要望というのが元になっているというふうに思っているところでございます。

○15番議員（新川床金春） 早くできることを期待しておきます。この事業はですね、どのような体制でやってきて、今、答弁もありましたけど、実際、市民の生命、財産を守るために、何が大切なのかと思ったら、早くしないといけないんですよ。だから、この会議とか、年間何回ぐらいこれまでやってきたのか、分かっていたら教えてください。

○耕地林務課長（村元重夫） 詳しい回数といえば、少なくとも昨年9月以降の動きとしては、県の南薩地域振興局の農村整備課とは5回、それから県南薩地域振興局土木建設課指宿駐在さんとは1回、そして市長も11月にですね、南薩地域振興局の農林水産部長と建設部長と本件につき、直接意見交換会をやっております。先ほど申し上げたとおり、庁内では3回、約20名ですけれども、エンジニアも含めてアイデア出しといいますか、そういったことについても協議をしてきましたし、その後も3部協議といいますか、農水商工観光部、建設部、そして財政を握っている総務部による3部協議を経て、市としての方針をその後、こういうふうに行うということを決めた上で臨んでいくところでございます。以上です。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。令和2年11月に、コンサル会社より提案があったと思います。そして、令和4年10月28日、指宿校区公民館で開催された地区説明会では、2案のうちどの案が説明されたのか。そして、地域住民の方からどのような意見や要望が出たのか、お伺いします。

○耕地林務課長（村元重夫） 令和4年の説明会のときには、いわゆるバイパス水路の新設、それから既存水路の改修、そして、調整池の設置という案について説明を行い、そこで様々な御意見を頂いたというふうに承知しております。

○15番議員（新川床金春） ただいま答弁もらいましたけれども、バイパス水路、調整池案、令和4年度の時点でどのぐらいの事業費がされていたのか伺います。

○耕地林務課長（村元重夫） バイパス水路の設置、既存水路の改修、遊水池を設置する案については、その令和4年3月に県が示したトータルプランによりますと、当時の概算で、約3億8,800万円というふうに試算されているところでございます。

○15番議員（新川床金春） すいません、今の話でいきますと、流域カット案はどうなったんですか。

○耕地林務課長（村元重夫） 失礼いたしました。その湊川への流域カット案だと思うんですけ

れども、それに関しましては、当時の概算で約7億6,300万円と試算されているところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** ありがとうございます。新田川の上流に五字文字交差点があります。この流域がです、変更するのは大変なことだと県の職員から聞いてきましたけれども、実際、市は流域変更について、河川管理者である県の了解や許可を得ているのか。得ているのであれば、その内容をお示しいただきたいと思います。あるいは、県の承諾や許可を得ていないのであれば、なぜ流域カットを選択しているのか伺います。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 今、議員がおっしゃってくださったのは、おそらく農免道路上の水を一部、その市道中川道下線という路線がございます。東方簡易郵便局の目の前の通りのことなんですけれども、そこに流してというふうに理解した上での流域カットというふうに受け止めたところでございますけれども、それにつきましては、県南薩地域振興局土木建設課指宿駐在のほうに協議を申し入れているところです。今後もその協議を続けていく所存でございます。

**○15番議員（新川床金春）** 今、私が聞いていたのは、当初の2案の中の流域カットです。お願いします。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 湊川に流す案についての説明をさせていただきます。実は先ほど申し上げたバイパス水路の新設、それから、既存水路の改修、そして、遊水池の設置という、この三つがセットになった案とは別に、その湊川に流す案というのが検討されました。冠水地である五字文字交差点付近から地中にトンネルを掘りながら、市道に埋設管を布設していく推進工法を用いる案でございます。私道に管を布設する方法なので、原則として用地買収費が不要となります。具体的には、五字文字交差点をスタートとして、市道上曾山線を北上し、児童発達支援放課後のデイサービスのつむぎという事務所がありますが、そこを経由し、途中で会社があったりとかするんですけども、そこをまた更に上がって行って、国道226号の手前の交差点を左折し、市営湊川団地前を経由して湊川へ流入させようとするものでございます。令和4年の3月のトータルプランにおいて、この湊川に流す案がバイパス水路の新設、既設水路の改修、遊水池の設置案の参考資料として添付されており、当時の数字で申し上げますと、延長約1,300m、そして埋設管の口径が約1,650mmとして、事業費の概算が7億6,300万円と示されております。それが、なぜ廃案になったのかということでございますけれども、過去の経緯を紐解きますと、一つ目の理由として、流入先の湊川に五字文字交差点からの雨水を流入させた場合、湊川に断面が不足しており、その対策を市が単独で解消できなければ、湊川への排水に関する県の許可が下りないと言われたことがございました。二つ目の理由として、市道沿いに推進工を行う際に直角に曲がる場所が数箇所あり、開削区間は限られた道路幅の中では施工ヤードや迂回路の確保が必要となることや、道路線形に合わせた施工が技術的にも可能かなどの課題が非常に多く、加えて、工事前には、工事を

行おうとする沿線の宅地の事前調査などもしないといけなくて、先ほど申し上げた7億6,000万円ではとても足りないと、技術的、費用対効果からの面からも厳しいと、県から指摘されたことによるものでございます。

**○15番議員（新川床金春）** ありがとうございます。公文書に書いてありました。ありがとうございます。実際ですね、私が言っても分からない人たちがいるんですけど、課長が言っていただければ、しっかりと16人の人に伝わったと思います。実際ですね、河川課の方々が河川の流域ごとに整備計画をしていると。流域外の雨水を流入させるということは、流域変更は大変難しいということで、私は説明を受けてきました。先ほどの国・県・市の3者協議の場で、県は流域カットについてどのような説明をしたのか、お伺いします。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 新田川以外の、今、お話がありました湊川、あるいは二反田川に流すというようなことに対しては、確かにその協議先が、その県の農林水産部のその農村整備課というところが主になるんですけども、河川協議に関しては、また別な部署になるということで、県の南薩地域振興局の土木建設課の方になると思いますけれども、その両者のおっしゃっているところは、やっぱりその所管するその区域がやっぱり違うということもあるので、それに関しては協議はした経過はあるようですけども、それをもう言われて、なかなか難しいなという印象を本市としては持ったというふうに思っているところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** ありがとうございます。それでは、二反田川上流の冠水被害状況と整備計画について。まず被害の実態ということで、モニターをお願いします。先ほど私が言った二反田川沿いのガードレールの下に、これは、今さっき、市が説明したバイパスが流れていくところの正面です。そして、これが市営住宅があるところ。この二反田川の上流側はですね、水が氾濫するということで土のう袋がいっぱいしてあります。実際、ここに、令和7年第4回定例会です、雨水をバイパスで一部流すということで、言われたんですけど、浸水被害は起きないのか。そのことについて、答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 確かに流域の問題という難しい問題がございまして、新田川流域、そして、二反田川流域というのが隣接しておりますので、そこに対しましては慎重に解析をしなければいけないと考えているところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。ただいま答弁いただきましたけれども、このモニターで見ますと、道下地区の河川は氾濫しているのに、農免道路の約1.35haの面積の水を毎秒0.28立方メートル流すということです。これを時間でしますと、1時間当たり1,026tの水が二反田川に流れていくということになります。浸水被害があるところに1,026tの水を流した場合、道下地区の市民はどうなるのか伺います。

**○土木課長（東恵一）** 我々は、前回、関係課で現地視察をいたしました。現地視察をした中で、流域カットとの可能性もあるのではないかということの可能性を、今、調べようとして

いるところをごさいます、先ほど申しました流域に対しまして、もう一度解析を入れ、本協議の方に入っていきたいと考えているところをごさいます。

**○15番議員（新川床金春）** 県の職員は、もう、今、工事している二反田川の総合計画の中では、この雨水は計画していませんよということでした。実際、県がしっかりと二反田川を確保して市民の安全を確保する中に、なぜ農免道路の水がそちらに持っていかないといけないのか。実際、新田川下流域をです、どうにかすることで、対応できると私は思うんですけど、なぜ二反田川に流さないといけないのか。そこについて、再度、答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 先ほど申しました、その現地での確認をさせていただいた際に、このような可能性もあるのではないかとということでのお話ですので、まだ、正式協議に入っておりません。ただ、今、その中で流域を調べたり、流量を調べたりというのがごさいます。現地の側溝の大きさ等も調べながら、また本協議の方に入っていくところをごさいます。

**○15番議員（新川床金春）** 次に、近年の短時間強雨や線状降水型の想定を超える豪雨が各地で発生しています。新田川下流域では、指宿警察署前の市道が大雨のたびに道路が冠水し、車の沈水被害が発生しています。このような状況を見て、どのように捉えているのか、答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 最近の雨の降り方等も考えまして、確かに大雨の強いところが多くなっている近年です。今、議員がおっしゃられる警察署の前の道路冠水につきましては、御迷惑を掛けていらっしゃるところですが、満潮と大雨が重なったときには、やはり浸水被害が発生している現状を把握しているところをごさいます。このような対策といたしまして、道路のかさ上げ等々を考えながら、今度も検討してまいるところをごさいます。

**○15番議員（新川床金春）** 道路のかさ上げをするということで、今、答弁いただきましたけれども、どこをどうかさ上げするのか、答弁を求めます。

**○土木課長（東恵一）** 今、まだ検討段階ではごさいますが、ちょうど新田川の前後、約30m付近をかさ上げする予定でごさいます。

**○15番議員（新川床金春）** 今、前後30mと言われたんですけど、場所は想定できないんですけども、場所はどこなのか、お願いします。

**○土木課長（東恵一）** 警察署の前から、新田川の付近とお考えいただければと思います。

**○15番議員（新川床金春）** ありがとうございます。よろしくをお願いします。

次に入ります。新田地区ではですね、約30年前から開発が進み、なのはな館や新田ふれあい団地及びフットボールパークなど、大型施設が整備されてきました。なのはな館や新田ふれあい団地整備では、雨水対策として調整池が適正に整備されています。フットボールパークは駐車場、グラウンドで調整池機能があると言われたんですけど、この雨水対策は適正にされているのか。実際ですね、雨が降ったときの駐車場に行っても、水は溜まってないんですよ。私たちはそう説明を受けたけど、昨年8月台風襲来の際に、新潟口ポンプ場に行

くときの画像を私が見たらですね、全然水がそんなに溜まってない。調水機能がされていないと思うんですが、できるのかどうか、答弁を求めます。

**○建設部長（窪田幸一郎）** いぶすきフットボールパークのサッカー場、駐車場及び多目的広場は敷地外への排水部にオリフィスが設けられており、調整地として機能をしております。オリフィスが放流量を制限することで、大雨時には一時的に雨水を潮流し、下流側水路への負荷を抑える仕組みでございます。ただし、通常の雨ではオリフィスの排水能力が流入量を上回るため、水が溜まることはありません。30年確率豪雨のような大雨時にのみ潮流が生じる設計となっております。

**○15番議員（新川床金春）** 新田川下流域は過去の湛水防除事業に関して、将来的に親水公園を整備するという事で用地所得を行っていますが、間違いないか答弁を求めます。

**○建設部長（窪田幸一郎）** そのような理解で大丈夫です。

**○15番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。市長は、新田川の流末処理を市の単独事業で行う場合、非常に大きな事業規模になり、県の支援を頂きたいと答弁していました。このモニターの左側にある小さい道路がですね、旧新田川なんですね。そして、広大な土地が旧新田川と新新田川の間になります。そして、次がですね、これが御領ヶ池と言ってですね、野鳥が棲む場所であります。実際、旧新田川流域や御領ヶ池周辺にですね、比較的大きな土地があります。そして、その大部分をですね、市の土地開発公社が先行取得しております。この広大な土地を活用してですね、平時は市民の憩いの場として活用しながら、豪雨時には雨水を一時的に貯留する、雨水貯留型公園、いわゆる親水公園として整備することで、新田川下流の負担軽減につながる可能性があります。また、浸水機能と治水機能を併せ持つ多機能整備をすることで、国や県の補助事業の活用ができると、調査の結果、伺ってまいりました。新田川流域の流下能力不足をですね、貯水機能を持った親水公園を整備することで、私は少しは改善できると思っています。線状降水帯が発生したときに足りるか分かりませんが、ある程度はできると思いますので、この事業に取り組む考えはないのか、答弁を求めます。

**○建設部長（窪田幸一郎）** 親水公園には、御指摘のような効果が期待できる面もあると考えております。親水公園の可能性も含め、今後、総合的に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

**○15番議員（新川床金春）** 市長はですね、令和7年の第4回定例会の私の質問に対し、地元負担について、それが重いか軽いかということも考えていないと。これは県の事業ですから、決められた割合で、当然、地元が負担しなければならないと言っていました。そして、その後に、県の支援を頂きたいと。今、私が言っているのは、国・県の支援があるんですよ。市の持ち出しが2割程度で済むのかなと思うので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、再度、答弁を求めます。

○建設部長（窪田幸一郎） 繰り返しになりますが、その点については、総合的に調査研究をしてまいりたいと考えております。

○15番議員（新川床金春） よろしく申し上げます。次に、2番目の大牟礼・弥次ヶ湯排水区の浸水対策について。平成20年に実施した大牟礼・弥次ヶ湯排水区浸水解析業務はですね、いろいろなことをやっていると思いますが、実際、業務委託は何件して、事業費は総額で幾らぐらいになったのか、伺います。

○水道課長（安留和信） 平成22年排水区浸水解析業務委託につきましては、ここの解析に基づいて、新潟口雨水ポンプ場を、このあと、整備する形で作った計画でございまして、この計画についての委託は、1件で、契約金額といたしましては、546万円となっているところでございます。

○15番議員（新川床金春） 私の説明が足りなかった。浸水解析業務、雨水排水計画検討業務、費用便益分析業務、その他、いろいろなコンサル事業があったと思いますが、総体で幾らになるのかお願いします。

○水道課長（安留和信） 平成22年以降に、こういった委託業務といたしまして、5件を発注しており、合計で2,802万円の委託料となっているところでございます。

○15番議員（新川床金春） 次に、平成20年の排水区のことなんですけれども、実際、調査をして、新潟口雨水ポンプ場が整備されました。大雨のたびに大牟礼、弥次ヶ湯、潟口地区の道路は、約30cm冠水するという計画で整備されていまして。市民は冠水しないだろうと期待していたんですよ。そして、その計画の中にですね、調整池案というのがありました。湯之里調整池1万8千t、弥次ヶ湯ポンプ場調整池1万5千t、弥次ヶ湯団地調整池3千t、湯之里第1号調整池2,500tが貯留できるんです。この案は、現在の雨水管理総合計画の中でどのような位置に位置付けられて、この調査結果をですよ、どのように反映しているのか、お願いします。

○水道課長（安留和信） 調整池につきましては、これまでのいろいろな分析の中で有効であるというような部分もございましたが、平成28年度に実施いたしました浸水解析において、ポンプ場を造った場合、整備しなくても対応が可能であるとの分析結果が出たことから、建設をしない計画に、現在のところ、変更になっているところでございます。

○15番議員（新川床金春） それでは、令和2年度費用便益報告書について、伺います。ただいま答弁をいただきました、弥次ヶ湯雨水ポンプ場事業整備費用便益算出委託業務がありません。実際ですね、この内容を見ていただければびっくりします。モニターをお願いします。公共工事では一般的に、費用便益比はビーバイシーが1.0以上であることが事業採択の重要な判断理由になっております。この報告書では短期計画では事業費25億8千万円に対し、便益3億9千万円、費用便益費は0.16。長期計画では総事業費70億9,700万円に対し、ちょっと真ん中の数字が間違っていましたけど、費用便益は4億3,900万、費用対効果ビーバイシーは

0.06です。これで、公共事業を取り入れるということによろしいのでしょうか。これでは国の事業は絶対取り入れられませんよ。それは私が県庁に行って、県の職員から聞きました。なぜ、これ、先ほどの答弁で、公共事業と、この問題が発生しているのに、令和4年にこの問題が分かっていたわけですから、3年間、何をしていたのか、答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** これまでも大牟礼、弥次ヶ湯排水区におきましては、様々な補助事業等を活用できないかとか、そういった部分、あと調整池を含め、水路の改修、かねての水路の維持管理などの、浸水被害の軽減に努めてまいってきたところでございますが、これまでも、先ほど申しあげましたように、有効な事業等ができないかというものを含めて調査研究をしてまいってきたところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** 次に、今後の浸水対策について、県が昨年末、市町村向けに公募した防災安全交付金事業について、本市にも活用の打診があったと伺っていますが、どうだったのか、答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** この交付金事業を実施するに当たって、整備計画の策定が必要となっており、現在、本市の整備計画はポンプ場の新設となっているため、ポンプ場以外の事業を実施する場合は、計画を変更する必要があったことから、この時点では、その補助事業の活用ができなかったところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** 令和4年にビーバイシーが0.16なんですよ。公共事業はできないのに、なぜ、それを変更しなかったのか。防災安全交付金事業は費用便益による厳しい制約がない、小規模事業でも活用できる、市町村も取り組みやすい制度だと伺っております。市はこの防災安全交付金事業の利便性をどのように捉えているか、答弁を求めます。

**○水道課長（安留和信）** 繰り返しになりますが、先ほど申しあげましたように、大牟礼、弥次ヶ湯排水区におきましては、これまでも新潟口雨水ポンプ場の整備をはじめ、仮設ポンプの設置や水路の改修のほか、土砂の浚渫などの維持管理を実施し、浸水被害の対策に取り組んできたところでございます。しかしながら、大雨や台風の際に満潮と重なった場合など、依然として浸水被害が発生していることも認識しているところでございます。つきましては、早期に事業着手をすることができるよう、対策の方法や事業効果の検証、補助事業などの要件等の確認を行うとともに、具体的かつ実現可能な浸水対策について、現在の計画の見直しも含め、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** ありがとうございます。県が言っている防災安全交付金事業は、採択要件が比較的柔軟で、交付税措置されるので、市の負担は約3割程度だと伺っております。この事業は、小規模な調水池整備や機動的な浸水対策に適した制度です。市民の生命、財産、安心・安全で生活できる環境を一日でも早く確保するため、本市として早期に取り組む考えはないか、伺います。

**○水道課長（安留和信）** これまでも取り組んでまいったところではございますが、そのような

交付金、補助金、そういったものが活用できないか、事業の規模や内容等、今後も引き続き調査研究、検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。

**○15番議員（新川床金春）** 浸水対策は市民の生命、財産を守る極めて重要な防災課題です。この問題は30年以上にわたり、地域の皆さんが不安を抱えながら生活してきた課題であります。市民が求めているのは、これ以上の調査や検討ではなく、具体的な対策を前に進めてほしいという切実な願いがあると思います。そこで、最後に市長に伺いますが、市民の生命と財産を守るため、この浸水対策に本気で向き合い、具体的な対策を前に進める決断をされるのか。市民の不安に応えるため、市長の明確な決意を示していただきたいと思います。そして最後に、市民はただ安心して暮らしたいだけです。その思いに、市長はどう応えるのか、よろしくをお願いします。

**○市長（打越明司）** 今日、二反田川及び新田川、それぞれの水系についての防災についての議論を聞かせていただいております。もとより、市の自治体としての最大の責務は、市民の財産、市民の生命をしっかりと守っていくということが第一の基本であります。よって、この新田川につきましては、今、いろいろなお話がありましたけれども、様々な課にまたがっている事業でありますので、今回、その大きな流れとしては、道下上地区の事業を進めていく上でも、実は全体計画がしっかりでき上がっていかないと、県が国との協議をしていく上で、どうしても不十分だということになるということになるということで、指宿市の方でも、この流域全体の総合治水の計画を作っていく必要があるということ、私たちも認識しているところであります。そのためには、実はこれまで過去に作ってきた調査ではですね、数字も入れている、これまで前提になっていた数字や、雨量や頻度が、全部、今、変わってきております。実際に、この道下上地区の計画についても、以前やったときと、6年度の結果については、ずいぶん結果が違ふ。これはやっぱり、非常にこの激甚化、頻発化する前提で、入れる数字も変わってきておりますので、指宿市としても、この総合的な新田川に関して言えば、その総合的な治水計画を、新たな数字を入れた形で、しっかりと専門家を連れてですね、計画を練り直す必要があります。その上で、それぞれの役割、河川の改修であったり、調水池の、例えば、浚渫、少し、もっと深く、調水量を増やしていくとか、あるいは、耕地の方でやっていく事業であるとか、これを組み合わせながらやっていく必要があります。同じように、大牟礼地区、弥次ヶ湯地区につきましても、これまでちょうど4年の調査の中で、これまで市が目指していた計画は、この方法では国の支援を受けられないということも分かった時点で、これについては、新たな方法をできるだけその調査検討を進めるようにということで、私の方も指示を出してまいりましたが、今、水道課長の方から答弁がありましたように、これまでの方法を見直して、一気に全てを解決することはできないかもしれないけれども、一つ一つ積み上げていく形で、何から着手しなければいけないのか。これもですね、実は面として総合的に検討するためには、どうやら私どもの技術者レベルだけで

はどうも力が不足ということで、そういったことの専門的な見地からコンサルティングを受けたり、計画をですね、もう一回、分析してもらおうという必要がありますので、そのことについてはしっかりと着手をしていきたいというふうに思っているところであります。いずれにしても、停滞がないように、一步一步しっかりと進めていきたいということを、改めて申し上げておきたいと思えます。

**○15番議員（新川床金春）** 市長は中学校の卒業式で、子供たちにチャレンジと言いました。市民の生命と財産を守るために、いろんなところで、もう調査研究はしています。しっかりと前に進んでいっていききたいと申し添えて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（下川床泉）** これにて、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時28分

**○議長（下川床泉）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第36号～議案第38号一括上程

**○議長（下川床泉）** 次は、日程第3、議案第36号、指宿市立利永保育所条例の廃止について、から、日程第5、議案第38号、令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（打越明司）** 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件2件の計3件であります。

それでは、議案の提案理由につきまして、まず議案第36号、指宿市立保育所条例の廃止についてであります。

本案は、指宿市利永保育所について児童数が減少し、今後も児童数の増加が見込めないことから、令和7年度末をもって閉所するため、この条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第37号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、及び議案第38号、令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、までの2議案であります。この2議案は、各会計の歳入歳出予算の総額について、一般会計に935万円を、介護保険特別会計に1,562万円を、それぞれ追加しようとするものであります。

詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（渡部徹也）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。追加提出議案の3ページを御覧ください。

議案第37号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和8年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ935万円を追加し、歳入歳出予算の総額を299億6,335万円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費2,961万4千円の補正につきましては、利永保育所の閉所に伴う職員人件費等の児童福祉費からの組替え並びに高齢者訪問給食サービス事業に係る委託料及び介護保険特別会計への繰出金を計上しようとするものです。

16ページを御覧ください。

同じく、項2児童福祉費3,901万4千円の補正につきましては、利永保育所の閉所に伴う職員人件費等の社会福祉費への組替え及び会計年度任用職員報酬等の減額をしようとするものです。

款5農林水産業費、項1農業費1,875万円の補正につきましては、2月8日から9日にかけての積雪、低温による農作物被害に係る農業災害緊急資金利子補給事業及び寒波等被害営農再開対策支援事業の補助金を計上しようとするものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款13分担金及び負担金80万5千円及び款21諸収入41万5千円の補正につきましては、利永保育所の閉所に伴い、保護者負担金及び副食費徴収金を減額しようとするものです。

款19繰入金1,057万円の補正につきましては、今回の補正に係る財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民福祉部長（冨永敏尚）** それでは、命によりまして、市民福祉部所管の議案について追加して御説明申し上げます。提出議案の1ページを御覧ください。

議案第36号、指宿市立利永保育所条例の廃止について、であります。

本案は、児童数が減少し、今後も児童数の増加が見込めないことから、指宿市立利永保育

所を閉所するため、この条例を廃止しようとするものであります。なお、現在入所している児童につきましては、卒所やほかの保育所への転所等により、本年3月末に退所し、4月には入所児童がない見込みであることから、令和7年度末をもって閉所することとし、附則において、施行日は令和8年4月1日としているところでございます。

続きまして、提出議案の4ページを御覧ください。

議案第38号、令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、でございます。別冊の令和8年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の23ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,562万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億432万6千円にしようとするものであります。

今回の補正予算は、高齢者訪問給食サービス事業に係るものでございます。当該事業を活用している利用者数は、地区によって1件当たりにより要する経費に差が生じておりますので、そして、年々その傾向は大きくなりつつあるところでございます。配食数の少ない地域を担う事業所にあつては、事業継続が困難となることが予想されることから、地域による格差の均衡を図るため、山川・開聞地域及び指宿地域の池田・今和泉地区の1食当たりの単価を1,200円、指宿地域の池田・今和泉地区以外の地区の1食当たりの単価を980円といたしまして、令和8年度予算に計上した高齢者訪問給食サービス7,627万6千円に1,562万円を増額補正いたしまして、9,189万6千円にしようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時37分 |
| 再開 | 午後 | 2時37分 |

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第36号～議案第38号（質疑、委員会付託）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第36号及び議案第38号の2議案については、総務厚生委員会に付託し、議案第37号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

## △ 散 会

○議長（下川床泉） お諮りいたします。

3月17日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、3月17日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 下林山 晴 美

議 員 小荒田 大 樹

# 第 1 回 定 例 会

令和 7 年 3 月 26 日

(第 5 日)

## 第1回指宿市議会定例会会議録

令和8年3月26日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第13号 第三次指宿市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第3 議案第14号 指宿市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第4 議案第16号 指宿市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第17号 指宿市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第19号 指宿市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第20号 指宿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第36号 指宿市立利永保育所条例の廃止について
- 日程第9 議案第18号 指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 権利の放棄について
- 日程第11 議案第15号 土地改良事業計画の一部変更について
- 日程第12 議案第21号 指宿市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第13 議案第22号 指宿市営住宅管理条例及び指宿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第14 議案第23号 指宿市新小田奨学資金基金条例の廃止について
- 日程第15 議案第24号 指宿市新小田奨学資金条例の廃止について
- 日程第16 議案第25号 令和7年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第17 議案第26号 令和8年度指宿市一般会計予算について
- 日程第18 議案第37号 令和8年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第27号 令和8年度指宿市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第20 議案第28号 令和8年度指宿市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 議案第29号 令和8年度指宿市介護保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第38号 令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第30号 令和8年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について

- 日程第24 議案第31号 令和8年度指宿市水道事業会計予算について
- 日程第25 議案第32号 令和8年度指宿市公共下水道事業会計予算について
- 日程第26 議案第33号 令和8年度指宿市温泉配給事業会計予算について
- 日程第27 議案第39号 監査委員の選任について
- 日程第28 議案第40号 副市長の選任について
- 日程第29 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第30 閉会中の継続調査について
- 日程第31 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

1 番 議 員	平 峰 嘉 代	2 番 議 員	上 菌 哲 司
3 番 議 員	竹 山 徹	4 番 議 員	下林山 晴 美
5 番 議 員	小荒田 大 樹	6 番 議 員	大 村 清 文
7 番 議 員	松 下 知 恵	8 番 議 員	前 原 五 男
9 番 議 員	東 勝 義	10 番 議 員	新宮領 實
11 番 議 員	恒 吉 太 吾	12 番 議 員	東 伸 行
13 番 議 員	西 森 三 義	14 番 議 員	福 永 徳 郎
15 番 議 員	新川床 金 春	16 番 議 員	下川床 泉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	打 越 明 司	副 市 長	黒 永 英 樹
教 育 長	田之上 典 昭	総 務 部 長	渡 部 徹 也
市民福祉部長	富 永 敏 尚	農水商工観光部長	鴨 崎 一 郎
建 設 部 長	窪 田 幸一郎	教 育 部 長	湯ノ口 繁 生
総 務 課 長	濱 上 和 也	人 事 秘 書 課 長	木 下 英 城
企画政策課長	東 忠 孝	財 政 課 長	上 村 圭一郎
水 道 課 長	安 留 和 信		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	池水拓也	主幹兼調査管理係長	下川裕一
主幹兼議事係長	川畑裕二	議事係主査	徳留洋美

△ 開 議

午前10時00分

○議長（下川床泉） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（下川床泉） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、大村清文議員及び松下知恵議員を指名いたします。

△ 議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号、議案第36号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第2、議案第13号、第三次指宿市総合振興計画基本構想の策定について、から、日程第8、議案第36号、指宿市立利永保育所条例の廃止について、までの7議案を一括議題といたします。件名の朗読を省略いたします。

7議案は、総務厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務厚生委員長の報告を求めます。

○総務厚生委員長（前原五男） 総務厚生委員会へ付託されました、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号及び議案第36号の7議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月26日、27日、3月3日及び16日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号及び議案第36号の6議案については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第13号については、反対討論として、第三次指宿市総合振興計画では、子どもを安心して産める支援体制の整備と掲げ、子ども・子育て支援の充実をうたっております。既に令和7年度開始されており、第二次指宿市健康増進計画は、平成30年度から実施中の計画の延長線にあることから、新たに飛躍的な政策や大胆な展開をすることは言えない状況であります。さらに、令和7年度第4回定例会において、市が示した学校給食及び子ども医療費18歳までの無償化が実施できない理由の説明と比較しても、その課題が具体的に改善された形跡が見受けられない。一方、市長は施政方針の中で、人口減少が進む日本において、ひとを制するものこそが地域間競争に生き残り、産業や企業間競争に勝ち残れると発信しています。若い世代、女性、あらゆる分野の後継者への支援に重点的に取り組むと発信していま

す。しかし、第三次総合振興計画には、それが入っていませんでした。本市が最優先で取り組む課題は、人口減少、特に少子化対策だと思います。そういうものが入っていないことを確認しましたので、この計画には足りないところがあるということで反対します、というものが、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、議案第13号について、第三次指宿市総合振興計画において、16歳から18歳の子供のための医療費関係はどこに含まれているのかとの質疑に対し、計画の(2)子育てへの悩みや不安を解消する支援の充実の中に、内包されていると考えるとの答弁でした。

意見として、南薩のリーダーになるくらい、人口減対策に取り組んでいただきたいというものと、こども家庭センターが設置されるようだが、その充実化を図っていただきたいというものがありました。

次に、議案第14号について、指宿市過疎地域持続的発展計画について、子ども医療費助成費が記載されているが、前と比較して変わったところがあれば教えてくださいとの質疑に対し、基本的には前回の計画を踏襲しているが、保育所地域活動事業について、本事業を活用する事業所がなくなったことから、事業計画から除外するなど一部変更しているとの答弁でした。

意見として、人口減少が厳しい中、指宿は更に減少が進んでいる。人口減少を抑制するための施策をしっかりと盛り込んでいただきたいというものがありました。

次に、議案第16号について、これまでどこに派遣をされていて、今回、なぜ改正が必要になったのかとの質疑に対して、これまで、いぶすき観光デザインや土地開発公社等に派遣している。自治研修センターへの派遣を行うために、条例改正を行うものであるとの答弁でした。

意見として、職員の派遣でレベルアップにつながるような取組をしていただきたいというものがありました。

次に、議案第19号について、国民健康保険税条例を改正し、安定的な財政運営及び健全化のために、これだけの値上げをした場合、幾らぐらい税収が上がるかとの質疑に対し、令和7年度と比較して、約400万円の増収になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第20号について、特定乳児等通園支援事業は、0歳から3歳までの子供は月10時間ほどまで預けられるということだが、これを利用する人はどのくらいいるのかとの質疑に対し、生後6か月から3歳未満で保育園に通っていない子供が対象で、市内に約130名いるが、そのうち利用率は先行自治体を参考にして、約1割を見込んでいるとの答弁でした。

こども誰でも通園制度の認定を受けた事業所は何箇所あるかとの質疑に対し、現在、認可申請を受けているのは池田保育園と成川保育園の2事業所であるとの答弁でした。

意見として、保護者の負担軽減のためにも多くの方が利用できるように、制度の周知徹底に努めていただきたいというものと、市内の幼稚園・保育園の中に14園、まだ空きがあるということなので、しっかりと説明をして、子育てのために子ども誰でも通園制度を実施してほしいというものがありました。

次に、議案第36号について、利永保育所では入所児童がいるが、閉所後の行き先は決まったのか。また、卒園式はどうなっているかとの質疑に対し、入所児童10人のうち、卒園する児童が4人、転所先が決まった児童は4人、残りの2人の児童については市外への転出を予定している。また、卒園式と閉所式を同時に開催するとの答弁でした。

意見として、卒園式と閉所式を同時に行うということなので、児童に負担がないように万全の体制で行ってもらいたいというものがありました。

なお、議案第17号については、質疑・意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。新川床金春議員。

○15番議員（新川床金春） 私は、議案第13号、第三次指宿市総合振興計画基本構想に対し、反対の立場から討論いたします。

まず、本構想に掲げられている、子どもを安心して産める支援体制の整備、子育てしやすい体制、支援の充実、この方向性そのものについては、私も強く共感するものであります。また、これまで本市が積み重ねてこられた取組についても、一定の評価をするものであります。そのうえであえて申し上げます。本構想は今後10年間の本市の進む方向性を定める最も重要な指針であります。だからこそ、今この段階でもう一步踏み込んだ、優先順位を明確にすることが必要ではないかと考えております。

令和7年12月定例会において、子ども医療費の18歳までの無償化、県内19市のうち14市が実施していることが明らかになりました。本市の必要な財源は年間約2,200万円とされております。さらに、申し上げますと、子育て支援政策は個別計画で対応すると、議案審議や委員会審査の中で答弁いただきましたが、第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画は令和7年3月に作成されております。そして、令和7年12月には支援はできないということでした。つまり、本市では子育て支援の方向性や施策の整理をする準備は整っていると思いますが、しかしながら、その内容を見ても、子育て支援を最優先政策として位置付ける明確な意思までは示されていないのが現状であります。

委員会の中では、先ほど言った第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画など、個別計画を基にするということではありませぬ。それがあつたのであれば、私はここで反対したい、対立したいのではありませぬ。むしろ、議会として、このまちの未来のために何を優先するのかわ、その方向性を皆さんと共有したいと考えております。

市長がこれまで述べてこられた、ひとを制するという言葉は、これからの時代においては、人に選ばれるまちになるということに通ずるものではないでしょうか。そして今、選ばれるまちになるかどうかは、若い世代、子育て世代に選ばれるかどうかにかかっています。子ども医療費の無償化、学校給食の無償化、これは単なる福祉政策ではなく、未来への投資であり、本市の魅力そのものであると私は思います。だからこそ、できればやるではなく、最優先で取り組むという意味をより明確に示すことが今、求められているのではないのでしょうか。

ここで特に申し上げたいことは、初めての議決だから何を優先する議員がいるのかわ、市民はしっかりと見ています。この構想に賛成するか、あるいはもう一步踏み込んだ形を求めるか。その判断はそれぞれの議員の姿勢ですが、市民はしっかりと議会の流れ、そして、議会だよりを見ながら判断しております。

本議案は多くの重要な視点を含んだ意義ある計画であります。しかしながら、子育て支援を本市の柱として、より明確に位置付ける余地があると感じております。そうした思いから、本議案に対し、現時点では賛成することはできません。これは否定ではなく、より良い計画へと高めるための前向きな意思表示であります。最後に申し上げます。未来は待つのではなく、今ここで議員が選ぶものであります。その選択が10年後の指宿をつくります。各議員におかれましては、御自身の思いと市民の期待に照らし合わせ、最も相応しい判断をされることをお願い申し上げます、反対討論とさせていただきます。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号及び議案第36号の6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は、可決であります。

6議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第19号、議案第20号及び議案第36号

の6議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、第三次指宿市総合振興計画基本構想の策定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（下川床泉） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第18号（委員長報告）

○議長（下川床泉） 次は、日程第9、議案第18号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務厚生委員長の報告を求めます。

○総務厚生委員長（前原五男） 総務厚生委員会へ付託されました、議案第18号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月26日、全委員出席のもと、関係職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、指宿市が最優先で取り組む問題は、人口減少、特に少子化である。子ども医療費の助成を18歳まで拡充するために必要な予算は、2,300万円と確認している。ふるさと応援基金を使って、条例第6条第1号に子ども・子育てを重点とする項目を入れてほしいというものがあり、起立採決の結果、起立多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

指宿市ふるさと応援基金条例第6条に六つの事業が載っているが、この中で子育て支援ができる項目はどこにあるかとの質疑に対し、第6条第1項第4号の、すべての人が健やかに生き生きと暮らせるまちづくりに関する事業と、第5号の郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人

材を育むまちづくりに関する事業の二つに該当すると考えているとの答弁でした。

意見として、他の自治体で、ふるさと応援基金の使途に、子ども・子育てに関する事業に使えるという項目を入れている自治体があるので、検討してもらいたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

△ 議案第18号（修正案説明）

○議長（下川床泉） 本案に対しては、新川床金春議員ほか5名から修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

○15番議員（新川床金春） おはようございます。議案第18号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、に対する修正案の提案理由を申し上げます。

本議案は、第6条第1項中、本市の目指す将来都市像を実現するを削除し、各号の分野に整理するものであります。しかしながら、本市の現在直面している最大の課題は、人口減少、とりわけ、少子化の対応であると考えます。市長は施政方針において、人口減少が進む中、人を中心に据えたまちづくりの重要性を強調され、ひとを制するものが地域間競争を勝ち抜くとの認識のもと、市政運営に取り組む考えを示しております。その方針に照らせば、未来を担う子供たちへの支援、すなわち、教育の充実と子育て支援は、あらゆる施策に対して優先する事業ではないかと私は考えております。また、近隣自治体においても、ふるさと応援基金を活用した子育て支援の取組が進められております。本市においても同様に、子育て世代の負担軽減や将来への投資として、積極的な位置付けが必要と私は思っております。よって、本修正案第6条第1項1号として、未来を担う子どもたちの教育の充実及び子育て支援に関する事業を新たに加えるとともに、原案の各号を1号ずつ繰り下げ、2号から7号とするものであります。この修正は、市長が掲げる、人を中心としたまちづくりを具体的に制度へ反映し、本市の将来に向けた明確な意思を示すものであります。議員各位におかれましては、本修正案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時54分

（大村清文議員，東勝義議員，入場せず）

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第18号（質疑，討論，表決）

○議長（下川床泉） これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松下知恵議員。

○7番議員（松下知恵） 子供たちの子育て支援は、大変重要な取組であると考えております。その上で伺います。今回の原案において、条例に定められている六つの項目の中で、こうした子供の教育や子育てに関する取組はどこに含まれているのか、議論の内容を教えてください。

○総務厚生委員長（前原五男） このような質疑がありました。指宿市ふるさと応援基金条例第6条に六つの事業が載っているが、この中で子育て支援ができる項目はどこにあるかという質問がありました。それに対して、第6条第1項第4号のすべての人が健やかに生き生きと暮らせるまちづくりに関する事業と、第5号の郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人材を育むまちづくりに関する事業の二つに該当するという答弁がありました。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、上蘭哲司議員。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、上蘭哲司議員。

○2番議員（上蘭哲司） まず、この議案第18号の修正案について質疑いたします。

修正案のほうでは、(1)に子どもたちの教育の充実及び子育て支援を追加していますが、この内容は原案の(4)すべての人が健やかに生き生きと暮らせるまちづくりに関する事業と、(5)郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人材を育むまちづくりに関する事業の二つに含まれていると、執行部からの答弁がありましたし、先ほども委員長からもその答弁がございました。それにも関わらず、この(1)子どもたちの教育の充実及び子育て支援を追加しようとしているのはなぜでしょうか。御質疑いたします。

○15番議員（新川床金春） 私は、議案質疑もしたし、委員会審査でもいろいろ質疑しました。その中で出たのは、個別計画というのがあって、それを基に指宿市は動いていますとい

うことなんです。私が資料を見させてもらったら、令和6年3月に改定された書類、そして、令和7年3月に改定された書類を基に、その子育て支援をする、そして、だけど、それを基にするということでありました。見たけれども、その中には、委員会で答弁もらった内容がどこにもありませんでしたし、それを担当課とかいろんな方にも見てもらいました。実際、子供を支援するという事は、私は、人口減少が厳しいこの地域で、指宿を元気にするためには絶対に取り組まないといけないということ、もう常々言ってきました。子供がいない地域は衰退していきます。そして、私は近隣の市の方々とも話しました。隣の南九州市の顛娃町（191頁に訂正あり）は、去年だと思えます。まだ7年度はですね、出ていませんので。6年度の出生数が38名と、地域間競争に負けているというニュアンスの話を昨日聞きましたので、どうしたら良いのけど。そして、ある方が、若い方々を呼び込まないといけない。そういう取組を市長に提案しているんだけど、という話です。実際、人が増えないといけない。そのためには、子供を産み育てやすい環境をつくる。これがですね、令和7年12月議会の中での答弁で、そういう思いは何も感じられなかったんですよ。だけど、議案質疑の中でもいろんなところでも、第三期指宿市子ども・子育て支援事業計画の中に入っているとか、何々に入っていますよということは言いますが、見ましたけど、そこは入っていませんでした。ですので、しっかりとその部分は明文化して、全国の自治体でもですね、子ども・子育てを充実するため、市長の施政方針の中にもありました。全国で人口減少が進んでいるんですよ。それをどうするかということは、ふるさと納税を活用して、若い人たちが住みやすい地域に取り組んでいくのが一番だと思いましたので。そして、私は全国でいろんなところに勉強に行っていますので、そして、研修の場でもいろんな人たちと話した中でもそういう話が出ていますので、私は一本筋を通したふるさと納税の使い道に、子供の教育と子育ての充実が一番だと思っているので、1項目に入れさせていただきました。よろしいでしょうか。

○議長（下川床泉） 答弁を簡潔にお願いいたします。

○2番議員（上蘭哲司） ただいま御答弁いただきました。議員の熱意、思い、十分に私も思うところはあるんですが、この修正案に関しましては、（1）追加された、子どもたちの教育の充実及び子育て支援は、原案の（4）と（5）に含まれているということに加えまして、既に先般議決された議案第13号との関連を考えると、新規に（1）を追加すること自体が重複と言いますか、整合性が取れないと思っております。この点についてはどうお考えか、お聞きしたいと思います。また、議案第18号は、議案第13号とリンクしている議案ですが、その議案第13号の内容をしっかりと把握されておられるのか。把握されておられるのであれば、なぜ議案第18号のみ修正案を提出して、議案第13号には修正案を提出されていないのか。これは13号と18号はリンクしているということですので、18号のほうへ修正案を提出されているのであれば、第13号にも同じように修正案を提出されるのが筋ではないかと思うのですが、

出されなかった理由も合わせて御質疑いたします。

○15番議員（新川床金春） 議案13号は、職員が長年かけて作り上げた指宿市の10年を目指した書類であります。その中に修正したかったんですけど、いろんな方とお話しする中で、やっぱり、自分の思いは子育てだよと。子供を産み育てる環境がないと指宿は駄目だということだけがこの問題にあるので、大枠の中でその問題に対して修正案を出して良いのかという葛藤もありました。ですので、18号は1号入れるだけです。ほかのところを触ることでなくて、未来を担う子供たちの教育の充実と子供の支援と、子育て支援ということだけが、もう本当にシンプルに入れて、みんなが分かりやすいようにしたので、私の中では足したかったけど、いろんな方と協議した中で、職員が一生懸命作ったものに対して、私は先ほども言いましたけれども、良い方向に行ってほしいという思いがあるので、ここだけをみんなの前で修正をさせていただいたところであります。よろしくお願いいたします。

○2番議員（上園哲司） 議案第13号には参考資料として、総合振興計画（案）が提出されております。この計画案の33ページから34ページに子育てしやすい体制、支援の充実、37ページから40ページに教育環境の充実に関する内容がはっきりと明記されており、関連する個別計画もしっかりと示されております。これとリンクした内容になっている議案第18号は、執行部が説明するとおり、子どもたちの教育の充実及び子育て支援についても盛り込まれていると考えております。これに修正案の（1）を追加した場合、内容が重複することになります。子どもたちの教育の充実及び子育て支援だけが重複することになりますし、このほか、指宿市は産業や福祉の充実など、様々な事業を行っておりますので、逆手に取れば、ほかの事業は掲載しなくても良いというお考えなのでしょうか。重複するという点を合わせて、よろしくお願いいたします。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。私は重複するとは思っておりません。子供の16歳から18歳までの子どもの医療費の無償化、年間2,200万あればできるんです。実際、指宿に住んでみたいなという方を増やすための政策であって、私はいろんな号はあるけれども、その6号の中に特に子育てを充実しようという言葉を盛り込んだわけであって、いろいろあるけれども、その中で一番ですよ。指宿はこれを主にしていますよというのを皆さんに知ってもらうために、修正案に入れました。よろしくお願いいたします。

○議長（下川床泉） 次に、松下知恵議員。

○7番議員（松下知恵） 子供たちのための施策であるからこそ、修正案に対して財源の在り方について確認させていただきます。子供たちを支えたい、子育て世代を応援したいという思いは私も全く同じであります。その上で、お伺いいたします。今回、活用しようとしているふるさと応援基金は寄附によるもので、毎年安定して確保される財源ではありません。こうした財源を継続していくことが前提となる、子育て支援に充てることについて、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。ふるさと応援基金は国が都市と地方の税収格差是正や地方創生を目的とした、2008年に制定された事業であります。全国の自治体がふるさと応援基金をしっかりと取り組んで、その中で地域に足りないもの、何が一番かなということを考えた時に、ふるさと応援基金の中から子育て支援に充当している自治体が多いようです。私は令和7年12月、南薩3市を回りました。その中で、ある市から聞いたのはですね、ふるさと納税のふるさと応援基金をですね、活用して、子育て支援いろいろやっているけれども、その中でも一市が突出した事業をしているので、自分たちは負けてると。二市の方が言っていました。さらに、何をすれば良いのかなと、ほかの事業を削るかなということを思っているがよ、というお話も聞きましたけれども、私がふるさと応援基金の中からまず、子育てをしてくださいということをこの条例に入れているだけであって、私が思っているのは、今、足りないのは2,200万の医療費と、あと学校給食、中学生の約5千万円がこの中に充当されれば、指宿の子供たちは安心して住み育てやすい環境にあるのかなと思います。ですから、ふるさと納税というのは国が主導しているものであり、指宿市は去年は18億でしたけど、今年は19億を目指しております。減るほうじゃなくて、上を目指しています。私は市長には20億30億を目指してほしいなと思うところがあるんです。そういうことで、その財源があればそういうこともできるのかなと思ひまして、1項目に入れさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

○7番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、仮に寄附額が減少した場合、子供たちへの支援はどのように維持されるのでしょうか。支援が続いたり続かなかったりすることは、子どもたちにとって望ましい形とは言えないと感じておりますが、その点についてのお考えもお聞かせください。

○15番議員（新川床金春） ありがとうございます。実際ですね、先ほども言いました。子育て支援の中の医療費無償化は2千万、そして、学校給食は今まで5千万出してなので、市が最終的に持ち出すのは1千万ぐらいなんです。3,200万、4千万ぐらいあればですね、子供の子育てはしっかりとできていくと思います。もし、ふるさと納税自体を国がですね、政策としてやめた場合はなくなるかもしれません。しかし、指宿の特産品をしっかりと整備してですね、増やして、全国から寄附を求めるこの努力を行政がしっかりとやると私は信じているので、子育て支援ができると思っております。よろしくをお願いします。

○7番議員（松下知恵） 先ほどの総務厚生委員長の答弁、そして、同僚議員の質疑の中にもありましたけれども、原案の中でも子どもの教育や子育てに関する取組は既に含まれていることが確認されております。その中で、あえて今回、このように文言として明記することによって、具体的にどのような効果やメリットがあるとお考えなのか、また、その根拠についてどのように整理されているのでしょうか。お伺いいたします。

○15番議員（新川床金春） このふるさと応援基金の条例の中に含まれているということでは

たけれども、実際、中学校の給食費は無償化になったんでしょうか。実際、6,000万ぐらい要るといような話は聞きましたけれども、やっぱり、私はしっかりと財源確保をしながらですね、文言では言っても、文章の中であっても、実践するかしないかなんですよ。ですから、6項目の中に1項目入れて、これが一番大事なものですよということ入れることで、市長がこの問題はしないとイケないね。だって、市長が施政方針の中で言っているんですよ。ひとを制するものは地域間競争に勝つという。そして、南薩4市の中の3市がやっていることを指宿はやっていないので、私はそこに一緒に取り残されないように、勝ち上がるように、この条例の1項目に入れた思いがあります。ですから、私は松下さん、そして、上菌さんが私の修正案に質疑していただいて助かったのは、こういう言葉をですね、市長に訴える時間が、あの時はなかったけど、ここであることが本当に嬉しく思います。だから、市民は見ていますよ。そして、20代、30代、40代の人たちは、そうあってほしいとしっかり思っております。ですから、議員の皆さんが未来の指宿、10年後の指宿をどう見るか、そういうことを考えた時にはですね、ここで重複するかもしれないけど、充足しようねという考えを持っていただければですね、すばらしい指宿ができていくのかなと、私は思っております。以上。よろしいでしょうか。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西森三義議員。

○13番議員（西森三義） 議案第18号の原案に賛成の立場で討論いたします。

総務厚生委員会では、先ほども委員長報告で取り上げられた質疑のほかにもですね、様々な議論がなされました。その中で、議案第18号の原案に示された(4)と(5)で、どのような事業にふるさと応援基金を充当していくのかを執行部から説明がありました。まず(4)の、すべての人が健やかに生き生きと暮らせるまちづくりに関する事業においては、基本計画に子育てしやすい体制、支援の充実という項目を、第三次指宿市総合振興計画の中で33ページに明記しており、これに関する事業に充てていくという説明でした。次に、(5)の郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人材を育むまちづくりに関する事業においても、基本計画に教育関係の充実が37ページ、生涯学習、文化芸術の振興については41ページ、心豊かな人材育成の推進、これについては43ページの中で明記しており、これに関連する事業に充てていくという説明でした。また、ふるさと納税の寄附者に対して、指宿市は子ども・子育て支援にも力を入れているということアピールするため、ふるさと納税の特設サイトにおいて、子ども・

子育て支援というキーワードやイメージが伝わるような写真を盛り込むなど、工夫をしていくとのことでありましたが、私が今、一番心配していることは、今、話題になっている、畜産業者が牛肉商品の不適正表示をしていた問題で、ふるさと納税に対する不信感から、ふるさと納税へ理解を示していた寄附者が、ふるさと納税をしなくなるのではないかと心配するところでもあります。畜産業者の誠意ある対応が求められているところでございます。一日でも早く解決してもらい、寄附者の信頼を得ることができ、これまでのように寄附額が集まるよう望んでいます。そこで、議案第18号はふるさと応援基金を子ども・子育て支援にもしつかりと対応できるように作られており、さらに、子育てにも力を入れていることが伝わるような工夫をするとのことであり、議案第18号は十分な内容であると判断し、原案に賛成いたします。以上です。

○議長（下川床泉） 次に、松下知恵議員。

○7番議員（松下知恵） 議案第18号修正案に対し、反対の立場から討論いたします。

まず、子どもたちの教育の充実、そして、子育て支援が大変重要であることについては、私も強く認識しております。子供たちはこのまちの未来そのものであり、その成長を支えていくことは私たちの責任でもあります。その思いは修正案を提出された議員の皆様とも同じであると受け止めております。しかしながら、今回の質疑を通して、いくつかの点において、私は慎重であるべきだと考えます。まず、原案においても、子どもの教育や子育てに関する取組は読み取れるものであることが確認されました。また、私も総務厚生委員会は傍聴させていただきましたが、委員会における審議の内容を踏まえましても、先ほどの提案者の答弁においても、今回のように文言として追加することの必要性については十分に整理されているとは言い難いのではないかと感じております。その上で、最も重要な点は、財源と制度としての在り方であると考えます。子どもの教育や子育ての支援は一時的なものではなく、長く続けていくことが求められる施策です。だからこそ、その財源は安定的で持続可能であるものでなければならないと思います。今回の修正案はふるさと応援基金、すなわち寄附を原資とする基金を前提としておりますが、この寄附は毎年必ず確保できるものではありません。そのような財源に依存した形で継続を前提とする施策を位置付けることについては、慎重であるべきではないでしょうか。また、仮に財源が不足した場合、最終的には一般財源で対応せざるを得なくなる可能性も考えられます。その場合、当初の制度設計との整合性が問われることとなります。私は子供たちを支えることに反対しているわけではありません。むしろ、その逆です。大切な施策であるからこそ、その時々状況に左右される財源ではなく、将来にわたって責任を持てる形で支えていくべきだと考えております。優しさは必要です。しかし、言葉を足すことだけが政策ではありません。持続できる仕組みとして成り立つかどうか、そこに責任を持つことが私たちに求められているのではないのでしょうか。以上の理由から、本修正案には反対いたします。

○議長（下川床泉） 次に、下林山晴美議員。

○4番議員（下林山晴美） 議案第18号の修正案について反対の討論、議案第18号の原案について賛成の討論を申し上げます。修正案では修正案(1)を追加していますが、執行部案(4)と(5)に含まれているという説明でした。執行部案(4)と(5)の案で十分だと思います。また、議案第13号とリンクしている議案だと思います。議案第13号は原案可決ですので、議案第18号も原案可決が良いと思うので、修正案に反対し、原案に賛成いたします。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

新宮領實議員。

○10番議員（新宮領實） ありがとうございます。議案第18号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、修正案に賛成の立場から討論をいたします。

私は常々、子育て支援については、これまで一般質問等でも取り組んでまいりました。本市が直面する人口減少、少子高齢化という大きな課題に対し、持続可能なまちづくりを進めていく必要性を鑑み、この修正案はこれからの10年後20年後を託す子供への投資であります。ふるさと応援基金の目的として一番に掲げるべき文言ではないでしょうか。事業としてこれ以上のものがあるでしょうか。きっと寄附者の皆様も御賛同いただけるものと確信しております。この修正案、未来を担う子どもたちの教育の充実及び子育て支援に関する事業を文言として追加することに賛成し、各議員の皆様もしっかりとお考えいただき、御賛同いただけますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（下川床泉） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号、指宿市ふるさと応援基金条例の一部改正について、を採決いたします。

まず、本案に対する新川床金春議員ほか5名から提出された修正案について、電子表決システムにより採決いたします。

修正案に賛成の方は賛成のボタンを、修正案に反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（下川床泉） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定いたします。

賛成少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について、電子表決システムにより採決いたします。

原案に賛成の方は賛成のボタンを、原案に反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（下川床泉） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

（大村清文議員，東勝義議員，入場）

△ 議案第12号，議案第15号，議案第21号～議案第24号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第10，議案第12号，権利の放棄について，から，日程第15，議案第24号，指宿市新小田奨学資金条例の廃止について，までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は，産業文教委員会に付託して審査をお願いしてありましたので，産業文教委員長の報告を求めます。

○産業文教委員長（松下知恵） 産業文教委員会へ付託されました，議案第12号，議案第15号及び議案第21号から議案第24号までの6議案について，審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月4日，5日及び6日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，6議案とも全員一致をもって，原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず，議案第12号について，今回，鉱業権を放棄するに至った理由は何かとの質疑に対し，鉱業法では，採掘事業に着手することを前提として鉱業権を取得し，6か月以内に採掘事業等に着手することとされているが，やむを得ない事情があれば，事業着手の延期が認められていた。しかし，平成24年に同法の改正があり，この運用が厳格化され，国の方針として事業に着手する計画がなければ，抹消登録をするようにとの指導があった。市として

検討した結果、採算の取れるような事業をする計画もないことから、今回を機に登録抹消の申請をして、権利の放棄をしたいと考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第21号について、指宿市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することによって、中小企業・小規模企業に何か利点があるのかとの質疑に対し、条例を定めることにより、外部に市はこのような形で積極的に取り組んでいくという方向性を示すことになる。内部でも中小企業・小規模企業を振興していくという方針を醸成できると考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第23号について、新小田奨学資金基金は令和8年度以降の新規給付が継続できないということだが、基本残高とその取扱いはどうなるのかとの質疑に対し、令和7年度末の残高が1,935円となる見込みで、一般会計に繰り入れて支出させていただきたいと考えている。なお、寄附された新小田様は既にお亡くなりになっていることから、御親族の方に基金の取崩しについては了承を得ているとの答弁でした。

これまでにこの奨学金の給付を受けたのは何人かとの質疑に対し、資金制定は昭和45年からであるが、給付実績は市町村合併後の情報になるが、平成18年度から令和7年度末までの20年間において、延べ188名、総額1,119万円の給付実績の見込みとなるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第15号、議案第22号及び議案第24号については、質疑・意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号、議案第15号及び議案第21号から議案第24号までの6議案を一括して採決いたします。

6議案に対する委員長の報告は、可決であります。

6議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号、議案第15号及び議案第21号から議案第24号までの6議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第25号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第16、議案第25号、令和7年度指宿市一般会計補正予算（第14号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務厚生委員長の報告を求めます。

○総務厚生委員長（前原五男） 総務厚生委員会へ分割付託されました、議案第25号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月27日及び3月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、危機管理課所管分について、防災倉庫は新たにどこに建てるのかとの質疑に対し、コンテナハウスの防災倉庫を10基購入し設置する予定で、場所は指宿庁舎、なのはな館、西公園、指宿校区公民館、池田校区公民館、山川庁舎、山川図書館、徳光公民館、開聞庁舎、開聞ふれあい交流館を選定したとの答弁でした。

防災倉庫の屋根に設置するソーラーパネルの電力を貯めるバッテリーの容量はどのくらいあるのかとの質疑に対し、バッテリーの容量は10ワットの電化製品を連続で使った場合、108時間使用できるとの答弁でした。

避難所用テントや簡易ベッドは避難訓練などでも利用することはできるかとの質疑に対し、普及啓発として、避難訓練だけでなく子ども会などにも貸出しをしていきたいと考えているとの答弁でした。

意見として、市民が災害に遭った時に十分対応できるように、性能をチェックしていただきたいというものがありました。

次に、長寿支援課所管分について、福祉・介護施設に対する物価高騰対策の支援の内容は何かとの質疑に対し、支援は食材費とLPガス、ガソリン代の支援になるとの答弁でした。

支援対象となる配食サービス事業所とは、事業の中で配食している事業所か、それとも各家庭に配食している事業者かとの質疑に対し、各家庭に配食している事業者への支援になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、地域福祉課及び子ども課所管分については、質疑・意見ともにありませんでした。
以上で報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業文教委員長の報告を求めます。

○産業文教委員長（松下知恵） 産業文教委員会へ分割付託されました、議案第25号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月5日及び6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

まず、スポーツ振興課所管分について、今回購入予定の芝刈機付きスポーツトラクタは移動できるのかとの質疑に対し、機械が小型であるため0.8tトラックで運搬ができる。刈り幅も大きく作業効率の向上が期待できるとの答弁でした。

古いトラクタは何年使ったのかとの質疑に対し、平成19年7月に購入しており、18年ほど使用しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、プレミアム付き商品券事業について、対象店舗は商工会議所と菜の花商工会の加盟店であるが、未加入の店舗に商品券事業ができるように市からアプローチはできないのかとの質疑に対し、今回のプレミアム付き商品券事業については、商工会議所、商工会が取り組んでいる商品券事業に対して、市が補助金を交付するという仕組みになっている。市としては、未加入の店舗からの相談については、商工会議所、商工会に問い合わせさせていただいて、取扱い加盟店になるように勧めているとの答弁でした。

プレミアム付き商品券は、何セットの販売予定か。また、指宿デジタル振興券は何口の販売予定かとの質疑に対し、プレミアム付き商品券については、市民が1人1冊必ず買えるような形で販売する。デジタル振興券については、1,300円分を一口1千円で購入できる。全体で発行口数が18万口、購入限度は、1人最大30口を検討しており、少なくとも6千人は購入できるとの答弁でした。

次に、農政課所管分について、各事業の補助金は、補助要件があるのかとの質疑に対し、農業資材の価格高騰に対する補助は、市内に住所があり、市税に滞納がない農業者で、令和7年の申告を行った者を対象に、農業資材の物価高騰の影響を受けた経費の一部である、農

薬衛生費や諸材料費に対して5%、20万円を限度として、申請があった者に対して補助をする内容を考えている。また、指宿市畜産経営緊急対策支援事業は、市内に住所又は農場を有する者、申請時点において畜産を経営し、かつ、経営を継続する意欲のある者、当補助と同様の目的の支援を他市町村から受けていない者、市税の滞納がない者を補助対象としている。なお、そのうち配合飼料を自ら購入している農家には、配合飼料t当たり3千円を、購入していない農家も含めた全営農畜産農家については、1経営体当たり一律10万円を申請された方に対して補助することを考えているとの答弁でした。

農業資材高騰対応支援事業の4,760万円と畜産経営緊急特別支援事業の5,368万6千円、合わせて1億円を超えるが、国庫補助金は8,600万円という説明であったが、その差額についてはどのような扱いにするのかとの質疑に対し、その差額については、一般財源を充てる予定にしているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第26号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第17、議案第26号、令和8年度指宿市一般会計予算について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務厚生委員長の報告を求めます。

○総務厚生委員長（前原五男） 総務厚生委員会へ分割付託されました、議案第26号の審査の経

過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る2月26日、27日及び3月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑・意見について申し上げます。

健幸・協働のまちづくり課所管分について、なのはな館の修繕料は1,900万円とあるが、どこに使うのかとの質疑に対し、一部施設の照明のLED化を計画しているほか、不測の事態に備えて200万円ほど計上しているとの答弁でした。

健幸のまちづくり推進事業と健幸ポイント事業で、今回、170万円ほど事業費が減っているが、なぜ減ったのかとの質疑に対し、健幸のまちづくり推進事業では、子育てママ・パパ運動教室を、生涯学習課が実施している親子のひろばという事業と合わせるように見直しを図った。健幸ポイント事業については、ポイント付与のルール変更により、システムの管理を委託せずに済むこと、事業参加者への通知について、スマートフォンを利用するため、文書の郵送料が不要となったため、地域商品券の交付が1回分だけになったため減額となっているとの答弁でした。

意見として、安全灯をLED化して電気料が安くなるのは良いことである。残り150基の更新について、早くできるように取り組んでほしいというものがありません。

次に、人事秘書課所管分について、職員研修費が昨年より大分減額になっているが、減額した理由は何かとの質疑に対し、派遣に係る赴任旅費等について、令和8年度は掛かる費用が少ないこと、市町村アカデミーへの派遣予定が少ないことが大きな差となっているとの答弁でした。

採用試験について、受験者数が少なくなっているのが、多様な受験方法の検討はされているかとの質疑に対し、指宿市まで来て受験しなければならないというのは改善が必要と考え、センター方式の導入についても今後、検討を進めているとの答弁でした。

意見として、職員研修費をしっかりと確保し、職員をいろんなところに派遣してレベルを上げてほしいというものと、職員採用試験について、多様な人材確保という観点から、ペーパーテスト方式からテストセンター方式への移行や変更も考えていただきたいというものがありません。

次に、財政課所管分について、山川山下町の土地の売却について、売価を低くする検討はしなかったのかとの質疑に対し、売価は価額評定委員会で固定資産税の評価額を基に算定しているため、そこから下げるのは難しいとの答弁でした。

意見として、成川地区のゲートボール場跡地の普通財産における法面保護の工事については、法面崩壊のリスクがあることから、工事は公募して適正に処理できるように取り組んで

いただきたいというものと、不動産を売却する場合には、市内の不動産業者にも知恵を借りながら、できるだけ早急に売却ができるよう努めていただきたいというものがありました。

次に、総務課所管分について、行政事務連絡員の仕事内容を教えてほしいとの質疑に対し、市民への周知事項の伝達及び広報など、市の広報紙、その他、周知文書の配布、各種調査のほか、市行政の遂行上、市長が認めるものであるとの答弁でした。

意見として、行政事務連絡員の委託料について、住民基本台帳の世帯で計算するとともに、均等割の不公平感を解消するため、基本額の設定などを検討していただきたいというものと、行政事務連絡員の文書配布について、文書が届かない世帯があるということも理解して、調査の上、改善してもらいたいというものがありました。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について、投票率が上がっていない現状についてどのように考えているかとの質疑に対し、今回の市議会選挙から大型店舗での投票を実施している。少しでも投票率の向上につながるよう努力したいとの答弁でした。

病院内で入院患者さんが投票したい場合、できるのかとの質疑に対し、不在者投票については、県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等で入院している方などが投票でき、市内19施設が指定されているとの答弁でした。

意見として、病院においても希望する人が投票できる体制をとっていただきたいというものと、たくさんの人が興味関心を持てるよう、立会人になりたい方を募集してほしいというものがありました。

次に、会計課所管分について、封筒を一括印刷しているが、市内の印刷業者への発注はどのようにしているかとの質問に対し、印刷業組合員の6社のほか、市内業者の中から、最も安い業者と契約しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、監査委員事務局所管分について、市町村アカデミーのセミナーには誰が行くのかとの質疑に対し、就任1年目となる代表監査、議選の監査の2名を予定しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、デジタル戦略課所管分について、業務用端末機150台を更新するということだが、更新後の旧端末はどのように処分するのかとの質疑に対し、使えるものは継続して使用し、使えないものについては、中身のデータを使えない形に処分しているとの答弁でした。

電算管理費が昨年と比べて約9千万近く減額になっているが、それはなぜかとの質疑に対し、令和7年度は国のシステム標準化という作業で1億円程度の委託料が発生したが、令和8年度はこの部分がなくなるため減額となっているとの答弁でした。

意見として、端末の廃棄については、データを抹消して、それが漏れることがないように、十分注意していただきたいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について、人口も減ってきているので、消防分団を統合する計画はあるかとの質疑に対し、現在、山川地区の福元分団と町区分団から統合の要望書が出ており、協議を進めているとの答弁でした。

意見として、防犯カメラを、8年度は2基設置し、合計7基に増えるということだが、問題が発生したときに確実に市民の安全を守る体制にしていきたいと思いますというものと、消防分団の募集については、内容や金額なども具体的に示して、回覧板や消防分団後援会の活用もしていきたいと思いますというものと、消防団員の定数不足に対して、抜本的な対策を講じてほしいというものがありました。

次に、企画政策課所管分について、公共施設等利活用検討事業について、ゼロカーボン事業やかいもん山麓ふれあい公園の再生について、どのような計画があるかとの質疑に対し、総務省の事業である地域活性化起業人制度を活用し、令和8年2月から取組を始めており、LEDの改修に活用できるスキームを相談している。かいもん山麓ふれあい公園については、令和8年度は設計フェーズとして財務運営分析の課題整理や情報発信環境の構築等を予定しているとの答弁でした。

定住促進対策事業について、地域おこし協力隊が任期を終えた後の体制は大丈夫かとの質疑に対し、地域おこし協力隊のOBや先輩移住者にも協力してもらい、相談のサポート体制の構築について、令和8年度は検討していくとの答弁でした。

意見として、公共施設等利活用検討事業の中でのゼロカーボンとかいもん山麓の検討をするということで、すばらしい事業になるように取り組んでいただきたい。そして、定住促進事業についても、ノウハウを持った人と移住してきた人たちが協力して取り組んでいただきたいというものと、空き家の件で、古民家再生に取り組みたいという声があるため、チャレンジできるような取組を是非、御検討いただきたいというものがありました。

次に、市民課所管分について、戸籍住民基本台帳の事業費が大分減額になっているが、その理由は何かとの質疑に対し、令和7年度はシステムの標準化や戸籍の氏名に振り仮名を振るための通知作業業務委託、職権記載システムの改修等の費用が必要であったが、令和8年度はそれが必要でなくなったとの答弁でした。

コンビニ交付の令和8年度の見込みはどうかとの質疑に対し、令和8年度は1か月当たり420件程度を見込んでいるとの答弁でした。

意見として、しっかり周知をし、皆さんの事務が少しでも軽減できるように、コンビニ交付についてしっかりと周知していただきたいというものがありました。

次に、税務課所管分について、諸費の過誤納還付金について、令和7年度が2,000万円、令和8年度は1,300万円になっているが、その理由は何か。また、1,300万円の内訳はどうなっているかとの質疑に対し、令和8年度は例年どおりの1,300万円に戻したものである。内訳は、個人市県民税500万円、法人市民税630万円、軽自動車税20万円、固定資産税・都市計画

税150万円で合計1,300万円であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について、公害対策事業が令和7年度に比べて増額である。どういふことをするのかとの質疑に対し、令和8年度から新たに実施予定の地域猫活動等支援に伴う増額で、捕獲機10台、防犯カメラ1台の消耗品と補助金100万円を計上している。山川地域の町区を対象としたモデル事業として、3年から5年を補助期間として事業効果を検証する。その他の地域については、現在は保健所とともに指導等を行うとともに、さくらねこの無料不妊手術事業も活用しているとの答弁でした。

住宅の中に荒廃地がある場合、市民が市へ相談し、市が持ち主に文書指導をするが、その他の進捗について相談者へ伝えることはできないかとの質疑に対し、市内全域に広がり件数が多く、把握が難しい。問合せがあった場合は、現状について分かる範囲で説明させていただくとの答弁でした。

意見として、公害対策事業では地域猫活動への支援に取り組んでいるが、成果を見ながら、できれば市内全域を対象にさせていただきたいというものと、荒廃地等の除草作業の件で、改善されず一定期間以上経ったところは、何らかの対応を検討してほしいというものがありました。

次に、健康増進課所管分について、温泉入浴利用料金助成事業について、入浴助成額見直しは担当課だけで決めたのか。高齢者団体等と協議したのか。また、削減される予算は幾らかとの質疑に対し、各施設の形態等により内容の統一を図ったこと、助成額の不公平感の平準化、継続的な支援のための財政安定化を理由に庁内で協議した。削減額は約320万円との答弁でした。

産科医確保のため、鹿児島大学に開設している寄附講座に2,500万円を寄附しているが、指宿市単独の寄附かとの質疑に対し、指宿市が鹿児島大学に寄附講座を開設して、鹿児島大学はその成果の還元として、産科医を派遣している。南九州市の分も含まれた寄附であり、別途南九州市から負担金を頂いているとの答弁でした。

意見として、温泉入浴料の助成金について、高齢者団体などいろんな団体とも協議して、市民の合意形成を経てから取り組むべきであるというものがありました。

次に、長寿支援課所管分について、介護支援専門員の法定研修支援補助金はどのような研修が対象かとの質疑に対し、実務者研修、更新研修、再研修、主任ケアマネの取得に関する研修の全てが対象となっているとの答弁でした。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業が200万円増額となっているが、どのような理由かとの質疑に対し、主な理由は、職員給料の昇給や最低賃金の改定に伴う非常勤職員の報酬で、人件費に関わるものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について、生活保護扶助費について、生活保護費引下げの違法判決に係る追加支給は、本市においてどの程度になるかとの質疑に対し、原告は指宿市内にはいないが、対象となる世帯数は約400世帯と予測される。正確ではないが、約1,700万円の扶助費が必要になると考えているとの答弁でした。

災害救助費の単独事業360万円はどのようなものかとの質疑に対し、300万円は県が指定する災害に対して支給する被災者生活再建支援金で、60万円が市の条例により支給する災害見舞金であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、こども課所管分について、放課後児童支援員等処遇改善事業について、16施設全てが実施予定かとの質疑に対し、処遇改善事業は16事業所全てが実施予定であるとの答弁でした。

こんにちは赤ちゃん事業で200人を目標に予算を組んでいるということだが、200人という数字の根拠と記念品の単価は幾らかとの質疑に対し、指宿市民として産まれた子供、里帰り出産で産まれた子供、移住した1歳未満の子供を見込んで200名としている。記念品の単価は1万円を考えているとの答弁でした。

意見として、指宿は人口減少、特に少子化が進んでいるので、子どもを産み育てやすい環境の支援をしっかりとしていきたい。子ども医療費については、近隣の南薩3市がふるさと納税を活用して実施しているので、ふるさと指宿を思う人たちのお金を使って子育てを支援するという取組をしていただきたいというものと、こんにちは赤ちゃん事業で200人を目標に予算を組んでいるので、できるだけこの数字に近づけるように努力して、少子化にストップをかけてほしいというものがありました。

なお、議会事務局所管分については、質疑・意見ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時21分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、産業文教委員長の報告を求めます。

○産業文教委員長（松下知恵） 産業文教委員会へ分割付託されました、議案第26号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日、5日、6日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、指宿商業高校所管分について。

備品購入費のマイクロバスについて、現在2台あるが、そのうちの1台を買い替えて総数は2台のままなのか、3台になるのかとの質疑に対し、マイクロバスについては、老朽化してきている1台を買い替えることを考えているとの答弁でした。

第1・第2情報処理実習室のパソコンは、どのような頻度で更新するのか。また、毎年更新するのかとの質疑に対し、パソコンは、当初5年リースで契約をするが、期間を延長して使用できたことから、今回は7年が経過するものになるとの答弁でした。

意見として、入学者数が定員に満たない状況が続いているので、指宿商業の中、市教委の中だけではなく、市長部局とも連携を図り定数確保に努めていただきたいというものがありました。

次に、生涯学習課所管分について。

時遊館COCCOはしむれの開館30周年の事業は、いつどのような事業を行うのかとの質疑に対し、令和8年12月19日から令和9年3月7日まで、企画展を開催する。また、令和9年2月28日にシンポジウムと体験学習会を開催する予定となっている。場所は時遊館COCCOはしむれを予定しているとの答弁でした。

文化財保護費が令和6年度と比べると倍近く増えているのは、成川遺跡の国指定史跡化を目指し、遺跡の範囲等の調査研究を実施するために増えたのか。また、具体的にどのような調査をするのかとの質疑に対し、今回の成川遺跡の発掘調査について、国と協議したところ、国指定に向け補助事業を活用し、令和8年度から事業を進めるということになり予算が増えた。具体的には、令和8年度は、文化庁から調査官を招聘し現地を確認いただき、今後どのように発掘調査を行うか、出土品のどのようなものが国指定に向け参考資料になるのかを調査し、令和9年度以降に実際に成川遺跡を発掘し出土品を調査していくことになるとの答弁でした。

意見として、読書活動の推進事業について、子供だけではなく全世代の読書活動の推進に取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、学校給食センター所管分について。

物価高騰の折、燃料や物品、使用する食材などは令和7年度と比較してどれくらい多くなっているのかとの質疑に対し、燃料費等は令和7年度予算の3%を差し引いて計上している。食材費は、米、ほかの食材費も高騰し、その分400万円から600万円不足することから、その

分を見越して予算を組んでいるとの答弁でした。

調理配送委託事業で、受託事業者と3年間の契約をしており、その契約が令和9年7月31日で切れるが、どのように評価し、また、次の委託先を考えているのかとの質疑に対し、評価については、令和8年度に学校給食センター調理配送等事業者選定委員会を開催し、これまでの取組の評価と事業者の選考について意見をもらい決めていくこととなるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。

北指宿中学校のプールの新設と解体の予算額は幾らかとの質疑に対し、北指宿中学校のプールは、水泳の授業に支障をきたさないよう整備を行うもので、既存のプール南側に新設する計画である。建設費用は、約4億5,000万円を見込んでおり、電気設備工事や給排水工事も含まれている。また、既存プールの解体費用は、約2,900万円を見込んでいるとの答弁でした。

小学校の施設整備事業で空調機の移設業務委託があるが、移設はどのような計画なのかとの質疑に対し、南指宿中学校の管理教室棟の長寿命化事業は、夏から長寿命化工事に入る予定であるので、南指宿中学校の空調機を山川小学校以外の家庭科室並びに今和泉小学校の音楽室と理科室に移設する予定であるとの答弁でした。

意見として、机、椅子の購入について、SDGsの観点から使えるものは使っていくという点をお願いしたいというものがありました。

次に、学校教育課所管分について。

新しく始まるふるさと体感学習事業は具体的にどのように進めるのかとの質疑に対し、ふるさと体感学習事業は、令和8年度からの新規事業で、ふるさと指宿を素材にした学習を通して、指宿市を誇りに思う心を育むとともに、将来にわたって指宿市を支えようとする人材の育成を図ることを目的としている。具体的には、小学校では、令和8年度から任意の学年において、開聞岳登山、砂むし温泉体験及びオクラ、指宿鰹節に関する学習を実施する。中学校では、令和8年度から任意の学年において、スメ体験を実施する予定であるとの答弁でした。

遠距離自転車通学費補助金について、通学用自転車の購入費で24万円組まれているが一人1台につき幾らで、何台を予定しているのかとの質疑に対し、補助金は、自宅から学校までの距離が片道5km以上という規定があり、該当する地区があるのが西指宿中と山川中である。8年度は西指宿中が4人、山川中が9人と予備で3人を見込んでおり、1年生の場合は、限度額が1万5千円であるとの答弁でした。

意見として、ふるさと体感学習で、是非焼酎工場も加えていただきたい。また、山川のかつおぶし製造の後継者も減っているので熱く語ってほしいというものがありました。

次に、スポーツ振興課所管分について、総務事業で、かごしま女子駅伝の選手の確保と育成強化とあるが、その具体的な方法と、令和7年度から150万円事業費が増えているが理由は何かとの質疑に対し、かごしま女子駅伝指宿チームの選手確保の取組として、市内各中学校に対して、陸上部、運動部に所属する選手にタイムのいい選手はいないかという声を掛けながら、選手確保に努めている。予算の増額については、南薩地区スポーツ協会の県民体育大会への参加費用で、旅費等が上がったことに伴う増額分であるとの答弁でした。

新川床マリン球場で試合が行われた際に電光掲示板の電気が何箇所かつかないところがあった。指定管理の協定書において、市と指定管理者の修繕料の負担はどうなっているのか。また、モニタリングは年何回行っているのかとの質疑に対し、指宿市体育施設の管理に関する基本協定において、管理施設の維持保全については、20万円以上のものが市、20万円未満のものは指定管理者が実施するようになっている。指定管理者のモニタリングについては、体育施設が多いことから、年に2回、上半期は山川地域と開聞地域、下半期が指宿地域の現地調査を行っているとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。

ふるさと納税費について、令和7年度より1億400万円ぐらい増えているが、これは委託料の増加なのか。人件費に係る増加なのか。また、寄附額に対する経費率は幾らかとの質疑に対し、歳入の寄附額を令和7年度の18億円から令和8年度は19億円ということで組んでいる。金額が上がるとそれに伴うポータルサイトへの手数料など必然的に増えてくることから、歳入の見込みが増えることにより歳出も増えるということになる。経費率は令和6年度が49.9%と総務省に報告している。経費率は50%を超えてはならないという総務省のルールがあるので、経費のほうもしっかりと確認しながらふるさと納税の業務を進めているとの答弁でした。

山川根占フェリーの利用促進に係る費用を補助金で1,000万円負担しているが、令和8年度は具体的にどのような利用促進に取り組むのかとの質疑に対し、山川根占航路運航推進協議会で、南大隅町と県と一緒に運航を推進している。利用促進事業は、主に運航者が実施する無料券や割引券への助成や協議会独自の広告関係の事業のほか、令和7年度は、新しく乗船された方にウェブアンケートを実施して今実績が上がってきているところである。その結果を基にして令和8年度以降お客様のニーズを捉えられるような利用促進事業を考えていく予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について。

稼げる地域づくり推進事業で、令和7年度よりいぶすき観光デザインへの負担金が600万円ほど減っているが、なぜ減ったのかとの質疑に対し、人件費の見直しに加え、CRM事業に係る初期コストの軽減等により、事業費総額が1,290万円減額されている。その他CRMの

分析等に係る経費について、新たに事業申請を行っている国の地域未来交付金事業として実施していることによるものであるとの答弁でした。

新幹線と指宿たまたま箱号の開業15周年を記念してのイベントはどのような計画を立てているのかとの質疑に対し、8年度に予定している九州新幹線15周年のイベントとして、鹿児島県の観光連盟が主体となって、沿線自治体である霧島、薩摩川内、出水市等が協力して、15周年にちなんだ各地域15店舗に協力をいただいてスタンプラリーを行うほか、博多駅でのイベント出展も考えているとの答弁でした。

意見として、菜の花マラソン大会において、2050年までのカーボンニュートラル達成に向けた取組をお願いしたいというものと、インバウンド客が減少していることから、日本国内の観光客に向けても、旅行代理店やメディアを通じて積極的な働き掛けをしていただきたいというものがありました。

次に、観光施設管理課所管分について。

Wi-Fiスポットは今指宿にどれくらいあって、今後増やす計画はあるのかとの質疑に対し、現在指宿市の主な観光スポットに12か所設置している。その12か所の中には、ヘルシーランドの温泉保養館の子どもの遊び場にも設置している。このように今後ニーズがあれば検討し、増やしていく可能性はあるが、8年度に増やす計画は今のところないとの答弁でした。

ふれあい公園の事業費が令和7年度からすると250万円ほど上がっているがなぜかとの質疑に対し、最近登山客が増えてきてTシャツなどの売れ行きが良いことから仕入れを増やしている。このような商品仕入れに掛かる原材料費や、リネン品、シーツ等の資材高騰が主な要因となっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、農業委員会事務局所管分について。

農業者年金の加入促進活動は具体的にどのような活動をしているのかとの質疑に対し、農業者年金の加入促進について、広報いぶすき、又は農業委員会だよりでの広報のほか、年に2か月ほど、加入促進の特別月間を設け、農業委員及び農地利用最適化推進委員の方々が、対象農家を中心に、個別で加入促進活動を行っているとの答弁でした。

荒廃農地の事業費が9万円となっているが、令和6年度と7年度の実績額は幾らかとの質疑に対し、荒廃農地等の利活用促進事業の実績について、令和6年度が1人の事業実施者で、再生された面積は12アール。令和7年度は、1人の農家が26アール再生事業に取り組んでいる。補助金の額は令和6年度が3万6千円、令和7年度が7万8千円となっているとの答弁でした。

意見として、指宿も若い農家が増えてきているので農業委員の掘り起こしをお願いしたいというものがありました。

次に、農政課所管分について。

スマート農業の理解促進と導入に向けた取組とあるが、導入の実績はどのようなものがあるかとの質疑に対し、JAと市と県の3機関、農家や機材メーカーを入れたスマート農業推進協議会において取組を進めている。令和7年度については、衛星センシングを活用した生育、収穫予測の技術精度の検証を行っている。また、キャベツについては、施肥量の適正化、並びに生育の均一化を図る取組を行っている。導入実績として、過去に県の事業を使い、実証実験のための自動草刈り機を導入している経緯がある。また、スマート農業だけに限らず、この事業を活用して、ドローンなどの導入実績があるとの答弁でした。

豚熱の対策はどのような取組をしているのかとの質疑に対し、豚熱の対策は毎年実施しており、市内の養豚農家に対して、消毒液、もしくは消石灰の配布を行い、農場のバイオセキュリティ強化に取り組んでいる。また、令和7年度、養豚農家と市の関係機関が加入している豚病防疫協議会を事業主体として、市内の希望する養豚農家に動力噴霧器等の消毒用の機材の導入に対する支援も実施しているとの答弁でした。

意見として、機械は高価なものなので購入するのはなかなか難しいと考える。機械のシェアや業務委託など是非市を挙げて連携をお願いしたいというものがありました。

次に、建設監理課所管分について。

第三次指宿市総合振興計画案に地籍調査の調査対象面積について、現在96.89%が完了という記載があったが、令和8年度の地籍調査が終了した時点での完了割合は幾らかとの質疑に対し、令和8年度に調査するのは0.74km²であり、令和8年度の事業計画では、終了時点での市全体の進捗率は97.88%となる見込みであるとの答弁でした。

地籍調査の対象面積全ての調査が終わるのは何年度になるのかとの質疑に対し、一筆地調査の終了は現時点で令和10年度を見込んでいるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。

今回、新設改良事業として、19路線改修工事をされるが、前年からの計画に沿ったものにより全部できるのか。それとも計画に沿って事業費に合わせて行うのかとの質疑に対し、令和8年度に19路線計画している。工事の部分、測量だけの部分ということもあるが、基本的には、計画路線として整備を進めているところを継続して行う。このうち4路線が新規分となるとの答弁でした。

橋梁の長寿命化修繕について。点検業務委託、修繕設計業務委託、修繕工事とあるが、それぞれ指宿、山川、開聞地域に幾つの対象物があるのかとの質疑に対し、橋梁長寿命化修繕事業は平成23年度に計画を立て、現在も進めている。対象となる橋梁は市内で137橋。そのうち指宿地域が105橋、山川地域が24橋、開聞地域が8橋である。その中で令和8年度修繕設計業務委託で7橋、修繕工事7橋の計画であるとの答弁でした。

意見として、新設改良工事において、市民の要望が反映された道路になるよう見直すべき

ところは真摯に考慮・検討していただきたいというものでありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について。

指宿港海岸の海水浴場はいつ開設するのか。また、水質検査は終わっているのかとの質疑に対し、令和8年7月中旬頃、夏休み期間中に開設する予定である。水質検査等も行っているとの答弁でした。

都市計画の指宿駅周辺地区のまちなかウォークアブル推進事業に、土地購入と建物移転補償とあるが、どこの土地か決定しているのかとの質疑に対し、土地購入費の場所は想定している。その場所に係る、移転補償費と建物調査費を考えているとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。

魚見団地の外壁工事の設計委託が285万円となっているが、魚見団地は築何年経過しているのか。また、入居率は幾らかとの質疑に対し、魚見団地の今回の設計対象は、4階建てタイプの4棟分となる。建設年度は、昭和50年から53年にかけて建設されており、築後50年ほど経過している。入居率は約94%であるとの答弁でした。

危険空き家について、現在市内に危険空き家と指定される空き家はどのくらいあるのか把握しているか。また、解体する場合、市がどのくらい補助するのかとの質疑に対し、危険空き家の総数は把握していないが、危険空き家解体補助に関する相談件数でいうと、令和6年度が90件、令和7年度が99件、合わせて189件。また、近隣に空き家があり困っているという相談が令和3年度から令和7年度まで140件、合わせて330件程度の危険空き家に関する相談があると把握している。危険空き家の解体補助については、住宅の場合、上限が30万円、住宅以外の場合、上限が15万円の補助を行っているとの答弁でした。意見はありませんでした。

なお、耕地林務課所管分については、質疑・意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○7番議員（松下知恵） 議長のお許しをいただき、議案第26号のうち、学校給食センター事業、学校給食費完全無償化について、反対の立場から討論いたします。

本議案は、産業文教委員会に付託され、委員会としては可決されましたが、私個人の立場から反対いたします。私も、子育て世代の負担軽減については重要な課題であると認識しております。しかし、いわゆる無償化は決して無料になるわけではありません。それは、誰か

の負担を別の誰かの税負担へ付け替えることにほかなりません。アルゼンチンのミレイ大統領は、国家が提供するサービスは決して無料ではない、誰かが必ず支払っているのだと述べています。誰かの負担を軽くする政策は、同時に誰かの負担を増やす政策でもあります。私は、国や市に依存するのではなく、自らの足で立つという自助、努力を基盤とする小さな政府という考え方こそが持続可能な行政運営の基本であると確信しております。18日の南日本新聞でも報じられたとおり、給食費は本来保護者負担とされており、無償化の判断は各自治体に委ねられているのが現状です。また、国においても給食費について議論は進められておりますが、現時点では全国一律の無償化制度が確立しているわけではなく、負担軽減を基本とした制度の検討が続けられている段階です。その財源についても、歳出改革や租税特別措置の見直しと併せて新たな支援制度を段階的に構築していく方向が示されており、現時点で確定しているものではありません。本市において、小学校分を国・県の補助金、中学校分を市負担としたとしても、年間約1億5,000万円規模となる財源を将来にわたって安定的に確保し続ける見通しはあるのでしょうか。昨今の異常な物価高騰は、食材費を押し上げ続けています。予算を一度無償と固定化してしまえば、コスト増に直面した際、メニューの簡素化や栄養バランスの低下といった質の低下を招きかねません。真に子供たちを思うのであれば、安易な無償化よりも、質の高い給食を安心して提供し続ける体制を優先すべきです。また、税の三原則の観点からも、本案には重大な課題があります。

第一に、公平性です。学校給食法第11条では、人件費や施設管理費は公費負担、食材費は保護者負担とはっきり区別されています。これは、受益者負担という公平性の原則に基づいたものです。経済的困難な世帯には既に就学援助がある中で、支払い能力のある世帯まで一律に無償化することは、子育て世代以外の市民にも広く不公平な負担を求めることとなります。

第二に、中立性です。無償化は一見分かりやすい支援に見えますが、特定の分野に財源を固定的に投入することは、産業振興やインフラ整備、教育環境の抜本的改善といった柔軟かつ戦略的な予算配分を阻害します。限られた財源の中で優先順位を見極めることが行政の責任です。

第三に、簡素性です。一度始めた無償化の見直しや縮小は極めて困難となり、将来にわたって負担の固定化につながります。これは、将来世代に対する責任という観点からも慎重に考えるべき問題です。ここで突然ですが、先日のミラノ・コルティナ冬季オリンピック、私はフィギュアスケートの坂本花織選手を応援しておりました。坂本選手は、トリプルアクセルや4回転ジャンプなど派手な大技に頼らずとも、日々磨き上げた基礎と圧倒的なスピードと美しいスケートという本質で世界を魅了しました。これは、派手さではなく、日々磨き上げた基礎こそが真の価値を生むことを示しています。本市の子育て支援も同様ではないでしょうか。既に存在する様々な支援を磨き上げ、正しく伝えることこそが、選ばれる町

への近道です。サッチャー元首相は、問題はいずれ他人のお金を使い果たしてしまうことであると警鐘を鳴らしました。耳障りの良い政策のために将来のお金を使い果たす選択をしてよいのでしょうか。本市が目指すのは、市長が掲げる稼げる町です。地域の力で所得を高め、自立して暮らせる環境をつくるのが持続可能な支援につながると私は考えております。坂本花織選手のように派手さではなく、本質を磨く政策こそが指宿の未来をつくと確信しております。以上の理由から、本議案には反対いたします。

○議長（下川床泉） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第26号、令和8年度指宿市一般会計予算について、を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（下川床泉） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○15番議員（新川床金春） 議案第18号の修正案における上菌議員の質疑の答弁で、南九州市 穎娃町と発言しましたが、ある町に訂正したいので、訂正をお願いいたします。（168頁の発言の訂正）

○議長（下川床泉） ただいま新川床金春議員から、先ほどの議案第18号の修正案における質疑に対する答弁の中の「南九州市 穎娃町」の部分を「ある町」に訂正することについては、議長において許可いたします。

△ 議案第37号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第18、議案第37号、令和8年度指宿市一般会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務厚生委員長の報告を求めます。

○総務厚生委員長（前原五男） 総務厚生委員会へ分割付託されました，議案第37号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月16日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって，原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，山川支所市民福祉課所管分について。

会計年度任用職員の報酬等1,300万円ほどが減になっているが，これは何名分かとの質疑に対し，保育士3名，調理員2名の計5名分の減額であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，長寿支援課所管分について。

山川・開聞地区，池田・今和泉地区の配食単価が1,200円ということは，燃料費が高騰しているためかとの質疑に対し，燃料費及び人材費の最低賃金の高騰によるものと，食材の高騰によるものであるとの答弁でした。

今回1,100食という説明があったが，利用者が減っているという認識でよいかとの質疑に対し，指宿地域は比較的変らないが，山川開聞地域は減ってきている。利用者が在宅ではなく施設や病院に入るケースが多くなっているのが背景にあると認識しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で，報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

次に，産業文教委員長の報告を求めます。

○産業文教委員長（松下知恵） 産業文教委員会へ分割付託されました，議案第37号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る3月16日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって，原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

農政課所管分について。

指宿市農業振興促進基金の貸付要件の緩和ということだが、具体的にはどのようなことかとの質疑に対し、通常は認定農家しか借りられない資金となっているが、新規就農者や一般の販売農家に対しても貸付けを行えるよう対象を拡大して、活用していただけるよう準備をしているとの答弁でした。

申請が難しく申請しないという例も多くあるが、今回の申請は簡略化されているのか。また各農家への周知はしっかりとできているのかとの質疑に対し、今回は1反当たり1万1千円の定額補助ということで、領収書等の提出は不要としたいと考えている。また、振興資金については、通常であれば連帯保証等もつけて申請をする事業内容になっているが、今回は要件緩和という形で連帯保証等もなくし、資金繰りに困っている農家を想定した制度を組み立てている。この事業内容について周知を図っていき、是非申請をして活用していただきたい。との答弁でした。

意見として、収入保険の加入促進をお願いしたいというものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第27号～議案第29号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第19、議案第27号、令和8年度指宿市国民健康保険特別会計予算について、から、日程第21、議案第29号、令和8年度指宿市介護保険特別会計予算について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務厚生委員長

の報告を求めます。

○総務厚生委員長（前原五男） 総務厚生委員会へ付託されました、議案第27号から議案第29号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月3日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第27号について。

税務課の一般会計繰出金が前年と異なるが、何が要因かとの質疑に対し、主な理由は、徴収嘱託員2人分の報酬等、滞納整理システム標準化対応、ガバメントクラウド利用料などが減になっているためであるとの答弁でした。

レセプト点検事業に510万4千円計上されているが、診療報酬の点検はどこで実施されているのかとの質疑に対し、これまでは庁内で審査等行っていたが令和8年度からはこの点検作業を国保連合会に委託しようと思っているとの答弁でした。

意見として、レセプト点検について、再審査請求の件数が年々改善されるような形の努力をしていただきたいというものがありました。

次に、議案第28号について。

後期高齢者医療広域連合納付金が昨年より増えているが、増えた要因は何かとの質疑に対し、主な要因は、令和8年度から新たに始まる子ども・子育て支援金という制度の負担金が増加しているためであるとの答弁でした。

子ども・子育て支援金の金額は幾らか。また、何に使われるのかとの質疑に対し、令和8年度は税率改正があり、前年度と比較すると約1億578万円保険料が増えており、そのうち子ども子育て支援分に約1,310万となる。全世代や企業の方々から医療保険の保険料と合わせて納付してもらい、それを財源に子育て世帯への支援を行って少子化に歯止めをかけていくための制度でもあるとの答弁でした。意見はありませんでした。

次に、議案第29号について。

生活支援体制整備事業について、事業費が前年に比べて約380万円ほど減額となっているが、その理由は何かとの質疑に対し、生活支援コーディネーターの配置のための社協への委託料であるが、これまで生活支援コーディネーターの第一層と第二層を委託しているものを、第二層のみの委託にすることに伴う減額であるとの答弁でした。

第1号訪問通所事業が前年と比べて約460万円減額になった理由は何かとの質疑に対し、サービスの事業所の閉鎖などが見込まれているため減額したとの答弁でした。

意見として、元気な高齢者をつくるための事業にどんどん取り組んでいただきたいという

ものがありました。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号から議案第29号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第29号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

△ 議案第38号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第22、議案第38号、令和8年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、総務厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務厚生委員長の報告を求めます。

○総務厚生委員長（前原五男） 総務厚生委員会へ付託されました、議案第38号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月16日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

長寿支援課所管分について。

高齢者訪問給食について食数が少ないところが220円も高くなるのはどうかと思うが、これは今までやっていた事業所が変わったのか、それとも利用する方が減っただけのことかとの質疑に対し、これまでやっていた事業所に変わりはないが、全体としては利用者が減っているというところが大きな原因になっているとの答弁でした。

1食当たり1,200円という金額は妥当な数字かとの質疑に対し、この事業は単にお弁当を作って渡すというものだけでなく、見守りという事業が加わっている。人件費等の経費が掛かるため、事業を賄える金額として算出したものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第30号～議案第33号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（下川床泉） 次は、日程第23、議案第30号、令和8年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計予算について、から、日程第26、議案第33号、令和8年度指宿市温泉供給事業会計予算について、までの4議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

4議案は、産業文教委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業文教委員長の報告を求めます。

○産業文教委員長（松下知恵） 産業文教委員会へ付託されました、議案第30号から議案第33号までの4議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る3月4日及び5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、4議案ともに全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第30号について、営業収入について、令和7年度に比べ令和8年度が約2,600万円の売上増を見込んでいるが、これは値段が上がったからなのか、利用客が増える見込みなのかとの質疑に対し、唐船峡の収入増額について、お客様1人当たりの単価については令和6年度と同額の1,580円で、一方、利用客数については令和6年度の1割増17万5千人を考えており、これらの金額で事業収入、飲食料収入を算出した。前売り券についてはほぼ同額を考えているとの答弁でした。

営業時間の夏場の標準化の取組はできないのかとの質疑に対し、令和8年度は働き方改革もあり、オープン時間は11時で統一することにした。終わりの時間については、ゴールデンウィークと夏場はお客様がいらっしゃるのので、これまで同様に17時まで及び19時までという形でやっていく。今後は入込状況も確認しながら、検討していきたいとの答弁でした。

意見として、冬場のお客様を取り込むことについて、冬場でもアウトドアに行って車で過ごしている方が多く見受けられる。そういう方向けの施設や駐車場などを整備して朝起きて昼温かいものを食べていただくなど是非検討していただきたいというものがありました。

次に、議案第32号について、マンホールをカラーマンホールにする考えはないのかとの質疑に対し、現在黒に近い単色のハイビスカス柄のものが10枚から20枚設置されている。ただ、道路上にあると運転の際に危険であることから、最近は路上では使わないことになっている。カラーマンホールは、まだ歩道などに残っているので、新しく増やすことは考えていないとの答弁でした。

公共下水道の整備率88.4%と水洗化率95.1%とはどういうことかとの質疑に対し、整備率は、下水道区域内の下水道整備の割合で、水洗化率は浄化槽を含めて水洗化されているところで、整備率より割合が高くなっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第33号について、温泉配湯施設高架タンクの実施設計をされているということだが、高さは何mで、何tのタンクを考えているのか。また現在は、地下埋設式か、それとも高架式かとの質疑に対し、今も高架式であるが、だいぶ老朽化して更新時期になっているので、更新のタイミングに合わせて高さも変えようと検討しており、現在のタンクより1m程度上げようと考えている。t数はまだ検討していないとの答弁でした。

温泉事業をやめる個人の方々の市の受入れはどうなるのかとの質疑に対し、民間の温泉施設を市で譲り受けるかどうかについては、その施設の老朽化や配管図の有無、その施設のエリアの問題もあり、市のほうで譲り受けて事業を続けることは難しいと考えているとの答弁でした。

意見として、摺ヶ浜温泉配湯施設高架タンク実施設計について、エリアをしっかりと守れるような大きさのタンクであってほしい。後々その圧でも足りないということがないように

コンサルタントとしっかり話をして決定してほしいというものがありませんでした。

なお、議案第31号については、質疑・意見ともありませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（下川床泉） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号から議案第33号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第33号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時29分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第39号及び議案第40号一括上程

○議長（下川床泉） 次は、日程第27、議案第39号、監査委員の選任について、及び日程第28、議案第40号、副市長の選任について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回追加して提出いたしました案件は、人事に関する案件2件であります。

それでは、議案の提案理由につきまして、提出議案の1ページを御覧ください。

議案第39号、監査委員の選任について、であります。本案は、識見を有する者のうちから選任された監査委員であります有馬芳文氏が令和8年3月2日をもって4年間の任期満了を迎えましたが、後任不在のため、地方自治法第197条の規定により、引き続き職務を執行してい

ただいております。今回、後任の人選が整いましたので、鶴窪誠作氏を監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。任期は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とし、同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。なお、同氏は、令和4年3月の退職まで指宿市職員として36年間という豊かな行政経験があり、当該委員として適任者であると思っているところであります。

次は、提出議案の2ページを御覧ください。

議案第40号、副市長の選任について、であります。

本案は、副市長であります黒永英樹氏から、令和8年3月31日をもって辞職したいとの申し出を受け、これを受理したことから、新たに渡部徹也氏を副市長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりであります。なお、同氏は、鹿児島大学法文学部を卒業、平成2年4月に旧指宿市職員に採用されて以来、本庁職員として約36年間にわたり勤務されており、その間、市長公室参事、市長公室長、総務部長を歴任され、市職員として本市の住民福祉の向上及び市政発展のために尽力をいただいております。特に、現在、総務部長という重責を担い、その職責を十分全うされていることからお分かりいただけますように、同氏は、地方自治に精通されているとともに、郷土指宿市発展に寄せる情熱と人格識見はともに大変優れており、副市長として適任者であると思っているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下川床泉） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分
再開 午後 2時33分

○議長（下川床泉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第39号及び議案第40号（質疑、委員会付託省略、表決）

○議長（下川床泉） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号及び議案第40号の2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号及び議案第40号の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第39号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、同意することに決定いたしました。

次に、議案第40号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、同意することに決定いたしました。

△ 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（下川床泉） 次は、日程第29、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下川床泉） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

御指名申し上げます。

選挙管理委員には今村了氏、馬場久生氏、高橋國十郎氏、渡瀬貴久氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました今村了氏、馬場久生氏、高橋國十郎氏、渡瀬貴久氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には次の方を指名いたします。

第1順位、濱田正氏、第2順位、岩下勝美氏、第3順位、中村孝氏、第4順位、湯ノ口さとみ氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第1順位、濱田正氏、第2順位、岩下勝美氏、第3順位、中村孝氏、第4順位、湯ノ口さとみ氏、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

△ 閉会中の継続調査について

○議長(下川床泉) 次は、日程第30、閉会中の継続調査について、を議題といたします。

総務厚生委員長、産業文教委員長から、所管事務調査を行うため、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下川床泉) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果

○議長(下川床泉) 次は、日程第31、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙結果を報告いたします。

令和8年3月13日付けで、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長から、同広域連合議会の議員の選挙に関する規則第15条の規定により、当選人の決定について報告があ

りましたので、お知らせいたします。

投票総数361票。投票のうち、有効投票359票、無効投票2票。有効投票のうち、重久昌樹議員147票、松元正明議員147票、畑中香子議員65票、以上のとおりであります。

なお、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人の決定につきましては、先に配布のとおりでありますので、御了承願います。

△ 議長挨拶

○議長（下川床泉） 令和8年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月20日の開会以来、本日までの35日間にわたり、令和8年度予算案をはじめとする多くの案件を終始熱心に御審議いただき、本日ここに全ての日程を終了し、閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、執行部当局におかれましても、円滑な審議に御協力いただきましたことに対し感謝申し上げます。審査の過程において議員各位から出されました意見、要望等につきましては、十分に尊重し、今後の施策に反映していただきたいと思っております。

さて、令和8年度の施政方針においては、市長より、ひとを見つける、育てる、支援することを政策の中心に据え、その上で、この町の将来につながっていくもの、未来への投資という視点を大切にして、子供たちや若い世代、女性、あらゆる分野の後継者になっていただける方々への支援に重点的に取り組み、持続可能な指宿をつくっていくという話がありました。また、本市が10年後も20年後も持続可能な自治体であるために、市民の皆様をはじめ本市を訪れる方々が好きになる町であり、共に将来が楽しみになる町を目指すという話もありました。市議会といたしましても、市民の付託に応えられるよう、更なる議会の活性化を図り、将来が楽しみになる町になれるよう、執行部と両輪を成し、市政発展に向けて絶え間ない努力を続けていく所存であります。

結びに、本年3月をもって退職されます職員の皆様方には、長い間、住民福祉や産業振興に御尽力を賜り、改めてその御苦勞と御功績に深甚なる敬意を表しますとともに、今後も健康に十分留意され、その豊富な経験と知識をふるさと指宿の発展のために生かして下さるようお願い申し上げます。ありがとうございました。

この際、市長から発言の申出がありましたので、発言を許可いたします。

△ 市長挨拶

○市長（打越明司） 令和8年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

去る1月25日に行われました市議会議員選挙によって6名の新しく議席を得られた皆さんが

加わり、議会の顔ぶれも新たになって、2月20日に開会されました令和8年第1回指宿市議会定例会も、本日をもって最終日を迎えることになりました。今議会に提出いたしました案件につきましては、本会議並びに各常任委員会におかれまして、それぞれ慎重でかつ活発な審議を尽くしていただき、全ての議案につきまして議決を賜りましたことに、まずもって厚く御礼を申し上げます。

また、審議の過程で賜りました御意見、御助言等につきましては、真摯に受け止め、今後の市政運営について生かしてまいりたいと考えております。

さて、いよいよ令和8年度が始まります。今年是指宿市市政誕生20周年という大きな節目の年であります。施政方針でも述べましたが、これまで一期4年間の取組を基本にしながらい、指宿をもっと前という思いで、新たな一步を力強く踏み出してまいりたいと思っております。そして、10年後はもっと稼げる町に、20年後は1番住みやすい町に、30年後は誰もが訪れてみたい町に指宿が育っていくように、まずはこの1年間、力いっぱい取り組んでまいる所存であります。令和8年度におきましても、議員の皆様をはじめ市民の皆様方のより一層の御支援と御指導をお願い申し上げますとともに、議員の皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。令和8年第1回指宿市議会定例会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△ 閉議及び閉会

○議長（下川床泉） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和8年第1回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 下川床 泉

議 員 大 村 清 文

議 員 松 下 知 恵